

平成 1 2 年

小樽市議会会議録（ 3 ）

第 3 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成12年 第3回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 9月6日～9月27日(22日間)

月日(曜日)	本 会 議	委 員 会
9月 6日 (水)	提案説明等	
7日 (木)	休 会	
8日 (金)	"	
9日 (土)	"	
10日 (日)	"	
11日 (月)	会派代表質問	
12日 (火)	"	
13日 (水)	一般質問	予算・決算特別委員会
14日 (木)	休 会	市街地活性化特別委員会
15日 (金)	"	
16日 (土)	"	
17日 (日)	"	
18日 (月)	"	予算特別委員会
19日 (火)	"	"
20日 (水)	"	"
21日 (木)	"	"
22日 (金)	"	米空母行休け入港に関する調査特別委員会
23日 (土)	"	
24日 (日)	"	
25日 (月)	会期の延長等	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
26日 (火)	休 会	
27日 (水)	討論・採決等	

平成12年
小樽市議会
第3回定例会会議録目次

9月 6日(水曜日) 第1日目

1.出席議員.....	1
1.欠席議員.....	1
1.出席説明員.....	1
1.議事参与事務局職員.....	2
1.開 会.....	3
1.開 議.....	3
1.会議録署名議員の指名.....	3
1.日程第1 会期の決定.....	3
1.日程第2 議案第1号ないし第34号.....	3
市長提案説明(議1~32).....	3
提案説明(議33、34) 中島議員.....	8
1.日程第3 休会の決定.....	9
1.散 会.....	9

9月11日(月曜日) 第2日目

1.出席議員.....	11
1.欠席議員.....	11
1.出席説明員.....	11
1.議事参与事務局職員.....	12
1.開 議.....	13
1.会議録署名議員の指名.....	13
1.日程第1 議案第1号ないし第34号.....	13
会派代表質問 佐々木(勝)議員.....	13
会派代表質問 高橋議員.....	27
会派代表質問 松本(聖)議員.....	40
1.散 会.....	50

9月12日(火曜日) 第3日目

1. 出席議員.....	51
1. 欠席議員.....	51
1. 出席説明員.....	51
1. 議事参与事務局職員.....	52
1. 開 議.....	53
1. 会議録署名議員の指名.....	53
1. 日程第1 議案第1号ないし第34号.....	53
会派代表質問 高階議員.....	53
会派代表質問 成田議員.....	67
会派代表質問 北野議員.....	81
議事進行について 北野議員.....	101
1. 散 会.....	102

9月13日(水曜日) 第4日目

1. 出席議員.....	103
1. 欠席議員.....	103
1. 出席説明員.....	103
1. 議事参与事務局職員.....	104
1. 開 議.....	105
1. 会議録署名議員の指名.....	105
1. 日程第1 議案第1号ないし第34号.....	105
理事者から発言の申し出.....	105
一般質問 新谷議員.....	106
一般質問 大畠議員.....	121
一般質問 斉藤(陽)議員.....	129
一般質問 渡部議員.....	132
一般質問 久末議員.....	141
予算特別委員会設置・付託.....	148
決算特別委員会設置・付託.....	148
米空母キティホーク入港に関する調査特別委員会設置・付託.....	148
常任委員会付託.....	148

1 . 日程第 2 請願・陳情.....	148
米空母キティホーク入港に関する調査特別委員会付託.....	149
予算特別委員会付託.....	149
常任委員会付託.....	149
1 . 日程第 3 休会の決定.....	149
1 . 散 会.....	149

9月25日(月曜日) 第5日目

1 . 出席議員.....	151
1 . 欠席議員.....	151
1 . 出席説明員.....	151
1 . 議事参与事務局職員.....	152
1 . 開 議.....	153
1 . 会議録署名議員の指名.....	153
1 . 日程第 1 議員の辞職.....	153
1 . 日程第 2 市立病院調査特別委員の選任.....	153
1 . 日程第 3 陳情.....	153
常任委員会付託.....	153
1 . 日程第 4 会期の延長.....	153
1 . 日程第 5 休会の決定.....	153
1 . 散 会.....	153

9月27日(水曜日) 第6日目

1 . 出席議員.....	155
1 . 欠席議員.....	155
1 . 出席説明員.....	155
1 . 議事参与事務局職員.....	156
1 . 開 議.....	157
1 . 会議録署名議員の指名.....	157
1 . 日程第 1 議案第 1 号ないし第 3 4 号並びに請願、陳情、調査.....	157
予算特別委員長報告.....	157

議案第 1 号修正案の趣旨説明.....	161
討 論 北野議員.....	162
討 論 前田議員.....	163
討 論 高橋議員.....	164
討 論 佐々木（勝）議員.....	165
討 論 松本（聖）議員.....	166
採 決.....	166
決算特別委員長報告.....	167
採 決.....	167
米空母キティホーク入港に関する調査特別委員長報告.....	168
見楚谷議員.....	170
古沢議員.....	171
斉藤（陽）議員.....	172
渡部議員.....	173
斉藤（裕）議員.....	174
採 決.....	175
総務常任委員長報告.....	175
討 論 新谷議員.....	177
採 決.....	178
経済常任委員長報告.....	178
討 論 西脇議員.....	180
採 決.....	180
厚生常任委員長報告.....	181
討 論 中島議員.....	183
採 決.....	184
建設常任委員長報告.....	185
討 論 古沢議員.....	187
討 論 大畠議員.....	188
採 決.....	188
1．日程第 2 議案第 3 5 号及び第 3 6 号.....	189
市長提案説明.....	189
討 論 新谷議員.....	189
採 決.....	190
1．日程第 3 請願.....	191
常任委員会付託.....	191

閉会中継続審査.....	191
1. 日程第4 意見書案第1号ないし第9号及び決議案第1号.....	191
提案説明(意1~5) 西脇議員.....	191
討 論 高階議員.....	192
議事進行について 高階議員.....	194
採 決.....	195
1. 日程第5 緊急質問.....	195
北野議員.....	195
1. 閉 会.....	204

議 事 事 件 一 覧

議案

- 議案第 1 号 平成12年度小樽市一般会計補正予算
- 修正案第 1 号 平成12年度小樽市一般会計補正予算修正案
- 議案第 2 号 平成12年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第 3 号 平成12年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算
- 議案第 4 号 平成12年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計補正予算
- 議案第 5 号 平成12年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 6 号 平成12年度小樽市下水道事業会計補正予算
- 議案第 7 号 平成11年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8 号 平成11年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 9 号 平成11年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 10 号 平成11年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 11 号 平成11年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 12 号 平成11年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 13 号 平成11年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 14 号 平成11年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 15 号 平成11年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 16 号 平成11年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 17 号 平成11年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 18 号 平成11年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 19 号 平成11年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 20 号 平成11年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 21 号 平成11年度小樽市病院事業決算認定について
- 議案第 22 号 平成11年度小樽市水道事業決算認定について
- 議案第 23 号 平成11年度小樽市下水道事業決算認定について
- 議案第 24 号 平成11年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
- 議案第 25 号 小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 議案第 26 号 小樽市職員定数条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 27 号 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 28 号 小樽市旅費条例の一部を改正する条例案
- 議案第 29 号 小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第 30 号 小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第 31 号 住民訴訟に係る弁護士費用の公費負担について

- 議案第 32号 市道路線の認定について（明峰高校向通線）
- 議案第 33号 小樽市在宅介護サービス利用奨励手当支給条例案
- 議案第 34号 小樽市非核港湾条例案
- 議案第 35号 小樽市教育委員会委員の任命について
- 議案第 36号 小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

報告

- 報告第 1号 専決処分報告（破損事故に係る損害賠償額）
- 報告第 2号 専決処分報告（介助事故に係る損害賠償額）
- 報告第 3号 専決処分報告（破損事故に係る損害賠償額）
- 報告第 4号 専決処分報告（交通事故に係る損害賠償額）

意見書案

- 意見書案第 1号 消費税率の引き上げに反対する意見書（案）
- 意見書案第 2号 大型ゼネコンへの公金投入を見直し財政再建に取り組むことを求める意見書（案）
- 意見書案第 3号 「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書の検定を認めない意見書（案）
- 意見書案第 4号 泊原発3号機の建設に反対する意見書（案）
- 意見書案第 5号 70歳以上の高齢者の医療費負担の定率制導入に反対する意見書（案）
- 意見書案第 6号 道路整備の促進と財源確保等に関する意見書（案）
- 意見書案第 7号 北海道の地域性や様々な困難を抱えた生徒の実態をふまえ、地域の高校を守り発展させていくために「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を見直すことを求める意見書（案）
- 意見書案第 8号 自然エネルギー発電の促進を求める意見書（案）
- 意見書案第 9号 「あっせん利得罪法」の実効ある制定を求める意見書（案）

決議案

- 決議案第 1号 公職選挙法違反の謀略選挙根絶に関する決議案

請願

- 請願第 17号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 18号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 19号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について

- 請願第 2 0 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 2 1 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 2 2 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 2 3 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 2 4 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 2 5 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 2 6 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 2 7 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 2 8 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 2 9 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 3 0 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 3 1 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 3 2 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 3 3 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 3 4 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 3 5 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 3 6 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 3 7 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 3 8 号 米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について
- 請願第 3 9 号 重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反对方について

陳情

- 陳情第 4 1 号 松ヶ枝中学校通学路整備による安全確保方等について
- 陳情第 4 2 号 「小樽市中学校適正配置計画実施計画」延期方について
- 陳情第 4 3 号 花園銀座 3 丁目市道大通線の整備方について
- 陳情第 4 4 号 「小樽市中学校適正配置計画実施計画」白紙撤回方について
- 陳情第 4 5 号 米空母「キティホーク」小樽港入港反对方について
- 陳情第 4 6 号 天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について
- 陳情第 4 7 号 最上 1 丁目への公園建設方について
- 陳情第 4 8 号 「じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書」提出方について

平成12年 第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成12年9月6日

出席議員（34名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員（2名）

20番	佐久間潤子	22番	渡部智
-----	-------	-----	-----

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	小坂康平	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	須貝芳雄
総務部長	藤島豊	企画部長	高橋康彦
財政部長	鈴木忠昭	経済部長	木谷洋司
市民部長	藤田喜勝	福祉部長	田中昭雄
保健所長	山本稔	環境部長	大津寅彦

土木部長 松村光男
港湾部長 兵藤公雄
消防長 多賀俊春
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 磯谷揚一
財政部財政課長 貞原正夫

建築都市部長 山下勝広
小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村誠
監査委員
事務局長 内藤洋
総務部秘書課長 長川修三

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 片岡義一
調査係長 渡辺章
書記 丸田健太郎
書記 斉藤繁幸
書記 大門義雄

事務局次長 須貝則彦
議事係長 佐藤誠一
書記 木谷久美子
書記 牧野優子
書記 中崎岳史

開会 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより平成12年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に横田久俊議員、高橋克幸議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から9月25日までの20日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第34号」を一括議題とし、まず議案第1号ないし第32号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第6号までの平成12年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、緑及びパークシティ幸町会の町内会館建設などに対する助成金、都市計画マスタープラン策定に係る推進経費、菁園中学校の改築に係る地質調査等の委託料などを計上したほか、平成11年度決算における剰余金の一部を財政調整基金に積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、前年度繰越金のほか、それぞれ歳出に対応する国・道支出金、寄付金及び市債を計上し、あわせて減債基金繰入金に係る所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は6億6,942万1,000円の増となり、財政規模は730億317万9,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計につきましては、港湾整備事業では、港町埠頭に建設予定の上屋の基礎工事費のほか、債務負担行為として建築本體工事費などを計上し、中央通地区土地区画整理事業では、年度内に支出が終わらない見込みの移転補償費を繰越明許費とするとともに、下水道事業では、中央下水終末処理場の自家発電設備等の工事費を計上いたしました。

次に、議案第7号から議案第24号までの平成11年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額777億368万1,740円に対し、歳出総額は767億3,468万466円となり、9億6,900万1,274円の剰余金を生じ、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は9億5,170万1,274円の黒字となりましたので、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。また、平成10年度の繰越金を考慮した単年度収支では5億9,052万5,294円、繰上償還額を考慮した実質単年度収支では5億9,795万4,728円のそれぞれ黒字となりました。

平成11年度の決算の特徴といたしまして、歳入につきましては、平成10年度に対しまして市税が0.2%の微増に

とどまりましたが、これは固定資産税が2.8%、都市計画税が3.4%それぞれ増となったものの、市民税が個人市民税の減などにより4.6%減となったことなどによるものです。

地方交付税につきましては、普通交付税が8.5%、特別交付税が5.0%それぞれ増となり、総額で8.3%の増となりました。

国庫支出金につきましては、介護保険円滑導入臨時特例交付金、地域振興券交付事業費補助金の増などにより8.1%の増となり、道支出金につきましては、塩谷漁港関連道整備事業費委託金、コミュニティ施設取得費補助金の増などにより6.2%の増となり、財産収入につきましては、土地売却収入の減などにより45.6%の減となり、市債につきましては、廃棄物処理施設整備事業債の減などにより6.3%の減となりました。

一方、歳出につきましては、平成10年度に対しまして人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費の構成比が公債費の増などにより1.6ポイント上昇し、45.9%となりました。

そのほか、積立金は、介護保険円滑導入基金、まちづくり事業資金基金などへの積み立てにより大幅な増となり、普通建設事業費は、廃棄物処理施設建設事業費、港湾改修事業費の減などにより23.6%の減となりました。

経常収支比率につきましては、普通交付税の増などにより前年度と比較して3.4ポイント改善し、93.3%となりましたが、公債費比率につきましては0.5ポイント増の17.8%となり、後年度負担となる市債残高は約17億2,467万円増の約663億8,201万円となりました。

このように、財政状況は一部に改善が見られるものの、普通交付税の一時的な増によるところも大きく、今後の公債費の増加などを勘案すると、依然として大変厳しいものがあると考えており、今後とも財政運営の一層の健全化に向け、さらに努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、平成11年度において実施した事業について、「21世紀プラン」における施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育文化に係る「はぐくみ 文化・創造プラン」といたしましては、朝里中学校の大規模改造、花園小学校の校舎暖房設備改修、新光調理場の施設改修、スクールカウンセラーの配置などのほか、社会教育におきましては、手宮公園競技場整備事業、美術館開館20周年事業などを実施いたしました。

市民福祉に係る「ふれあい 福祉・安心プラン」といたしましては、いなきたコミュニティセンター、在宅介護支援センター「あけぼの」の開設をはじめ、平成12年度からの介護保険制度の実施を前に、要介護認定などの作業に着手いたしました。

生活環境に係る「うるおい 生活・快適プラン」といたしましては、上赤岩道線などの道路改良事業、長橋線などの街路事業や街区公園の整備などを実施いたしました。また、平成9年度から桃内地区で建設を進めてまいりました廃棄物最終処分場が完成し、本年7月から本格的に供用を開始いたしました。

産業振興に係る「ゆたかさ 産業・活力プラン」といたしましては、観光客動態調査などを実施するとともに、活力ある商店街づくり推進事業、農業元気づくり事業、船揚場整備事業などに対して助成をいたしました。

都市基盤に係る「にぎわい 都市・形成プラン」といたしましては、歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景事業への補助・貸し付けなどを行うとともに、港湾整備につきましては、小樽港縦貫線の整備のほか、手宮・北浜岸壁改良工事などを継続して実施いたしました。また、稲北地区で進められてまいりました市街地再開発事業に対して、最終年度の補助金を交付いたしました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

歳入につきましては、地方消費税交付金で約2億1,952万円、地方交付税で約1億8,603万円それぞれ増収となりましたが、国庫支出金で約5億7,601万円、道支出金で約1億1,663万円、繰入金で約3億9,848万円、諸収入で約15億430万円それぞれ減収となり、歳入総額では約25億1,902万円の減収となりましたが、このうち約5億6,156万円は繰越事業の財源として12年度に収入される予定となっております。

歳出につきましては、約29億916万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費が生活保護費の減などにより約4億4,578万円、商工費が貸付金の減などにより約9億374万円、諸支出金が国民健康保険事業会計貸付金の減などにより約4億7,995万円となっております。

次に、特別会計について説明申し上げます。

まず、港湾整備事業につきましては、歳入総額17億5,719万3,298円に対し、歳出総額17億4,976万313円となり、差し引き743万2,985円の剰余金を生じ、公共上屋内部改良事業などのほか、中央地区再開発事業を引き続き実施いたしました。

青果物卸売市場事業につきましては、歳入・歳出総額ともに9,482万9,331円となり、平成10年度に比較して、取扱量は1.4%減の2万4,699トン、取扱額は13.9%減の48億8,544万円となりました。

水産物卸売市場事業につきましては、歳入・歳出総額ともに4,326万6,186円となり、平成10年度に比較して、取扱量は17.3%減の5万4,201トン、取扱額は3.7%減の37億9,392万円となりました。

国民健康保険事業につきましては、保険料収納率向上対策や、医療費の適正化等を図るため各種保健事業の推進に努めたところでありますが、収支状況は依然として厳しく、一般会計より財政原則の特例として国保財政安定化支援事業分に加え、2億5,000万円の繰り入れを行ったものの、約2億11万円の単年度収支不足額が生じることとなり、これを一般会計からの借入金により措置し、決算を了したものであります。

この結果、決算規模は歳入・歳出総額ともに182億179万2,872円となり、実質的な単年度収支不足額を加えた平成11年度末の実質累積収支不足額は32億1,991万336円となりました。

交通災害共済事業につきましては、歳入・歳出総額ともに1,707万8,521円となりました。なお、平成10年度に比較して、平成11年度末の加入者数は3.0%減の3万5,191人となり、加入率も23.2%と0.4ポイント下回りました。

土地取得事業につきましては、公共用地の取得・売り払いはなく、歳入・歳出総額ともに92万8,378円となりました。

駐車場事業につきましては、歳入総額6,271万3,467円に対し、歳出総額6,247万4,924円となり、差し引き23万8,543円の剰余金を生じました。

老人保健事業につきましては、歳入総額266億1,812万8,129円に対し、歳出総額266億7,483万6,796円となり、5,670万8,667円の歳入不足を生じましたが、これを平成12年度の歳入の繰上充用により措置し、決算を了しました。なお、平成10年度に比較して、医療給付費は7.1%増の264億2,427万4,547円となりました。

住宅事業につきましては、歳入総額24億6,385万1,588円に対し、歳出総額24億6,094万388円となり、差し引き291万1,200円を繰越事業の財源として繰り越しました。平成11年度には桜E団地2号棟を完成させ、稲穂北団地を取得するとともに、入船団地の建設に着手いたしました。

簡易水道事業につきましては、歳入・歳出総額ともに1億1,486万6,642円で、主に樽川浄水場の維持管理などを実施いたしました。

中央通地区土地区画整理事業につきましては、移転補償件数の増加などにより、歳入総額は19億6,843万339円、歳出総額は19億4,966万9,239円と、いずれも前年度を大きく上回り、差し引き1,876万1,100円を繰越事業の財源として繰り越しました。

小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、歳入・歳出総額ともに3億6,143万4,902円となりました。

物品調達事業につきましては、歳入・歳出総額ともに1,649万7,790円となり、共通物品の効率的な調達に努めたところであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、小樽病院において夜間勤務等看護加算を取得するなどの経営改善方策を図りましたが、年度末資金不足額は6億6,834万8,455円で、経営状況は依然として厳しいものとなっており、経営の健全化に向け、より一層努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は患者1人当たりの単価の伸びによる入院収益の増などにより9,415万1,625円の増収となり、支出では管理経費、給与費、材料費などで1億3,524万9,277円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減により1,610万円の減収となり、支出では建設改良費などで545万292円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収入総額109億9,575万5,353円に対し、支出総額118億4,601万6,547円となり、差し引き8億5,026万1,194円の当年度純損失を生じました。

また、当年度未処理欠損金は70億1,915万7,966円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、給水収益は予定を上回り、維持管理費などの経費節減に努めた結果、平成11年度においても単年度で純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などで9,203万3,929円の増収となり、支出では維持管理費及び支払利息などで9,766万7,454円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減などで144万1,250円の減収となり、支出では建設改良費などで302万4,943円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収入総額35億8,216万1,708円に対し、支出総額は34億2,668万8,498円となり、差し引き1億5,547万3,210円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処理欠損金は18億5,367万6,394円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

下水道事業につきましては、公衆衛生の向上と生活環境の整備を図るため、長期的な展望に立った事業の推進に努めている中、下水道使用料は予定を上回りましたが、一般会計からの多額の繰入金により資金収支を保つ依然と

して厳しい経営状況となっておりますので、効率的な事業の執行及び管理経費の節減など、より一層努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料などの増により6,884万2,812円の増となり、支出では維持管理費、支払利息などで2,652万7,111円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債、国庫補助金、貸付回収金などの減により3億4,925万3,225円の減収となり、支出では建設改良費、貸付金などの減により1億8,644万4,922円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収入総額42億1,323万8,917円に対し、支出総額は47億3,074万5,852円となり、差し引き5億1,750万6,935円の当年度純損失を生じました。

また、当年度未処理欠損金は112億6,980万7,776円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、建設工事などから排出される瓦れき類、木くず及び建設残土の処分量及び処分手数料が昨年度を下回る結果となりましたが、経費の節減に努めた結果、昨年度を上回る単年度での純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は2,814万3,065円の増収となり、支出では1,171万5,119円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、支出で建設改良費の減などにより3,503万7,890円の不用額を生じました。なお、平成10年度から2カ年の継続事業で実施してまいりました建設残土処分地建設事業が完工いたしました。

次に、損益計算書におきましては、収入総額1億8,974万9,064円に対し、支出総額1億3,261万8,821円となり、差し引き5,713万243円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処分利益剰余金3億789万7,997円のうち、1億4,000万円を減債積立金とし、5,121万6,157円を建設改良積立金として、残額を翌年度繰越利益剰余金としてそれぞれ処分する予定であります。

次に、議案第25号から議案第32号について説明申し上げます。

議案第25号 事務分掌条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険料の徴収事務の一部を市民部の所管とするものであります。

議案第26号 職員定数条例等の一部を改正する条例案につきましては、社会福祉事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の有給休暇の付与単位として新たに時間制を設けるものであります。

議案第28号 旅費条例の一部を改正する条例案につきましては、道内の日帰り旅行における日当の額を改定するものであります。

議案第29号 山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、蘭越町が実施した地籍調査に伴い、基金に属する山林の地積等を変更するものであります。

議案第30号 市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、平成13年度をもって石山中学校、東山中学校及び住吉中学校を廃止するものであります。

議案第31号 住民訴訟に係る弁護士費用の公費負担につきましては、ドリームビーチに係る損害賠償請求事件において、地方自治法第242条の2第8項の規定により弁護士費用を負担するものであります。

議案第32号 市道路線の認定につきましては、明峰高校向通線を新たに市道として認定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、去る9月4日に開催されました市街地活性化特別委員会におきまして、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例施行規則に反する事務処理を行ったことが判明しました。このことにつきましては、議会をはじめ関係の皆様にお迷惑をおかけいたしました。まことに遺憾であり、深くおわびを申し上げます。今後、かかることのないよう、職員に対し指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（松田日出男） 次に、議案第33号及び第34号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 10番、中島麗子議員。

（10番 中島麗子議員登壇）（拍手）

10番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、議案第33号ないし第34号について提案説明を行います。

議案第33号は、今年4月から開始された介護保険制度の実施に当たり、介護サービス利用者に対して奨励手当金を支給し、市民の負担を軽減し、もって介護福祉施策の充実を図ろうとするものです。

介護保険が開始されてから、「利用料が高くて必要な介護が受けられない」、「今まで受けていたサービスを減らした」と、1割の利用料が大きな問題になっています。介護保険は介護のためにつくられたものにもかかわらず、その介護保険のために介護が受けられないという矛盾が出ています。こういう状況を放置して、10月から年金天引きの保険料徴収が始まると、一層深刻な事態が生じることは十分想定されます。

本条例案は、介護保険の本旨である在宅介護の利用拡大を推進し、だれもが在宅に必要なサービスを安心して受けられるようにするためのものです。

第3条で支給対象者を要介護3、4、5の認定者に限定したのは、介護度が高くなると利用料金が高くなるため、経済的な理由で必要なサービスを手控える実態があるためです。これらの負担の軽減を図ることは急務です。

第4条で奨励手当の支給額を月額1万円と設定したのは、対象となる要介護3ないし要介護5の中間の要介護4では、1カ月のサービスを限度額いっぱい利用すると、利用料は3万1,050円で、その3分の1の1万円とすることがおおむね妥当だと考えたからです。

本市の在宅の要介護3ないし5の認定者は平成12年6月末現在で約460人であり、これらに必要な財源は月額460万円程度、今年度の必要額は10月からの支給では2,760万円程度になります。

第6条の2で年2回の支給としたのは、事務量の煩雑を考慮したこと。さらに、所得制限を設けなかったのは、市民がひとしく必要なサービスを受ける権利を有するためです。

附則で実施を平成12年10月1日に設定したのは、10月から介護保険料の徴収が開始され、経済的負担が大きくなり、一層のサービス利用の抑制が懸念されるためです。

次に、議案第34号 小樽市非核港湾条例案について説明します。

小樽市議会が1982年6月28日、「核兵器廃絶平和都市宣言」をしてから18年が経過し、この間、小樽市として映

画の上映やポスター展など平和事業に取り組んできました。

近年、国連総会では核兵器廃絶を求める決議が圧倒的多数で採決されています。また、特定の国々だけの核兵器独占体制を保障しているNPTの会議でも、核兵器の完全廃止を達成するという核兵器国の明確な約束をすべての核保有国も含めて合意されており、まさに核兵器廃絶は世界の流れです。

しかし、今なお地球上には3万発以上の核兵器が存在し、人類に重大な脅威を与えています。ロシアやアメリカでは未臨界核実験が繰り返され、新たな核兵器拡散の動きも出ています。日本は世界で唯一の被爆国として、核兵器のない平和な21世紀をつくる重大な責務を果たすことが求められています。小樽市もまた世界に開かれた国際観光都市として、平和の営みを一層発展させることが求められています。

1960年、日米安保条約の改定以来、小樽港への外国艦船の寄港は現在まで60隻を超え、1997年9月5日、全国の民間港で初めて米空母「インディペンデンス」が入港し、市民の大きな反対運動があったことは皆さん御承知のとおりです。今年の10月中旬には、神奈川県横須賀港を母港とする米海軍第7艦隊の空母「キティホーク」が小樽港寄港を計画していることが明らかになりました。

日本は、「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を政策として、これらの艦船の寄港時には核兵器の搭載について確認を行っていますが、大変疑わしい事態があります。政府も小樽市も、「核持ち込みの事前協議の申し入れがない以上、核持ち込みはないと信じる」という態度です。しかし、これまでの数々の米政府関係者の発言や公文書では日本への米国の核持ち込みが明らかになっており、最近の国会質問では日米間の核兵器の持ち込みを認める核密約の存在も明らかになっています。

本条例案は、「核兵器廃絶平和都市宣言」を一層発展させるために、小樽の港に寄港するすべての外国艦船に対して、核兵器を積載していない証明書の提出を求めるものです。

すべての会派の皆さんの賛成をお願いして、提案説明を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。議案調査のため、明9月7日から9月10日までの4日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時34分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議 員 横 田 久 俊

議 員 高 橋 克 幸

平成12年 第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成12年9月11日

出席議員（35名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	27番	岡本一美
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

20番 佐久間潤子

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	小坂康平	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	須貝芳雄
総務部長	藤島豊	企画部長	高橋康彦
財政部長	鈴木忠昭	経済部長	木谷洋司
市民部長	藤田喜勝	福祉部長	田中昭雄

保健所長 山本 稔
土木部長 松村 光男
港湾部長 兵藤 公雄
消防長 多賀 俊春
社会教育部長 池田 克之
総務部総務課長 磯谷 揚一
財政部財政課長 貞原 正夫

環境部長 大津 寅彦
建築都市部長 山下 勝広
小樽病院
事務局長 高木 成一
学校教育部長 奥村 誠
監査委員
事務局長 内藤 洋
総務部秘書課長 長川 修三

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷 富夫
庶務係長 片岡 義一
調査係長 渡辺 章
書記 丸田 健太郎
書記 斉藤 繁幸
書記 大門 義雄

事務局次長 須貝 則彦
議事係長 佐藤 誠一
書記 木谷 久美子
書記 牧野 優子
書記 中崎 岳史

開議 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に渡部智議員、斉藤陽一良議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号」を一括議題といたします。

これより質疑及び一般質問を一括し、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 21番、佐々木勝利議員。

（21番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

21番（佐々木勝利議員） 21世紀まであと4カ月、20世紀最後の2000年第3回定例市議会に当たり、民主党・市民連合を代表して市長並びに教育長、関係理事者に質問いたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

1つは、「市長への手紙」についてであります。

市長は、行政と市民がまちづくりのよきパートナーシップの関係を保つ大切さを訴え、「市長への手紙」の取り組みを継続して実施することを明らかにし、既に「広報おたる」を通して所定の用紙を各家庭に配布して実行しているところです。

市民の声に直接耳を傾け、市政に反映していく努力については高く評価するものです。しかし、市民の中には、どのようにこの手紙が扱われ、どのように取り組まれ、どう結論づけたのか、また、どう結論づけていくのかわからず、「通り一遍の行政答弁に終わっている」との指摘や不満が残っていることも聞きます。それだけに、取り組むからには誠意を持って対応しなければならないと思います。改めて「市長への手紙」に取り組んできた市長の率直な実感と、続けるに当たっての考えをお聞かせください。

2つ目は、今問題になりました米空母「キティホーク」小樽入港についてであります。

先ほどの「市長への手紙」に感じたように、そんな思いをしているさなか、この10月13日から16日までの間、米艦空母「キティホーク」が小樽港に入港する予定がされていることを知りました。この米艦は、1997年9月に入港したあの米空母「インディペンデンス」の後継艦で、米国の砲艦外交を象徴する、いわゆる「動く大量殺りく兵器」とまで言われている巨大軍艦であります。

市民は忘れてはいません。1997年9月の「インディペンデンス」小樽港入港、混乱とさまざまな問題を残しました。そこでお聞きしますが、市としては、この「インディペンデンス」小樽港入港のことでしっかりと総括されていると思いますが、この機会に市民に明らかにしてください。

多くの市民、勤労者は小樽港が商業港、観光都市としてさらに発展することを願っており、だれ一人として小樽港が「軍港化」されることを望んではいないと思います。小樽市長として平和を願う多くの市民、勤労者の声を真摯に受け止め、米空母「キティホーク」の小樽港への入港を許可しないよう強く要請を受けていると思います。市長は米空母「キティホーク」小樽港入港については、これまでの市民感情や手順、手続、核搭載の有無などを含めて今後どう対処しようとしているのか、この機会にお聞かせください。

また、米艦がここ立って続けに小樽港に入港している事実と、小樽市の「核兵器廃絶平和都市宣言」、そして「小

樽港を軍港化しない」、そういう意味での市長のいわゆる公約の実現とどう整合性を図っていくつもりなのか、お考えをお聞かせください。拒否する勇気ある早い決断を望みます。

次に、財政問題であります。

昨今、地方財政は年々悪化し、東京都さえも「財政危機宣言」を出すに至り、自治体への信頼が大きく揺らいでいます。そんな中、いわゆる「政策評価システム」の導入とは若干角度を異にし、自治体の努力を格付けしようという動きが出ています。

財政危機は、多分に外的環境によって引き起こされているのも事実です。しかし、いつまでも言いわけをしていては、らちが明かないと思います。自治体みずからの改善努力がぜひ必要なときに来ているのではないのでしょうか。このねらいは、内部からの自助努力に期待するだけでなく、外部から格付けしようという、いわば「通信簿」をつけて、それを活用し、自助努力を促そうというのがねらいです。

自治体の行政活動は言うまでもなく、住民の福祉の増進を目的に行われています。しかし、住民の要求は多岐にわたり、財政難のもとではなかなかこたえられません。しかも、国からの委任された事務も多く、自治体そのものの裁量でできる仕事は限られていると思います。特に税収の少ない市町村では、地方分権といっても、県や国に頼らなければ何もできないシステムになっているのが現状ではないでしょうか。

しかし、だからといって、このままでよいとするわけにはまいりません。自治体の仕事は、住民生活に不可欠な上・下水道、教育、消防などなどに加え、環境保全、少子・高齢化対策、地域の活性化など、住民が豊かに暮らすために重要なものばかりです。いましばらくは地方財政の改善がなかなか期待どおりにいかない中では、何が重要なのかを考えてみる必要があると思います。それは自治体のやる意欲と工夫が必要ではないかと思います。それが今求められているのではないのでしょうか。

住民は、「財源がない」「予算がない」、はたまた「国の仕事で手いっぱい」というような言いわけは聞きあきれていると思います。お役所仕事のイメージも払拭されていないと感じる人が多いと思います。

そこで、今盛んに言われている、財源がなければ民間資金を導入するPFI（公共事業の民営化）を検討し、人手がなければボランティアやNPOに協力を要請するなり組織化するなりの努力が必要だと指摘されております。工夫もしないで弁解ばかりしている自治体と知恵やアイデアで住民にこたえている自治体の違いは、きちんと評価されるべきです。国などの補助金や財源が豊かだからできる成果ではなく、できるだけ自治体の能動的な施策による成果を見て、その自治体の自助努力や創意工夫が正しく評価されるものでなければならぬと思います。そのような観点で、本市の行財政の現状について何点が質問いたします。

1999年度（平成11年度）決算がまとまり、明らかになりました。これまでも予算のことについては「大変わかりづらい」という指摘がされておりますが、大事なことは、市民にわかりやすく市の台所事情を明らかにしていくことだと思えます。その観点でお聞きします。

一般会計の決算の概要として、1999年度（平成11年度）の一般会計歳入総額は777億368万円、前年度に比べて15億2,823万円の2%増。一方、歳出総額は767億3,468万円、前年度に比べて11億9,067万円の1.6%増となっています。この歳入と歳出の決算額には9億6,900万円の差が生じ、この分だけ黒字です。しかし、昨年度からの繰越金や翌年度への繰り越した事業のための財源を差し引いた1999年度（平成11年度）だけの単年度収支では5億9,053万円の黒字になりました。これまで6年間続いた赤字が黒字に転じたその要因は何か。さらに、今後の見

通しについてお聞かせください。

次に、2つ目の特別会計決算の概要として、港湾整備事業など13の特別会計の歳入総額は517億2,101万円、歳出総額は517億4,838万円で、2,737万円の赤字となっています。この特別会計での赤字の要因と、国保（国民健康保険）会計の累積赤字の大きな要因と、今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、3つ目の企業会計決算の概要として、病院会計など4つの企業会計の総収入額は262億479万円、総支出額は303億2,854万円となり、一般会計から35億8,731万円を繰り出し、補うことになりました。その内訳と病院会計の累積赤字の解消と今後の見通しについてお聞かせください。

次に、財政構造の現状について、その何点かについて質問いたします。

まず、自主財源（市税、分担金、負担金、諸収入、使用料、手数料など）と依存財源（地方交付税、国庫支出金、市債、道支出金）との関係で、1999年度（平成11年度）の実績とここ3年間の推移、動き、変化についてお聞かせください。

次に、自主財源の主要な市税について、その内訳と市民1人当たりの市税の負担を全道主要都市との比較でお聞かせください。またあわせて、市民1人当たりに使われた予算はどのくらいになるのか、全道比較の中でお聞かせください。

この項の最後になりますが、1999年度（平成11年度）決算を踏まえ、小樽市の財政の特徴、いわば長所や短所、そして課題、努力しなければならない点についてどう認識しているか、お聞かせください。

次に、2000年度（平成12年度）3定補正予算から2つお伺いいたします。

1つ目は、活力ある商店街づくり推進事業のうち、いきいき市場づくり推進事業についてであります。

市場は、地域の消費者の台所として市民の食生活を支える役割を果たしてきましたが、近年の市場を取り巻く環境の厳しさから、売り上げの減少とともに空き小間が多数発生し、平成12年6月現在、主要10市場366小間で78の空き小間率21.2%、売り上げについても前年比2ないし3割減となっているのが実態です。これは全国的に衰退傾向にあるようであります。

そんな状況の中、市内にある9つの小売市場（三角市場、中央小売市場、入船市場、第一入船市場、南樽市場、新南樽市場、妙見市場、手宮市場と鱗友市場）が会員となって、平成12年6月16日に「小樽市連合会」が結成されました。対面販売の楽しさが市場の売り物。市場の魅力を高めることができるか、期待の持たれるところです。

そこで、これまでの市場の振興について何点かお伺いしておきます。これまでのソフト面・ハード面の対策について、その実績と成果をお示しください。そして、いきいき市場づくり推進事業について、その目的、方法、予算、事業についてお示しください。

最後に、今後の課題とその対策について、商業の活性化にどうつなげていく考えか、お聞かせください。

次に、2つ目は、学校関係にかかわる補正予算について質問いたします。

これまでも小樽市の教育環境の充実を図ることの重要性については指摘されてきておりますが、とりわけ小中学校の施設設備の充実を図ることは強く望まれているところです。今回、校舎等施設設備費、校舎一部改修工事として2,300万円が計上されました。この事業の内容とその内訳をお示しください。

「学校適正配置計画」との関連で出された予算であるだけに注目されるところです。ゆとりある教育環境がつけられるのか、また、それを十分配慮した整備内容になっていくのか、お聞かせください。とかく学校現場の整備と

なると、予算の関係ということで、後に問題、課題を残すことが多くなりがちです。十分学校現場の意見を聞いて取り組まなければなりません。

また、学校現場の実態を十分把握していかなければならないと思いますが、トラブルは決して許されません。慎重でなければならないと思います。市教委の受け止めと考え方をお聞かせください。

次に、中学校建設費、菁園中学校新校舎建築費 2,000万円が計上されましたが、この事業内容とその内訳をお示してください。新校舎にかかわる事業だけに、事前、事後まで見通した事業でなければなりません。要望、意見も多くなると思います。この事業を進めるに当たっての市教委の受け止めと考え方をお聞かせください。

この項の最後になりますが、残された他校との関係ではどのように取り組む考えなのか、お聞かせください。

次に、介護保険の問題点についてお伺いいたします。

介護保険制度が動き出して5カ月、小樽市の要介護者等の見込みとの比較でお尋ねしますが、平成12年度は要介護が4,190人と聞き、要支援が614人と見込みに対して、8月末時点でのそれぞれの変化についてお知らせください。また、直近の全国状況との比較で小樽市の実態はどうなっているのでしょうか。

次に、認定結果に関する苦情について、また第1次認定と第2次認定の変更の状況についてもお知らせください。

このたび厚生省は、介護保険制度でどの程度の介護サービスが必要かを判定する仕組みについて、1次判定結果が2次判定で変更になった事例集を作成し、全国の市町村に配付したとのことです。コンピュータによる1次判定は、痴呆の症状がある高齢者に対して介護が必要な度合いが低く出る傾向があるなどの問題が指摘されており、専門家などで審査する2次判定の重要性が増している中、2次判定についての明確な基準がないために作成されたものと聞いております。市はどのようにこれを受け止め、今後の活用方についてお知らせください。

介護保険制度発足から5カ月を経過し、ここに来て介護の現場からは、日常生活の手助けをしてもらう家事援助の利用者が、ホームヘルパーに介護とは無関係の家族の衣類の洗濯や庭の草むしり、ペットの世話などをするケースや、「家事援助」が排せつや入浴、食事の世話をする「身体介護」の利用者を上回る傾向にあると聞きます。小樽市の実態とあわせて、その理由をお聞かせください。

4月に導入した介護保険制度の本格的な見直し作業に入り、制度の運用面の改善に取り組む動きが出ているようですが、半年間凍結している65歳以上の保険料がこの10月から半額徴収されるのを前に、利用者や事業者の不満を和らげるのがねらいのようにも見えますが、こうした動きの背景と市の受け止めについてお聞かせください。

10月から65歳以上の介護保険料の半額徴収を目の前にして、高齢者の保険料徴収の理解が一向に進んでいない。これを裏づけるように、自治体には保険料納入通知書を受け取った高齢者からの問い合わせが、また相談が殺到しているという状況が聞かれます。「制度を運用する市町村は、高齢者の視点に立って改めて周知徹底を図る必要がある」と指摘されています。「介護保険にとって、制度スタートの4月に続き、高齢者がサービス内容を反映した保険料を負担するこの10月を真のスタートと位置づけることが大切である」と指摘されております。にもかかわらず、その仕組みが高齢者に十分理解されていない現状ではないでしょうか。小樽市の状況と今後の具体的手だて、善後策をお聞かせください。

次は、環境問題についてです。テーマは「目指せ日本一」。

まず、ダイオキシン対策についてお伺いいたします。

各地のごみ焼却場からダイオキシンの発生が深刻な問題となっています。その原因はというと、代表的有機塩素化合物である塩化ビニールを原料としたプラスチック製品を焼却する、そのものであったからであるということがわかっています。私たちの生活の中にプラスチック製品があふれていますが、これをどう廃棄すべきかが全く検討されないで開発され続けてきたのが、今そのツゲが回っているのではないかと。

昨年、1999年2月の所沢野菜報道以来、政府は「ダイオキシン対策関係閣僚会議」を設置し、早急な対策が講じられていくように見えますが、ダイオキシンの発生の9割を占めると言われる廃棄物焼却施設への対策は、「ごみ処理の広域化の推進」など、燃やし方の工夫ばかりで対応しようとしているように見受けられます。焼却炉にお金をかけるより、まず塩ビを燃やさないことから始めるべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

塩ビは、「つくって水俣病、使って環境ホルモン、捨ててダイオキシン」と言われます。ダイオキシン問題を根本的に解決するには、ごみの質、ごみになる製品の素材から変えていく必要があります。「脱塩ビ」は世界の潮流です。

環境庁が昨年9月に発表した1998年度ダイオキシン類一斉調査の結果で、小樽市真栄地区の大気汚染値が全国最悪の1立方メートル当たり1.8ピコグラムと発表され、全国ワーストワンを記録したニュースが全国に流されました。ちなみに、2番は埼玉県熊谷市の1.4ピコグラム、3番は静岡市の1.1ピコグラム、4番は愛知県半田市の0.86ピコグラム、そして5番目は千葉県松戸市の0.84ピコグラムです。小樽市民はびっくりし、ショックも受けました。その後、市はどのような対応をしてきたのか。また、その結果についてお聞かせください。

今後このことを機会に、ダイオキシン対策日本一と全国に発信できるぐらいの取り組みを考えていくべきと考えます。市長の決意をお聞かせください。

次に、ごみの減量化についてです。

今年7月からスタートした全市一斉資源ごみの分別収集について何点が質問いたします。素材を繰り返し使うのがリサイクル、製品を繰り返して使うのが再利用です。その上で、小樽市の場合、缶、その一部、瓶、その一部、ペットボトル、紙パックの4品目をリサイクルの対象にした理由、その実績と効果についてお知らせください。そして、それ以外の資源物についての今後の取り扱いについてもお聞かせください。

公募した標語の中に「ごみ減量 みんなの知恵の見せどころ」「生きるごみ 活かせるごみの再利用」。さらなるごみの減量化についての考えとその具体的対策についてお聞かせください。

最後に、小樽の高校の現状、公立高校間口問題についてお伺いいたします。

小樽の高校の現状は恵まれておらず、早急に改善しなければなりません。しかし、小樽では、これからの生徒減、財政難、私立高校の存在などを口実に公立高校の間口を削減される状況です。生徒数の減少は大きな問題ととらえがちですが、しかし、このようなときこそ機械的に間口や定員総数を減らすのではなく、その地区に即した「適正配置計画」を北海道独自だけでも踏み切っていくべきです。また、学科転換などを含めて学科間の比率を考え直す、さらに私立高校への補助の強化など、高校の現状を改善していく大切な機会であると言えます。

小樽の子供たちの教育環境をよくしていくために、保護者を含む市民、関係者が知恵を出して地域の高校教育をつくり出していく必要があります。また、その時期に来ていると思います。市教委はこの小樽の高校の現状についてどう認識しているのか、教育長の見解をお聞かせください。

9月6日、道教委は2001年度の「公立高校適正配置計画案」を発表しました。それによりますと、後志第一学区では小樽桜陽高校普通科1間口減、余市高校園芸科1間口減というものです。小樽市は2000年度、小樽潮陵高校1間口減、小樽商業高校1間口減に続く削減につながります。97年度まで9年連続の削減に続く削減ということで、決して認められる内容ではありません。これまでの経過からして、思いは皆同じだと思います。ここに至る経緯と市教委としての受け止めについての考えをお聞かせください。また、今後どうするのか、今後の対応、対策について市教委の考えをお聞かせください。

再質問を留保して質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

最初に、「市長への手紙」についてであります。昨年8月から今年の3月末まで「市長への手紙」を実施いたしました。多数の提言、要望等をいただきました。手紙には私が直接目を通し、市の考え方なども含め、署名の上回答させていただいたところです。

その内容につきましては、生活環境、市民福祉、教育文化など広範囲にわたり、市民の皆さんの小樽を思う心や地域の発展を願っていること、あるいは身近なことで大変苦労されていることなどが強く伝わってきました。私も実施してよかったという強い実感を持っているところです。

今年も8月15日から実施しておりますが、ふだんなかなか目が届かない街の状況とか市民の皆さんの考え方を直接知る上で大変参考になっており、また市の考え方などを理解していただく貴重な機会ともなっております。今後ともまちづくりのパートナーシップの関係を保つことが大切であり、市民の声を市政に生かしてまいりたいと考えております。

次に、米空母「キティホーク」の小樽寄港計画について何点かお尋ねがありました。

まず、平成9年の「インディペンデンス」の入港状況についてであります。9月5日から9月9日までの入港中、早朝・夜間等を除いた見学者数が約36万人とされ、これらの見学者の警備対応には職員を延べ1,000人動員しております。また、見学者の警備や交通整理等に要した関係経費は約1,700万円となっております。さらには、市内の交通渋滞、違法駐車、また港湾機能への影響などもあったと記憶をしております。一方、経済への波及効果につきましては、飲食店や運輸関係を中心に相当程度の効果があったと言われております。このように、いろいろな側面を見せた空母の入港であったと思っております。

次に、今回の「キティホーク」の寄港計画の対応についてであります。これまでも米艦船の入港に当たりましては、港湾機能への影響、入出港時の安全性とあわせて、核搭載の有無を外務省及び在札幌米国総領事館に照会し、慎重に判断しております。今回の計画につきましても、港湾関係業界などの意向等を十分把握しながら、従来同様、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、米艦の入港と小樽港の考え方についてであります。これまでの米艦の入港は平時における友好親善や休養を目的とした入港と認識しております。したがって、小樽港につきましては今後も平和な商業港としての発

展を期するものであり、軍港化については全く考えておりません。

次に、平成11年度の決算についてお尋ねがありました。まず一般会計における単年度収支の改善の要因についてですが、11年度は普通交付税が前年度に比べて13億円ほど多く交付されたことが、一時的に収支状況が改善した主な要因となっております。今後とも当分の間は税収の伸びは低いものと見込まれ、引き続き厳しい財政運営が続くものと思われませんが、職員給与や事務経費の減少など行政改革等の効果も出てきておりますので、さらに事務事業の見直しや管理経費の縮減などの取り組みを強化しながら、収支の一層の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計の決算についてですが、港湾整備事業会計及び駐車場事業会計は、使用料等が予算を上回ったことなどにより実質収支で黒字となりましたが、老人保健事業会計では、国庫支出金等の一部が12年度に交付されることになったため5,600万円ほどの赤字となり、翌年度歳入の繰上充用を行ったところであります。また、国保特別会計の平成11年度の赤字の要素としては、平成9年度における老健拠出金の精算不足額の追徴分が大きかったことによるものであります。

なお、累積赤字の要因についてですが、歳出面では、高齢の加入者が多いことや病床数が多いことなどにより、1人当たりの医療費が全国平均の約2倍という高い医療費水準になっていること。一方、歳入としての保険料は、加入者の所得水準がもともと低いことに加え、景気低迷の長期化が加わり、医療費に見合った保険料の賦課総額が確保できないことなどが要因となって毎年赤字が発生しております。

今後におきましても、各種の医療費適正化事業や保健事業、あるいは収納率向上対策の推進に努力するとともに、平成14年に実施が予定されております医療保険制度の抜本改革が望ましい内容となるよう、引き続き全国市長会等を通じ、国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、一般会計から企業会計への繰出金の内訳についてですが、病院会計へは10億8,060万円、水道会計へ2億6,471万円、下水道会計へ22億4,200万円となっております。

また、病院事業会計の実質的な累積赤字の解消についてですが、平成11年度末の不良債務額6億6,800万円に長期借入金の44億円を加えますと、実質的な累積赤字額は50億6,800万円となっております。当面は平成12年度以降、収支の均衡を図り、不良債務額等を増やさぬよう努めることとしております。病院自身としても、今後も医業収益の増や経費の節減など自助努力をしなければならないのは当然ですが、多額の実質的赤字額の解消は病院会計単独では極めて難しいものと考えており、一般会計からの繰出金のあり方も含め、その解消策について検討してまいりたいと考えております。

次に、一般会計における自主財源と依存財源の割合の推移についてですが、平成9年度は自主財源50.8%に対しまして依存財源が49.2%でありましたが、以後、自主財源の割合が10年度47.6%、11年度が45.8%と低下しております。これは近年、税収の低迷や減税による収支への影響分を地方交付税や市債などで補てんする傾向にあるためであり、他の地方自治体においても、おおむね同様の傾向にあるものと考えております。

また、11年度の市税収入額を年度末人口で割り返した額は1人当たり10万8,637円で、道内主要都市平均を2万円ほど下回っております。さらに、11年度決算額を年度末人口で割り返した額を普通会計ベースで比較いたしますと、本市が51万3,375円に対し、主要都市の平均は47万530円で、4万3,000円ほど上回っております。

次に、本市の財政上の特徴と課題ということについてですが、歳入に占める税収の割合が低いため、地方

交付税に依存する割合が比較的高いことや、義務的経費の割合も高いことなどから、財政指標上はおおむね他都市の平均を下回っているのが現状であり、大変厳しい状況にあると認識いたしております。

将来とも安定して活力のあるまちづくりを進めるためには、これら財政状況の改善が重要な課題であることは、これまでも申し上げているところであります。今後はバランスシートの活用など新たな財政分析の研究を進めながら、現在試行中の事務事業の評価システムが本市により適した実効性のあるシステムとなるよう努めるとともに、あわせて行政コストの一層の縮減に取り組まなければならないと考えております。

次に、市場の振興について何点かお尋ねがありました。

まず、これまでの市場振興策についてであります。その主なものといたしましては、ソフト面では、平成8年度以降、4カ所の市場に対し、アドバイザーを派遣するとともに、空き小間などを利用した料理の実演や地域住民による手づくり品の展示販売などに対する支援を行ってきたところであります。また、ハード面においては、手宮市場の建てかえや新南樽市場の建設など、高度化事業についての支援を行ってきたところであります。これらの施策により市場経営者の方々の意識の向上につながるなど、一定の効果があったものと考えております。

次に、いきいき市場づくり推進事業についてであります。この事業は、長く市民の台所として親しまれ、本市小売商業の特色の1つである市場の活性化を図ることを目的に今年度より実施した事業であります。活性化の方法といたしましては、市場団体としての「小樽市場連合会」を結成し、協同事業についての研究や実施を進めるほか、各市場が共通に抱えている課題の解決にも取り組んでいくこととなっております。

主な事業についてであります。「市場連合会」発足記念事業として、加盟9市場によるスタンプラリーの実施や、北海道主催の観光キャンペーン「感動市場」への参加、趣向を凝らした大売出しやイベントの実施などが予定されており、予算額は425万円となっております。

次に、今後の課題等についてであります。各市場とも後継者の不足や空き小間の増加、売り上げの減少など多くの課題を抱えているのが現状であります。また、今後は市場と既存商店街との関係を築くことにより、本市商業の活性化に結びつけていかなければならないものと考えております。具体的な対策については「市場連合会」において十分に検討することになっており、市といたしましても、今後ともアドバイザーの派遣など積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがありました。初めに要介護者数等についてであります。8月末時点で要介護者は3,380人、要支援者は567人で、それぞれ見込みよりも19.3%、7.7%少ない状況になってい

ます。また、6月末の全国の要介護者の割合は86.7%、要支援者は13.3%となっており、小樽では要介護者が85.6%、要支援者が14.4%ですので、全国とほぼ同じ割合を示しております。

次に、認定結果に対する苦情等についてであります。「なぜこの介護度になったのか」という問い合わせがほとんどで、審査会の資料などをもとに審査・判定の仕組みや審査経過などを説明し、了解いただいております。

また、1次判定と2次判定の変更についてであります。8月末までに審査・判定した4,803件のうち、32.3%の1,551件が2次判定で変更になっております。このうち、介護度が上がったものが937件、下がったものが614件で、上がったものが約6割を占めております。

次に、2次判定の変更事例集の活用についてであります。この事例集は9月下旬ごろに配付される予定と聞いておりますので、届き次第、審査会委員全員に配付し、周知を図るとともに、適正な審査・判定の参考にしたいと

考えております。

次に、訪問介護についてであります。小樽におきましても家族の衣類の洗濯や調理などを求められるケースもあると聞いておりますが、サービス事業者が本人の身体状況や家族状況の実態等を踏まえて、日常生活に必要な支援の範囲内で本人等の理解を得ていると聞いております。

また、訪問介護の5月分の実績では、身体介護が442回、複合型が496回、家事援助が2,058回で、家事援助が全体の約7割を占めており、介護保険導入前と比較して家事援助自体の比率は余り変わっておりません。身体介護と家事援助を柱とする訪問介護は、対象者の生活そのものを支援することを目的としておりますので、家事援助の比率が高くなっているものと考えております。

次に、与党三党による制度見直しについてであります。報道によりますと、訪問介護などのサービスを受ける上で不適切なサービスは介護保険料などの国民負担にはねかえことから、運用面での適正化や低所得者対策等について検討するようであります。

なお、見直しに当たりましては、地方自治体や介護現場の意見を十分取り入れていただきたいものと考えております。

次に、保険料徴収の仕組み等の周知についてであります。8月下旬に約3万5,000人の1号被保険者に対し、保険料額について通知したところであります。しかしながら、「サービスを利用しないのに保険料を払わなければならないのか」、あるいは「了解も得ないで年金から天引きするのは納得できない」など、2週間で約790件の問い合わせなどがありました。

これまで住民説明会の開催、広報などで制度の仕組みについて周知に努めてまいりましたが、制度の内容にわかりづらい点がありますので、9月15日号の広報おたるで再度、保険料についての特集記事を掲載するほか、10月には介護保険をわかりやすく説明した記事を含め、高齢者の保健・福祉の事業やサービスを紹介する冊子を全世帯に配布することとしております。

また、老人クラブなどの要望に応じて説明に向いているところでありますが、今後とも広報の利用や要望に応じて説明会を開催するなど、さらに制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境問題についてお答えいたします。

初めに、ダイオキシン対策としての塩化ビニール系廃棄物の焼却についてであります。容器包装リサイクル法では、平成12年度から塩化ビニール系などのプラスチック製容器包装廃棄物が分別収集の対象品目となっており、その分別収集については検討しなければならない課題であります。現在計画を進めております「ごみ中間処理施設整備計画」の中で処理システムを具体化したいものと考えております。

また、容器包装以外の塩化ビニール系廃棄物を焼却以外の処理を行う場合、その分別や収集運搬・処理方法などに多くの課題がありますが、その処理については、施設整備計画の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、環境庁の一斉調査結果に対する対応についてであります。昨年9月以降、道と共同調査を10月、12月、3月の3回調査を実施した結果では、真栄地区の平均測定値は0.11ピコグラムで、環境基準の0.6ピコグラムを大きく下回り、環境庁調査のような高濃度汚染は測定されず、また、この追跡調査によって高濃度の発生原因は究明されませんでした。

市としては、道とともにこれらの調査について検討を加えた結果、常時監視的測定が必要との判断に立って、真

栄地区及び奥沢地区において測定調査を継続しております。これらの概要につきまして、関係町会の皆さんには説明資料を回覧して、その周知に努めているところであります。

次に、ダイオキシン対策についてであります。昨年の環境庁の全国一斉調査結果の発表が、調査地区のみならず市民の皆さん全体に大きな不安をもたらしたことから、その原因の究明に努めてまいりました。結果的に原因を明確にすることはできませんでしたが、その後の測定調査では環境基準を大幅に下回る結果となり、安心したところであります。

今後は、先ほどもお答えいたしましたように、常時監視的測定体制を維持するとともに、発生源の1つとして想定されております天神焼却場の閉鎖時期の問題と新焼却処理施設におけるダイオキシン対策の徹底、また最近苦情が増えている、ごみの野焼きや簡易焼却炉もダイオキシン発生の原因となりますので、その自粛等について啓発をしてまいりたいと考えております。

次に、資源物分別収集の4品目についてであります。これらの品目については平成9年に施行された当時の容器包装リサイクル法に定められた品目であり、リサイクルルートのシステムが確立していること、排出する際にわかりやすく、分別及び収集が容易であることなどから、4品目といたしました。

また、本年7月から全市で実施しております資源物分別収集の実績についてであります。7月は約73トン、8月は約100トンであり、ごみ減量に向けた分別意識は高まってきているものと考えております。

次に、分別収集4品目以外の資源物についてであります。町会など市内約350団体が取り組んでいる集団資源回収において、紙類を中心に年間約3,500トンの資源回収が行われており、市としては、この取り組みに奨励金等を交付して、その事業拡大を図ってきており、今後ともその事業拡大を働きかけてまいりたいと思います。

なお、容器包装リサイクル法により規定されている段ボール等の紙容器などの資源物分別収集については、この集団資源回収との競合や今後策定する施設整備計画とも関連しますので、今後十分検討してまいりたいと考えております。

次に、廃棄物の減量と再利用についてであります。さきの国会で成立した「循環型社会形成基本法」の基本が排出抑制、再利用、再生利用となっているように、今後の廃棄物処理は、これまでの効率的処理中心のものから、ごみ自体の発生抑制と再使用に重点を移していくことが求められる状況にあります。

小樽市においても、4月から実施の透明ごみ袋の採用により相当量の減量が実現しており、また7月からの資源物の全市収集事業により、市民の間に廃棄物に含まれる資源物の再使用についての意識の向上が図られているものと考えており、これらの事業のより一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

まず、校舎等整備費についてですが、今回、校舎等施設整備費、校舎一部改造改修工事費として2,300万円を提案しております。その内容は、「中学校適正配置計画」に伴い学級増となる末広中学校、西陵中学校、菁園中学校、松ヶ枝中学校の普通教室の整備を中心に、末広中学校の暖房設備、電気設備及び末広中学校、西陵中学校の給食設備の改修工事を予定しているところであり、各学校の教職員の意見を伺いながら計画を進めているものであります。

これにより各学校の受け入れ環境の整備は進むものと考えております。

次に、菁園中学校の委託費の内容についてであります。敷地測量、地質調査、構造設計の委託料であり、その調査結果に基づき基本設計が組まれるものと考えますが、この事業を進めるに当たっては、学校の意見を十分聞きながら進めていきたいと考えております。

また、残された他校との関係ですが、これまでも老朽度、緊急性等を踏まえ整備を進めており、これからもこれらのことを勘案しながら順次整備をしてみたいと考えております。

最後に、小樽の高校の現状についてですが、市内には公立の普通科高校が2校、専門職業科高校が3校、また、それぞれに特色のある私立高校が3校あります。他学区と比べ職業科間口や私学の割合が高く、公立普通科間口は今春の中学卒業生数1,541名に対して潮陵、桜陽合わせて16間口で、道内の類似学区と比較し、収容率が小さい現状にあると認識しております。

道教委は今年6月に「公立高等学校配置基準の基本指針と見通し」を示しておりますが、その内容は、平成19年度までを計画期間とし、間口調整と今後の高校のあり方について研究しており、市教委としても間口確保とあわせて、総合学科の新設や学科再編も視野に入れた地域の高校のあり方について検討の必要があると考えております。

先日示されました「13年度適正配置計画案」は、後志第一学区で2間口、小樽では小樽桜陽高校1間口の削減案であり、ただいま申し上げました市内高校の現状や受験生の進路希望を考え合わせた場合、大変厳しい内容と深刻に受け止めております。

計画策定にかかわるこれまでの経緯としては、今年1月に開催された「高校配置のあり方」に対する意見を聞く会、8月9日と9月7日の「地域別検討協議会」において助役、収入役が出席し、また8月28日には市長を先頭に市議会、市教委、教育関係者で道教委への陳情を行い、今春の入試状況や小樽の高校間口の現状を訴えながら、間口確保の取り組みを進めてきたところであります。

計画案の決定は10月中旬開催予定の北海道教育委員会ではなされると聞いており、今議会での御議論をいただき、また校長会や市P連、教職員団体と連携をとりながら、道教委に対して計画の再検討を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

21番(佐々木勝利議員) 市長に「キティホーク」の問題で1つ、それから教育委員会の方に1つです。

市長の方の関係ですけれども、今、話を聞いている中で私の方の質問には、こういうふうを起こしておいたのですけれども、1つは、これまでの市民感情を受けての市長の受け止めと、それから、結局判断していく、いつまでに何を求められていて、それまでに市長としては何をしなければならないのか。手順、手続、そして核搭載の有無などの確かめ、そういうようなこれから先の時間的な動きに対して市長は具体的にどうするのかというふうに聞いているつもりなのです、1つは。

それから2つ目は、「インディペンデンス」のときの総括をした結果、功罪相半ばをするというようなとらえ方なのか。非常に大変な思いをしたことで、さきの新谷市長は、簡単に言うと、もう二度と来てほしくないというよ

うな実感も持ったぐらいの意思表示があったと思うのですが、山田市長になってはその辺のところはどう考えて、どう受け止めているのか。

そして、「慎重に判断する」ということで今、回答がありましたけれども、何に対してどう慎重に判断しているのか、これを教えてください。

それから、「軍港化については考えていない」、こう言い切っていますけれども、これまで小樽港に軍艦が入港し、ひいては核の搭載の問題まで発展し、「インディペンデンス」を許す結果になり、立て続けに合計すると60隻以上の軍艦が入ってきている状況を踏まえて、私どもは、また市民は既に軍港化につながっているのではないかという不安を持っている。その不安に対して市長はどういうふうに解消していこうとするのか、この辺をお聞かせください。

それから、教育委員会の方には、積極的に高校再編制をしようとしているのか。また、道教委を中心として「適正配置計画」をどんどん進めていけば、結果的には統廃合を意図するところに結果としてなってしまうのではないかという危惧をします。地域に存在する教育機関を大事にしていくという観点があるのかどうか。その辺の教育長の受け止めと働きかけ、これについて聞かせてください。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたします。

初めに、市民感情の受け止め方ということがございますけれども、確かに今まで何団体かの皆さん方が入港を認めるなど、こういう要請に来ておりますし、一方では、街の中では、やはり経済が冷え切っていると、こういう状況の中で、ぜひ相当数の人が来るわけですから、その消費に期待しているという方々もいらっしゃいますので、両方いるのだなという感じを受け止めておりますけれども、何をしなければならぬのかということにつきましては、そういった市民の皆さん方の意見というか、意向といいますか、こんなものも非常に大事でございますし、さらに従来から米艦の入港には、港湾機能への影響とか、あるいは入出港時の安全性の問題、そしてまた核搭載の有無について、こういったものの調査といいますか、これもしなければならぬと、こういうふうに思っております。

それから、「インディペンデンス」の総括した結果ということでございますけれども、確かに情報が入ったときには、なぜまたかという感じはしましたけれども、これはどういう状況かちょっとわかりませんが、いろいろ聞いたところによりますと、小樽は非常にいい港といいますか、向こう側の言い分ですけれども、非常に札幌にも近いとか、いろいろな状況を聞いておりますけれども、我々からそれを誘致しているわけでもございませんし、それはそれで、そういう受け止め方は仕方ないのかなと、こう思っております。

来てほしくないということを前市長が言ったということでございますけれども、現在の日米地位協定といいますか、こんなことからいきますと、これを全部拒否するわけにはいかないだろうと思います。

それから、「慎重に判断」とは、先ほどから申し上げているとおり、いろいろな問題がありますので、それらを総合的に判断をしたいということでございます。

それから、軍港化の問題につきましては、これまで相当数の、60隻以上といいますか、これぐらいの数の艦船が

入港しておりますけれども、私の実感としては、そのことをもって小樽港が軍港化したと、そういったものにつながるというふうには理解しておりません。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 再質問にお答えいたします。

今回、6月に発表されました道教委の基本方針につきましては、後志第一学区で2間口から3間口の減とされておりまして、それが猛烈な要望の結果、郡部と小樽市内で各1間口の2間口にとどまったものと、それなりの成果を上げたものと、こう考えております。

来年度、小樽市の中学生の減少は26名と小規模になりますので学級減はないと思いますが、「基本と指針の見直し」の中では公立高校は4から8が適正間口とされておりまして、小樽工業は5間口、商業と水産は4間口、そして普通科高校は8間口の適正規模に近いわけで、これ以上の削減は指針によりますとないはずですが、私立高校が3校あるということがそれに対する圧迫材料といいますが、こういう言い方は適当でないかもしれませんが、私立高校の3校の存在が公立高校の間口決定に大きな影響を与えるものと考えております。それで、「地域における高校のあり方について再検討の必要がある」というふうに申し上げましたのは、そのことを指しております。

なお、本年度は公立高校、全道で44校44間口の削減でございまして、その内訳として、札幌市の公立高校で15校の15間口の削減となりまして、今までに石狩学区ではなかった規模になっております。これは指針を踏まえたという形になりますと、指針の形がどんどんそのように具体化されるということで、大変な危機感を持っております。

先ほど申し上げましたように、6月にこの指針が発表されまして、まだ日が浅うございますので、教育関係者と煮詰めた議論はしておりませんが、小樽の公立高校、私立高校を含めてどういうふう考えていくべきかということを検討する大変厳しい段階に入ったものと認識しております。

以上でございます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

21番(佐々木勝利議員) 再々質問ですけれども、市長に聞きます。

聞くところによると、13日から16日まで入港するということですね。そうすると、逆算しても、市長が判断をして、そして報告するというか、タイムスケジュールはどうなっているのかと私聞いているのです、そういう意味ではね。いつごろまで判断してどうする結論を出すのかという、そういうことなのです。それが1つです。

それから、今話を聞いていても、やはりちょっと最後は賛成、反対というか、相半ばしているような言い方をされるけれども、だから、軍港化につながっているという市民の部分の実態と、今聞いて若干受け止めが違うのだなという感じはします。この点はまた細かくやっていきたいというふうに思いますけれども、「慎重に判断をする」という、今、「ある程度求められている日にちまで総合的に」と言っているのだけれども、では、そのめどといいま

すか、それを明らかにしてください。

それから、教育委員会の方ですけれども、私はこれは結局ちまたで適正配置をどんどん進めていけば、結果的には統廃合もあり得るというようなところまで行くのではないかということ聞いたのですよ。既にちまたでは、どここの高校はなくなるのかなど。それから、学科と学科と合わせて、簡単に言えば商業と工業の問題が取りざたされて、どっちかがなくなるのではないか。こういう議論も - 議論というか意見ですね、そういう話が聞かれるわけですよ。出てきてしまうわけですよ。

だから、今の言うように、本当に私、4から8というのは、現に小樽の場合で言えば、潮陵も、それから桜陽も現状8間口ですからね。それから、商業4間口ですからね。もう現に維持しているわけですよ。だから、その数字からすれば、きちっと保たれるべきだというふうに、その現状維持をしっかりとやってもらいたいということで、いずれ統廃合につながって小樽から高校がなくなると、こういうところが裏で実際に話があるのかどうか、この辺どうですか。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） いつまでに判断して報告するのかと、こういう御質問でございますけれども、9月4日に海上保安部の方からバース手配の要請がありまして、これにつきましては、いつまでという期限はありません。

前回の「インディペンデンス」の例でいきますと、たしか入港の2週間くらい前に前市長が判断して通知をしたと、こういう例がありますので、それがひとつめどかなというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 教育長。

教育長（石田昌敏） 「指針と見直し」によりますと、統廃合の対象になるのは同一市町村に2間口、複数間口の高校が2校以上ある場合と、こうされております。小樽市内は4間口以上の高校ですので、当面そういう厳しい状況にはないと思いますし、特に専門職業科高校は、水産高校は北海道の拠点校であり、商業高校も工業高校も準拠点校とされていますから、当面心配はないと思います。

しかし、どういうふうにやっていったら小樽市内の公立高校の間口維持とか、あるいは生徒のためになるかという議論は、やはりする必要のあるものと考えております。

以上です。

議長（松田日出男） 佐々木勝利議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時45分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 32番、高橋克幸議員。

（32番 高橋克幸議員登壇）(拍手)

32番(高橋克幸議員) 平成12年度第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、財政問題について質問いたします。

小樽市の財政運営は、平成5年度以降、実質単年度収支の赤字が続き、大変厳しい状況が続いておりましたが、平成11年度の決算では一般会計で実質単年度収支およそ5億9,800万円ほどの黒字となりました。経常収支比率は前年度と比較して3.4ポイント改善し、93.3%となりましたが、これは公債費の増などにより経常経費充当一般財源が約3億4,000万円増となったものの、普通交付税の増などにより経常一般財源収入が約15億7,000万円増加したことによるものであります。

平成11年度の収支はこのように一時的に改善しましたが、しかし、財政力指数は平成9年度0.505、平成10年度0.497、平成11年度0.476と年々悪化しており、財政状態は依然として厳しい状況であります。これら財政を逼迫させている大きな要因としての公債費については、現状と償還のピーク年次、金額について、また今後の考えられるごみ処理施設や病院新築など大型事業の公債の占める状況、さらに財政問題の今後のあり方についてどのように考えられているか、お答えください。

ともかく、今後の財政状況はますます厳しさを増すように思われます。これからさらに多様化する行政需要、市民サービスを行うために、限られた財源でより一層の効率化が求められています。そこで、当面する財政構造の健全化への基本方針と改善に向けての対策についてどのように考えられているか伺います。

明年は21世紀のスタートの年ですが、現時点で平成13年度の予算についてどのように編成されていくつもりなのか。基本的なスタンスもあわせて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、行政改革について質問します。

今後の小樽を考える中で、自治体みずからが行政運営などについて徹底的に見直しを行い、簡素で効率的な行政システムを構築していかなければならないと思います。小樽市においては平成9年度から平成12年度までの4カ年を目標年次とした行政改革を取り組んできましたが、本年が最終年度となっております。現在までの進行状況、達成率、また財政効果を上げたものについてお答えください。あわせて、平成13年度以降に対する改革のあり方や方向性についての見解も伺いたいと思います。

「IT革命」と言われる情報化時代に入り、そのための環境づくりやサービスシステムが早期に必要とされるようになってまいりました。市長はこれからの情報化の取り組みについてどのように考えられているのか、見解を求めたいと思います。

さらに、「21世紀プラン」の中に情報化に対して掲げられておりますが、その中で何点か確認をしたいと思いません。

初めに、環境づくりということで、情報化教育などの充実による人材育成の現況について、どのような進行状況なのか。また、「地域情報化計画」の策定の予定、さらに情報化推進体制確立の今後の計画の考え方、スケジュールなどについて伺いたいと思います。あわせて、市庁舎の庁内LAN設定の具体的な計画はどのような進行状況なのか、お聞かせください。

2点目として、情報化のサービスシステムづくりについてです。小樽市のホームページにより一部情報の発信をしているようですが、保健・医療・福祉情報のサービスシステムの構築や市政情報、観光情報のサービスシステムの構築などについて、今後の計画はどのように進めていく予定なのか伺いたいと思います。また、窓口の一元化、

いわゆる「ワンストップサービス」の導入はどのように検討されておりますか。お答えください。

次に、今年発覚した小樽市職員の相次ぐ公金横領事件を受け、再発防止のための「職員倫理規程」の策定について、現在の進行状況やその主な内容について伺いたいと思います。また、職員に対して公務員としての使命感や倫理観などの具体的な教育、あるいは資質の向上のためのシステムづくりについてどのように検討されているのか、お答えください。

次に、まちづくりについて質問します。

60歳以上の単身者を入居対象とした小樽市で初めての市営住宅が入船に完成をいたしました。この市営住宅はバリアフリーを考慮したものとなっており、今後も高齢化に伴い、このような住宅への需要が高まることは必然であると思います。ノーマライゼーションの意味からも、これらの住環境を考えた場合、大きな意義を持つものであります。ただ、今回は高齢者専用ということで、除雪などを含めた管理面などの問題があると思いますが、どのように検討をされているのか、今後の課題もあわせてお答えください。

小樽市内の世帯状況調査の結果が5月に発表され、それによりますと、高齢者は3万1,179人、前年比3.4%増、独居老人世帯は5,347世帯となり、開始以来最高の数字となりました。また、地区別で住民の高齢者割合を見ますと、高い順位から花園、稲穂、手宮となっており、特に花園は独居老人世帯の割合が14.5%で、6.9世帯に1世帯が独居老人となっており、65歳以上の全老人に占める割合は26.5%と極めて高い割合となっていることがわかりました。

市の中心部から若者が郊外に移転し、高齢者が残る構図がより鮮明となり、前から言われております「ドーナツ化現象」が予想以上の速さで進んでいると思われまます。今後の少子・高齢化を踏まえた上で、これからのやさしいまちづくりのあり方について、市長の見解を伺いたいと思います。

平成11年11月に経済対策閣僚会議で決定された「歩いて暮らせるまちづくり」が位置づけられました。国では、まず全国10カ所程度の市町村からこの事業を公募し、すぐれた取り組みが行われている地区で実施される事業に対して重点的な支援を行うとされております。

この構想の趣旨は、地域のさまざまな工夫や発想を源泉に、生活の諸機能がコンパクトに集合し、身近に就業場所のあるバリアフリーの街において幅広い世代が交流し、助け合うことなどを通じ、身近な場所での充実した生活を可能とするとともに、これからの本格的な少子・高齢化社会に対応した安心かつ安全でゆとりのある生活を実現しようとする試みであります。

基本的な考え方としては、1点目、生活の諸機能がコンパクトに集合した暮らしやすいまちづくり、2点目として、安全かつ快適で、歩いて楽しいバリアフリーのまちづくり、3点目として、街中に幅広い世代のだれもが住めるまちづくり、4点目として、住民との共同作業による永遠性のあるまちづくりなどとなっております。

これからの小樽のまちづくりを考えていく上で十分検討すべき内容であり、参考にすべき内容であると思いますが、どのように認識をされているのか、お答えください。

次に、観光問題について質問します。

平成11年度の観光客入込数は、マイカル小樽の影響や小樽人気により972万人を数え、過去最高となりました。これらは市内の宿泊施設の拡充、あるいは体験型観光施設の増加、マイカル効果、小樽雪あかりの路など、現在、小樽人気を高めているものと思われまます。

右肩上がりに順調な推移を示してきた小樽の観光ですが、今後の情勢を考えますと、決して同じように簡単に上昇していくとは考えにくく、構図としては現状がピークと考えられ、どう維持をしていけるのかというような見方を一部されている人もいます。

また本年、有珠山噴火の影響や航空運賃の値上げなどで昨年より低迷し、回復のために奮闘されていると伺っております。多少のことでは全く動じないような観光のあり方について望まれるところですが、現実的には難しいものと思われまます。小樽の観光についての現状と今後の課題や方向性についてどのように認識をされているのか伺いたしたいと思います。

さて、小樽の観光の人气が増大している中で、ホスピタリティが叫ばれて久しいものがあります。新聞に報道されておりましたが、寿司屋通りの悪質な客引きの看板が設置をされ、波紋を呼んでおります。昨年の寿司食中毒問題のイメージダウンや一部の寿司屋に対する苦情、また、カニなど鮮魚品についての苦情など少なからず寄せられているようですが、どのような対応をされてきたのでしょうか。また、このような現状と今後の対策や課題についてどのように認識をされているのか伺いたしたいと思います。

次に、環境問題、地球温暖化対策について質問いたします。

先月の8月19日のニューヨークタイムスによりますと、国連の気候変動に関する調査グループのジェームズ・マッカーシー博士などの研究者が8月上旬、北極点を覆う氷の一部が解けていることを確認したという記事が発表されました。北極点が凍結していない海水で覆われていたのは約5,000万年前が最後とされており、地球温暖化が気候に影響している証拠であると言われておりました。

さて、地球温暖化問題は、大量生産、大量消費、そして大量廃棄を旨とする20世紀型工業文明の見直しであると言われております。特に大量廃棄を高度成長の基礎の1つととらえてきた私たち日本人に課せられた大きな課題であります。

政府は「京都議定書」を受けて、地球温暖化防止にかかわる具体的かつ実効のある対策を総合的に推進することを目的に「地球温暖化対策推進本部」を設置し、エネルギー対策と国民のライフスタイルの見直しを中心とした「地球温暖化対策推進大綱」を策定いたしました。これに基づき、北海道も既に本年6月に「北海道地球温暖化防止計画」の策定をいたしました。小樽市としても同様の計画を策定するものと理解をしておりますが、今後の計画についてどのように計画をされているのか伺いたしたいと思います。

また、この北海道の計画の基本的な考え方について何点か確認をしたいと思ひます。まず、この計画の趣旨や位置づけはどのように掲げられておりますか。また、計画の対象期間、目標の達成年次、計画の目標についてお答えください。

2点目に、計画の重点施策について、それぞれどのような施策になっているのか伺いたしたいと思います。

さて、温暖化ガスのほとんどが二酸化炭素(CO₂)であります。このCO₂は化石燃料の燃焼によって排出を伴いますが、電力の半分以上はこの化石燃料である石油、石炭、天然ガスで行われています。つまり、電力供給はCO₂を伴い、電力消費者は間接的なCO₂の排出者となります。

このCO₂対策で現在研究されている方法の1つとして、CO₂を液化させ、海底に封じ込めるという技術があります。海底3,000メートルの深海、高圧低温の世界であり、圧力が300気圧以上となるため、液化したCO₂は海水より重くなり、海底に封じ込められることとなります。さらに、水温が10度以下になれば、その表面

にシャーベット状の薄い膜ができて、海水中に広がりにくくなるという実験もされているようであります。

ともあれ、エネルギー消費型のライフスタイルになれ親しんできた年代層にライフスタイルの転換を促すには、息の長い地道な取り組みが必要とされています。また、温暖化の防止対策を推進するためには、市民、企業、そして行政がそれぞれの役割を担って、温暖化ガスの削減に向けた具体的な取り組みを進めていく必要があります。特にその推進役として行政の役割は重要な位置を占めるものであると思いますが、市長はどのような認識をされているか、お伺いします。

次に、地球温暖化防止対策の具体的な啓発、普及運動はどのように行動されていく予定なのか、お聞かせください。未来の視点で考えれば、やはり子供たちの教育の中でドイツで行われているような体験的な環境学習を積極的に取り入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

地球にやさしい環境整備として現時点からでも可能な省エネルギー・省資源の具体的な内容として、市庁舎内や公共施設において検討、実践はされているでしょうか。例えば公用車のエコカーへの転換、エコ商品の利用、リサイクルの推進などさまざま考えられますが、いかがでしょうか。お答えください。

また、環境管理システムの推進として、ISO 14000シリーズの取得への検討や普及、啓発についてはどのように考えられているか、見解を求めたいと思います。

次に、ごみの広域処理問題について質問いたします。

ダイオキシン類対策の一環として、「北後志地域廃棄物広域処理連絡協議会」において「北後志地域ごみ処理広域化基本計画」が策定されました。このごみ広域化問題は、ごみ行政の大変大きな問題であり、市町村住民の関心度の高いものとなっております。今後のごみの広域処理問題の課題については、まずどこに設置するのかという施設の場所選定があります。土地利用及び環境保全やその他の関係法令に基づく検討並びに経済、環境など、あらゆる点で効率的な運搬が可能な用地の検討などの観点から現時点でどのように考えられているか伺います。

2点目に、適地として考えられる周辺住民の建設同意であります。この点が一番真っ先に必要な、かつ重要な課題であります。広域処理に伴って他の市町村から搬入されるごみに対して、受け入れる側の住民感情があります。また、ダイオキシンゼロ化が難しい現状であり、十分な説明と住民理解が必要であります。今後の計画として具体的にどのような対応をされているのか、お答えください。

今までの歴史から見て、万が一という事故がいつかは起きるかもしれないと覚悟してかからなければなりません。地震、経時疲労、停電など想定されるすべてについて完全対応を行わなければならない、念の上にも念を入れなければならないと思います。この点についてどのような認識をされているのか伺いたいと思います。

この項の最後に、地域住民の環境保全などについての意見や要望は真摯に受け止め、誠意を持って最後まで納得できるような対応を要望いたしますが、いかがでしょうか。お答えください。

次に、教育の環境整備について質問いたします。

「IT革命」と言われる情報化時代に入り、若い年代層を中心として家庭にもパソコンが普及し始め、インターネットを行っている人口が増えてまいりました。また、iモードタイプの携帯電話は予想をはるかに超える爆発的な台数を数え、情報化の波をより一層増しているように思います。

学校教育では、平成14年度から開始される「新学習指導要領」により、中学校ではパソコンでの授業が必修科目となることから、小樽市においても本年、全中学校にデジタル回線導入の事業を行っていることは承知をしており

ます。これからの情報化における学校教育のあり方や方向性について、教育長の見解を伺いたいと思います。

また、中学校の現状として、この回線導入後、直ちにインターネットが行えるパソコンは何台あるのでしょうか。また、今後のハード面での取り替え計画はどのように予定されているか、予算規模はどの程度になるのか伺いたいと思います。

そして、小学校については、中学校が整備されてからであると理解をいたしますが、今後の情報化に関する整備計画はどのように考えられているか、お答えください。

次に、学校のトイレ整備について質問いたします。

学校のトイレは、子供たちが長時間にわたって過ごす学校生活の中で大切な空間の1つであります。昭和40年、50年代に建設された校舎の多くは、子供の急増に対応するため、学校のトイレは数の確保が優先され、快適さ、使いやすさなどは余り考慮されませんでした。また、まちづくりなどでは住民の意見を取り入れていくことは当たり前のように言われておりますが、学校のトイレづくりでは主役である使い手の子供の意見、要望を反映するということが今までほとんど行われてきませんでした。しかし、トイレ問題は一部国会で取り上げられ、各地に波紋を広げました。さらに、他都市ではここ数年、学校の改築あるいはトイレの改修時に自治体が子供の要望、意見を取り入れる試みが全国的に広がりつつあります。

特に最近、ユニークな事業が大分市教育委員会で本年度進められております。これは「みんなでつくろう学校トイレ整備事業」と言われ、子供たちの声を生かしたトイレをつくるため全校生徒にアンケートを実施するとともに、教育委員会、市の建築課、民間の設計業者が生徒と話し合い、アイデアを出そうという全国でもユニークな試みであります。今後、小樽市内にある校舎の改築あるいはトイレ改修の整備事業が実施されていくときに、生徒の声、意見を反映できるようにぜひ検討していただきたいと要望いたしますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

次に、学習障害(LD)について質問いたします。

本年6月、小樽におきましてNHK主催「学習障害福祉フォーラム」が開催をされ、全道から教員を中心として関係者の方々が参加をされておりました。小樽の教員や関係者の方が何人参加されていたのか確認しておりませんが、このような研修の場に多くの方が参加をしてLDに対する認識を少しでも持ってもらえれば大きなプラス要素になるのではないかと、そのように考えながら講演を聞いておりました。

さて、その中で大阪教育大学の竹田教授の講演の中で感銘を受けた点がありましたので、紹介したいと思います。学習障害(LD)は、その原因として脳の中樞神経系に何らかの機能障害があると推定されており、視覚、聴覚、知的障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではないということです。まして、家庭の育て方や学校での教え方によることも原因ではないということです。

それでは、どのように教育をしていけばいいのかと、こういうことが大切な視点になってくると思います。文部省では現況の調査、学校の教師への啓発や講演会を行ったりして、少しずつではありますが認知されるようになってきたようでありまして、また数年後にはLDの資格認定などの検討もしているようであります。

さて、LDに対して理解や認識は十分必要であるが、最も大切なことは早期発見であり、早期教育だということです。そして、特別な講習を受けていなくても、今までの経験からできることがあると言われておりました。1つは、教材を易しくすること。次には、ゆっくり教えること。そしてもう一つは、繰り返し繰り返し教えることの3

点であります。つまり、以上のような内容でも、早い時期から実施すれば十分効果があると言われております。

さて、昨年第4回定例会の我が党の質問に対して教育長の御答弁の中で、「平成12年4月に道内の小中学校でLDの実態調査を行う」とありましたが、どのような結果となったのか、経緯も含めて伺いたいと思います。また、その結果に基づいて小中学校に対する支援体制づくりの検討、あるいは関係機関との連携に関する検討や指導内容の検討などについて、現在の進行状況、今後の方向性についての見解を求めたいと思います。

最後に、「LDに対しての教職員、保護者への理解や啓発に努めてまいりたい」との発言もありましたが、本年どのような内容のものを実施されたのか、あるいは実施されようとしているのか、お答えください。

次に、不登校について質問します。

近年、不登校児童・生徒数が増加傾向にあり、全国では13万人を超え、大きな問題として毎年取り上げられてきました。小樽においても同様の傾向にあり、この問題は結果が早急に出ることではないだけに、難しい問題であると認識をしております。

こうした経緯の中で、試験的に配置されているスクールカウンセラーが、いじめや不登校の解消などに効果を上げているとして、文部省では全校に配置することを目指す方針を固め、具体的な検討を始めたようであります。そこで、スクールカウンセラーの役割や将来像、今後の方向性について教育長はどのように認識をされているか、見解を伺いたいと思います。

また、現在、小樽市の中で配置されているスクールカウンセラーの現状について何点が質問します。

初めに、スクールカウンセラーは学級担任との連携が確実にとれているかどうか。また、いじめや不登校の発生を抑制する傾向性があらわれているかどうか確認をしたいと思います。

2点目に、スクールカウンセラーの影響によって、教師の子供に対する見方や姿勢により意味での変化が見られているでしょうか。また、学校やPTAはどのように評価をしているのか伺いたいと思います。

次に、不登校児童に対して効果を上げている事業がありましたので、紹介をしたいと思います。それは三重県の四日市市で行われているメンタルフレンド事業であります。この事業は、大学生を相談相手として不登校の児童・生徒の家庭に派遣するもので、学校復帰を果たしたケースを含めて派遣先8人中7人に回復傾向が見られるなど大きな成果が上がっているようであります。

具体的には、家庭に閉じこもっている児童・生徒に対して、大学生のボランティアが話し相手や遊び相手になって子供の心を開き、自己回復力を引き出しています。この事業には昨年度26人、本年度33人の大学生がメンタルフレンドとして登録をしております。登録した大学生は、医療現場で活躍しているケースワーカーや小中学生の教師による不登校生徒への接し方などの全体研修と、適応指導教室の主催のキャンプやテニスなどの体験活動に参加する個別研修を受けております。派遣を希望する保護者は通学していた学校を通じて申し込みをします。派遣学生は週1回半日程度、家庭訪問をして相談相手となり、適応指導教室の指導員の助言を受けて改善策を見つけていくようであります。謝礼は市から1回2,000円が支給をされています。

実は、小樽市内の不登校のグループ団体で同様のことを実践していた経緯があります。市内で不登校の子供を持つ親たちのグループ「海の会」において、不登校の子供の遊び相手となるボランティアによって同様の効果があらわれているようであります。このきっかけは、昨年2月にグループの会員の紹介で小樽商大の学生が会員の家庭で

遊び相手になったところ、予想以上のよい関係を築くことができたことでした。

その後、札幌の大学生もボランティアとして参加し、その中で、ある教員志望の大学生は不登校になった中学1年生の生徒を初めて訪問。初めは緊張して話せなかったが、後半、同じ話題で盛り上がり、打ち解けることができたということです。その後の感想は、こうでした。「不登校児童について特別視をしていたが、実際に会ってみると、そうではないということがわかった。これからは、もっと工夫をして信頼関係をつくっていきたい」と。また、受け入れた家族からは、「子供の表情が明るくなった」「子供が心待ちにしている」などなど、好評を博しているようでありませう。

不登校に対する偏見や世間体を気にして、不登校児童や親たちが孤立しがちなところに、グループのかかわりなどの理解者が訪れることは大変大きな意味があると言われております。教育長はこのような事例を御存じでしょうか。また、どのような認識をされているのか伺いたいと思います。

いずれにしても、四日市市のような全く同じ内容というものではなくても、「引きこもり」と言われている子供とその家庭に対し、少しでもサポートをしていけるような体制づくりができないものでしょうか。また、実際に活動されている民間グループとの意見交換の場づくりもぜひつくってほしいと要望いたしますが、今後の方向性も含めて見解を伺いたいと思います。

最後に、再質問はいたしませんので、誠意ある御答弁をお願いして質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、公債費につきましては、近年増加が続いており、平成12年度当初予算ベースでは全会計で約139億円と、予算規模の約9%を占めております。

今後の償還のピークにつきましては、仮に12年度当初予算並みの市債の発行を続けるとして試算いたしますと、ピークは平成15年度で約148億円となる見込みであります。

また、今後も公共施設の建設・整備には市債を活用していくこととなりますが、大規模な事業は特に将来の負担も大きくなるが見込まれますので、今後の事業選択に当たりましては、公債費を含めた中・長期的な収支見通しを立てながら慎重に判断していかなければならないものと考えております。

次に、財政構造の健全化についてであります。将来にわたってより健全な財政運営を図っていくためには、事務事業の見直しを行うとともに行政コストを一層縮減することが必要と考えております。現在、「21世紀プラン」の次期実施計画の策定に向けて事務事業の評価システムを試行的に導入して見直しを進めておりますし、行政改革につきましても、新たな視点でさらに取り組んでいかなければならないものと考えております。いずれにいたしましても、今後ますます効率的な行政運営が求められますので、さまざまに工夫を凝らしながら管理経費を中心とした経常経費の縮減を図るとともに、実施事業も厳選しながら財政構造の一層の健全化につなげてまいりたいと考えております。

次に、平成13年度予算についてであります。ただいまも申し上げましたとおり、現在、「21世紀プラン」の次期実施計画策定に向けて関連する作業を進めており、基本的にはその実施計画を踏まえて13年度予算を編成していくことになるものと考えております。したがって、現時点では予算編成の基本方針はまだ策定しておりませんが、従来からの懸案事項や市民の皆さんからの要望の多い事業などを念頭に置きながら、限られた財源の有効的な活用に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革の進行状況などについてであります。新行政改革実施計画に掲げられている78項目について、平成11年度までに57の項目が実施済み、または一部実施済みとなり、実施率は約73.1%になります。また、財政効果につきましては3年間で約39億6,000万円となり、達成率は約75%となっております。

財政効果の大きなものとしたしましては、職員数の削減によるものが約13億4,000万円、市税などの収納率の向上によるものが約5億6,000万円、遊休等資産の処分によるものが約4億9,000万円、公共工事のコスト縮減によるものが約3億4,000万円などとなっております。

次に、平成13年度以降の行政改革についてであります。平成9年度に策定した「新行政改革大綱」については改定を行わず、実施計画を新たに改定する方向で考えております。

実施期間につきましては、各種の制度改正が行われていることや、今後の社会情勢の変化を現時点で見通しを立てることが困難でありますことから、3年間程度が適当ではないかと考えております。

実施計画の改定に当たりましては、地方分権による地方行政の変化ということを念頭に置きながら、職員の資質の向上、組織機構の見直しをはじめ事務処理の簡素・効率化、事務事業の見直しによる経費の節減につきましても、引き続き積極的に実施していかなければならないものと考えております。

次に、IT革命に対応した情報化の推進について何点かの質問がありましたが、初めに情報化への取り組みについての基本的な考え方についてであります。近年における情報通信技術の発展やマルチメディア技術の進歩は目覚ましく、経済活動や市民生活にも急速に浸透しているところであります。このため、地域の情報化を積極的に推進し、産業・福祉・文化等の各分野における利便性の向上を図り、今後ますます高度化・多様化する市民ニーズにこたえてまいりたいものと考えております。

次に、人材育成の現況についてであります。以前から職員研修の一環として、パソコンの基本的な操作、表計算、ワープロについてのパソコン研修を行っております。また、今年度からは高度情報化社会に向けて職員の情報処理能力の一層の向上を目指し、内容の充実を図ったパソコンセミナーを毎月実施しております。これからも市内LANに向けた対応を図るなど、さらに内容を拡充して研修を続けてまいりたいと考えております。

次に、地域情報化計画の策定と情報化推進体制の確立についてであります。国においては、「情報化施策等の推進に関する各種指針」の中で地方公共団体における情報化基盤の早期整備を強く求めており、本市におきましても地域情報化計画の早期策定に向けて諸課題の調査・研究を進め、市民ニーズに適合した各種情報化システムや行政ネットワークの構築等についての基本方針の確立に努めてまいりたいと考えております。また、情報化推進体制につきましても、今後の計画策定の作業状況や進捗状況を見ながら、順次体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、市内LANについてであります。既に一部に設置してありますLAN回線を活用しながら市内LANを進めているところであります。今年度からは、さらにサーバーを設置し、メール、データ共有、例規のデータペー

ス検索等を行っていく予定であります。今後とも財政的な面も考慮しながら、引き続きLANの整備拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、情報化、情報サービスシステムづくりについてであります。現在、本市のホームページでは、各種行政資料や公共施設の案内、行事等のお知らせ、さらには観光関係などの情報提供を行うとともに、市民の方々の市政全般にわたる御意見、御要望を受け行政運営に生かすよう努めており、また関係機関とのリンクにより内容の充実を図っております。

今後の保健・医療・福祉分野の情報化のサービスシステムとしては、インターネットの双方向の利便性を生かした各種行政サービスの向上を図ることとし、また市政情報や観光情報では、ホームページの充実を図りながら、魅力あふれる情報提供をしてみたいと考えております。これらについては、今後、地域情報化計画の中で、本市としてどのような方法で情報化のメリットを最大限に生かせるか、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ワンストップサービスについてであります。このことにつきましては行政改革の実施計画の中でも、戸籍住民課で転入届を受け付ける際に、あわせて転入学手続の受付と転入学通知の交付ができるようにすることを検討しました。転入学手続は毎年1月から3月までの間に集中し、教育委員会や戸籍住民課の窓口の繁忙期とも重なるため、ほかの事務の省力化も同時に考えなければならず、現在使用している転入学通知書出力用プログラムの変更や住民基本台帳、印鑑登録などのプログラムの改良などが必要になるなどの問題があり、実施には至りませんでした。

なお、今後のワンストップサービスの検討につきましては、通信機器の整備など財政的な問題もありますが、対象とすることができる事務や実施に向けた手順などについて、関係部に対し、情報通信技術の活用とあわせて再度検討することにしております。

「倫理規程」の策定とその主な内容についてであります。「倫理規程」につきましては、総務部において素案を作成し、現在それに対し、各部の意見や取り扱い上の疑問点等を集約し、最終的な取りまとめを鋭意進めているところであります。

また、その主な内容についてであります。公務員としての基本的な心構えや利害関係者との禁止行為、さらには不正・違法行為の防止のための事務処理の見直しや必要なチェック体制の確立等を考えております。

次に、職員の教育や資質向上のためのシステムづくりについてであります。公務員としての使命感や倫理観は職員1人1人の自覚が必要であると考えておりますので、職員に対する研修や庁達など、いろいろな機会を通じ、今後とも繰り返し注意を喚起してまいりたいと考えております。

また現在、最終的な詰めに入っております「倫理規程」を全職員に周知し、公務員としての自覚を図るとともに、不祥事防止に向けた職場研修等を実施し、常にチェック体制や責任体制を見直しながら、必要なシステムづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくりについて何点かお尋ねがありました。

まず、入船住宅についてであります。市営住宅の通常の管理につきましては、入居者が自立生活ができることが原則となっていることから、住宅内通路などの清掃や除雪につきましては入居者が行っているところであります。しかし、このたびの住宅は高齢単身者を対象としていることから、エレベーターや緊急ブザーの設置、設備のオー

ル電化を導入するとともに、玄関前にポーチを設け、除雪負担の軽減を図っているところであります。

今後の検討課題としては、駐車場などの除雪につきましては、利用状況などを見ながら自治会と相談し、検討してまいりたいと考えております。また、病弱者や災害などへの対応が想定されますので、入居者に緊急通報機器の設置を勧めるなど、生活や健康相談など関係部局と連携した中で対応してまいりたいと考えております。

次に、少子・高齢化に向けたまちづくりについてであります。高齢化や市民ニーズの多様化に伴い、人にやさしく、ゆとりと安らぎのあるまちづくりが求められているものと認識しております。市街地の整備に当たって

は、今後も生活環境の変化や多様な市民ニーズに対応した「21世紀プラン」に掲げた本市の将来像「安心・快適・躍動のまち」を目指してまいりたいと考えております。

また、「歩いて暮らせるまちづくり」の内容を参考にとの御提案についてであります。この基本的な考え方は、少子・高齢化に対応した安心で安全なゆとりある生活の実現に向けたまちづくりを進めようとするものであります。現在、中心市街地では、高齢者や障害者などに配慮した快適でゆとりと安全な歩行者空間の確保など都市基盤の整備や、商業や住宅などの複合機能の集積を誘導するなど、社会利便施設が混在するまちづくりを進めており、今後とも「歩いて暮らせるまちづくり」の基本的な考え方も参考にしながら市街地の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、観光問題についてであります。まず小樽観光の現状と課題についてであります。本市の観光は運河や街並み、ガラスや寿司など根強い人気に支えられ、観光入り込み客数も年々増加しており、昨年度は約973万人を記録するなど順調に推移してきたところであります。

今後の小樽観光のより一層の発展を図るため、市民のホスピタリティの徹底をはじめ、恵まれた自然や歴史的な街並みを大切に、ガラス、オルゴール、陶芸などの製作・体験型観光を充実するなど、小樽らしさを生かした魅力づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、日本海追分ソーランライン、オロロンラインなど広域的な観光ネットワークを強化し、観光客の回遊性を高めることにより宿泊・滞在型観光への移行を進め、さらに通年型観光を促進するため、「小樽雪あかりの路」など冬期イベントの充実を図ると同時に、東南アジア地域を対象とした国際観光の推進にも努めてまいりたいと考えております。

次に、観光客からの苦情に対する対応についてであります。市に寄せられた苦情に対しましては、その都度内容を相手先に伝え、事実関係を確認し、誠意ある対応をとっていただいております。

苦情の内容につきましては、従業員の接客態度、商品の価格と品質の不符り合いや、注文品と配送された品物の違いなど多岐にわたることから、今後とも関係団体と連携しながら、小樽観光を楽しんでいただけるよう環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、環境問題についてお答えをいたします。

最初に、地球温暖化対策の小樽市の取り組みについてであります。現在、今年度の新施策として「環境にやさしい市民ルール」策定に取り組んでおります。18名の委員による「策定懇話会」を設置して、これまで2回の会議で各委員から数多くの意見をいただいております。今後それらを素案として整理し、11月発行予定のごみゼロ広報で市民の皆さんにお示しをし、さらに市民の方々の意見をいただきながら、年内に取りまとめることとしております。また、市の事務事業に係る温暖化防止実行計画策定に向け、市の全部局に対して燃料調査やリサイクルの実態

調査にも着手しており、実行計画の年度内策定を予定しております。

次に、北海道地球温暖化防止計画についてであります。その趣旨は、温暖化が道民と事業者が原因者であり被害者である構造になっているため、日常生活に密着した地域レベルでの取り組みが重要であり、道民、事業者、行政の連携により対策を推進しようとするものです。

計画の位置づけは、北海道環境基本計画の個別計画であり、道内で排出される温室効果ガスの削減を図るものがあります。計画の対象期間は2012年度まで、目標達成年次は2010年度。計画の目標は、「2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、1990年度の排出量に比べ9.2%削減する」としてあります。

また、計画の重点施策は、省エネルギー・新エネルギー対策の総合的推進、廃棄物対策の総合的推進、住宅やビルなど建築物の高断熱化・高气密化の推進、森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進、北海道地球温暖化防止活動推進センターを通じた普及啓発、活動支援の推進の5項目であります。

次に、温暖化対策の推進における行政の役割についてであります。市民、事業者への普及啓発や情報提供、活動支援や国や道との連携した施策の推進、一事業者としての温暖化防止に向けた率先実行などが市の役割であると認識しております。

次に、温暖化対策の普及啓発についてであります。現在取り組みを進めております「環境にやさしい小樽市民ルール」を年内に決定し、市民ルールに掲げる実践行動を市民や事業者呼びかけたいと考えております。

また、次代を担う子供たちに対する環境学習については、こどもエコクラブ活動のより一層の拡大に努めるとともに、各クラブの活動の支援を強化してまいりたいと考えております。

次に、市庁舎内や公共施設での省エネルギー・省資源についてであります。市の事務及び事業に関する燃料調査やリサイクルについての実態調査に着手しています。この調査結果をもとに、市のすべての事務及び事業についての環境配慮行動、地球温暖化対策を実行計画として年度内に取りまとめたいと考えております。

次に、ISO 14000シリーズの取得と普及啓発についてであります。地球環境問題への取り組みの中で環境管理システムの推進は今日、自治体でも求められており、その手法の1つとしてISO 14001の認証取得が事務事業に関する実行計画の点検システムとして導入する自治体が増えていることから、その内容についての研究を進めております。

また、普及啓発については、事業者からの問い合わせも増えていることから、資料収集とその調査・研究に努めているところであります。

次に、ごみ処理施設の場所選定についてであります。平成8年3月に策定した、ごみ処理基本計画に基づき、単独施設用地として桃内廃棄物処理センター構内に用地を確保していることや、広域処理するごみ量の80%強を占める小樽市のごみを他町村に運搬する場合の経費負担増等のデメリットから、現段階では桃内地区を第一候補地として考えております。

前回、地元の皆さんと基本合意をいただいた時点以降に生じた広域化への問題やダイオキシン対策といった新しい要素を中心にして、現在、地元の皆さんへの説明と話し合いを進めており、地元皆さんの理解が得られるよう、精力的に誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

次に、地域住民の建設同意についてであります。現在、桃内地区住民に対して広域化に至る経過等について説明をし、その中で、他町村のごみを搬入する車両が1日延べ15台程度で、搬入経路も広域農道となることから、直

接的に迷惑が及ぶような要素は少ないこと、広域処理は焼却に限ることなどを説明しております。

今後は、特にダイオキシン対策について、最近、排出基準の100分の1のレベルの性能の技術が採用されており、かつ排ガスの拡散効果により環境に対する影響がごく少ないものであること等について、専門家による説明会を開催し、さらには先進地の施設見学などを予定しており、より一層理解を深めていただきたいと考えております。

次に、施設の安全確保についてであります。ごみ処理施設建設については、廃棄物処理法施行規則に定める施設の技術上の基準、厚生省が定めた「ごみ処理施設性能指針」や「国庫補助事業に係る施設構造基準」等、また財団法人廃棄物研究財団等が編さんした「厚生省指針の解説書」に基づくこととしており、これらに示されている各項目の遵守を徹底することにより、施設の安全性が確保されるものと思っております。

なお、建築工学面においても、一層の安全施設の設計とその整備を目指してまいりたいと考えております。

また、施設の運転、維持管理については、廃棄物処理法施行規則に定める施設維持管理上の基準等により万全を期すこととし、そのための体制等について先進施設を参考にして整備することが、施設を長期使用することとの関係からも重要であると理解しております。

次に、地域住民への対応ですが、環境保全についての疑問や意見などについては、相互理解の徹底を原則に十分な説明をするとともに、要望については誠意を持って対応しなければならないものと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、これからの情報化における学校教育のあり方についてですが、新しい「学習指導要領」では、小学校では、各教科等の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、適切に活用すること。中学校では、技術家庭科で「情報とコンピュータ」を必修とし、各教科でも積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めることとなっております。また、「総合的な学習の時間」におけるインターネットを活用した学習や、各教科での情報の収集、調査、結果の処理・発表などにコンピュータの活用が図られていくものと考えています。

今後さらに情報化が進展することに伴い、学校教育においては、高度情報通信社会に生きていく子供たちに、はんなりする情報の中から適切な情報を主体的に活用できる基礎的な能力が大切になると考えており、将来、情報社会の創造に参画しようとする態度を育成することが求められていると考えております。

一方、情報化の進展は、情報モラルの問題や人間関係の希薄化、生活体験や自然体験の不足、心身の健康不安など、いわゆる情報化の「陰」の部分もあることも認識し、心身ともに調和のとれた人間形成を目指すことが重要であるとと考えております。

次に、情報化に関する整備計画であります。本年、全中学校にデジタル回線化を行ったところであり、これにより直ちにインターネットが行える学校は3校60台となっております。

また、今後のハード面の機種更新については、総合計画第2次実施計画に位置づけの上、整備を考えております。なお、整備費用については、現在検討しているところであります。

小学校の整備については、中学校が終わり次第、引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校トイレの整備についてであります。現在、学校のトイレは和式が中心になっておりますが、家庭においては洋式が一段と進んでいる状況にあります。学校は児童・生徒にとっては教育の場であるとともに生活の場でもあることから、心身ともに快適に過ごすことが大切と考えます。したがって、現在、施設整備の中でトイレについても、利便性を考慮し、改修に努めておりますが、今後におきましても児童・生徒が健康保持・増進する上で、明るく清潔で利用しやすいことが求められておりますことから、現在、教育委員会では学校トイレについてのアンケート調査を全校生徒に実施中であります。これからの施設整備で大規模改造・改築などに当たっては、調査結果を参考にしながら施設整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、学習障害（LD）についての御質問にお答えします。

NHKが地域の「親の会」との主催で開催されたフォーラムには多くの方々が参集され、大変興味深い講演だったと聞いております。市教委の関係職員も数名参加し、また市内小中学校からも数多くの教員が出席いたしました。

議員御指摘のように、竹田教授の講演は学校現場で直接指導に当たる教員にとっても大変示唆に富む内容でありました。一般的にLD児は「学習能力に障害のある子」としてありますが、竹田教授は「学び方の違う子」としてとらえ、例えばゆっくり教えるとか、その子に合った学び方の工夫の必要を指摘しており、このことは教育全般にとっても重要なことと考えております。

御質問の実態調査についてであります。現状ではLDとしての認定基準はなく、また調査に関して、子供のプライバシー保護の観点から道教委の内部調査として進めており、今月末を目途に調査結果をまとめると聞いております。

支援体制の検討など今後のスケジュールについても、今後紹介してまいりたいと考えております。

学習障害については、教職員や保護者の理解を深めることが極めて重要なことと考えており、道内にも学習障害児の指導について実践的に進めている研究者もおりますので、市内学校関係者を対象に講演会等の開催を検討してまいります。

次に、スクールカウンセラーについてですが、初めにスクールカウンセラーの役割、将来像、今後の方向性についてですが、スクールカウンセラーの役割については、心に不安や悩みを持つ子供・保護者や指導上の悩みを持つ先生方の相談・支援に当たることを通して、学校における教育相談の一層の充実を図ることをねらいとしております。

スクールカウンセラー活用調査研究委託事業は今年度で終わりますが、文部省の資料によりますと、スクールカウンセラー配置校では平成9年度から2カ年の不登校の増加率が9.2%程度と、全国平均22.6%より抑えられておりますことから、今後さらに配置が進むものと考えております。

次に、小樽市のスクールカウンセラーの現状についてですが、スクールカウンセラーと学級担任との連携については、現在、中学生2名、小学生1名の不登校児童・生徒について、学級担任と連携しながら対応している事例がございます。これらの事例では、スクールカウンセラーが学級担任と協力し、それぞれの専門性を補完し合い、家庭と連携を図りながら不登校児童・生徒の解消に向け取り組んでおり、成果が期待されているところであります。

また、スクールカウンセラーに対する評価についてですが、学校や保護者からの相談回数が昨年に比べて増えていること、保護者から強い増員要請が寄せられていることから、スクールカウンセラー事業についての理解が進んでいると考えており、三重県四日市市の取り組みなどを参考にしながら、カウンセラーについて配慮してまいりたいと考えております。

最後に、不登校児童・生徒や家族に対するサポート体制についてですが、本市の「海の会」やグループ「琴相の里」でボランティア活動や自然体験学習を行い、不登校児童・生徒に対するサポートを行っていることは、会報をいただいたり直接活動状況のお話を伺うなどして承知しており、その活動に関心を持っております。また、本年度から道教委がパイロット事業として、4市町村を対象に訪問指導を通して定期的・継続的に支援を行い、不登校の解消を図る「不登校児童・生徒相談事業」に取り組んでおりますことにも注目しております。

不登校の解消には、学校と家庭との連携とともに、多くの方々の支援が大きな力になることを強く認識するとともに、教育委員会としても家庭への支援ができるよう、サポート体制について検討いたしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（松田日出男） 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時15分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 7番、松本聖議員。

（7番 松本 聖議員登壇）（拍手）

7番（松本 聖議員） 平成12年第3回定例会に当たり、市民クラブを代表して質問いたします。

まず初めに、市長の政治姿勢について何点が伺います。

財政問題についてであります。

経常収支比率の改善など一部財政状況に好転の兆しは見えるものの、予断は許さないという趣旨の市長提案説明は、我々市民クラブとしても同感であります。普通交付税の一時的な増額、言いかえれば瞬間風速のごとき要素を差し引いた財政状況をどう判断されておりますでしょうか。市長みずからの取り組みによって財政状況はどのように変わったのかをまずお示し願いたいと存じます。

「依然として厳しい財政状況」という言葉が決まり文句になっている自治体財政を、より正確に把握し、方向を見きわめるためには、中・長期的展望を示す必要があると考えます。いわゆる「中期財政計画」の作成が急務であると思いますが、いかがでしょうか。お答え願いたいと存じます。

次に、地域間競争についてであります。

地方分権の理念が少しずつではありますが浸透してきていると思われれます。この理念を実践に移すに当たり、それぞれの街が持つ特徴や潜在能力を改めて見詰め直し、アピールすることが大切であると言われております。全国的に市町村合併が進められている反面、各市町村がそれぞれの地域の位置づけを高めるために個性的な施策を打ち

出し、事実上、隣接・近隣市町村の人口を吸収していく、いわゆる地域間競争の時代が到来しているのです。この地域間競争を勝ち抜くためには、首長の強力な指導性のもと、施策の方針を具体的に定め、推進することが求められているのです。市長の地域間競争に対する認識と、それに伴う施策の方針をお示し願いたいと存じます。

廃棄物広域処理及び広域連合についてお尋ねいたします。

小樽単独方式から広域処理に方針が変更されました。本件に関しては単独方式で計画を進めてきたのですから、市民は言うに及ばず、私たち議会にも当然戸惑いや不安、心配な点がかなりあると思います。国との関係、すなわち財源確保が方針変更の最たる理由とも聞きます。そこでまず、本当に市単独方式では財源確保ができないのか、国や道との交渉の経過を含め、お示してください。

次に、多くの議員が疑問視しているスケジュールの問題であります。

平成13年第1回定例会に広域連合関連議案が示されるとされてまいりましたが、去る8月30日の厚生常任委員会に提出された資料によりますと、本年4定に広域連合規約案と施設整備計画策定等経費負担金予算が提案されるとあります。市長は4定の限られた時間でこの2案件の可否を判断できるとお考えなのでしょうか。また、事前にどのような判断材料や資料をお示しいただけるのでしょうか。お伺いいたします。

また、桃内住民との同意形成や、これまで収集体制、処理方法の異なる1市4町1村が共通の処理マニュアルを速やかに作成できるのか、極めて心配であります。ごみ広域処理基本計画でいうところの統一処理等基準の原案は既にできているのでしょうか。お答えください。

また、このマニュアルが作成されなければ、住民説明もできないのではないのでしょうか。今議会終了後から4定までの2カ月間に規約案を道と協議し、確定させるとあります。さらには、施設整備策定委託費を確定させ、事前協議を行うともあります。可能なスケジュールなのでしょうか。

さきの厚生常任委員会でも質問させていただきましたが、明確な御答弁をいただいております。極めて疑問があります。このスケジュールを可能にする方法は、たった1つ、議会への打診や報告を省略して進めるほかにないと映るのですが、いかがでしょうか。お答えください。

一たび広域連合が立ち上げられれば、独立した地方公共団体として事業が進められます。具体的には、広域連合の事実上の主体である一部の職員の原案が広域連合案として示され、広域連合議会の議員の判断を仰ぐことになりましょう。ここで問題なのは、私たち小樽市議会としては、本市の行政事務と違い、原案段階でチェックできないことあります。仮に広域連合が立ち上げられた後も、その主体的構成員である小樽市が意見を述べる際には、必ず事前に議会に報告するくらいの透明性を持った安全策を講じるべきと考えます。市長の見解をお示してください。

施設整備計画策定等委託についてであります。

8月30日の厚生常任委員会、並びに8月10日の第1回北後志廃棄物処理広域連合設置協議会調整会議資料によりますと、9月上旬、プロポーザル要領等確定、9月下旬、施設整備計画策定等委託コンサルタント選定開始、10月上旬、コンサル選定業務委託、11月上旬、コンサル決定とあります。それぞれ、だれがどのような内容の業務・作業を行うのか、詳細にお知らせください。また、コンサルタント選定の仕様書に当たるものは、この計画から考えて既にできていると思われませんが、あわせてお示してください。

この項の最後に、市長に要望の意味を込めてお尋ねいたします。

桃内の最終処分場建設発注に当たり、その疑惑が取りざたされ、議会としても特別に審議をいたしました。その結果、かなり不可解な点が指摘されたにもかかわらず、議会の権限の壁に当たったことは、まだ記憶に新しいものと感じます。

また、本年2定での最終処分場業務委託に関する我が会派の斉藤裕敬議員の質問では、環境部と業者とのずさんな関係も明らかになりました。本来であれば、指名基準そのものの見直しがなされてしかるべき状態にもかかわらず、いまだに始末書の1枚すら取っていないことから考えると、環境部への議会の信頼が回復されたとは考えにくいのであります。巨額の事業費を要する施設整備でありますので、透明性の確保を含め十分留意されることを切に望みます。情報の開示を含め、市長のお考えをお聞かせください。

小樽市社会福祉協議会の訪問介護サービス事業についてお尋ねいたします。

「介護保険法」の施行に当たり、小樽市社会福祉協議会は平成12年2月1日、小樽市嘱託職員であったホームヘルパー67名を雇用し、指定訪問介護サービス事業者として同年4月1日よりその事業を行ってきたところであります。新しい法が施行され、我が国の高齢者福祉は従前の措置制度から、民間企業が営利を目的として参入できる制度へと大きな変革を遂げたのであります。すなわち、「介護保険法」のもとでは、適切な経費管理を行えば利益が生まれるということでもあります。とはいえ、撤退を余儀なくされた例も見受けられます。その主たる要因は、予想以上に需要が少なかったからだと聞くところであります。

ところで、小樽市社会福祉協議会においては、制度が大きく変わったにもかかわらず、従前からの小樽市における雇用条件を踏襲し、その運営費に不足が生じるとして3,100万円もの補助金を申請したところであります。申請に当たり社協では「経営努力に努める」とし、また本年第1回定例会における質疑においても、「その収支に欠損を出さぬよう十分に指導する」旨の答弁でありました。

そこでお尋ねいたします。事業開始から間もなく半年になりますが、この間、社協における訪問介護サービス事業の収支状況はどのようになっているのでしょうか。また、需要の動向はどのようになっているのでしょうか。今後の見通しも含めてお答え願います。

予算の調製とその執行に関する市長の権限についてお尋ねいたします。

地方自治法第149条、これは普通地方公共団体の長、すなわち本市においては市長の権限の主要なものを例示した規定であります。本条第2号によりますと、「予算の調製とその執行は市長の担当事務である」とあります。また、予算は議会の議決を得るべき事件でありますから、予算案の議会への提出は本条第1号によりますと、これも市長の担当事務であります。すなわち、予算を調製し、これを予算案として議会へ提出し、議決を経た後これを執行することは、すべて市長の職務権限のもとに行われなければならない事件であります。

そこで、このたびの国民健康保険短期被保険者証の発行に係る予算であります。さきの厚生常任委員会における理事者の説明では、「既に本年第2回定例会において提出された予算案に事務費として含まれている」とのことでありました。この件につき質疑の中で市長に確認いたしましたところ、「本件に係る経費が2定で議決された予算に含まれていることを知ったのは8月17日であった」との御答弁をいただいております。2定の市長提案は6月2日でありました。市長は、かかる重要な案件が含まれていることを原課吏員から何らの説明も受けぬまま、予算案を提出するに至ったのであります。

我々議員として同様であります。私を含め、だれ一人として気づくことなく議決してしまいました。もちろん、本件に関し、担当理事者からは何らの説明もありませんでした。

市長は8月17日、本件の持つ重要性を初めて知り、直ちに議会に対し説明するよう原課に指示を出されたと同っております。市長もさぞや驚かれたことと推察いたします。

吏員は職務権限者である市長に、その事務内容を逐一報告する義務があるのではないのでしょうか。とはいえ、実際すべて報告するなどというのは不可能であることは十分承知しております。何が重要であるのか、何を優先すべきであるのか、見きわめる能力が必要なのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。本件について市長はどのようにお考えでしょうか。御所見を賜りたいと存じます。また、今後どのような対策をとろうとお考えでしょうか。あわせてお答え願います。

原発事故対策についてお尋ねいたします。

去る8月23日、市長は定例記者会見の場において、北電泊原発での死亡人身事故に関連して、小樽市内の病院で急患受け入れを検討する考えを明らかにしたとの新聞報道がなされました。しかも、市立病院のみならず、民間病院も含めてとのことであります。

このたびの事故では、放射能で汚染された患者が、その事実を知らされないまま救急隊員によって病院に搬送されたとのことであります。たとえ知らされていたとしても、病院には除染設備があったのでしょうか。小樽市にはそのような設備を備えた病院があるのでしょうか。そもそも、放射能で汚染された患者を受け入れるためには、どのような設備が必要なのか把握しておられるのでしょうか。お答えください。

以前、東海村での放射能漏れ事故の際、私は委員会において質問しております。「小樽市では原発事故に対してどのような対策をとっているのか」と。理事者の答弁は次のようでありました。「サーベイメーターが1台ある。また、医療支援チーム用の防護服等を10人分、道から預かっている。さらに、道・国の対応を見守りたい」とのことでありました。すなわち、現状において小樽市においては何もできないということでありました。道の原子力防災計画では小樽市の役割はどのようになっていますか。お答えください。

放射能に汚染された患者を受け入れるということは、多大な設備費を要するという事ではないのでしょうか。しかも、民間病院を含めてということであれば、その費用は一体だれが負担するのでしょうか。これは道に対し、原子力防災計画の見直しを迫る事ではないのでしょうか。小樽市は道に対し、どのような申し入れや要望をしているのでしょうか。お答えください。

市長は市立病院の統合・新築に当たり、放射能対策を盛り込むお考えなののでしょうか。

日本国内はもとより、世界各地で起きている原発事故を考えると、原発の安全神話がとうに意味をなさないことは、だれしもが気づいているであろうと思います。電力需要の現状を考えると、原発問題は避けて通れない問題であると言えます。事故は起こるのだという認識のもとに、万全の対策を講じておく必要があるのではないのでしょうか。市長の御所見を賜りたいと存じます。

入船公園用地についてお尋ねいたします。

入船公園は皆様御承知のとおり、市の中心部に位置し、花園公園とともに憩いの場、運動の場として多くの市民に利用されております。この用地は旧北海道拓殖銀行が所有していたものであり、小樽市は旧拓銀からこれを公園用地として借用していたものであったと同っております。平成10年の拓銀破綻、これによって貴重な公園用地がど

うなってしまうのかと危惧していたところではありますが、現在その大半が整理回収機構の所有となっているとのことでもあります。

そこでお尋ねいたしますが、この用地の賃借料は幾らなのでしょう。拓銀破綻の前後で料金に変更はなかったのでしょうか。この間の契約の更新等のいきさつも含め、お答え願います。

また、この貴重な公園用地を市長はどのようにしていくお考えなのでしょう。市民の憩いの場として小樽市が購入し、小樽市の責任において今後とも整備していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

都市計画道路についてお尋ねいたします。

このたび我が国政府が公共事業の大幅な見直しを行うことを決定したことは、皆様御承知のとおりであります。限られた財源をいかに有効に使うか、これは国も地方もその論拠を同じくするものであります。国においては、既に着工している巨大プロジェクトも見直しの対象になっていると聞きます。今、何が必要とされているのか、何をすることが今、最も有効なのか。公共事業とは、その波及効果を十分に検討し、最良の方法で行うことが重要なのではないのでしょうか。

小樽市においてはどうでしょうか。都市計画道路、既に整備を終え、美しく生まれ変わった街並みも多くあります。しかし、さかのぼること昭和10年、内務省告示により決定されてから65年間、全く手つかずのまま放置され、計画だけが今も存在する。そこに住む住民はその権利を制限され、住宅や店舗の建替えもままならず、不自由な生活を余儀なくされております。

昭和10年以来、我が小樽市の都市計画道路決定においては、2度の大きな見直しが行われております。第1回目は昭和38年、高度経済成長真っただ中であり、翌年に東京オリンピックを控え、日本中が特需に沸いていたころだと聞いております。第2回目は昭和47年、言わずと知れた田中内閣の「日本列島改造論」です。これまた日本中、至るところで土木・建築工事が行われていたころであります。どちらも我が国の政策が大きく転換した時期であります。

そして、バブル崩壊後のこの大不況。その底にたどり着いたであろう今、我が小樽市の都市計画も今こそ見直す時期なのではないのでしょうか。いま一度、現状認識を新たに、全市的に新たな計画を持って、美しく住みやすい「安らぎのまち小樽」を目指そうではありませんか。市長は、その不便さを訴える市民の声をどのように受け止めておられますでしょうか。将来の小樽の街並みを見据えた都市計画を基本に据えるべきと考えますが、市長の御所見を賜りたいと存じます。

以上、再質問を留保して質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 松本聖議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、財政問題についてお尋ねがありました。

11年度決算の収支改善は普通交付税の増額によるところが大きく、一時的な状況ととらえております。

市税収入の伸びが依然として低いことや、扶助費や公債費の増加状況を勘案いたしますと、財政構造としては大

きな変化はないものと考えております。

私自身の取り組みについてもお尋ねがりましたが、財政の健全化を進めるために特に内部経費の縮減が必要と考え、助役を1人体制とし、事務処理の効率化を図りながら職員配置の見直しを行うなど人件費の削減に努めるとともに、臨港道路などの事業につきましても一部見直しをし、事業費の軽減に努めてまいりました。

また、それらを含めた行政改革全般にわたる取り組みの中で一定の財政効果も上がっておりますが、今後ともより一層の財政状況の健全化に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、中期財政計画の作成についてであります。この件につきましては、これまでも議会等で御意見をいただいております。重要な課題と認識しております。現在、「21世紀プラン」の次期実施計画の策定作業を進めるとともに、行政改革の今後の取り組みにつきましても検討を進めておりますので、それらと整合性をとりながら中期的な健全化計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、地域間競争に対する認識についてであります。今回の地方分権のキーワードとして「自主・自立」「自己決定」「自己責任」「自己負担」ということが言われていますが、「地域特性を生かした自主的なまちづくり」というのも1つのキーワードであると考えております。

地方分権を実現するための条件整備につきましては、まだ十分とは言えない状況と考えますが、地方分権による新しい制度をいかに活用していくかが地域間競争のポイントになるものと思っております。

次に、地域間競争に伴う施策の方針についてであります。本市は豊かな自然と先人が築き上げてきた歴史や文化、また運河や石づくり倉庫などを中心とした落ちついた景観や雰囲気など、他都市にはないものがあり、まずこの特性を生かしたまちづくりの推進に当たってまいりたいと考えております。

また、本市は道内主要都市の中でも最も高齢化率が高い状況にあることから、高齢者の方々が安心して暮らすことのできる施策の充実を図るとともに、若者の定着を図るための新たな雇用の場の創出と拡大に取り組み、経済活動の活発化を進めていくことが重要なことと考えております。

地方分権のスタートにより、今後、地域間格差が顕著になってくるものと予想されます。いずれにいたしましても、本市の特性、現状を見きわめ、長所については特化させ、短所については創意工夫により絶えず改善を図っていくことが必要と考えております。

次に、廃棄物広域処理及び広域連合についてのお尋ねでございますが、初めに小樽市単独方式と財源確保についてであります。厚生省環境整備課長の「廃棄物処理施設整備計画の提出について」の通知において、道が各自治体の施設整備計画を判定する場合は、平成9年5月の同課長通知に基づき、道が策定した広域化計画と十分に整合性を図ることが明記されております。また、これまでの道との打ち合わせや協議の場においても、「実質、広域化が国庫補助の前提となっている」旨の説明を受けております。

次に、広域連合規約案と施設整備計画策定経費の予算措置と議会との関係についてであります。この広域連合の設置運営の基本となる規約は、地方自治法第284条第2項及び第3項の規定により、「広域連合構成6市町村長の協議により定めること」とされ、その定めた規約について、同法第291条の11の規定により、「構成市町村の各議会の議決を得ること」とされておりますので、これらの規定に沿って処理する考えであります。規約の内容については構成6市町村で協議することになりますが、必要に応じて議会の御意見をお伺いしながら対応してまいりたいと考えております。

また、施設整備計画等策定経費については、計画策定を委託するコンサルタントの選定業務を委託する予定の社団法人全国都市清掃会議と現在協議中であり、10月上旬にそれらの詳細が固まりますので、その段階で資料等についてお示しできるものと考えております。

次に、広域処理のための統一処理基準等についてであります。このことについては基本計画の中に、各市町村ごとに現状と課題について一定の整理をしております。今後これを基礎資料として、6市町村担当者レベルで協議を行うことを予定しています。実際には全体ごみ量の80%強を占めることになる小樽市の現在の処理基準等に沿った形になるものと考えられ、施設整備計画や住民説明などに際しては大きな障害を来さないものと判断をしております。

次に、事務スケジュールについてであります。さきの厚生常任委員会で報告した日程については、その説明の際に、「これらの日程はあくまでも現段階でのものであり、今後、廃棄物広域処理推進協議会での議論や住民合意との関係で変更もあり得ますので、弾力的対応も考慮する必要がある」旨を申し上げておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、広域連合議会と小樽市議会との関係についてであります。広域連合議会議員の選挙の方法は地方自治法で2つの方法が規定されておりますが、常任委員会でも考え方として説明いたしましたように、現実的には各市町村議会での選挙によることになるものと考えられます。

小樽市議会との関係については、広域連合議会としての考え方もあろうかと思われませんが、広域連合についての負担金や業務の状況などについては、当然小樽市議会の所管委員会にお諮りすることになると考えております。

次に、施設整備計画等策定委託についてであります。最初に「北後志地域廃棄物広域処理推進協議会」が社団法人全国都市清掃会議に業務委託として、プロポーザル手法により施設整備計画等を策定するコンサルタントの選定を行うこととなります。このコンサルタント選定業務委託仕様については、現在、プロポーザルの実施方法等について協議中であり、その内容を踏まえて決定する予定であります。

次に、選定したコンサルタントには、ごみ処理施設整備計画、廃棄物循環型社会基盤整備事業計画、生活環境影響調査及び施設建設見積仕様の作成を委託する予定であります。

次に、この事業実施に当たっての透明性確保等についてであります。事業実施に際しましては透明性や公正性の確保は絶対条件であると考えておりますので、御指摘のあったものも含め今後とも十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、小樽市社会福祉協議会の訪問介護事業についてであります。7月までの4カ月の収支状況につきましては、介護報酬等の収入見込み約5,150万円に対し、支出は約6,540万円と伺っております。このまま推移したとしますと、年度当初予想しておりました収支不足額を上回るものではないかと思っております。ただ、社会福祉協議会としても、支出の縮減対策として常勤ヘルパーの実働時間の拡大、退職ヘルパーの不補充と登録ヘルパーの導入などを進めているところであり、今後の推移を見守っていききたいと考えております。

また、需要の動向であります。介護保険分については35%を身体介護と見込んでおりましたが、複合型や家事援助にシフトし、9%に落ち込んだものの、総体の派遣時間数は予想をやや上回った状態で、微増の傾向にあります。

なお、障害者分については若干予想を下回った実績で推移しておりますが、自立者支援分については予想をかな

り下回った需要で推移しているところであります。

次に、市長の権限と職員の義務についてであります。第2回定例会において収納対策事務費の内訳について、具体的な使途については議会に対し説明を申し上げなかったことにつきましては、8月30日の厚生常任委員会においておわびを申し上げたところであります。御指摘のとおり、行政を進めていく上で職員が適切な判断力を培うことは大切なことと考えております。日ごろから政策にかかわる重要事項や懸案事項については、その経過も含め常に報告するよう指導しておりますが、これを機会に改めて担当部はもちろんのこと、職員1人1人が常に問題意識を持って業務に当たるよう徹底してまいりたいと考えております。

次に、原発事故における汚染患者の受け入れについてであります。今回の泊発電所での作業事故に際して、作業員が搬送された病院には除染設備はなかったと聞いております。また、小樽市内には除染設備を備えた病院はありません。

道の地域防災計画、原子力防災計画には、放射線障害専門病院として北大、札幌医大、旭川医大の3つの付属病院が定められております。また、岩内町、神恵内村には汚染検査室を備えた建物があり、シャワー室やホール・ボディー・カウンター、放射線測定機器など、緊急時医療に要する器材が配置されていると聞いております。

次に、道の原子力防災計画における小樽市の役割についてであります。緊急時医療活動において医療班が組織された場合、一般傷病者に対する医療活動に従事するため、小樽市医師会など3チームが編成されております。

次に、放射能に汚染された患者の受け入れについてであります。北海道の現行の地域防災計画では、小樽市が放射線被曝者を受け入れる位置づけにはなっておりません。道においては原子力防災計画について、昨年の東海村での事故後、新たに制定された「原子力災害対策特別措置法」などにより計画の見直しを行い、現在、国と協議中とのことであり、今後、小樽市に関係するものがあれば検討いたしたいと考えており、現在のところ道に対して申し入れや要望は行っておりません。

次に、市立病院の新築・統合に当たっての放射能対策の考え方についてであります。現時点では放射能汚染患者の受け入れ施設を取り組むかどうか白紙の状況であります。今後の建設計画を策定するときの1つの課題として認識いたしております。

次に、事故対策についてであります。原子力発電所等は法律に基づき、設計、建設、運転などの各段階において、多重防護等の考え方により厳重に安全規制がなされて、さまざまな安全対策がなされていると聞いております。一方で、昨年の東海村での臨界事故やさまざまなトラブルも発生していることから、国の防災基本計画や道の地域防災計画、また専門的・技術的事項については、国の「原子力安全委員会」において対策が決定されております。本市においてもどのような対応が可能なのか、今後、道とも協議しながら検討してみたいと考えております。

次に、入船公園の賃貸借についてであります。この賃貸料は年間約260万円で、平成9年より据え置きのままです。

なお、契約更新についてであります。これにつきましては旧拓銀から整理回収銀行へ地位承継されているもので、新たな契約は不要となっております。

入船公園の今後の整備計画についてであります。取得後の再整備につきましては、今後、地区公園としての現在の機能のあり方や市民ニーズも考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路の見直しについてであります。都市計画道路は、市街地における骨格的な機能を持つ道路について都市計画決定をし、順次整備を進めてきたところであります。都市計画決定後、相当な時間が経過した道路については、土地利用の促進状況や現況の交通量の把握など現状認識をしながら、将来を見据えた土地利用計画や将来交通量予測を勘案し、都市計画道路網のあり方について慎重に検討していきたいと考えております。

次に、市民の声についてであります。都市計画道路の決定については地先権利者の方々の私権の制限を伴うものであり、その決定に当たっては、関係機関や住民の意見を聞きながら決定を行っているところであります。しかしながら、一部で住宅・店舗の建替え時期などにおいて、都市計画道路の見直しも含めた御意見が出されていることは承知いたしております。

なお、建替えに当たっては、住民の方々の御理解を得られるように努めているところであります。

次に、将来を見据えた都市計画を基本に据えるべきとのことであります。まちづくりはこれまで総合計画や都市計画の基本方針であります「整備、開発または保全の方針」などに基つき、全市的な視点に立って、都市基盤整備や良好な民間開発の誘導など、小樽の特色を生かしたまちづくりに取り組んできたところであります。今後も都市計画の基本理念を踏まえ、小樽の将来像の実現に向けたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 7番、松本聖議員。

7番(松本 聖議員) 数点、再質問をさせていただきます。

まずは、社会福祉協議会の収支の均衡がとれていないという問題でございますけれども、先ほどのお話では赤字になる可能性が高いということでございましたが、もう既に3,100万円という補助金をお渡しして、なおかつ欠損が出ると。社会福祉協議会、社会福祉法人という性格上、赤字決算をして果たしていいものかどうかという疑問もあるのでございますけれども、間違いなく赤字になるであろうと私は予測しているところなのであります。その際、以前の委員会での質問においても、「赤字は出さないようにするのだ」と、そういう御答弁でありました。「もし赤字を出したときにはどうするのか」という質問をさせていただきましたが、その答えは、「出さないように努力させる。そういう指導をしていくのだ」という御答弁しかいただいておりませんでした。

いざ、ふたをあけてみますと、やはりといいますか、予想どおりに赤字が出ているわけであります。これに対して果たして追加の補助金を出す御予定なのか、この補正予算を組むのかどうか、市長の御所見をまず賜りたいと思っております。もし出さないということであれば、赤字の決算を提出させるのかどうか、それも含めてお答えください。

それと、原発事故に対してお尋ねいたしますが、市長は記者会見で患者を受け入れるというお話をされたのです。受け入れるからには、その体制を整えなければならないという前提があるのではないのでしょうか。しかし、小樽市においては何らその受け入れ体制ができていない、その設備はない。

また、先ほどの御答弁の中には、どんな設備が必要なのか、私はお伺いしたのですが、中に入っておりませんが、私もよくわかりません。原子力のことに関しては素人でありますから、果たしてどんな設備が病院で必要なのか、よくわかりませんが、市長はそれも含めて記者会見で御意見を述べられたのだと思っております。い

かがなのでしょうか。何の責任もなく御発言されたのだとは思いたくないのですが、果たして今後ですよ、市長がその受け入れをしなければならんのだという発言をされたのだとしたら、これはどのように今後対処していくのか。市立病院がもしやるとしたらですよ、率先して受け入れていかなければならんのだと思うのです。

放射線医療の専門家というのは、私の知る限り小樽には1人もおられないと思うのですが、今後そういった医者を置いていくのか。市立病院では相当に経費がかかる問題だと思うのですが、今、やっと今年、平成12年ですね、今年、収支の均衡がとれるかもしれないと言っている矢先にこの話ですから、どのくらいの設備投資をせにゃならんのかという問題だと思うのですけれども、再度市長の御意見をお伺いしたいと思います。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） お答えいたします。

初めに、社協の赤字の関係でございますけれども、当初3,100万円という予想を立てておりましたけれども、今の収支状況を見ますと、さらにこれが増えるだろうと予想がされますので、社協に赤字を出させると、こういうわけにいきませんので、追加の補助は考えていかなければならないと、こういうふうに思っています。

それから、原発事故の関係で、記者会見との関係でお話がありましたけれども、原発事故による汚染患者を受け入れると、こういう意味ではなくて、今回、作業上の関係で、労災の関係でそういう事故があったと、患者が出たと。そういうことで岩内の病院に収容されたわけですけれども、「もし仮にそういった作業員がそういう事故に遭った場合の受け入れについてどうですか」という質問があったので、そういうものについては民間も含めて検討しなければならぬ課題なのかなと、そういうことで申し上げましたので、設備をすとか何をすとか、そういうことで申し上げていませんので、御理解を願いたいと思います。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 7番、松本聖議員。

7番（松本 聖議員） 済みません。市長の発言の真意がよくつかめないのです、記者に対して。受け入れなければならないという、受け入れる必要があるから検討しなければならないという市長の発言の御趣旨だと私は、新聞報道しか見ておりませんが、受け取ったのでございます。

確かに社会的な責任といいますが、後志の基幹病院の市立病院として、そういった患者さんを受け入れる社会的な責任というのは大いにあると私も思いますし、率先してやるべきであろうという気持ちでありますけれども、何とも上辺だけといいますが、市長の今の御答弁でしたら、実際に設備云々かんぬんはどうかして、聞かれたから受け入れにゃならんのだと、リップサービスのように聞こえたのですがね、市長の御答弁は。やる気もない発言を記者を前にやるというのは、どうも納得できない。市長は責任ある立場なので、やると言ったからには何か具体的な案をお示しいただけるものだと私はてっきり思ったのですが、何とも記者に対するリップサービスで終わってしまったのかなという気持ちであります。その記者会見における市長の御発言の真意を再度お尋ねしたいと思います。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝磨） 記者の発言としましては、小樽への搬送、救急搬送があるのではないかと。その場合、小樽ではどうするのですかというふうなことの質問があったものですから、道の防災計画なんかもありますけれども、そういった除染された、被害に遭った、事故に遭った患者さんを受け入れないということにはならないだろうと、要請があった場合ですね。そのことについて検討してみたいなと、そういうことで申し上げておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（松田日出男） 以上をもって本日の会派代表質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 渡部 智

議員 斉藤 陽一良

平成12年 第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成12年9月12日

出席議員（35名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	27番	岡本一美
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

20番 佐久間潤子

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	佐藤利幸
助役	小坂康平	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	須貝芳雄
総務部長	藤島豊	企画部長	高橋康彦
財政部長	鈴木忠昭	経済部長	木谷洋司
市民部長	藤田喜勝	福祉部長	田中昭雄

保健所長 山本 稔
土木部長 松村 光男
港湾部長 兵藤 公雄
消防長 多賀 俊春
社会教育部長 池田 克之
総務部総務課長 磯谷 揚一
財政部財政課長 貞原 正夫

環境部長 大津 寅彦
建築都市部長 山下 勝広
小樽病院
事務局長 高木 成一
学校教育部長 奥村 誠
監査委員
事務局長 内藤 洋
総務部秘書課長 長川 修三

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷 富夫
庶務係長 片岡 義一
調査係長 渡辺 章
書記 丸田 健太郎
書記 斉藤 繁幸
書記 大門 義雄

事務局次長 須貝 則彦
議事係長 佐藤 誠一
書記 木谷 久美子
書記 牧野 優子
書記 中崎 岳史

開議 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に前田清貴議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

26番（高階孝次議員） 招かれざる客「キティホーク」の小樽寄港問題、違法を承知で突っ走るマイカルの大観覧車、市民に受診抑制を迫る国保短期証の発行など、多くの課題がいや応なしに降りかかってくる9月議会、日本共産党を代表し質問をします。

最初は、財政問題です。

財政の現状は、相変わらず危機的な状況にあると思います。平成11年度決算、決算カードからですが、主な指標を拾ってみると、実質収支は9億5,170万円の黒字、単年度収支では5億9,050万円の黒字。6年連続の赤字がとりあえずストップします。経常収支比率は93.3、これらは前年度に比べていい方の指標です。

しかし、財政力指数は0.476、公債費負担比率は17.7、公債費比率は17.8、起債制限比率は13.1、地方債現在高——借金ではありますが769億円、前年度は748億円、全会計では1,424億円になります。債務負担行為は20億2,000万円。これらはいずれも前年度に比べ、さらに悪化しております。

積立金現在高 - 貯金ですが、財調基金はゼロ、これは前年度もゼロです。減債基金は31億5,600万円、これは前年度とほぼ同じです。ちなみに、今年度に入って今回の補正で、財調には4億8,000万円の積み立て、減債基金は取り崩しと積み立ての繰り返しで現在高は約20億円。11年度は歳入では恒久減税補てんの地方特別交付金3億8,000万円、地方交付税が前年度に比べ13億8,000万円の増。一方、歳出では普通建設事業費が前年度に比べ22億円の減ですから、単年度収支の黒字にこれらがつながったと考えられます。

監査委員の監査意見は、「前年度に比べ、経常収支比率、歳入に占める一般財源の割合、歳入に占める経常的経費の割合はいずれも好転したものの、財政力指数及び公債費比率は前年度に比べ悪化し、財政状態は依然として厳しい状況が続いている」、こう述べております。行革懇は早くから、「会社ならとっくに倒産している」、こう言っております。

さらに厳しい状況を挙げてみます。一般会計から国保への貸付金32億円、病院への貸付金44億円は、形は一時借入金。これが毎年転がしになっていて、事実上の長期債になっています。その額は76億2,000万円。これを加味すると、60億円から70億円の赤字です。減債基金残高31億5,000万円をすべてこれに充てても追いつきません。この結果、実質収支では35億円、単年度収支では38億7,300万円の赤字ということになります。とても黒字だのと喜んでおられるものではありません。

さらに問題の土地開発公社です。先行取得したものの使い道がない、5年以上塩漬けになっている土地の価格は金利を含めて4億6,000万円。このほか第三セクター、自然の村運営費が9,000万円、観光振興公社貸付金が4,500万円、年々じり貧の小樽水族館、交通記念館。いずれは市がこれらの後始末をしなければならなくなります。

11年度を見ると、ドリームビーチ関連の貸付金1億1,000万円、アール・アイ貸付金3億5,000万円、フィッシュユミール未収金1億5,000万円、近い将来、間違いなく負担を負わせられる石狩開発への1億5,000万円。こうして挙げていくと切りがありませんが、市財政の現状、将来にわたっても重症と言わなければなりません。

以上、市財政の現状を概括しましたが、市長はどのように認識されておられるか、改めてお尋ねします。この点については、監査委員にもお答え願います。

次は、財政悪化の原因と責任についてです。

毎度のことですが、原因と責任がはっきりしなければ、再建の「処方せん」は書けません。その原因の第1は、「バブル経済崩壊による税収減」が挙げられます。政府は不況対策、景気対策といって特別・恒久減税を行ってきました。本市への影響は、例えば98年は特別減税の影響額は7億9,500万円、99年恒久減税では6億7,500万円、ちなみに今年度2000年の恒久減税では7億1,100万円。これに対して政府は、98年は減税補てん債で8億円、99年は減税補てん債と地方特例交付金6億6,000万円、今年度2000年も両方合わせて8億円、これで穴埋めをしています。何々対策債とか何々補てん債と名称はどうあれ、これは債ですから借金には変わらないわけです。また、交付税措置といっても、地方交付税特会の借入金が増えるだけで、いずれそのツケは地方に回ってきます。根本的な解決にはなりません。

原因の第2は、税収減にもかかわらず大規模開発プロジェクト、公共投資を拡大してきたことです。例えば普通建設事業費を見ると、全国的にはこの10年間に市町村では約2倍に増えております。本市では、84年と99年を比較してみます。失対だとか災害の経費はそこから外しています。84年は76億円が99年は130億円、約1.6倍になっております。ちなみに、この間の人件費は1.25倍です。余り人件費を目のかたきにする必要はないのではないのでしょうか。

この公共投資の拡大には2つの面があります。景気対策のための公共投資の拡大が国によって誘導されてきたことです。具体的には、「まちづくり特別対策事業」、「ふるさとづくり事業」、このもとに地方単独事業を地方債を財源に、借金を財源にすることを許して、将来、元利償還に当たっては交付税で措置する、こういうやり方を国は進めてまいりました。市の方は、これを専ら良質の起債といっただんどん受け入れてきた。国の責任は、まずもって重大だと思えます。

一方、地方自治体の方も、争って民間活力の導入だとか、そうやって大規模プロジェクトを進めてきました。本市の場合、景気対策としてこの8年間に110億円の事業を進めてきました。平成6年、7年、9年は単独事業が補助事業を上回り、この間、なけなしの財調基金もすっかりはたいてしまいました。石狩湾新港、築港再開発、中央通の再開発、小樽港の港湾整備事業、望洋パークタウン、稲北再開発、大型プロジェクトのオンパレードでした。

「企業がもうかれば、そのおこぼれで地元が潤う、福祉にも金が回る」と言ってきました。しかし、景気はさっぱりです。市がまさに吸い上げポンプ、開発会社となって市民の血税を吸い上げて市民を苦しめる。あげくの果てには市の財政も火の車の状態です。

これだけ痛い目に遭っているのに、性懲りもなく国の公共ばらまきに飛びつきます。中心市街地の活性化、大型焼却炉、国幹道、新幹線、盛んにPFIの導入、何の反省もありません。国の振りかざす交付税措置のえさに飛び

ついてきた市の責任も重大だと言わなければなりません。今や30兆円になんなんとする地方交付税特会の借金は、地方にいずれ回ってくるものであります。

きのうの代表質問でも各党の皆さんから財政が大変だ、こういう話がありましたし、市長もそうだというふうに答弁されておりますけれども、山田市長を含め歴代の市長、そしてそれを支えてきた与党の責任は重大ではないですか。小淵さんのように、景気が回復すれば万事うまくいく、こんな他人事にすり替えることはやめるべきです。いかがですか、お答えください。

次は、財政再建の問題についてです。この問題も議会では長いこと論議をしてきましたが、さっぱり効果が上がりません。極めて残念です。改めて市が取り組んでいる再建策についてお尋ねします。

基本的な点から、「行政改革」です。

4年間に職員120人削減を目玉に、学校、保育所、消防出張所の統廃合、70を超える事務事業の見直し、53億円を生み出すとして取り組んできました。その到達度は3年間でおおよそ70%。しかし、中身は結局のところ市民の負担増、市民サービスの切り捨てに終わったのではないですか。こんなふうにみずからの失政のツケを市民に転嫁する行革では、市財政の再建、個人消費の拡大、ひいては景気回復にはつながりません。いかがですか、お答えください。

次は、「事務事業評価法」の導入についてです。

最近、政策評価制度、行政評価法など、この問題が盛んに強調されるようになりました。事業の費用対効果、無駄を省く、公共性を吟味するなど、事前、そして事後に評価する。大いに結構でありますけれども、これを身内でやっていたのでは、なれ合いになってしまうのではないですか。第三者機関に、あるいは市民参加の形で事前・事後の評価はもちろんのこと、その中間での評価をするべきでないか、このように思います。お答えください。

次は、「企業会計方式」の導入の問題です。

市の資産総額を出す、負債を差し引きして正味の財産は幾らか、そのうち処分できる可処分資産は幾らか、こういうことで財産の実態を把握する、こういう点では一定の意義がありますが、よく言われているとおり、連結ベース、親会社と子会社の関係と言ってもいいと思います。一般会計はまあまあだけれども、先ほどの冒頭の質問でも話しましたとおり、第三セクター、外郭団体は別だと。こんなところに赤字が隠されているわけです。連結ベースで見ること、時価評価で見ることではなければならないというのが識者の共通して指摘するところであり、財政再建の面からどういう効果を期待して導入するというのか、お答えください。

次は、「財政健全化計画」についてです。

市は5カ年を見通した計画を今年中に立てるといいます。財政は「入るを計り、出づるを制す」という言葉がよく使われますが、だれが財政を担当しようと、財政再建のためには収入を増やす、支出を減らす、抑える、これ以外に方法はないと思います。

まず、歳入からお尋ねしますが、もう身近に迫ってきている新年度予算に向けて、市長は国保料、保育料、上下水道料、家賃などの使用料・手数料、学校の給食費もいわば公共料金に入るとは思います、そういう値上げを考えておられるのか。

次は、増税の問題ですが、地方税とか消費税というのは国の法律でしょうけれども、地方の方からそれを改めよ、

増税せよ、こんな動きになっていないのかどうなのか。市町村独自の法定外普通税などについてはどんなお考えか、お尋ねします。

収納対策、起債の低利への借り換え、税源配分と地方財政調整制度の見直しなどについては、これは市財政にも大きな影響がありますが、どうお考えか。

歳出について、細かくいろいろあるのでしょうかけれども、市民が大変関心を持っている点、2点ほど伺います。「ふれあいパス」、そしてこの間拡大された乳幼児医療費助成、これへの所得制限導入、ちまたではうわさがありますけれども、導入すべきでないと思いますが、市長はいかがお考えですか。

次は、我が党の財政再建策に関連してお尋ねします。

我が党の提案の基本というのは、財政再建と景気回復との両立を図るということです。日本の景気回復、一自治体でどうこうできるものではありませんけれども、ただ成り行き任せにしているのではなくて、市も主体的に最大限の努力を払うべきだと思います。その一歩として、平成10年にスタートした現行の総合計画「21世紀プラン」を見直すことです。

きのうも質疑ありましたけれども、市長の答弁は、このプランの実現に向かってということをもたまたま繰り返しておられますが、人口にしても大分ずれております。計画どおり築港再開は進んでおりません。ダイオキシン対策に名をかりた大型焼却炉と言っております。さらには高規格道路とか新幹線とか、福祉の面ではいよいよ介護保険が本格的に導入される。私もこの計画をつくるメンバーの1人でありましたけれども、こんなにこの辺の話が具体的ではなかったわけです。ただ単純に「21世紀プラン」で対応できる、こうばかりは言っておられないと思います。従来型で進みますと、情勢から立ちおくれ、財政危機を一層深刻にするのではないですか。お答えください。

次は、4年目の最終年次を迎えた「行革」です。

きのうの答弁でも、市長は引き続き進めると言っております。これまでのような市民サービス切り捨て、個人消費を冷え込ませる行革、これから本当に無駄を省く、真に民主的な市民本位の行革に切り替えるべきでないかと思えます。

次は、市政の実態を市民に公開、開示する問題です。

市は、市財政は火の車。市民が何を言っても、予算がない、我慢してほしい、こういうふうによく市民には言いますが、10年度の3億6,000万円、11年度の9億5,000万円の黒字というのは、どうも市民にはこれだけではわかりづらい話だと思います。企業会計方式の導入もその1つでしょうが、三セクや外郭団体を含めた全体的な連結ベース、時価評価で実態を明らかにする。国保や病院に見られるような一時借入金による財政操作、これも市民には理解できません。ただその実態を明らかにするだけでなく、こうしたやり方を根本から改めるように努力すべきだと思います。

次は、財政危機の原因と責任を明らかにする問題です。

不況、景気など他人事にするから、再建に真剣さが欠けるのではないのでしょうか。市長も与党の皆さんもみずからの責任を明らかにし、そして、このようにして市財政の危機を打開するのだと示すべきでないかと思えます。きのうの質疑を聞いていても、市長どうするのだということが多くて、自分たちはこうして改善するのだという話が余り聞こえなかったのは残念だと思います。

基本問題の最後に、地方自治体として「地方自治の本旨」を貫くという問題です。

自治体は国から独立した国と対等の立場にあって、決して国の下請機関ではありません。その行財政の執行に当たっては、住民の意思に従ってこれを行う、これが地方自治体の本旨だと言えます。

一時もてはやされた都市経営論、これは神戸市が代表ですけれども、何か自治体が1つの営利会社になってしまう、こんなやり方は本当にもう、今破綻しておりますけれども、根本から間違っていると思います。自治体は住民の健康と安全、福祉、教育を守る、本来の姿に立ち戻るべきだと思います。

「マイカルを誘致すれば小樽に金が落ちる」、こうして豪語してきましたけれども、現実はそうになっておりませんし、石狩湾新港もそうであります。市は事もあろうに、市民の血税を吸い上げるだけ。財政による所得配分機能のまさにこれは逆立ちであります。これは根本から改めるべきだと思います。

次に、具体的な再建策を提示しますので、それぞれお答えください。

政府資金の低利への借り換えを国に認めさせること。2つには、これから地方分権の時代と言われ、去る1定でも大規模な法改正が行われました。しかし、肝心の財源の地方移譲は棚上げです。これでは結局また国の言いなり、それに翻弄される状態というのは変わりありません。地方税、地方債、地方交付税の制度を見直し、地方が課税の自主権を確立すること、これを国に強く要求することです。

次は、大型プロジェクトの凍結・中止を含めた見直しの問題です。

公共事業には無駄が多い、景気対策としても効果が上がらない、去る総選挙でも国民から大きな批判がありました。さすがに、ばらまきの御大将である自民党の亀井政調会長も、最近は見直し・中止の中心になっております。識者の中には「来年の参議院選挙を控えたパフォーマンス」と、こういうふうには皮肉の人もおりますけれども、見直すことは、これはいいことだと思います。

物流に限界があるのに、石狩湾新港のマイナス14メートルバース、大水深が必要だ、今度はガントリークレーンが必要だと。これでは市の負担は増えるばかりで、肝心の機能分担すら壊されかねません。事実上マイカルのための平磯線の改修80億円、これだって80億円でおさまるかどうかわかりません。船の入る見込みもないのに、小樽港の再開発も、これは見合わせるべきではないでしょうか。そんなすきに商船どころか「キティホーク」が入ってくる。軍港化がこのままでは、ますます進んでいくと思います。

中心街の空洞化を招く中央通の再開発や望洋パークタウン、二重の投資です。二重の投資というのは、わかりやすく言えば無駄だということでもあります。さらには、地元に負担を負わせ、大きな借金を背負わせる国幹道や新幹線は急ぐべきではありません。

以上、具体的な事例を挙げて見直しを求めました。いかがでしょうか。

我が党は、公共事業をすべてやめようとは言っておりません。公共事業を大企業・ゼネコン型から地元の仕事と雇用につながる生活密着型に切り替えるべきだと、こういうことを主張してまいりました。我が党のほかにも、よく新聞にも出ますけれども、法政大学の五十嵐敬喜教授、奈良女子大の中山徹教授は、「福祉が今の経済を正す」、こう言っております。一橋大学の学長も務められた宮崎健一名誉教授ですが、「公共事業より福祉、医療が経済波及効果、雇用効果が大きい」、こう言っております。北大の財政学の宮脇教授は、「何をやるというよりも、今は何をやめるかを提示することが大事だ」、こうも言っております。公共事業の抜本的な見直しが必要だと思います。

山田市長の前半も残りわずかになりました。この間、振り返ってみると、何かと御苦労が多かったと思います。これからも政治経済の激動が続きます。頼りにしていた自民党の凋落も、歴史的にはこれは避けられないと思います。いつまでも新谷市政の継承とばかり言っておられません。このままでは命取りになる、老婆心ながら御忠告申し上げておきます。

いつか市長に対して、憲法と地方自治法の遵守のことをお尋ねしました。それは当然のことだと市長は答弁されておられました。この際、改めて市長の政治姿勢についてお尋ねします。市長は直接市民から選ばれた、いわば大統領です。その権限は大きく、同時に責任も大きいものです。常にそういう認識に立たれて、時代の流れを先取りし、変化を的確につかみ、スピーディな対応、決断、リーダーシップを発揮していただきたい。官僚主義の悪弊とも言える事態の先送り、前例の踏襲、まあまあなあなあ主義の事なかれ主義、一掃していただきたいと思います。

毎度市長が陳謝を重ねることは、私たちは野党ですけれども、見るに忍びありません。市民は、そごう問題に見られるように、そろばんや損得勘定ではなくて、公平・公正な政治を求めていると思います。これにどう市長はおこたえになるのか、お答えをいただきます。

以上が財政問題です。

次は、築港再開発についてお尋ねします。

1つは、大観覧車の問題です。

去る9月4日の市街地活性化特別委員会で我が党の古沢質問で、行政手続に重大な誤りのあったことが明らかになりました。工事の地域は「特別景観形成地区」であり、市の景観条例によると、同条例の施行規則第12条では、文書による届け出の後、25日間を置いて建築の確認申請が行われるものとなっております。届け出と同時に確認の申請が出され、住民に保障されている25日間、権利が有無も言わず奪い取られてしまった。古沢議員の指摘に市は条例違反を認め陳謝しましたが、陳謝したのだから進行中の工事は、事業者に瑕疵がない以上そのまま続行させてほしい。現に続いているようではありますが、大変虫のいい話です。行政手続が間違っていた以上は改めて正式の手続を踏むこと、これが当然でないでしょうか。その間、工事は中断する。これは当たり前の話です。

こんな問題について、理事者、その道の専門家はなぜミスをしたのか。どうも担当者がかかったとか何とか言っておりますけれども、同じこの景観地区ではマイカルの本体も、あるいはマンションも新南樽市場もみんな建っていて、それは正規の手続をちゃんと踏んでいるわけです。これは担当者が入れかわったということで済まされる問題ではないと思います。1人1人見ていきますと、当時の方が現におられるわけですから、知らなかった、わからなかったというわけには、これはいかないと思います。ですから、我が党はOBCと示し合わせたのではないのか、こういうふうに見るわけです。工事を中止し、手続をやり直すべきです。いかがですか。

「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」、これは「市民と歩む 21世紀プラン」のいわばキャッチフレーズなのです。「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり」、これは景観条例の先に出てくる言葉です。大変立派な言葉です。言葉はいいのですけれども、実際の場になると今回のような対応では、何のために景観条例があるのか、さっぱりわかりません。「21世紀プラン」も景観条例も、悪いことをするための隠れみになっているのではないか。これは市長、市長のこけんにかかわる問題です。市民の眺望権を保障すると、こういうことで適切な対応

をしていただきたいと思います。

この問題の最後ですが、今後の計画についてです。

議会のたびに築港再開発の開発フレームの破綻の問題が取り上げられます。ところが市長は、開発はまだ80%ぐらいたと、100%達成していない、これからだと答弁しました。今度の観覧車もその1つなのでしょうが、当初の計画になくて今後どういう施設がここに建てられるのか、企画されているのか挙げてください。小樽病院がここに移るとい話もあります。あの広いところにまた大型店が出るという話もあります。市長は大型店、小樽にはもう出る余地なしと、こういう議答答弁もしておりますが、ちまたではそういう話です。何かまた変わったレクリエーションの施設が。いろいろちまたでうわさされておりますけれども、20%まだあるのだというからには、今後の計画については市民の前に明らかにすべきでないですか。お答えください。

次に、最後ですが、国保の短期被保険者証発行についてお尋ねします。

市は被保険者証の切り替えの10月1日から3カ月の短期証を発行するといいます。これは保険料の長期滞納者に対し、納付を督促するというものです。市民にはこんな大事なことが突然行われる、まさに寝耳に水の話です。議会のやりとりでも出てまいりましたけれども、市長が原部から話を聞いたのは8月17日、私が聞いたのは24日、そして30日の厚生常任委員会です。余りにも唐突だと。この点に問題があったことは、再三もう指摘されているとおりであります。こんなことを繰り返されないよう、強く改善を求めるものであります。

あわせて、地方自治体が住民の健康と福祉を守るのは、これは最大の仕事であります。昨今の厳しい社会情勢の中で、保険料を納めたくとも納められない市民もいるはずで。滞納しているからといって病院へ行くことまで押さえつける、こういうペナルティは余りにも冷たい仕打ちだと言わなければなりません。担当の職員には大変御苦労さんですけれども、何回も足を運んで納得してもらい、辛抱強く取り組む。国保が社会保障の制度である基本を踏み外してはならないと思います。そのことがきちんとできていれば、今度のようなことが突然起こることはなかったと思います。

介護保険制度がいよいよ実施されることになりました。そしてまた、保険料も取られることになります。いろいろな厳しい状況が予想されますが、今後の対応についてどうされるのかお尋ねいたします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

市長(山田勝磨) 高階議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点か御質問がありました。

市の財政状況に対する認識ということでございますが、一般会計だけではなく、国保や病院といった特別会計や企業会計を含めた市全体の財政状況を見ますと、総じて大変厳しいと、こういう状況が続いておりまして、今後に向けて、なお課題は多いものと認識いたしております。

また、例として挙げられました第三セクター等におきましても、経営状況は決して楽観視できる状況にはないと考えておりまして、それぞれの三セクにおいて一層の経営努力を期待いたすとともに、市のかかわり方につきまし

でも、常に慎重に検討してまいらなければならないと考えております。

次に、財政悪化の原因と責任ということについてであります。幾つかの公共事業を例に挙げて御意見があったわけですが、これらにつきましては、これまでも申し上げておりますとおり、市民生活の一層の向上と市内経済の活性化を図りたいという趣旨で取り組んできているものであります。

また、公共事業の実施に当たりましては、国の施策に単に追従してきたものではありませんが、一方で、それらの事業執行による公債費の増加が市財政を圧迫していることも事実であります。積極的な行政の推進と健全な財政運営の両立というのは大変難しい課題であります。今後とも各事業の執行に当たりましては、社会情勢の変化や市財政の状況に十分留意し、必要に応じて適宜見直しを行いながら、市内経済の活性化にもつながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革についてであります。行政改革の目的は最小の経費で最大の行政効果を上げることにあるものと考えております。行政需要は時代の推移とともに変化いたしますので、事務事業などについて常に見直しをし、行政需要に合わなくなった無駄なものや非効率なものについては改善をし、新たに生じた行政需要についても適切に対応できるようにするなど、時代の要請に合った効率的で効果的な行政を行う必要があることから行政改革に取り組んでいるものであり、財政的な目的だけで行政改革を行っているものではないことも御理解願いたいと思います。

次に、事務事業評価システムの第三者機関などによる評価についてであります。現在、市では総合計画の実施計画の事業を対象に、試行として事前・事後評価に取り組んでおります。評価の客観性を高めるためには第三者機関などの外部評価を取り入れていくことが望ましいとされておりますが、現時点では評価システム自体が試行錯誤の中での取り組みであることから、当初は自己評価の取り組みから始め、評価に対する一定の経過を踏まえた上で第三者機関などによる評価を検討したいと考えております。

また、継続中の事業につきましても、状況の変化に応じて絶えず見直しをすることが必要と考えております。

次に、財政分析における企業会計方式の導入についてであります。現在、自治省の研究会から示された手法に基づいてバランスシートの作成に着手しており、なるべく早くその結果をお示ししたいと考えております。しかしながら、このバランスシートを含む企業会計方式の研究はまだ緒についたばかりであり、今後国や都道府県を中心にさまざまな試行が続けられていくものと思われます。

また、この導入の目的は、当面は自治体の実際の財政状況をよりわかりやすく住民の皆さんにお知らせすることにあります。市といたしましても、さらに研究を進めながら、その有効活用に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成13年度予算に関して、公共料金の改定についてお尋ねがございましたが、現時点では白紙の状況でありまして、予算編成作業の中で慎重に判断してまいりたいと考えております。

また、法定外普通税の創設につきましては、地方分権の流れの中で、従来の自治大臣の許可制から協議制へと変わったところでありますが、新たな税負担につきましては十分な検討と各界各層の皆さんの御理解が必要でありますので、今後の研究課題とさせていただきますと思います。

市税等の収納対策や市債の低利への借り換えにつきましてもお尋ねがございましたが、これらにつきましては日常の業務の中で、それぞれの担当において引き続き努力してまいりたいと考えておりますし、地方への税源移譲につ

きましても、全国市長会等の関係団体を通じ、国へ強く要望しているところであります。

次に、ふれあいパスや乳幼児医療費助成への所得制限の導入についてであります。ふれあいパスは高齢化の進展とともに交付対象者が年々増加しており、バス事業者から利用実態に合った市の負担を求められていることもあり、本市の財政状況や他の施策等を勘案して、制度のあり方を含め慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、乳幼児医療費助成については、北海道の医療給付事業及び市単独の拡大事業として実施しているところでありますが、北海道からは、制度の安定的な運営を図るため、平成13年度から所得制限を導入する考えが示されております。市といたしましては、今後の北海道や他都市の動向も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

次に、「21世紀プラン」についてであります。総合計画の実効性を確保するため、3カ年ごとに実施計画を策定することにしており、本年は第2次実施計画の策定の年に当たり、現在その作業を進めているところであります。策定に当たっては、第1次実施計画の進捗を点検するとともに、市民ニーズや社会経済情勢の変化を見きわめながら、事業の実施年度と予算規模を施策分野ごとに明らかにしていきたいと考えており、また計画期間内に新たに必要となる事業や見直しの必要が生じた事業につきましては、その緊急性や事業効果を勘案し、弾力的に対応してまいりたいと考えております。

次に、平成13年度以降の行政改革についてであります。これまでどおり市民の行政需要に適切にこたえることができる無駄のない効率的・効果的な行政運営と、地方分権による地方行政の変化ということも念頭に置いて行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業会計方式の導入の方法についての御意見がありました。先ほども申し上げましたとおり、このことにつきましては、まだ研究段階のものと承知をいたしております。外郭団体の取扱いや資産の評価の問題など、御指摘の点を含めて課題は多いところであります。当面は、まず自治省の研究会が示したバランスシートを作成することから始め、国等の研究動向も見ながら、よりわかりやすい情報の提供方法について、市としても研究してまいりたいと考えております。

次に、財政危機の原因と責任ということについて再度お尋ねがありましたが、公共事業を含めたこれまでの市の政策につきまして、さまざまな御意見があることも承知しております。いずれも市民生活の向上を図るために実施しているものであり、一方で、市政執行の責任者として、そのことによる市財政への影響に対して責任を持たなければならないものと考えております。また、これまでの施策の選択に当たりましては、市内各界各層の皆さんの御意見をいただきながら、さらに議会における広範な議論もいただいて決定いたしており、その時々々の収支見通しの中で真剣に検討を行いながら、慎重に判断してきたものと考えております。

いずれにいたしましても、将来にわたって市民の皆さんによりよい行政サービスを提供していくためには、健全財政の保持が不可欠でありますので、先ほど申し上げましたとおり、慎重な事業選択と効率的な行政運営に今後とも一層努めていかなければならないと考えております。

次に、「地方自治の本旨」ということについてであります。御質問の中にもありましたが、その行政について、住民自身の手で住民自身の責任において行うとともに、地方公共団体として、できる限り自主的・自律的に行うことが、いわゆる地方自治の本旨であると承知いたしております。

築港地区再開発などを例に税負担の観点から御意見がありました。これらの実施につきましては、先ほど来申し上げておりますとおりでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、市債の借り換えについてであります。御指摘にありましたとおり、政府資金の低利への借り換えが進んでいないのが実情であります。平成11年度末の市債残高のうち、借入金利5%以上のものは全会計でおよそ460億円ですが、そのほとんどがいわゆる政府系の資金となっております。この借り換えや繰上償還につきましては、これまでも全国市長会等を通じて要望いたしておりますが、公債費負担の軽減を図るため、今後とも引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

次に、課税自主権の確立などについてであります。地方分権制度が既にスタートした現時点でも地方の税財源問題は結論が出ておらず、「地方分権推進委員会」の中で検討はしておりますが、年内にまとまる可能性は低いと伝えられております。今後も地方交付税や地方債を含め、地方財政政策全体の中でそれらの問題が議論されるものと考えておりますが、お話のありました課税自主権の問題も含め、私ども地方自治体としても、真の意味での税財源の充実・確保が図られるよう、全国市長会等の関係団体を通じ、要望を続けているところであります。

次に、いわゆる大型プロジェクトの今後の見通しということですが、例として挙げられました事業につきましては、それぞれにおいて今後慎重に検討しなければならない課題もあると考えております。

既に実施中の事業につきましては、いずれも市民生活の向上や市内経済の活性化等につながるよう、その適切な執行に努めてまいりたいと考えておりますが、社会経済情勢の変化などに応じた見直しにも状況によっては取り組まなければならないものと考えております。

また、新規の事業の実施につきましても、御意見の趣旨にあります後年度負担などにも十分留意するとともに、今後とも市民の皆様をはじめ、関係者の御意見などを伺いながら判断をしてみたいと考えております。

次に、政治姿勢についてのお尋ねですが、市長としての責任が重大であることは当然認識しておりますし、時代の流れや変化を的確に把握し、市長としてのリーダーシップを発揮するということが特に重要な時代になっているという認識もしております。

また、事態の先送り、前例踏襲、なれ合い主義、事なかれ主義などの一掃をとのことでありますが、これらのごとにつきましては私も同じ考えでありまして、以前から機会あるごとに職員に対しては、そのようなことのないように、みずから考え、積極的に仕事に取り組むよう指示しているところであります。

次に、築港再開発について何点が御質問がありました。まず観覧車の手続ミスの原因についてですが、建築確認申請書が提出された際に、景観条例施行規則第12条の規定に基づいた行為の届け出が25日前までに提出されているかどうかの確認が徹底されていなかったことや、関係課の連携がとれていなかったことが原因と考えております。今後は職員に対しまして条例、規則等の遵守を徹底し、適切な行政執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、工事の中止と手続のやり直しについてですが、先ほど申し上げましたとおり、このたびのことは私どもの職員の不手際から生じたものであり、事業者に対して工事の中止や手続のやり直しを求めることは難しいものと考えております。

次に、眺望権についてですが、観覧車の設置計画については、築港地区の景観や重要眺望地点である平磯公園からの眺望について、特別景観形成地区の地区景観形成計画と基準、平磯公園等からのシミュレーションに基

づき「景観審議会」の都市デザイン部会長と協議し、市として景観上支障はないと判断したものであります。また、その結果につきましては、「景観審議会」に報告したところ、特に異論もなかったところであります。

次に、築港地区再開発の今後の施設計画についてであります。本地区は土地所有者に対し、再開発地区計画の土地利用方針に沿って施設計画を検討していただくよう指導してまいりました。しかし、約3.8ヘクタールの未利用地の土地利用につきましては、現在のところ具体的な計画に至っておりません。今後も所有者には土地利用方針に基づいて施設計画の検討を進めていただくよう指導してまいりたいと考えております。

国保の短期被保険者証の発行についてであります。第2回定例会において収納対策事務費の内訳について議会に対し御説明申し上げなかったことにつきましては、8月30日の厚生常任委員会においておわびを申し上げたところであります。加入者にとっては、介護保険料の負担が加わり、厳しい状況にあることは理解できます。また、保険料を納めたくとも納められない人に対しては、納付相談を通じ、生活状況をお聞きした上で、個々の状況に応じた対応をしてまいりたいと考えております。また、接触が困難な方や制度に理解をいただけない方には、休日や夜間における臨戸訪問などにより、納付相談や制度についての説明をしてまいりたいと考えております。

なお、今回の短期証の発行は、加入者間の負担の公平化や、来年度本格実施される資格証明書の交付対象者の減少に結びつけていく上でも必要な措置と考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 佐藤監査委員。

監査委員(佐藤利幸) 高階議員の質問にお答えします。

監査委員の決算についての認識は意見書で述べたとおりであります。平成11年度は厳しい経済情勢下で、国において景気浮揚策が実施され、恒久的な減税や金融システムの不安解消なども行われました。

本市の一般会計では、少子・高齢化と景気低迷の中、行政改革の努力により人件費は抑制されましたが、扶助費、公債費の支出が増加し、財政力指数、公債費比率は悪化し、経常収支比率は好転したものの93.3%と高く、財政状況は厳しいと言えますが、地方交付税の伸びと経費の節約などにより実質単年度収支は黒字となりました。

また、特別会計では、国民健康保険事業や老人保健事業において、制度上の制約はあるとしても、一般会計の負担は増高していますし、企業会計では、病院事業において資金収支不足額が約50億円に及んでおり、抜本的に経営方針を考えるべき状況と言えます。

総括的に考えますと、市の財政状況は依存財源に大きく頼っており、独自の施策に対応する財源が少なく、構造的に大変厳しいものと認識しております。

なお、地方分権が進むことで地方自治体の自主性・自立性が要請されますが、今後とも堅実な収入の確保と一層の事務事業の見直し及び組織の合理化に努められるよう期待しております。

以上でございます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

26番(高階孝次議員) 何点が再質問させていただきます。

財政の現状認識ですけれども、市長も、それから監査委員も大変厳しいということと同じように言っておられる

と、こう思います。私もそのように思いますし、ややもすると見えない、よく「隠れた借金」という言い方をしましけれども、いうところの子会社の方の借金。これは例を挙げると切りがありませんが、土地開発公社というのは早くに土地を買って持っているのですが、5年以上の塩漬けのものについてちょっと言いましたけれども、これは一般会計で買い取らなければならないものですが、そこに早い話が赤字を抱かせていると。赤字隠しに事実上なっているのではないかと。こういうものも洗い出して市の財政全体を見なければならぬだろうと、こういうふうに思います。

そういう点で1つ伺いますけれども、基金があります。財調だとか減債基金というのは、これは早い話が自由に使える基金ですが、特定目的の基金というのがあるのですね。たしか11年度は40億円近い基金があると思います。特定目的ですから、簡単に自由に使えない。とはいうものの、条例で繰り替えということをやっているものもあるわけです。こういうものも繰り替えて使えるわけです。また年度の終わりに戻せばいいと。ちょうど国保や病院の貸し付けに似たような扱いということも、できないことはないのですね。そういう格好になっているものがあるのではないかとと思うのですが、その運用というか、運営の実態はどうなっているのかという点、最初にお伺いしたいと思います。

それから、これもこの議会で論議されてきた問題ですが、例の築港再開発ですが、木野下監査委員とちょっとやりとりはさせていただきましたが、今の市の財政からいって、JRの築港駅に7億円を超えるものをつくってやって、これも無償譲渡と。そんな余裕はないはずだと、こう言いましたら、実質収支かなんかで黒になっているので、それは構わないのだというお答えがあったのですが、11年度はさっき言ったような大変な黒字にはなっているのですが、実態は厳しいのだということを監査委員も市長も言われているので、あんなことが果たして、あの当時の財政からいって許されるのかどうかと。今さらながら私は考えざるを得ないのですが、その点についてお答えください。

それから、きのうの他党の質問に市長は、財政再建のために人件費を抑えてきたと。あるいは、臨港道路というのは平磯のことだろうと思うのですが、あれも見直しさせたと。さらには助役を1人でと。こういう努力を払っているのだということをお話されておりましたが、今、市の抱えている財政再建というのは、その程度の手当てではとても追いつかないと。

さっき例を挙げさせてもらいましたが、人件費の問題だって、この10年ぐらいいさかのぼって比較してみると、ほとんど伸びていないと。横ばいですね。去年、今年ともう人勤がいう勧告ですから、ますますひどいことになってしまうのですね。しかし、その人件費を目のかたきにして、行革でやり玉に上げるなんていうのは、ちょっと間違っているのではないかな。私はそうではなくて、今進めている大型公共事業、プロジェクトを、まだまだ先にかかるものもあるでしょうけれども、一時これを凍結するとか中止するとか、場合によってはやめるとか、こういう大なたを振るわない限りは再建できないのではないのかなと、こういうふうに思います。

これもこれまでやりとりさせてもらっておりますけれども、市の財政の健全化計画、これは5年計画のものを提出するというふうに理事者は宿題を抱えて、議会とも約束しているわけですが、きのうの松本議員の質問ですと、何だか中・長期計画みたいなことで、ずるずる、ずるずるとまたいつかに延ばされてしまうのかなと。それとは別なのだと、今やっている5カ年計画というのはきちんと出しますよと。その辺のはっきりしたものを示していただきたいと思います。

よく国の方でも言いますけれども、「プライマリバランス」という言葉があるのだそうです、財政学では。これは借金する方と借金を返す方との関係、これはバランスをとらなければならない。借金は返すけれども、それ以上に借金すればバランスが崩れて、ますます財政は苦しくなると。せめてそこら辺のバランスをとらなければならないというのは、よく財政のことで言う言葉のようなのですが、この「財政健全化計画」ではこういう自転車操業というのをどう改めるのかと。国の景気対策、景気対策と、こう言って、年度末になりますと、その辺が崩れてしまって、借金する方が多いなんていうことを繰り返しているわけですが、その辺のところを財政の健全化計画ということとの関連でお答えいただきたいと思います。

それから、公共事業の見直しで、石狩湾新港や、あるいは築港のことをちょっと触れましたけれども、この石狩湾新港の関係でうちの党が最近、政府と交渉を持ちました。そのときの話を聞かせていただいたのですが、石狩湾新港にマイナス14メートルの大水深をどうしてもやらなければならないと、こう言ってきかないというのですね、政府の方は。小樽にマイナス14メートルあるのではないかと。そうしたら、結局政府が言うには、チップを運ぶ船、石炭を運ぶ船、どこへ運ぶかという江別だそうです。苫小牧の港がもういっぱいになってしまって、これを今度は石狩湾新港に回して江別に運ぶと、こういうことのようなのですよ。どうしても14メートルバースが必要だと、改めようとしなないというのが、この間の交渉団の話を聞いた結果です。

こんなことで、いや、ガントリークレーンだとか何とかと言っているうちに、みんな持っていかれるのではないですか。そして、小樽は小樽でまた大変なお金をかけて中央地区の再開発。あれだけ広げて売れるのでしょうか、元が取れるのでしょうか。こんなことは二重投資、無駄遣いだからやめなさいと。ここら辺のところにもメスを入れない限りは財政の再建なんていうのは、市長が人件費を少し減らすだとか職員の数を減らすだとか、こんなことでは追いつかないと思うのですが、財政の再建についてお尋ねいたします。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 何点が御質問がありましたけれども、基金の関係は財政部長からお答えいたします。

初めに、駅舎の関係でございますけれども、これは何回もお話がありまして、お答えもしておりますけれども、いろいろな御意見があるのも承知しております。これにつきましては、何とか築港地区のウォーターフロント開発と、こういうことで、もちろん活性化を図りたいという趣旨で進めてきた事業でございます、何とかこれにつきましても、いろいろと評価もいただいているという面もございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、財政再建のお話でございますけれども、公共事業を中止したらどうかと、こういう御提言でございますけれども、財政再建にはいろいろな要素があると思います。我々の認識としては、もちろん無駄な公共事業はするつもりもございませんけれども、やはり人件費といいますが、そういった面もある程度切り込んでいかないと、なかなかこういった財政再建もできないのではないかと、こういうふうに思っております、そのことと両輪といいますが、いろいろな事務事業の見直しから組織機構の見直しからたくさんありますので、公共事業だけを見直すのだということではなくて、全般的に見直した中で健全化計画をつくっていきたく思っておりますし、前にお約束としておりました健全化計画については年内に作成をしていきたいと、こういうことで今、作業を進めておりますので、その点につきましては御理解を願いたいと思います。

石狩湾新港その他の問題でお話もありましたけれども、そういった事業については必要であるという認識の中で事業を進めておりますので、我々としては無駄なものではないというふうに思っておりますし、これからもそういう無駄な公共事業については、やっていくつもりもありませんし、そんな財政状況でもありませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 財政部長。

財政部長(鈴木忠昭) 高階議員の再質問にお答えいたします。

特定目的資金の運用等についてでございますけれども、11年度末現在で特定目的資金は77億円ございます。そのうち、まちづくり資金、減債基金等の43億円を一時借入金と同じような形で繰替運用して年度財源に充ててございます。

特定目的資金の全体基金の財源等につきましては、今後の財政状況を含めて、どのように対応するかは対応してまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

26番(高階孝次議員) 最後の質問ですけれども、築港の例が出ましたけれども、これはあの土地区画整理事業で保留地処分金が出たと。だから、あれは事業の中の話で、市の財政にはというような言い方もあるのでしようけれども、保留地処分金の10億円だか11億円ぐらいだったと思います。これ自体問題ですけれども、それはそれとして、7億幾らというのは大半それにつぎ込まれたという格好なのです。そうしたら、あとの事業費どうしたといたら、別な持ち出しになっているわけでしょう。市の負担、市民の負担になっていると。これが実態だということ、その点では指摘しておきたいと思います。

それから、ちょっと先ほど1つ抜けましたけれども、築港の観覧車の問題ですけれども、市長もまた同じ、特別委員会での答弁の繰り返しです。こっちにミスがあったのだから工事やめるとは言えないと、こういうことなのですね。それでは市民の皆さんは納得しないと思います。行政の手続、法令というのは、これはだれが当たろうと同じような扱いにされなければならない。それでなければ公平さを欠くわけです。だから、こちらのミスはミスとして認めた上で、ちゃんと正規の手続を踏むということをさせてほしい。そういうことを相手に言ったのかどうか。せめてそのくらいは言えというのも、あのときの特別委員会の他の理事からもあったわけですが、そういうことをしたのかどうかという点を伺います。

埼玉県の保健所でO-157の検査のミスがありまして、所長はたしかやめることになったか更迭されたか、何かそういうのありましたね。それから、保健所のミス、行政のミスであったものですから、今度は大変な影響が及びまして、影響を受けた方は逆に損害賠償と、こういう動きになっているというのが、ついこの間の新聞にも出ておりましたけれども、そのくらいのことを覚悟しなければだめだと思うのです。それくらいの真剣さがなかったら、ちょっと抜けておりましたと、省略しましたなんて話では済まされないのですよ。ミスはミスとしてきちんと認めて、相手がどういう対応に出てこようと、賠償というのであれば、それを負わざるを得ないのではないですか。そうすると、市民との関係では公平ということになるのではないのでしょうか。そういうことを含めた先ほどの質問だった

わけですが、もう一度お答えください。

それから、最後になりますけれども、全体を通じて、代質の中でもちょっと触れましたけれども、国の財政も地方の財政というの、この資本主義の弱肉強食の中で、弱い者はどんどん、どんどん虐げられていくのですよ。淘汰されていくというのが普通の野放しの資本主義の体制なのです。そうあってはいけないということで、いろいろ長い歴史を経て人間がつくったのが、労働組合をつくるとか、その関連の法規などもそうでありますけれども、国の財政や地方の財政がその中に入って、所得の多い人から税金を多くいただくと。所得の少ない人、ない人には社会保障、社会福祉の名でそのお金をならしていくというか、再配分するというのが財政のこれは機能だと。これは何も高校の社会科ぐらいで教えることなのです。ところが今、逆でしょう、今、国のやっていること。弱い者からどんどん血税を吸い上げて、ゼネコンが大変だ、銀行が大変だと、そっちにつき込むと。これはもう人間の歴史を、資本主義の歴史そのものもひっくり返してしまうというふうなやり方だと私は思います。

市長について、それを改めよと言っても、これは大変でしょうけれども、せめてそのくらいのお考えを持って、市政をあずかるからには、やっていただけないのかと。ちゃんとした培われた資本主義のルールというのがあるのですよ。それを守っていただきたいと。そういうことで質問を終わります。お答えください。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝彦） 観覧車の問題でございますけれども、先ほどもお答えしましたけれども、事業者に対しまして工事の中止とか手続のやり直しを求めることは難しいと思いますけれども、今まで、活性化特別委員会から本日までの議論経過等につきましては、OBCの方にきちっと説明をしたいと思っております。

それから、所得再配分の関係でございますけれども、お話のとおり、そのとおりかと思っておりますけれども、我々としても、そういった高額所得者からたくさんいただいて、低所得者に対するいろいろな施策もしておりますので、そういう視点で行政を進めているというふうに思いますし、高額者に特別優遇しているわけでもございませんので、その点は御理解を願いたいと思います。

議長（松田日出男） 高階議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時35分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 3番、成田晃司議員。

（3番 成田晃司議員登壇）（拍手）

3番（成田晃司議員） 平成12年第3回定例市議会に当たり、自由民主党を代表して山田市長、教育長並びに関係理事者の皆さんに質問いたします。

私は昨年4月、地方統一選挙におきまして小樽市議会に議席を与えていただきました。今回が初めての代表質問となりますが、私の政治信条は、政治とは転ばぬ先のつえづくりであり、先見性を持った政策づくりである。

次に、日の当たらないところに日を当てる公平な立場の行政を目指すこと。そして、郷土愛精神で小樽の発展に努力すること。この3つであります。私はこの政治信条と理念を基本として質問をさせていただきます。

まず初めに、財政問題についてであります。

平成11年度の決算からお伺いいたします。

既にこれまでの質疑の中でその概要が取り上げられておりますし、詳細につきましては今後の決算特別委員会での審議をまつこととなるわけではありますが、ここ数年の決算状況からすると、平成11年度は黒字額が増え、減債基金も若干なりとも増えるなど、総体的な観点から見ても結果は大いに評価すべきものであると考えております。しかしながら、問題点はこの決算状況が翌年度以降にも好影響を与えるような健全化に向けての確かなものであるかどうかであります。そこで、10年度、11年度を経過する中で着実に改善されていると言えるものは何か、どんな分野なのか、まずお尋ねいたします。

また、11年度の決算状況が、それらの改善状況を踏まえて、今後の財政運営についてどのような見込みを立てておられるのか、お答えください。

さらに、山田市長の強い思い入れもあると承知しておりますが、市立病院の11年度の収支状況について、ほぼ予定どおりの結果と受け止められているのかどうか、あわせてお答えください。

私どもは、これまでも申し上げておりますとおり、山田市長の財政の健全化に対するかたい決意と幾つかの取り組みを見てまいりました。11年度決算がよりよい方向へ向かう第一歩となることを願っておりますが、そこで気になるのは実質的に山田市長がすべて編成されたこの12年度予算の執行状況であります。このたびの補正予算における財源手当てやこれまでの執行状況などを勘案して、この12年度の収支をどのように見込まれておられるのかどうか、お伺いいたします。

次に、地方分権に伴う政策の方向性についてお伺いいたします。

本年4月に「地方分権一括法」が施行されましたが、地方分権一括法による法改正は、法律の改正によって何か自動的に変わるということではなく、自治体が主体的にその地域の行政を遂行することができるように法律内容を整備したということでもありますから、自治体が能動的にその地域の行政を変えていく努力をしない限り、これまでと同じ進歩もない、発展もしないと思われまます。

国・地方を通して財政状況は厳しいものがありますが、このような状況の中で地方自治の本旨の実現に向け自治体行政を進めていくためには、限られた財源をどのような政策にどのような優先順位をつけ、どのように配分していくかを市民とともに考え決定し、実施していく必要があるものと考えます。そして、このような政策を立案し、実施していくためには、市職員の意識改革が必要であり、専門知識の向上や政策能力の育成など、職員の資質の向上を図ることが不可欠の課題になるものと考えことから、以下の点について質問いたします。

初めに、市民の視点に立った利便性の高い市民参加のまちづくりという観点から質問いたします。

まず、駅前広場の整備についてですが、現在の駅前広場は、バスターミナルやタクシー乗り場、駐車場などで占められており、車両で混雑しておりますが、これを緑と空間を生かした魅力ある潤いのある広場として再開発するとともに、小樽駅と第一ビル、長崎屋、サンビルを雨風や雪の当たらない連絡通路で結ぶ、駅周辺の活性化と中心市街地への人の呼び込みを図る必要があると考えますが、市長の御所見をお示しください。

また、明治の時代から市民の憩いの場として愛され親しまれてきた小樽公園も、施設の老朽化や利用度の低い施

設などが目立ちます。このことは現在の小樽公園が市民の需要に十分こたえるものとなっていないことを示しているのではないかと思われますが、お年寄りから若い人まで幅広い年齢層に人気があるパークゴルフの施設を整備するなど、公園の利用者である市民の意見を十分に聞き入れることにより、利用度の高い公園にすることができるものと思います。また、公園施設の管理運営にも市民参加を求めるなど、市民とともに市民が望む地域特性を生かした公園整備を行っていく必要があると考えますが、市長の御所見をお聞きいたします。

次に、市役所本庁舎前の環境整備についてですが、他の市役所を見ますと、本庁舎前は緑地や、中には噴水などを配置した広場があって、緑と空間のあるすばらしい環境整備がされております。本市においては市役所前の環境整備がされていないことから、ほかから来られた人にとっては市役所がどこにあるのかさえわからないような状況です。市役所の前通りを区画整理事業によって整備し、本庁舎前に広場を新設して市民が憩える場をつくり出してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、旧手宮線についてですが、旧手宮線は、オープンスペースとして緑地帯をつくり、駐車場など付帯施設も整備して、地域住民や近隣の事業者との協同による公園づくりを進めてはいかがでしょうか。オープンスペースは外来者や市民の憩いの場や青少年の育成の場などイベント公園として活用し、地域住民や、また近隣事業者などの改善整備にもつながり、自分たちの公園としてみずから整備をすることによって、公園づくりがまちづくりにつながり、また仲間づくりにもつながります。そして、中心市街地と手宮地区との距離感をなくすることにもつながります。さらに、オープンスペースを利用する人たちは、公園整備をする地域住民や近隣商業者に感謝をし、公德心も育つものと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、市職員の意識改革と人づくりについてお伺いいたします。

いよいよ地方分権も本格的な段階に入り、自治体もこれまでのような国が策定した政策に基づいて国の指示どおりに実施していけばよいという時代ではなくなりました。自治体は、みずから政策を立案し、みずから責任と負担によって政策を実施し、その結果については直接的に市民に対して責任を負うという地方自治制度の大きな変革期を迎え、市職員の意識改革と人材育成が急務と考えます。組織の基本は人であり、職員1人1人が自治体の資源であり財産であることから、人づくりこそ重要な課題であると考えられるものであります。

財政状況が厳しい中であって、市民ニーズは多様化・高度化、少子・高齢化が進行するなど、自治体を取り巻く社会経済環境は厳しいものがあり、市職員には政策能力や経営感覚など多様な能力が求められると考えます。特に政策能力については、財政課題を発見し、その解決策を見出し、政策として立案し、それを実施していく創造力と実行力が求められています。こうした時代の要請にこたえることができる人材を生かしていくためにも、職員の自主能力の開発を醸成する研修制度の導入や民間企業への派遣研修、大学院の研修などによる人材開発あるいは他自治体との人材交流、専門技術職員などの人材確保などが必要であると考えられるものですが、職員の政策能力の向上、人材育成、人材確保など、職員の資質向上についてどのような方策をとろうとされているのか、市長の御見解をお示しください。

次に、高齢社会についての問題です。

21世紀には本格的な高齢社会が到来すると言われておりますが、年金や医療、福祉、介護といった社会保障のあり方をどうするかが大きな課題となっております。こうした中、高齢者の置かれている現状を把握し、高齢者のあり方や現状をどう認識していくかが大きなポイントとなると考えています。本市においても、高齢者の世帯構成や所

得や資産などの状況、年金が家計に果たしている役割、高齢者の健康状況、さらには社会参加や生きがいの問題などの現状について把握する必要があると思います。

介護保険制度が本年4月からスタートし、5カ月が経過しましたが、この制度は利用者本位の介護サービス提供と各種介護サービスの基盤整備を推進するとともに、高齢者が介護を必要とする状況となっても、適切な介護サービスの利用をしながら家庭で生活ができるようにすると同時に、介護する家族の負担を軽減することを目的とするものであります。

初めに、訪問介護についてお伺いします。

訪問介護は居宅サービスの柱となる重要なサービスの1つであり、質のよいサービスを提供するためには、利用者との接し方などホームヘルパーのレベルアップが不可欠であると考えておりますが、各訪問介護事業所ではどのような研修を実施しているのか、お答えください。

次に、短期入所生活介護についてお伺いします。

短期入所生活介護は、寝たきりなど的高齢者を特別養護老人ホームなどに短期間入所させ、介護する家族の負担の軽減を図るものであります。6カ月間の中に利用できる日数が限られているため利用しづらいものになっておりますが、介護する家族の負担の軽減が図られているかどうか、お尋ねいたします。

次に、介護予防生活支援事業についてであります。

要介護状態に陥らないための介護予防施策や、自立した生活を確保するための生活支援サービスを提供することを目的に、介護予防生活支援事業が実施されています。サービスの提供に当たっては、保健及び福祉担当者などの関係者が連携を保ち、チームとして活動を行うこと、関係団体の調整を行う機関が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

また、実施事業には、高齢者が住みなれた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援するため、ボランティアの協力による給食サービスや除雪サービスのほか、市の事業として寝具乾燥サービスや軽度生活支援事業などがありますが、今後のこの事業への対応についてお伺いいたします。

次に、ふれあいパスについてお伺いいたします。

本市では、平成9年度より70歳以上の高齢者へふれあいパスを交付しておりますが、平成11年度交付者数は1万9,633人、決算額は1億8,900万円となっております。高齢化率が年々高まるにつれて交付者数も増加しており、多くの高齢者の方々が健康と生きがいづくりのため利用し、ひいては地域経済の活性化にも役立ち、大変喜ばしいことであると思っております。

高齢者の方々は、今後もできるだけ制度を続けてほしいと希望されている方も多いようですが、一方で、少子・高齢化が急速に進展する中で、交付対象者の増加に伴う財源の確保について心配されている方もおります。ふれあいパスは高齢者の社会参加に大きな役割を果たしており、制度の存続を希望するものであります。今後の高齢者の推移について、また財源問題についても市長の御所見をあわせてお聞かせください。

次に、高齢者の社会参加と生きがいづくりについてお尋ねいたします。

高齢者は、健康や生きがいづくり、また社会貢献などの理由から、地域や社会へ高い参加意欲を持っております。実際に60歳代、70歳代の6割近くが、健康や生きがいづくりの就業などを通じて社会にかかわりのある活動を行っております。高齢者がこれまでに培ってきた知識、経験、技能を生かして積極的に参加できるようなシステムづく

りや体制づくりが必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、定年を迎え、退職後さらにもう一度働きたいという高齢者の希望が十分満たされていない状況にあります。これからさらに少子・高齢化が進展し、若年人口の減少が見込まれているため、高齢者の就労希望を満たすだけでなく、社会の活力を維持するためにも、高齢者の経験と能力を活用することが必要とされています。北海道では高齢者の生きがい・健康づくり推進事業として市町村に助成を行っていますが、本市も高齢者のための施策として同制度を活用してはいかがでしょうか。市長の御見解をお聞かせください。

次に、ごみ処理と広域化についてお伺いいたします。

政府は平成11年9月に、ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、平成22年度を目標年度として廃棄物の減量化目標量を設定しました。また、平成12年6月には、「環境基本法」の理念にのっとり、廃棄物リサイクル対策を総合的・計画的に推進するための基本原則、基本事項を定める「循環型社会形成推進基本法」を制定し、関連法律の整備を15年までに実施することとしております。そこで、これらの国の動向を踏まえ、何点が質問いたします。

まず初めに、平成12年7月から全市を対象に資源物分別収集を実施していますが、実績についてお示しください。今後の対策すべき課題があれば、あわせてお聞かせ願います。

次に、関連法律の動向、特に「容器包装リサイクル法」で平成12年4月から対象品目となった容器包装のプラスチック、紙容器と、来年4月から施行される「家電リサイクル法」についての小樽市の対応についてお示しください。

次に、広域化についてお尋ねいたします。

北後志6市町村は、ごみ処理の広域化に向けて基本計画を策定し、広域共同処理することの確認書を取り交わしたと報告されていましたが、これに関連し何点かお尋ねいたします。

可燃ごみ量からすると、小樽市単独でも1日200トンを超え、十分全連続焼却が可能であります。国・道の指導、補助制度を受け、また地方分権の中での広域行政の1つとして、ごみ焼却の広域化に対する市長の御見解はいかがでしょうか。

資源分別と進むと生ごみが多くなり、焼却に必要な発熱量、光熱量、効率化の確保が難しくなります。生ごみの燃料化の対策も必要とされると思いますが、御見解をお示しください。

焼却設備を建設する場合に、候補地の住民は迷惑施設と受け止める傾向がありますので、地域住民の要望に誠意を持って対応することが肝要であります。加えて、安全性の立証や地域のまちづくり、生活基盤整備なども重要な点であると考えます。このため、対策を早急に打ち立て、地域の方々に早目に理解を得る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

なお、広域連合と議会との関係についてであります。広域連合議会で審議されることとなりますが、構成自治体の人口、議員定数も大きく異なっております。議員定数や定例会、委員会の開催についてどのようになるのか、お示しください。

次に、ごみに対する市民の意識と関心の問題ですが、今年4月以降、環境部で取り組んでいる各施策の状況や可燃物・不燃物の分別などの状況を見ますと、まだまだ市民全体に浸透するまでに至っておらず、意識改革も進んでいないように見られます。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の、いわゆる使い捨てのライフスタ

イルを見直すこと。ごみを単に燃やして埋めるという従来の考え方ではなく、ごみは資源としてとらえ、リサイクルを徹底的に行うことなど、市民の意識改革への関心を高めることが必要です。このため他の自治体では既に家庭ごみの有料化を進めているようですが、本市において、この件について市長はどのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

国全体の動きが循環型社会形成に向かう中、環境に関する行政課題も増大し、業務も一層拡大するものと思われます。この問題に積極的に取り組まれることを要望する次第です。

次に、観光戦略について何点かお伺いいたします。

近年の国民生活におきまして、余暇時間の増大に伴い、旅行やレジャーといった、いわゆる観光が重要な位置を占めてきております。21世紀を目の前にし、これまでも増して、より健全で幅の広い観光レクリエーション活動の振興策が求められています。

特にこの小樽は観光産業都市化を図り、これまでの風土、自然、歴史、文化など、さまざまな恵まれた素材を活用した観光施策をより発展させてきていることは広く周知されているところであります。この豊かな観光資源を大いに活用して地域の文化振興や経済振興につなげていくことが地場を活性化させ、より魅力あるまちづくりに大きく貢献できるものと考えております。

昨今の状況を考えますと、北海道観光は、2月の航空法改正や3月末の有珠山の噴火などにより、大変厳しい状況下にあるものと認識しております。そこで、これらの現状を打開するためにも、21世紀の小樽の新たな観光戦略としてどのような施策をお持ちなのか、お尋ねします。

農村地域においてその自然、文化、人々の交流を楽しむ、いわゆる滞在型余暇活動、グリーンツーリズムの推進を図ってはどうか。都市計画法上の問題など解決すべき課題はあるかと思いますが、小樽の新たな観光戦略の1つとして検討すべきと思いますが、市長の御見解をお示しください。

さらに、都市生活者などが農山漁村の豊かな自然と生活を親しみつつ余暇を過ごす場として、それら地域内に広場、キャンプ場、親水護岸などを整備した漁港交流広場を整備するなど、いわゆる自然休養村の創設を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

本市は、豊かな自然と三方を山で囲まれた自然の良港を有し、新鮮な山海の珍味が四季を通じて人々を楽しませてくれる、多彩な観光資源を持った街でもあります。また、各種体験型観光やアウトドア活動にかかわる施設の充実、魅力あるイベントの開催などにより観光地小樽の知名度が高まっております。中でも観光客の多くは、小樽の海と歴史的なたたずまいとのコントラストに魅了されると聞いております。

そこでお聞きしますが、小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」の中で、海洋レクリエーション需要に対応するため、マリーナ施設の拡充を図るとされています。マリーナの2期計画については、漁協との合意を得ることが前提となっており、実現に至るまでには時間を要すると思いますが、現状、話し合いは行われているのかどうか、お伺いいたします。

また、海洋レクリエーション施設に親水性に富む憩いの場を創設するため、港湾地域に魚釣り公園やイベント広場などの施設を整備し、豊かな生活空間として利用してはどうか。市長の御見解をお伺いいたします。

次に、青少年育成と心の教育についてお伺いいたします。

まず、地域社会における青少年の環境づくりについてであります。21世紀の社会を築き、これを輝かしいも

のにしていくのは現在の青少年たちであり、彼らの健全な育成は我が国の根幹にかかわる重要な課題であります。新しい世紀にふさわしい姿を目指して、社会や行政が青少年たちに必要な改革を行うことを躊躇すべきではありません。

青少年をめぐる問題は社会や大人の反映であると言われていています。大人の1人1人が姿勢を正し、社会の構成員として、また青少年の成長を見守る人生の先輩として、その責務や役割を自覚するとともに、青少年をはぐくむ環境づくりに主体的に取り組んでいくことが大切であると思います。それには、大人自身がしっかりした規範意識を持ち、その責務を自覚するなど、社会全体の意識改革が重要と考えます。また、青少年自身には、次代の担い手として自覚を持ち、自己の確立に向け日々努力することが望まれます。

青少年を健全に育成するには、地域社会からはぐくむという視点に立って地域社会の環境づくりと、青少年を非行から守る環境づくりが必要と考えます。このようなことから、21世紀へ向けた青少年の健全育成の方向性を明確にし、市民挙げての幅広い取り組みを総括的かつ計画的に推進していただきたいと思いますが、市長のお考えをお示しください。

次に、ボランティア活動と人づくりであります。

青少年期のボランティア活動は、社会的役割と多くの人々とのふれあいの中で、健全な心をはぐくんでいく上で最も効果のある方法と言われていています。そこで、このボランティア活動を積極的に進めていくに当たり、陰で支える人材を確保することが重要になってきております。それには、ボランティア団体の指導者など、日常青少年と接する機会の多い人たちを対象に知識や技術を伸ばす研修を実施する。また、具体的な活動内容に関し、事前に調整を十分行うことができる指導者の養成や、青少年がボランティア活動を行う中で体験する活動上の悩み、問題点などについて相談に応じることができる指導者を養成、確保することが大切であると思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、心の教育についてお伺いいたします。

いじめや不登校、学級崩壊、犯罪の低年齢化、薬物乱用など、子供たちをめぐる教育の危機的状態が指摘され、今、命を尊重する心、他者を思いやる心など、子供たちの豊かな心と人間性を育てる心の教育が強く求められています。子供たちのよりよい成長を目指し、大人みずからモラルの向上に努め、家庭、学校、地域社会が一体となって心を育てる教育に取り組む大切さが今日ほど問われているときはないと思います。

教育基本法の第1条に、「教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とあります。こうした教育の目的や制度のレベルは外から見える部分であり、憲法や教育基本法、学習指導要領などの法律、制度によって支えられている。しかし、同じ法律、制度に基づきながらも、実際の教育活動のレベルになると外から見えない部分になり、教師による指導の実際はそれぞれ異なってきます。それは、教師の持っている人生観、世界観などがあいまいであれば、教育実践もあいまいなものになってきます。

教員組合は教師を教育労働者と位置づけておりますが、教育者は一般労働者とは趣を異にしていると思います。私は、教育は最も重要な国家的聖業であり、教師は児童・生徒の人格を形成する学舎に勤める、最も崇高な任務に携わる教育者でなければならないと考えます。ですから、教師によりすぐれた道徳観や指導に対する一層の向上心

が求められることは当然であると考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

教育は人間関係を基盤に営まれるものであります。家庭教育においては親子の人間関係が、学校教育においては教師と児童・生徒の人間関係が大切であります。人間関係には「鏡の原理」という大原則があります。この原則についての基本認識を失えば、教育は機能しなくなります。他人は自分の鏡であり、子供は親の鏡であり、児童・生徒は教師の鏡であります。教師が児童・生徒の姿を見て、みずからを反省し、みずからを律していけば、必ず子供たちも変わっていき、よりよい結果が得られます。そのためには、教師自身が自己の品性を高め、教師としての心の豊かさや温かさをはぐくむことが大切です。教師に真心があれば、児童・生徒の真心を引き出すことができます。教師の利己心があれば、児童・生徒の利己心を引き出してしまうこととなります。こちらの姿勢によって相手の姿勢も変わってくる、これが「鏡の原理」です。このような「鏡の原理」を踏まえて、教育によってこそ子供たちは人格を鍛練し、自立することへ自信を身につけていくと考えます。教育長の御見解をお示しください。

最後に、具体的に1点、スクールカウンセラーについてお伺いいたします。

このところ少年による凶悪事件が続いており、毎日心の痛む思いで過ごしております。報道によりますと、これらの少年は進路についての悩みを抱えていたり、いじめに苦しんでいたことが、その事件の要因の1つになっていたのではないかとされております。本市の小中学校においても、いじめや不登校が依然として深刻な状況であるように聞いております。その内容をお聞かせください。

これらの問題の解消にスクールカウンセラーの配置が効果的であると伺っております。来年度以降のスクールカウンセラーの配置計画についてお答えください。

最後に、その他の項で質問させていただきます。

このたびの米空母「キティホーク号」の入港に際し、市民の声、組織団体の反応が日増しに高まっている中、我が党といたしましては、3年前の「インディペンデンス号」入港時に心配されました港湾施設へのトラブルが見られなかった点を重要視し、また荷役作業や輸送機関、フェリー、船舶の若干のおくれがあったと聞いておりますが、大多数の市民・道民の方々が大型空母入港には好意的であり、市内経済効果も大なるものがあったと認識しております。今回入港予定の「キティホーク号」は親善と休養を目的としての入港であり、核搭載の有無を確認し、入港を前提とした市長判断に期待するものでありますが、市長の御所見をお示しください。

以上、何点かお伺いしましたが、再質問をいたしませんので、理事者の皆様の誠意ある答弁を期待し、自由民主党を代表しての私の質問とさせていただきます。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 成田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点か御質問がありました。

まず、平成10年度及び平成11年度における主な改善事項についてであります。1つには歳入における収納率の向上が挙げられます。特に市税収納率は平成8年度以降、平均0.5ポイントずつ改善を続け、平成11年度では90.

9%となりましたし、国保料につきましても、一般被保険者の現年度分で目標としていた91%を上回るなど、いずれも担当職員の粘り強い交渉や徴収体制の強化等の成果があらわれたものと考えております。

一方、歳出におきましては、特に職員給与費の職員数の減などにより、平成9年度をピークに平成10年度から減少傾向にあり、事務処理の効率化など効果が数字上も一定程度あらわれてきております。また、毎年度、旅費などの事務経費の圧縮等に努める中で極力物件費の増加を抑えており、今後も人件費を含めた管理経費の一層の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の財政運営についてであります。11年度は一般会計では収支が若干改善いたしました。これまで申し上げましたとおり、これは地方交付税の増額によるところが大きく、また病院や国保会計などでは、12年度においても依然として苦しい財政運営が続いている状況であります。さらに、現状の景気動向の中では税収の伸びに多くを期待できず、一方で公債費や扶助費の増加も見込まれるなど、今後も当分の間、厳しい財政運営が続くものと考えております。

また、現在「21世紀プラン」の新しい実施計画の策定作業を進めており、その着実な推進を図るためにも、既存の事務事業の評価をし、その見直しに努めるとともに、今後策定予定の「財政健全化計画」等に基づきながら、一層の健全な財政運営に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、病院事業会計の決算状況についてであります。予算と比較しますと、収入では外来患者の増加により9,400万円ほど増収し、支出では経費等で1億3,500万円程度の不用額が生じたことにより、単年度収支不足額は予算より2億2,900万円ほど減少したところであり、しかし、11年度末の不良債務額は6億6,800万円、長期借入金は44億円を抱えており、病院事業の経営状況は依然厳しい状況にあるものと考えており、11年度不良債務の大きさから予想以上に大きかったものと思っております。

次に、平成12年度の収支見込みについてであります。まず今年度の普通交付税が既に予算額をおおよそ4億6,000万円下回ることが確定しており、固定資産税で多少の増収が見込まれるものの、一般財源総体としての予算確保は大変厳しいものがあると考えております。

また、年度途中であるため、現時点ではまだ予算上の不用額が見込まれず、一方で除排雪経費や本年度から始まった介護保険の収支など不確定な要素も多く残されております。今後の補正予算の財源としては、今定例会後に積み立て予定の財政調整基金を当面充てることとなりますが、下半期の予算執行に当たりましても、経費の節減に十分留意しながら、来年度に向け可能な限りの財源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方分権に伴う施策の方向性について何点が御質問がありました。

まず初めに、小樽駅前広場の整備についてであります。現在の小樽駅前広場は、バスターミナル、タクシーベイ、歩行者横断施設、駐車場等が混在し、混雑が著しい状態になっていることは御指摘のとおりであります。駅周辺や中心市街地活性化のためには、周辺地域を含めた小樽駅前広場の再整備が必要であると認識しているところでありますが、そのための事業手法の検討や、関係権利者、関係機関との調整及び市民コンセンサスの形成には相当の日数を要するなど、実施には多くの課題があると考えております。

次に、小樽公園再整備についてであります。小樽公園は明治26年の開設以来100年以上の年月を経過し、また市中心部にあつて、今日まで市民の憩いの場として多くの市民に親しまれて大切にされてきました。御指摘にありますように、施設の老朽化とあわせて市民ニーズに合わない面も出てきておりますので、現在、少子・高齢化や市

民ニーズの変化等に合わせた将来の小樽公園のあり方について、庁内で検討を進めております。御提言につきましては、庁内の検討会議の中で参考とさせていただきます。

次に、市役所周辺的环境整備についてであります。御承知のとおり、この地区は住宅や商店、事務所など、生活に必要な諸機能が集めた街区となっております。庁舎前広場の整備や前通りの拡幅には、土地の確保の問題など難しい状況にありますが、将来的な展望に立った市街地整備の中で考えていく課題と受け止めております。

次に、旧手宮線の活用についてであります。旧手宮線につきましては歴史的遺産であるとともに、その位置的特性から、まちづくりに貢献し得る市民の貴重な財産であるため、現在、用地処理についてJR北海道と協議を進めているところであります。

活用方法といたしましては、当面、輸送機関としての可能性を残しながら、オープンスペースとして活用する方向で検討を進めたいと考えております。また、本格的な整備に当たっては、行政と住民が一体となって、まちづくりを進めることが大切であることから、ただいまの御提案も参考にしながら、整備の手法や内容等について検討してまいりたいと考えております。

次に、職員の資質の向上に向けた方策についてであります。地方分権のスタートに伴い、これからの行政運営に当たっては、御指摘のとおり、自治体の自主的な判断による主体的な行政、いわゆる「自己決定、自己責任」の確立が強く求められており、その原動力となる職員の能力開発や意識改革は非常に重要な課題であると考えております。したがって、職員の政策形成能力や法務能力の向上を図るために各種研修を行い、職員の意識改革や資質向上に努めているところであります。また、北海道や道教委との人事交流、金融機関経験者の採用など、多様な人材の確保や職員の異職種間交流などにも取り組んでおります。

しかしながら、新しい時代に対応できる人材を育てていくためには、職員の意欲や経営感覚も必要なことと考えておりますので、民間企業への派遣研修など御提言の内容も含め研修制度の見直しをしながら、今後とも努力してまいりたいと考えております。

次に、高齢社会に関して何点かお尋ねがございましたが、初めにホームヘルパーの研修についてであります。各事業所において、ヘルパーの心構えや利用者との接遇方法、介護保険制度や保健・福祉サービスについての講習、困難ケースなどの検討や関係施設での介護実習などのほか、北海道社会福祉協議会などが主催する各種研修会に参加させるなどして、ヘルパーの資質の向上を図っていると聞いております。

次に、短期入所生活介護についてであります。利用実績を見ますと、4月から利用日数が減少する傾向にありましたので、事業所を通じて調査しましたところ、約70の方が月に2週間程度利用したいとの希望があり、また施設の受け入れにも支障がないことから、7月から訪問通所サービスの未利用分を短期入所の日数に振り替える特例措置を実施したところであります。この結果、7月の利用日数は6月に比べ約66%増加しました。

また、介護認定の更新に際し、利用限度日数を拡大する措置もありますので、これらの措置により利用できる日数が拡大され、介護する家族の負担も軽減されるものと考えております。

なお、国におきましては、平成14年1月ごろをめどにして、訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額を月単位に一本化する予定と聞いておりますので、これにより利用しやすいものに改善されるものと考えております。

次に、介護予防・生活支援事業についてであります。この事業は、高齢者の自立と生活の質の確保を図るため、

保健・福祉・医療などを総合的に支援することを目的としており、事業の実施に当たりましては、1人1人の高齢者の状況に応じて、福祉関係者ばかりでなく、医師、保健婦などが連携して必要なサービスを提供するものであります。

本市では既に、サービスを提供するに当たり、在宅介護支援センターを中心として、医療・福祉・保健の関係者が1人1人の高齢者に最も適した処遇内容を検討して対応しているところでありますが、今後ともきめ細かな対応に心がけていきたいと考えております。

次に、今後の対応についてであります。介護保険制度の実施にあわせ、この4月から新たに「軽度生活援助サービス事業」や「生きがい対応型デイサービス事業」、「生活管理指導短期宿泊事業」を実施し、要介護認定の結果、「自立」となった人などの支援に努めております。

現在、市が実施している寝具乾燥サービスや軽度生活援助サービス事業のほか、社会福祉協議会がボランティアの協力により実施している給食サービス、除雪サービスなどの事業については、利用状況を見ながら内容の見直しや拡充を検討していきたいと考えております。

次に、ふれあいパスについてであります。この制度は、高齢者の積極的な社会参加を促し、心身の健康保持と生きがいづくりを目的にしているものであり、今後とも継続をしていきたいと考えております。

また、70歳以上の高齢者数については、本年8月末現在で2万4,065人となっておりますが、平成15年では2万5,066人と推計しております。

財源問題につきましては、交付対象者が年々増加することから、バス事業者からは利用実態に見合った市の負担を求められていることもあり、本市の財政状況や他の施策等を勘案し、制度のあり方を含め検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の社会参加と生きがいづくりについてであります。高齢者の知識、経験、技能を生かし、生きがいと健康づくりのための社会参加活動を促すことは、活力ある高齢社会を築く上で必要と考えており、老人クラブ、シルバー人材センター、ボランティアセンター等への支援をしているところでありますが、さらに多様なニーズにこたえる幅広い社会参加のあり方を含めた体制づくりに努めていきたいと考えております。

今年度から創設された国の補助事業の「高齢者生きがいと健康づくり推進事業」については、まだ北海道から補助要綱が示されておきませんので、明らかになった時点で活用方について検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理と広域化について何点かお尋ねがありまして、初めに資源物分別収集の実績についてであります。計画では一月平均100トンを見込んでおりましたが、収集を開始した7月は約73トン、8月は約100トンの実績でありました。

今後の課題としては、収集対象物以外のものが混入しているなどの収集不適物が約20%もありますので、市民に対する排出ルールの徹底について、なお啓発活動に取り組む必要があると考えております。また、中心部地区の方々などから、モデル地区並みの月2回収集を求める声も寄せられており、これが大きな課題であります。

次に、「容器包装リサイクル法」関連の資源物収集についてであります。現在は平成9年度の「容器包装リサイクル法」施行当時の収集対象4品目の収集を行っているものであります。その他の容器包装廃棄物については、現天神リサイクルセンターの処理機能との関係で対応は困難でありますので、新リサイクル施設において、その処

理システム等を具体化する予定であります。

また、明年4月から施行される「家電リサイクル法」の対応については、近々家電業界の取扱いの概要が明らかになるようでございますので、その内容を把握した上で、道内各都市と連携して小樽市としての対応を方向づけしてまいりたいと思います。

次に、ごみ処理広域化についてであります。国は平成11年度実績でダイオキシン類の全排出量の約2分の1を排出する一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン排出量を抑制するため、ごみ焼却処理は24時間連続焼却する施設によることとし、連続焼却するごみ量確保の観点などから広域処理を基本方針としたものであります。道はこの基本方針に基づき、全道を32のブロックに分け広域化を推進することとしており、小樽市は北後志ブロック6市町村の一員として位置づけされております。

北後志6市町村が、ともに現有の焼却処理施設の更新を急がなければならない状況にある中で、第1には広域化が国庫補助導入の条件とされていること、第2は施設建設費や施設運転・維持管理費にスケールメリットが期待できること、第3には広域行政が時代の要請になっていることなどから、国や道の方針である広域化を推進すべきものと考えております。

次に、生ごみの燃料化についてであります。一般に生ごみは水分が多いため焼却物としては低発熱量で、その量が極端に多くなると効率的焼却処理に支障を来す場合があります。昨年の本市のごみ質分析では、可燃ごみの中の生ごみは約30%であって、焼却の支障となる程度になっていないこと。また、焼却以外の処理をする場合の収集・運搬経費等の負担増、さらには燃料化処理後の利用などに不確定要素が多いことなどを考え合わせますと、現段階で生ごみを燃料化することは時期尚早と考えております。

次に、建設候補地住民に対する市の姿勢についてであります。地域住民が迷惑施設と受け止める気持ちは理解できるものであります。ごみ処理による環境汚染については、現在の技術的性能水準からすると、環境に与える影響はごく軽微なものにできることや、施設の安全性等について丁寧に説明を行い、必要に応じて専門家の説明の場を設けるなどして、地域の皆さんが安心できるように、さらに早期に理解を得るように努力してまいりたいと考えております。また、地域のまちづくりについての要望に基づき、これまでどおり誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

次に、広域連合と小樽市議会との関係についてであります。広域連合議会議員の選挙は、現実的には各市町村議会での選挙によることになるものと考えられますが、定数の各市町村への割り振りなどは今後、広域連合設置協議会で検討、協議を行う予定であります。

なお、広域連合議会の運営等については広域連合議会内の問題でありますので、広域連合議会が構成された段階で議論されるものと考えております。

次に、家庭ごみの有料化についてであります。小樽市はこの7月から事業系ごみを有料化したばかりであります。他方、家庭系ごみの有料化については、道内主要都市では室蘭市1市が平成10年10月に有料化に踏み切っておりますが、その契機の1つが新しいごみ処理施設整備であると承知しております。小樽市としても新しい処理施設等の整備計画を進めており、それとの関連も含めて今後研究の必要があると考えておりますが、現在、有料化について具体化する段階には至っておりません。

なお、ごみの減量対策については、このほど成立した「循環型社会形成推進基本法」の基本的枠組みであります

「発生抑制、再使用、再生利用」の取り組み強化に向けた市民啓発を、これまでの各施策と組み合わせで効果的に推進してまいりたいと考えております。

次に、21世紀の観光についてであります。本市といたしましては、恵まれた自然環境や伝統的な技術などを活用した体験型観光の促進、近隣市町村との連携による広域観光の推進などを図っております。

今後の観光振興につきましては、冬の魅力を前面に打ち出したイベントの開催など、新たな観光資源の創出に努め、宿泊滞在型観光を推進してまいりたいと考えております。

さらに、東アジア地域からの集客が期待されることから、国際観光に対応した基盤整備の推進を図るとともに、情報化社会に対応した広域観光の情報ネットワーク化など観光情報提供の充実を図り、より魅力ある小樽観光を目指してまいりたいと考えております。

次に、グリーンツーリズムの推進であります。本市におきましては、これまでに学童農園、市民農園など農業体験のほか、若手農業者グループなどが行う直売所を通じて農業と市民との交流を深めております。グリーンツーリズムは、農業・農村に対する理解の促進、農業地域の活性化や観光面で一定の効果があるものと思っておりますが、本市の農業の実態から見て難しい面もあるかと思っておりますが、今後、農業者等関係者の意見も聞きながら研究してまいりたいと考えております。

次に、自然休養村の創設についてであります。漁港に広場等の整備を行い、都市住民との交流を深めることは、漁業に対する理解の促進につながるものと考えております。この事業を行うことにより、就労の場の確保や直売による漁業者の収入の増など、メリットがあると言われております。今後、実例などを調査し、漁業者等関係者の意見も聞きながら、今後の研究課題としてまいりたいと考えております。

次に、マリナーの2期計画についてであります。現在、今後の利用見込みや周辺地区の景観にも配慮した事業内容、実施時期など、市港湾部と会社の担当者との間で検討を進めている段階であります。市としても今後この計画がまとまり次第、小樽市漁業協同組合と協議を進め、時間がかかるものと思っておりますが、合意が得られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、親水性に富む憩いの場の創設についてであります。港湾区域においては、マリナーをはじめとして運河公園や築港臨海公園など、親水空間の確保を図ってきたところであり、今後も市民が憩い、にぎわいと潤いのあるウォーターフロント空間の創設について検討してまいりたいと考えております。

次に、青少年の健全育成についてであります。昨年7月に出席された「青少年問題審議会」の答申の中で、青少年問題は社会全体のあり方としてとらえ、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点から、社会全体の意識改革と「地域コミュニティ」を基盤とした活動・取り組みの促進、さらには総合的な推進体制づくりが必要と提言しています。

青少年には、社会で最低限守らなければならない基本的なルールや規範意識を持たせることが求められており、このためには大人に対する環境整備が必要と考えております。具体的には、現在市内において5つの地域で、PTA、民生児童委員、町会などが一体となって「青少年を健全にはぐくむ会」が組織されており、このような組織を市内に拡大させながら、青少年の非行防止へとつなげていきたいと考えております。

また、毎年7月には、社会を明るくする運動の一環として、地域において懇談会やミニ集会を開催し、青少年の健全育成について意識の啓発を図っており、今後も家庭、学校、地域の連携を基本に据え、「小樽市青少年問題協

議会」における御提言や国・道をはじめ他の自治体の動きなども参考にしながら、施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、ボランティア活動のための指導者の育成などについてであります。青少年がボランティア活動の中でさまざまな体験をし、多くの社会的経験を積むことは、青少年が健全に育っていく上で大変重要であり、社会に対する奉仕の精神を養う意味でも大切であると考えております。

本市では、青少年と直接接する機会の多い「小樽市地域子供育成連絡協議会」などの団体が、それぞれの活動の中で資質の向上を目指し、研修や指導者の養成を行っております。また、社会教育におけるボランティアリーダー養成研修や、社会福祉協議会で昨年より実施しておりますボランティアアドバイザー研修にも青少年育成関係者が参加しております。今後も関係機関との連携の中で指導者の養成、確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、「キティホーク」の寄港計画についてであります。これまでも米艦船の入港に当たりましては、港湾機能への影響、入出港時の安全性とあわせて核搭載の有無を確認し、判断してきております。関係業界等の意見も十分把握しながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 成田議員の御質問にお答えいたします。

まず、教師観についてですが、御指摘の「教育基本法」において、第1条の「教育は、人格の完成を目指し」及び第6条の「学校の教員は全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない」とされていることは、教員の目指すべき目標とあり方を示したものであると考えております。

教員は1人1人の児童・生徒に愛情を持ち、児童・生徒は教員1人1人を信頼していることが大切であり、教員はその基礎の上にみずからの個性、専門性、創造性を十分発揮すべきものであります。

しかしながら、今日の教育環境は複雑を極め、いじめ、不登校、犯罪の低年齢化など、すぐには解決できない状況にあり、教員がみずからの力を十分に示すことが困難な状況であることから、教育委員会としては教育環境の改善や教育課題への対応に努め、各学校の教育力の一層の向上を図っていきたいと考えております。

次に、教育における「鏡の原理」についてですが、この原理については、家庭教育の面で「子供は親の背中を見て育つ」とか「子供を見れば親の考えがわかる」とか言われておりますが、世の中で通常承認されていることと申します。

一方、学校は社会の鏡であると言われ、社会における多くの問題・課題が学校にそのまま反映しているとも言われております。学校生活における児童・生徒の姿を見て教職員がみずからのあり方について内省し、個性や専門性を磨き、心の豊かさ、温かさを持って児童・生徒に接することの大切さ、心の教育の必要性について、さらに指導してまいりたいと考えております。

最後に、本市におけるいじめ・不登校の実態についてですが、平成11年度のいじめの発生は、小学校11件、中学校19件の30件となっております。また、不登校については、学校基本調査による平成11年度に30日以上欠席した児童・生徒は、小学校16名、中学校71名の87名となっております。

次に、スクールカウンセラーについてですが、平成11年度から文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業により1名を配置し、児童・生徒や保護者の心の悩みや人間関係の不安、学校生活上の悩みに専門的な知識を有する臨床心理士がカウンセリングを行うことにより、いじめや不登校の解消に努めてきております。

このスクールカウンセラー活用調査研究委託事業による配置は今年度で終了となります。しかし、本市でのこれまでの調査研究では、昨年と比較して相談回数が増加の傾向にあり、児童・生徒や保護者の心の悩みや不安の解消に効果を上げております。また、保護者から増員について強い要望がありますことから、来年度以降もスクールカウンセラーの増員を図り、配置を継続してまいりたいと考えています。

なお、配置計画については、現在文部省で検討中と伺っておりますので、その推移を見ながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（松田日出男） 成田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 4時05分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

（24番 北野義紀議員登壇）（拍手）

24番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めは、小樽の平和と安全の問題です。

最初に、米空母「キティホーク」の入港に関して質問します。

今回の入港に関する市長や助役のコメントを見る限り、従来どおりパースの使用を許可するのではないかの危惧を抱かせます。従来の許可条件のポイントである核兵器搭載の有無はアメリカ領事館や外務省に問い合わせ、アメリカ側から事前協議がないから核兵器は持ち込まれないものと判断するというので、「キティホーク」の入港許可となるのではないかと、この心配です。

第2回定例会の一般質問で私は、アメリカの艦船や航空機が日本の港や空港へ立ち寄るときは、その艦船や航空機に搭載されている核兵器の日本への持ち込みは事前協議にならないとの日本政府とアメリカ政府合意の公文書がアメリカで新たに公開されたことを示して、事前協議がないから核兵器の持ち込みはないというこれまでの根拠は成り立たないことを指摘をいたしました。市長はこの事実に対し、「米艦船の入港の際には事前協議が行われていないと承知しているので、核兵器を搭載しての入港とは考えていない」との答弁でありました。

また、市長は同じ定例会の本会議での私への答弁で、故小淵首相や森首相と我が党の不破哲三委員長のクエスチョンタイムの議事録を引用しながら、「安保条約関連の取り決めは『岸・ハーター交換公文』及び『藤山・マッカーサー口頭了解』のみであり、いかなる密約も存在しないと2人の首相が答弁しているの、自分から言うことはない」と、肝心の答弁を避けておりました。我が党はこの市長の答弁は、「核兵器の搭載艦であれば、当然容認するわけにはいかない」と2定の答弁で述べておりますけれども、こういうことであれば、核兵器搭載艦の小樽入港

を事実上認めるものになることを指摘せざるを得ません。

第2回定例会後、8月30日付朝日新聞は、1960年の安保改定の際に日米両国政府が結んだ秘密合意の全容を、アメリカ国務省の文書をもとに報道しました。これによると、両国政府の秘密合意は、核兵器を積んだアメリカ艦船が日本に寄港したり、朝鮮半島有事で日本国内の基地から出撃したりする場合には、日本との事前協議は必要ないとの内容を明記している。ここまで事実が明らかになっても、市長は事前協議がないから核兵器の持ち込みはないと判断されるのか、お答えください。

次に、「キティホーク」の装備並びに艦載機の種類と装備について伺います。

「キティホーク」の主要装備であるシースパロー8連装ランチャーMK29は、最新の装備と判断して間違いはないか。そうであれば、これは最新のミサイルで、同時に敵国沿岸地域を攻撃できる戦術核兵器ではないかの疑いがあります。説明してください。

「キティホーク」の艦載機は78機ですが、どんな戦闘機を積んでいるか、お答えください。また、その戦闘機の装備は何か。核兵器を装備することができると言われておりますが、この点についても説明願います。

また、「キティホーク」の小樽港への入港の背景を市長はどう認識されているか、お尋ねいたします。

3年前の「インディペンデンス」のときは、南北朝鮮の緊張が続いていた時期でした。今回は全く逆に、和平に向けて離散家族の面会に見られ、あるいは今回のシドニーオリンピックで統一行進と、こういう画期的な前進が打ち取られ、その継続が期待されています。こういう時期に、日本政府の外交といえば軍事一本やりで、憲法に反する「ガイドライン関連法」の成立で日本を戦争に巻き込むことは、アジアの平和な流れにさお差すものです。

今回の「キティホーク」の小樽港への入港は、日本周辺有事の際、この小樽が巨大空母の基地となることを意味するもので、極めて危険なねらいと言わなければなりません。市長は、きっぱりと「キティホーク」の港湾施設使用を断るべきです。

あわせて、こういうアジアに平和の流れが強まっているとき、オーストラリアの艦船もアメリカと一体となって演習を繰り返している実績があるわけですから、アジアの平和の流れに逆行するもので、断るのが当然です。お答えください。

次は、この7月25日に「周辺事態安全確保法」、地方公共団体、民間の協力の「解説」が政府から示されたことに関してです。

昨年示されていた「解説案」と比べ、地方自治の本旨が2つの点で大きく踏みにじられています。1つは、「周辺事態法」第9条第2項の協力の依頼にかかわってです。自治体が管理する港湾の使用許可を既に得ている民間利用者がいるにもかかわらず、後から米軍が使用を申請してきた場合、その調整に国が初めから関与できることを明記いたしました。案の段階では、自治体と民間業者の2者間でまず調整し、それが不調に終わった場合は国が民間業者に米軍の優先使用を依頼するとされていました。ところが解説では、国、港湾管理者及び民間船舶の3者間で、それぞれの意向を踏まえつつ調整を行うことがあり得ると変更されました。調整を自治体、民間任せにしないで、国が初めから積極的に介入できる仕組みを明記いたしました。

「インディペンデンス」のときの当時の市長は、民間船舶の使用に障害とならないといって入港を認めました。しかし現在では、関係者がみんな承知しているように、木材運搬船の船会社と日程調整がつかず、1隻を苫小牧港

に回ってしまったことは皆さん御承知のとおりです。平時にしてこのありさまですから、商業後回し、軍事優先になっているのではありませんか。民間会社は、政府から頼まれれば嫌とは言えないのが現状です。まして、戦争状態になったらどうなるかは明らかではありませんか。軍事優先でないというなら、「キティホーク」の港湾使用をきっぱりと断って、小樽は平和な商業港であると証明すべきです。お答えください。

2つ目は、解説案になかったことですが、地方議会が戦争協力拒否の決議をした場合、また住民請求などで協力拒否がなされた場合も、戦争協力を拒む理由にならないという、まことに乱暴で、ここにも地方自治の本旨を踏みにじることを明記いたしました。地方分権といいながら、憲法を踏みにじる米軍の戦争に地方自治の本旨を踏みにじてまで協力させようという政府のやり方に対して、市長はどういう考えをお持ちか伺います。

次は、我が党が提案した「非核港湾条例」(案)についてです。

まず、我が党の提案した条例案についての市長の見解を求めます。

我が党も参加している「原水爆禁止小樽協議会」がこの間行ってきた核兵器廃絶を求める「ヒロシマ・ナガサキからのアピール」にこたえる賛同署名が11万筆を超え、市民の7割に達しました。運動が始まった当時の志村市長、林助役をはじめ、当時の小樽市の三役全員も署名しています。

我が党の提案は、党派や思想・信条の違いを超えて、これだけ多くの市民が望んでいる核兵器廃絶にこたえることは、行政と議会の責務であるとの立場からです。

また、我が党は一貫して、「核兵器廃絶平和都市宣言」にふさわしく、小樽港に核兵器を積んだ艦船の入港を断るべく、「非核証明書」の提出を求めるよう歴代の市長に要求してまいりました。山田市長に対しても同様の提案をし、その実現を求めています。これに対して山田市長の態度は、先ほど紹介した事前協議にこだわる不十分さを持っている一方で、「核兵器の搭載艦であれば当然容認するわけにはいかない」と、非核平和の立場からも重要な答弁もされています。これを真に実効あるものにするために、議会の側から市長答弁を実現しようというのが我が党の提案であります。

この点で、市長の核兵器搭載艦の入港を認めないとの態度を真に実現するためには、条例を制定することが有効と考えます。条例化すれば、「周辺事態法」第9条が「法令及び基本計画に従い」とうたっているわけですから、小樽市の条例に関係行政機関の長、港湾の場合は運輸大臣も従わざるを得ません。「非核港湾条例」は、小樽港に核兵器を持ち込ませない確固とした保障となるものです。各党各会派の皆さんの賛成をぜひお願いするものです。

この問題の最後に伺いたいのは、1977年のジュネーブ条約追加議定書で、無防備地域や文民への武力攻撃を禁止していることを活用する問題です。

憲法の「平和に生きる権利」を国際的に保障しているのが、この追加議定書です。政府はまだこの追加議定書を批准していませんし、これまで議定書は実効性がないなどと言われてきました。しかし昨年、国際刑事裁判所の設置に関するローマ条約が締結されて、実効性を持つ基盤ができました。小樽市が「無防備地域条例」を制定すれば、これを根拠に、戦争へ協力するすべての艦船の入港や、公共・民間問わず施設の米軍や自衛隊の使用を拒否することが可能で、市民の命と安全、財産を守ることが確かな保障となるわけです。この無防備条例について、市長の考えをお聞かせください。

第2の質問は、ごみ焼却場の広域化、安全性についてです。

ごみ焼却施設は、北後志5カ町村を加え、国・道言いなりに広域化・大型化で対応することに続いて、設置場所も桃内地区が現段階では第1候補と、8月30日の厚生常任委員会で明らかにいたしました。

まず、広域化に関連して幾つか尋ねます。

第1は、住民との関係です。

7月24日に桃内町内会役員と、8月10日に桃内住民との第1回話し合いが行われ、これから何回かの会合が予定されていると聞いています。町内会からの返事は、広域連合規約を第4回定例会に提案する関係から、11月末から12月初めを市として期待しています。この住民説明会の中で出された疑問について報告してください。

その中に、今年2月1日に締結された桃内町内会との協定書に反して、ごみ埋め立ての覆土の不十分さも指摘されました。この協定書の環境保全対策の悪臭対策の項では、ごみ埋め立て処分後の即日覆土の実施がうたわれています。言うまでもなく覆土とは、ごみを埋め立てたら、その上に土をかぶせて、ごみを見えなくし、においも出さないようにするという事ではないでしょうか。住民から指摘された時点での現状はどうであったか、御説明ください。

我が党議員団は、私と古沢、中島各3人の議員で、ごみ回収が休日の9月2日に現地を視察してまいりました。生ごみ特有の悪臭があたり一帯に立ち込めているのに加え、ごみ回収車がごみを直接捨てる箇所は、その日のうちに仮覆土の場所までごみを運ぶことになっていますから、本来、作業終了後、その場所にはごみはないはずですが、ごみ袋が大量に放置されたままになっていました。また、仮覆土を終えた一帯も、至るところでごみ袋が頭を出し、カモメが群がっていました。

一番ひどい箇所は、回収車がごみを捨て、その場所からブルドーザーで埋め立てる箇所まで運ぶ、その一帯です。つまり仮覆土の場所です。ごみが押されるときに袋が破れ、ごみがむき出しになるのでしょうか。ここはまさにカモメが一段と群がり、さながらえさ場の様相を呈しており、とても即日覆土とは言えるものではありませんでした。

新聞報道によれば、即日覆土の解釈をめぐって住民と小樽市が対立しているようですが、現状のままでは済まそうというのでしょうか。そうであれば、協定に照らし、住民の立場からはとても我慢ができないし、約束違反と指摘が出るのは当然のことです。新聞報道から10日たっていますが、市長は6日に現地を視察したようですが、この実態をどう御覧になりましたか。また、協定書に照らして、どのような対策を講ずべきとお考えか、お聞かせください。

次に指摘しなければならないことは、広域化に関し、桃内住民への説明の態度です。

まず、今年11月末から12月初めにかけての期限を区切って桃内の住民に他町村のごみを受け入れるか否かの返事を求めている問題です。

第2回定例会で、「焼却場設置箇所については、『北後志地域廃棄物広域処理連絡協議会』で相談した後でなければ関係住民に説明できない」と答弁していました。これに対して我が党は、「設置場所の最終決定との関係で、余りにも住民への説明期間が少な過ぎる」と指摘しておきましたが、この心配が現実のものになっています。

最終処分場にごみ焼却場建設の了解を求めたときは、「小樽市内のごみだけだ」と住民に説明し、了解をいただいていた。ところが市の態度は、小樽市単独の焼却炉建設を認めたのだから、北後志のごみを持ってきても大した量ではない。搬入車も大した台数ではない。圧倒的多くは小樽のごみなのだ。そんなに大きな違いはないのだ

と言わんばかりです。

先を急ぐ大もとは、焼却場建設が小樽市単独から広域連合に変更したために、この規約を関係市町村が今年の第4回定例会に提案するためには、何としても建設場所を12月初めまでには決めなければならない事情があります。なぜこういうように先を急ぐのか。補助金との関係が大もとにあるのではないのでしょうか。この態度は覆土の解釈をめぐる見解の相違となった市の態度とも共通する住民軽視であり、許されないと思いますが、お答えください。

次に、焼却場を広域処理で対応することについて尋ねます。

厚生省は、「ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が周辺住民に不安を与え、社会問題化しており、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出削減が緊急の課題となっている」との認識から、「ごみ排出量の増大に伴う最終処分場の確保が難しくなっている。リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、今後ごみ処理の広域化が必要である」と一方的に結論を引き出し、ダイオキシン類削減対策のうち恒久対策の1つとして、ごみ処理の広域化の推進を打ち出しました。

しかし、このダイオキシン対策としての広域処理は、小型焼却炉にダイオキシン類発生の原因を求めるものであり、「廃棄物処理法」が規定するごみ処理4原則の1つである同一市町村内処理を前提に、ごみの減量化、分別、リサイクルを行うという、ごみ問題解決の方向に全く逆行するものです。

日本と同様に焼却を中心にごみ処理を行っているデンマークでは、塩化ビニールの使用を禁止しています。厚生省の方針の最大の問題点は、塩素源を遮断する発生源対策が欠落していることです。地球環境を守るグローバルな視点でのごみ問題の世界的流れは、資源を浪費し、ごみを出し続け、増大させることは許さない。ごみになるものはつukらないし、つukらせない、こういう方向です。この世界的流れに沿えば、将来のごみの量的・質的变化に対応できる柔軟な施設、小回りのきく小型炉の一層の開発こそ求められています。

また、ごみが減少すれば、高価な大型の処理システムは不要になり、財政負担だけが自治体と住民に押しつけられる結果となります。事実、初期の段階で厚生省の言うとおりにごみの広域化・大型化をやった自治体で、ごみの減量化が本格的に始まったら、3つ用意した炉を1つしか使わなくても十分対応できるということで、運営費あるいは償還費の圧迫に苦しんでいることは幾つもの事例が明らかにしています。この我が党の見解への市長の答弁を求めます。

旧来の焼却施設建設時には予想されなかった新たな複雑な事態がダイオキシン類を発生させているのです。市長の見解を求めます。

次は、最新の焼却炉で安全が果たして保障されるのかについて尋ねます。

まず、高温で24時間連続操業で焼却すれば、ダイオキシン類は分解して消えてしまい、安全だという説明です。伺いますが、ダイオキシン類が高温で分解したら、どういう物質に転化するか説明してください。

多くの化学者は、ダイオキシン類の分解の後にどんな物質ができていのか心配だと既に指摘を始めています。仮にダイオキシン分解後に有機塩素系の物質が少しでもできていならば、そのような物質の多くは化学的には発がん性のものが多いと指摘しています。ダイオキシン類だけに目がいってしまっていて、高温溶融でダイオキシンはなくなりましたといっても、その後に人間に対して慢性毒性を持つ物質が生成されている可能性があるならば、この

処理法は安全とは言えません。ダイオキシン類分解後の安全性が確認されていない焼却炉建設に市長はどんな見解をお持ちか。関係住民の安全を守るためにどういう対策をとるのか、あわせてお聞かせください。

次に、広域連合の幾つかの問題点について尋ねます。

第1は、第2回定例会の一般質問でも伺いましたので詳しくは触れませんが、地方自治法の広域連合に定めていることで現在報告できることがあれば、お知らせください。第2回定例会では「検討し、議会に報告する」と約束していたのですから、お願いします。

しかし、8月30日の厚生常任委員会では、広域連合についての報告はありませんでした。第4回定例会に規約を提案するということから、この第3回定例会に原案を示し、議会側の意見を聞くことは最小限のことではないですか。お答えください。

第2は、広域連合議会の選挙と各市町村ごとの構成をどうするつもりか伺います。

これらについては、既にさきの代表質問で何人かの方が伺って、答弁を聞いています。しかし、広域連合は自治権の侵害になる面も非常にあるわけですから、市長が議会に報告する、こういう約束をしている関係上、現在検討している結果、また途中経過であっても報告してください。

答弁を広域連合ができてからということで責任を預けた各町村ごとの広域連合議会の議員の配分は一体どうなるのか。この議会にとっては大変関心の強い問題なのです。これを今度の議会に報告しないで、12月の第4回定例会にぼっと提案したって、審議のしようがありません。詳しく説明することを求めます。

次は、介護保険の問題です。

今年4月から介護保険がスタートして5カ月経過しました。市長に伺いますが、この5カ月を総括して介護保険の問題、介護保険のどこが問題か、改善を要すべき課題は何であると認識されていますか。

我が党はこの間の最大の問題は、サービス費用の1割を自己負担する利用料が重い負担となって必要な介護が受けられない、あるいは今まで受けていた介護を返上もしくは回数を減らさざるを得ないという深刻な問題となってあらわれていることだと考えています。この我が党の問題意識に市長はどのような認識をお持ちか、お聞かせください。

この問題にどう対応し、どう解決するかは、介護保険問題に対する基本的態度が問われる重要問題だと考えます。それは、介護保険が介護のためにつくられたものなのに、介護が受けられないというのは制度の根本的な矛盾であって、何をさておいても解決しなければならない問題だからです。それにもかかわらず、森首相は「極めてスムーズに介護保険はスタートしている」と国会で答弁しています。この態度は、介護保険の中心問題から目をそらしているといしか言いようがありません。この政府の態度からは、4月から始まった介護保険は、5カ月たって何の問題もないから、この10月から新たに65歳以上の人から保険料を徴収しても構わないとの結論しか出てきません。これに対する市長の見解を求めます。

次に、介護保険を申請しても、実際にサービスを受けられるかどうかは、認定審査のハードルをクリアしなければなりません。介護認定を申請した方々は4,213人ですが、自立と認定された方は165人で、申請者の4%です。訪問介護や、あるいは訪問看護を受けたいとの希望が門前払いをされた人たちは。これらの方々のうち、軽度生活援助サービス、生きがい対応型デイサービスを利用されている方もおられますが、市として「自立の方でも利用することができます」と積極的に宣伝しないのはどういうわけか、説明してください。

また、生きがい対応型デイサービスも、介護保険利用者でいっぱいになれば、自立者は利用できなくなるのです。自立者と認定された人は本来、介護を受けたいと願った方ばかりでありますから、その希望がかなえられるように小樽市としても対策をとる必要があります。見解をお聞かせください。

次に、認定審査に使用されるコンピュータソフトに欠陥があり、とりわけ痴呆の状態が正確に反映されないことも大問題となりました。小樽では1次判定で自立と認定された人は193人でしたが、2次判定、つまり審査結果で要支援、要介護と変更になった人は47人に及んでいます。小樽の認定審査会で審査員の人たちが実態に合わせて、介護が必要な方には介護を受けさせようと努力をされた結果であって、我が党としてこういう努力に敬意を表するものです。同時に、介護認定のあり方の改善が必要なことを示しています。市長はこの問題にどういう見解をお持ちでしょうか。

当初、在宅介護サービス利用者を3,447人と予想していましたが、現状は1,400人程度です。こうなった原因は何であると市長は考えておられるか、お聞かせください。

要介護度ごとにサービス費用の限度額が決められています。小樽市ではサービス利用料の現状はどうなっていますか。

また、これまで我が党が何回か資料の提出も求めても明らかにしないこと、在宅サービス利用者の利用料金の平均は幾らで、訪問通所サービスの支給限度額の何%利用しているかの問題です。

いくら申請が1カ月あるいは2カ月おくれであっても、介護保険開始から5カ月たっているのですから、いまだにつかんでいないということは許されません。道のアンケートに対しては、ショートステイの利用者が減少していることや、特別養護老人ホームやデイサービスが不足していると回答しているのですから、課題ごとにはつかんでいるはずですから、答えられないということはありません。お答えください。

以上、介護保険開始後の幾つかの問題点を指摘しましたが、これらはいずれも利用料の負担が大変な負担となっていることを教えています。政府が即刻、住民税非課税の方の利用料の減額・免除制度を創設することは緊急の課題です。また、利用料の自己負担の限度は3%に抑えることも必要です。政府は特別対策として、訪問介護を利用したことがある高齢者や障害者を対象に、3年間あるいは5年間の時限措置として3%にしていますが、これだけでは不十分です。東京・武蔵野市では、ホームヘルパーの利用料を3%に引き下げたところ、利用者が急増しているとのこと。こうした他都市のすぐれた経験に学ぶことが必要です。

我が党は、この議会に議案第33号「小樽市在宅介護サービス利用奨励手当支給条例案」を提案させていただいています。この提案は、政府が国民の要望にこたえて国庫負担率を引き上げ、これらの対策を講ずるまで小樽市として当面必要なことと考えての提案です。市長の見解をお聞かせください。

市長は、「特別養護老人ホームを70床増床する」と答弁していました。ところが、我が党の調査では、北海道は小樽から増床の希望はないとの認識です。一体どうなっているのか。その進捗状況についてお聞かせください。

次は、10月から始まる65歳以上の1号被保険者の保険料の徴収についてです。

この8月末に通知書を受け取った方々がびっくりして、市に問い合わせが、電話や直接来られた方も含めると、9月1日現在788件にも及んでいるとのこと。先ほど指摘した利用料の高負担で多くの方が苦しんでいるのに、この改善もしないで保険料の徴収を本格的に開始することは許されません。しかも、年金から強制的に天引きする、こういうことは許されることではありません。政府に対し保険料徴収の改めでの延期を提案し、市長は政府に要求

すべきと考えますが、お答えください。

最後に、学校適正配置計画について尋ねます。

本定例会に議案第30号 小樽市立学校設置条例の一部改正で、石山、東山、住吉各中学校の来年4月1日をもって廃校にすることが提案されています。また、廃校を前提にした補正予算も提案されています。これに関連してですが、8月31日に開かれた学校適正配置特別委員会に配られた資料で、中学校の適正配置の方法、いわゆるアンケートに基づく第3案でいくということを教育委員会として議決したのは、この8月2日となっていました。

伺いたい第1は、3月の第1回定例会でアンケートの結果から適正配置の方法を第3案でいくと表明して以来、8月2日まで時間がかかったのはいかなる理由によるものか。具体的に、かつ詳しく説明してください。

第2は、中学校の廃校という重要な問題を、8月2日の小樽市教育委員会の議決を待たないで、6月15日に3つの中学校の廃校を前提に北海道教育委員会に要望書を提出するなど事を進めたのはいかなる理由によるものか、説明してください。

学校適正配置特別委員会では、「要望書の提出は教育委員会の了解を得て行った」と答弁していますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をはじめ、関係法令のどこを根拠に正式議決前に事を運んだのか、説明してください。

第3は、市教委自身が再三にわたり、「父母の意見を慎重に検討し、参考にしていきたい」と答えていました。意見や要望は聞くが、その一方でこの3学期に行われたアンケートの第3案どおり事を運ぶというのでは、これは意見は聞くけれども、自分の考えたとおりやらせてもらいますということで、親の教育権を軽んずる背信行為になるではありませんか。教育に携わるべき者がとる態度ではありません。いかがでしょうか。

第4に、「子どもの権利条約」との関係で、子供の意見表明権あるいは親の教育権をどう考えているか尋ねます。同条約第3条は、「子供にかかわるすべての活動は、子供の最善の利益が第一次的に考慮される」と定めています。また第12条では、「子供に影響を与えるすべての事柄については、子供の見解が正当に重視される」とうたわれています。これに照らせば、学校適正配置の目的を子供にもわかるように説明する責任が市教委にはあります。この「子どもの権利条約」の立場で考えなければならないわけですが、市教委のやり方は拙速過ぎ、子供の意見表明権あるいは親の教育権を踏みにじるやり方で、人類が総意でつくり出した教育の最新の到達点を無視するもので、王道に立ったやり方とは言えません。

日本共産党は、教育の基本を踏み外し、行政改革に位置づけ教育予算を削減する学校統廃合は白紙撤回し、30人学級実現、いじめ、不登校、学級崩壊の解決、老朽危険校舎の改築をはじめ教育予算の大幅増額などを含む教育の総合計画を教師、父母、地域関係者などの合意で作成し、小樽の教育を進めることを強く求めます。改めて提案し、見解を求めます。

少なくとも多くの父母が適正配置を前提にしつつも、せめて1年延期し、子供や父母の意見をよく聞いて進めてほしいという正当な願いにこたえるのは最小限のことです。見解をお聞かせください。

再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

市長(山田勝磨) 北野議員の御質問にお答えします。

初めに、小樽の平和と安全について何点か御質問がありました。

まず、空母「キティホーク」の寄港計画についてであります。従来から米艦船の入港に当たりましては、港湾機能への影響、入出港時の安全性とあわせて、核兵器などの搭載の有無を外務省及び在札幌米国総領事館に照会をし、慎重に判断しているものでありまして、今回もこれまで同様の対応により慎重に検討して判断したいと考えております。

なお、従来の外務省に対する照会に対しましては、外務省からは「事前協議がない」と、こういう返事が来ておりますので、そのことは核の持ち込みはないと判断せざるを得ない状況でございます。

次に、「キティホーク」の装備でございますけれども、艦載機についてであります。私どもといたしましては、これらの具体的な情報を持っておりません。

次に、寄港計画の背景についてであります。小樽港寄港の目的は、現在入手している情報によりますと、通常入港としており、乗員の休養・親善と認識しておりますが、小樽港寄港計画の背景には米空母の基地化であるという御指摘であります。私どもとしてはそういう認識はしておりません。

次に、「キティホーク」とオーストラリア艦船の港湾施設の使用についてであります。「キティホーク」につきましては先ほど申し上げたとおりでありますし、またオーストラリアの艦船につきましては、まだ正式な文書が届いておりませんが、事実関係が判明すれば必要な措置について対応してまいりたいと考えております。

次に、「周辺事態安全確保法」の解説に関連し、御質問がありました。

まず、小樽港についての考え方ですが、小樽港につきましては常々申し上げておりますとおり、平和な商業港としての発展を期すものであり、この考えは何ら変わるものではありません。したがって、今回の「キティホーク」につきましても、港湾機能への影響も判断要素でありますことから、関係業界等の意向を十分把握しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、今回示された「周辺事態安全確保法」の解説についてであります。これは昨年7月に発表された「解説案」に各自治体から寄せられた質問や意見を集約し、見直したものと認識しております。

また、この法律の第9条は、「我が国周辺地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」、いわゆる非常事態だと思えますけれども、自治体に対して求められる協力については、その時点においてケース・バイ・ケースで対応を考えなければならないと思っております。

次に、今定例会に提出されました「非核港湾条例」についてであります。我が国は非核三原則を国是としております。市といたしましても米艦船の入港に当たりましては、その都度、外務省及び米国総領事館に核搭載の有無を確認し、対応しておりますので、今後もこの考えを堅持してまいりたいと考えております。

次に、ジュネーブ条約追加議定書の無防備地域の条例ということでございますけれども、その具体的内容については十分承知しておりませんので、今後勉強してみたいと思います。

次に、ごみ焼却場の広域化、安全性についてお答えをいたします。

最初に、住民説明会で最終処分場に関連して指摘された事項についてであります。1点目は、河川改修後の桃内川に昨年アオゴケが長く生えるようになっている。2点目は、桃内川河口付近でカモメの死骸が多くなって

いて、河口付近の海藻の枯れが目立つ。3点目は、少量の降雨でも川の濁りと泡が立つ。4点目は、桃内川の本支流の合流地点で水を採取しているのは、だれが何の目的で行っているのかというものでございました。

これらの指摘につきましては、環境部において既に調査等に着手しておりますが、1点目は、水道局水質試験所の所見によりますと、指摘のアオゴケは小樽の河川で通常生息しているもので、自然河川では川底の石やせせらぎのせいで長くなりませんけれども、コンクリート構造に改修した場合に長くなることのあることでありました。2点目につきましては、後志支庁及び鳥獣保護員に調査を依頼済みで、カモメについては道の環境科学センターで死骸の解剖等の調査を行っております。3点目は、9月8日の污水处理施設放流水の定期水質検査にあわせて、町会役員立ち会いのもとで桃内本支流4地点で採水し、現在水質検査中です。4点目の河川水の採水は、工事期間中の土砂の河川流入をチェックするため環境部の職員が行っていたもので、工事完了の3月末で終了しています。これらの結果につきましては、逐次町会側にお話をしておりますが、全体を整理して近日中に住民の皆さんにお知らせする予定にしております。

次に、覆土についてであります。説明会での指摘は、毎日の覆土が不十分で、ごみが全体的に露出していることで、ごみが見えなくなるまで覆土すべきというものであります。埋め立て開始直後は早急にごみ搬入路から堰堤までの区域の埋立区域の整斉を行うこととの関係もあり、毎日の覆土はごみの飛散を防止する程度として、ごみの埋め立てが2.5メートルの厚さになった段階で50センチの完全覆土を行うという計画で作業を行っていました。住民から指摘された段階では、投棄したごみを転圧した区域では、覆土はごみを全面的に覆う状況でなかったとの報告を受けております。

次に、毎日の覆土についてであります。住民からの指摘後に直ちに覆土作業改善について検討を行った結果、埋立区域の基盤づくりを急いで、ごみを投棄する部分を最小限にし、それ以外の区域は、ごみが露出しない状態までに覆土を行うこととしました。その状況については私も現地を確認しており、その際には、ごみを投棄する区域についても投棄終了後の覆土の徹底を指示したところであります。

覆土量を増やすことは今後の埋立量に直接影響しますので、現在、毎日の埋立区域を狭くするためのごみ搬入路の工夫や、ごみ投棄終了後の覆土と防臭対策などについて検討させており、引き続き改善に努力してまいりたいと考えております。

次に、広域化等の住民説明の期間についてであります。厚生常任委員会で説明いたしました日程は住民説明についての目安として申し上げたものであり、地区住民に期限を切ったものとは考えておりません。委員会での説明でも、日程は8月下旬段階のものであり、今後「広域ごみ処理推進協議会」での議論や住民合意との関係で変更もあり得ますので、その場合の弾力的対応についても申し上げておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、共産党のごみ処理の考え方についてであります。廃棄物の処理については、これまでの発生した廃棄物を衛生的・効率的処理する基本から、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を基本とする方向に転換してきていることは、この3要素を基本思想とする「循環型社会形成推進法」が成立したことからも時代の流れと認識しております。小樽市としても、このような時代の方向に留意して廃棄物処理行政を推進してまいらなければならないと考えております。

次に、ダイオキシン類の高温分解についてであります。ダイオキシン類については解明されていない部分も多

く、詳しくは承知しておりませんが、構成元素が水素、酸素、炭素及び塩素でありますので、高温処理により大部分は二酸化炭素、水、塩化水素になり、施設から排出された後は再合成しないとされています。

次に、小型焼却処理施設とダイオキシン類の発生の関係についてであります。100トン未満の施設においても、最近の施設の性能ではダイオキシンを大型処理施設と同様に制御可能と承知しております。現在、国等が進めようとしているのは、ダイオキシン類制御に効果的な24時間連続運転に必要なごみ処理量確保との関係で、施設を集約して広域処理を行うことと理解しております。

次に、焼却処理施設とダイオキシン類の安全性との関係についての見解ということですが、現在、国が採用している施設整備の技術性能指針は、国内外で現在確立している最新・最高のものを採用しておりますので、当然これらの性能を備えた施設整備を行うとともに、整備後も技術の進歩に応じて施設の改修整備を行い、その運転・維持管理も含め、安全面において万全の体制で臨みたいと考えております。

次に、広域連合の規約で規定する項目についてであります。「広域連合設置協議会」においてこれから検討協議することとしております。協議会での検討経過については厚生常任委員会に報告をし、御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、広域連合議会議員の選挙などについてであります。広域連合議会議員の選挙については、これまでの先進広域連合等では直接選挙で行ったケースは皆無のようであり、構成市町村議会における選挙による方向で今後検討協議を行うことになるものと考えており、議員の定数や市町村への割り振りも同様と考えております。

また、広域連合長は知事の設置許可後、議員同様に構成市町村長の投票により選出することになるものと考えております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがございましたが、初めに介護保険の問題点等についてであります。1つにはこの制度の趣旨や目的が十分理解されていないことが挙げられます。これまでも住民説明会や広報紙などを通じて周知に努めてまいりましたが、複雑でわかりづらい点がありますので、制度の内容等について再度周知するため、9月15日号の広報おたるで保険料について特集記事を掲載するとともに、10月には介護保険をわかりやすく説明した記事を含め、保健・福祉の事業やサービスを紹介する冊子を全世帯に配布する予定としているところであります。また、このほか、介護認定の1次判定の改善や低所得者対策などについても課題と考えております。

次に、利用料負担に伴う利用抑制についてであります。ケアマネージャーからも利用料負担を考慮してサービスの利用を控えるケースも一部にはあると聞いております。これは従来の措置制度のときに負担がない、あるいは低い負担だった方には、負担感が大きくなったことによる自衛的な動きであろうと考えております。

また、国におきましては、制度開始後5年以内に保険給付の内容や水準、保険料等の負担のあり方など、制度全般に関して検討を加え、必要な見直しを行うこととしておりますので、その際には地方自治体や介護現場の意見も十分取り入れていただきたいと考えております。

次に、自立者支援事業についてであります。4月から「軽度生活援助サービス」、「生きがい対応型デイサービス」、「生活管理指導短期宿泊事業」を新たに実施しているところでありますが、これらの事業については、2月に実施した住民説明会や広報おたる3月号の介護保険特集で周知を図ったところであります。

さらに、要介護認定の結果、「自立」と認定された方全員に対し、認定結果の通知にあわせて自立者支援事業についてお知らせをしております。また今後、10月に全世帯に配布予定の冊子の中でも、自立者支援事業について周知することとしております。

次に、介護認定で自立となり、介護保険のサービスを受けられない人への支援についてですが、「自立」と認定されても援助を必要とする人には、1人1人の生活実態に基づいて必要とされるサービスを提供することは、介護予防の観点からも重要なことと認識いたしております。このため、従来から実施してきた高齢者福祉サービスに加え、4月から新たに「自立者支援事業」を実施していますが、今後これらの事業について、高齢者の実態や利用状況を見ながら内容の見直しや拡充を検討していきたいと考えております。

次に、介護認定についてであります。介護認定をより公平かつ適正に行うためには、訪問調査員や介護認定審査会委員の研修を充実したものにするとともに、痴呆の問題を含めた1次判定ソフトの改善や認定基準の明確化などが必要であると考えています。

なお、国におきまして、2次判定をより適切に行うための変更事例集を市町村に配布するとともに、12年度中に高齢者の介護の実態調査を実施し、13年度以降、具体的な改善方法を検討するなど、1次判定のあり方について検討を進める予定であると聞いております。

次に、在宅サービスの利用者が少ない要因についてであります。介護認定を受けた人の中にも、家族等で介護できる間は介護サービスを利用しないケースや、身体の状態が悪化して入院しているケースもあり、また利用料の負担感に伴う利用の抑制などが考えられます。

なお、在宅サービス利用者については、4月と5月の状況を見ますと増加傾向にあります。

次に、在宅サービス利用者の利用料の平均等についてであります。サービス事業者から国保連に請求したレシートに返戻等が多かったことから、全体の正確な把握が難しかったため、お示しできませんでした。まだ実態を正確に反映しているものではありませんが、5月のデータでお答えしますと、在宅サービス利用者の利用料の平均は5,198円、また訪問通所サービスの支給限度額に対する利用率は約30%となっております。

次に、共産党提案についてであります。低所得者対策につきましては、全国市長会を通じて抜本的に検討し、国費による恒久的な対策を速やかに確立するよう国に要望しているところであります。

また、先ほどお答えいたしました。国におきましては制度開始後5年以内に必要な見直しを行うこととしておりますので、その際に地方自治体や介護現場の意見も十分取り入れていただきたいと考えております。

また、御提案のありました手当の支給は、本市の財政状況や他の施策等との関係もあり、難しいものと考えております。

次に、特別養護老人ホームの整備計画についてであります。小樽市高齢者保健福祉計画では1カ所の整備が必要として、平成15年度から16年度の2カ年計画で70床の整備計画を後志支庁に提出いたしました。後志圏域の調整で最終的に管内の未設置の町に設置することに位置づけられたところであります。市といたしましては待機者の状況を踏まえ、平成14年度中に見直しをする北海道介護保険事業支援計画の期間中においては、最優先で整備させていただくよう要望しているところであり、平成16年度までの設置に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、保険料の徴収についてであります。1号被保険者の負担軽減など、特別対策として保険料を半年間徴収

せず、その後1年間半額にしたところでもあります。また、第2号被保険者は既に4月から介護保険料相当分を負担しており、負担の公平性を欠くことから、国に要求することは考えておりません。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 北野議員の御質問にお答えします。

初めに、中学校適正配置計画の実施計画の決定までの経過についてですが、当初の実施計画案では、平成13年4月1日実施を前提に全学年一斉移行を目指しておりました。その後、関係各学校、地域における意見及びアンケート調査等の結果について検討し、第3学年の母校卒業を前提とすることといたしました。また、そのことについて6月の特別委員会での御論議をいただき、地域にも提示をし、さらに教育委員会での調整、市長部局との協議を行い、今議会に条例提案のため8月2日に決定したものであります。

次に、教育委員会の議決前に進めているということですが、適正配置計画実施案の進め方については、その都度お諮りし、了承、支持を得ながら進めているものであり、さらに市長部局とも協議を重ね進めてきたものであります。

次に、父母の意見に対する対応についてですが、このたびの実施計画は、保護者、地域及び教育関係団体から提出された御意見等を十分検討し、参考にしながら、変更すべき事項は変更し、追加すべき事項は追加して策定したものであり、再度の説明会などにおいては総体的には了承が得られたものと判断しております。

なお、実施に向けて「関連校連絡協議会」を設置し、各学校の協力のもと、今後取り組む中で配慮できるものは配慮していきたいと考えております。

次に、子供の意見表明権と親の教育権についてですが、実施方法などについてアンケート調査を実施するなど、子供や親の意見を聞いているところであります。これからも学校を通じて実施計画を説明するなど、児童・生徒の意見を聞いてまいります。

次に、学校適正配置計画の撤回などについてであります。この計画は、これまでも保護者、児童・生徒及び地域関係者の御意見、御要望などを踏まえながら策定したものでありますので、撤回できないものと考えております。

次に、30人学級についてであります。現行法上の問題もあり、国において実現されるよう、引き続き関係機関を通じて要望してまいります。

次に、いじめ・不登校などの問題についてであります。現在これらについてはスクールカウンセラーの配置のほか、関係機関と密接に連携して取り組んでおります。今後とも、ともども努力していかねばならないものと考えております。

次に、教育の総合計画についてであります。教育委員会としては、「21世紀プラン」に基づき各種施策の実現に向け努力してまいります。

最後に、実施期日についてですが、これまでも各学校や地域に対し、説明会やアンケート調査に基づく修正などを行っており、「関連校連絡協議会」を設置するとともに、各学校で実施の取り組みを進めております。教育委員会としては、実施に当たっての適切な対応のため、今議会に条例の審議や必要な予算について提案しており、計画

どおり進めてまいりたいと考えております。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

24番(北野義紀議員) 再質問させていただきます。

初めは、「キティホーク」と小樽港の安全の問題です。

第1点は、入港の目的は友好・親善と乗組員の休養のためということですが、これは名目上の理由にすぎません。「キティホーク」という艦船は、1961年の就役以来、平和とは相入れない行動を行ってきた艦船です。ベトナム侵略戦争、とりわけ1965年から72年の8年間にわたり、トンキン湾から北爆で中心的な役割を果たしました。アメリカのスパイ船「フエプロ号」が北朝鮮にだ捕されたとき、日本海で作戦を展開し、アジアに緊張をもたらしました。90年代だけに限って見ても、92年から93年にかけて、いわゆる平和強制部隊として、アフリカ・ソマリアでの軍事作戦に参加しています。その直後の93年1月には、イラク爆撃でこれまた中心的な役割を果たしたことは多くの方が承知している点です。

94年の……

(「空母だからしゃあない」と呼ぶ者あり)

北朝鮮制裁問題では、北朝鮮をにらんで「インディペンデンス」とともに西太平洋地域での2隻態勢を確立し、艦載機だけでも156機で日本海で作戦を展開いたしました。96年には、日本の海上自衛隊も参加した環太平洋合同軍事演習、いわゆるリムパックですが、これに参加し、そのままペルシャ湾作戦に参加しているわけです。このように、「キティホーク」の役割は危険極まりないものです。

今、自民党の小林議員が「空母だからしゃあない」という不規則発言がありました。空母だからこういう行動をとるのは当たり前だから危険だと言っているのです。「周辺事態法」が昨年成立させられたもとの、「キティホーク」をはじめアメリカ艦船が小樽に寄港中、日本周辺で有事が発生したということになれば、そのままの出撃となるではありませんか。このことは小樽が出撃基地とされると同じことです。この点からも絶対に港湾施設の使用を認めるべきではありません。答弁を求めます。

第2点は、「キティホーク」艦載機の種類と装備について、先ほどの答弁では「承知していない」、木で鼻をくくった答弁ですよ。とんでもない話だと思つたのですよ。これから慎重に検討するというのですけれども、「キティホーク」そのものの装備や艦載機の装備について承知していないで何を検討するのですか。不謹慎極まる答弁だと指摘せざるを得ません。だから、承知していないというふうに言うから、私から指摘をします。

「キティホーク」艦載機の種類は5種類です。F14トムキャット20機、FA18ホーネット36機、EA6Bブラウラー4機、E2Cホークアイ4機、ES2ABバイキング6機、対潜水艦ヘリ・シーホーク8機、合計78機です。

そこで、これらの艦載機の主要装備は何か。これはアメリカがホームページを開いているし、私は英語はわかりませんから、ホームページを開いても読むことができません。市役所には有能なスタッフがいるのですから、ホームページを開いてそういうのをなぜ調べて返事をしないのですか。問題は、これから艦載機がどんな装備を持っているか、とりわけ核兵器の有無についてどうなのか、これを極めないで検討したなどということには絶対なりませ

ん。お答えください。

第3点は、「キティホーク」そのものの装備についてです。ミサイルは最新鋭のシースパローではないですか。これはNATO諸国が共同開発したコンパクトで軽量のNATO製式シースパロー8連装発射機MK29と言われるものです。このミサイルは劣化ウラン弾も使用するのではないですか。劣化ウラン弾とは、原子炉の使用済み核燃料やウラン濃縮の際の廃棄物として得られる天然ウランよりも、天然ウランのウラン235の含有量が低いウランを使用する爆弾です。湾岸戦争のとき、「キティホーク」が主要な艦船となって、ここからイラクの強固な建物や強固な地下建造物を破壊するのに使用され、その破壊力が極めてすごいということが実証されたときと当時報道されていたではありませんか。その直後にイラクの領土に入ったアメリカ兵の多くが、その後、劣化ウラン弾の放射能を浴びていたことは、マスコミでも大きな問題となって報道されたではありませんか。こういうマスコミで広く報道されていることを考えれば、核兵器の疑いがあるというふうに判断するのは当然ではないですか。

第4点は、「キティホーク」は戦闘行動だけでなく、空母自体が一連の事故を引き起こしています。これをどう承知しているかという問題です。マスコミで報道されただけを拾って見ましても、次のような事故が発生しています。1つは、1965年12月、南シナ海を航海中、機関室で爆発事故、2名死亡、28名が負傷。2つ、73年12月、フィリピン沖で機関室で火災が発生、6名が死亡。3つ、81年9月、艦載機が着陸に失敗、格納庫に入ろうとしていた他の戦闘機に衝突、1名死亡、2名負傷。4、83年1月、ワシントン沖でカナダの駆逐艦と衝突。5、同年11月、カリフォルニア沖でアメリカの艦船と衝突事故を起こす。6、84年、チームスピリット84に参加中、日本海でソ連海軍のビクタークラス潜水艦と衝突事故。7、94年7月、房総半島沖で艦載機の着艦事故で他の飛行中の艦載機が帰還できなくなり、急遽、神奈川県厚木基地に深夜着陸で住民に大迷惑をかける。8、同年11月、発進直後に戦闘機が墜落、パイロットが負傷。9つ、96年2月、着艦訓練中の事故で2名死亡。私はマスコミ全部拾ったわけではありませんが、目についただけでも、こういう一連の危険な事故を起こしているのです。

艦に着陸する、そのスペースは80メートル余りですよ。そこでしょっちゅう着陸のときに事故を起こしている。それから、発進直後の事故も起こっているのですよ。だから、今指摘した9つの事故を考えただけでも、いつ大事故が発生させるかわからない危険な巨大空母を何で好きこのんで小樽に入れることになるのですか。お答えいただきたい。

この問題の最後は、「キティホーク」や艦載機の装備がはっきりしていないということは市長答弁で明白であります。これが明確にならないうちは港湾施設の使用を認めるべきではありません。市長は「核兵器の積んだ艦船の入港を認めない」と答弁しているのですから、市長答弁に照らして当然のことではないですか。お答えください。

次に、ごみ処理について再質問します。

第1は、「8月30日の厚生常任委員会での説明は、桃内住民への説明に関しては、広域化を受け入れるかどうかの期限を区切っていない、弾力的だ」という答弁ですが、そうであれば、桃内住民の返答いかんによっては今年の12月の第4回定例会に広域連合規約は提案できないこともある、こう理解してよろしいのか。

第2は、「ダイオキシン類が新焼却炉で焼却して分解して二酸化炭素、水、塩化水素になって、排出後は再合成しない」との答弁でした。それはそうでしょう。分解してこういうのに、物質にその場で分解されたのですから、それが外へ出た途端、また結合して何か有害な物質になるということはないと思うのですよ。私が指摘したのはそ

うということではなくて、分解した後、大気中に排出される。そのときに大気中の他の元素、化合物と化合して有機塩素系の物質になる危険性はないのかと聞いているのです。お答えください。

それから第3は、広域連合を急ぐ理由ですが、補助金のタイムリミットがあるのではないかということについて、再度お答えください。

次に、介護保険に関する質問です。

答弁では「国は5年以内に見直しするから、このときに自治体の意見を取り入れるようにしてほしい」と、甚だ腰の弱い姿勢です。しかし、高齢者には5年待っている余裕なんかないのですよ。今すぐ解決しなければならないのです。

在宅サービス利用者の利用料金の平均は5,198円と答弁されました。この額は決められている支給限度額の30%台ですよ。このことは介護が必要な人がお金の理由で介護が受けられないということを示して、限度額の30%しか介護を受けていないということでしょう。全部ではないとただし書きはついていますが、これは重大な問題です。

この原因は、我が党が指摘しているように、利用料の重い負担が原因です。市長は他の理由と3つ平均的に並べて、利用料の負担が非常に大きな重みを占めているということを隠していますけれども、これはこういうことではありません。だから、我が党の提案には賛成しないというふうに、支給しないというふうにお答えになりましたけれども、政府に対して低所得者の利用料の減免制度をつくらせることや、それまでの間、せめて小樽市独自で支給条例を実現して、こういう方々の切実な老後を生きる上で欠かせないことに配慮する必要はないのですか。そういう温かい市政を実現するつもりはないのか、お答えください。

次は、市教委への再質問です。

教育委員会の議決前に、なぜ道教委に教育長名で要請書を提出したのか。法令の何を根拠にしたか聞いているのに、法令の根拠について説明がありません。「地方教育行政の組織と運営に関する法律」第26条第1項の規定等に基づいて、小樽市教育委員会の事務委任等規則の第2条、委任事項で委員会の権限の属する事務を教育長に委任することが定められています。この中に、教育長に委任していることに学校廃校事務は入っていないのですよ。それは承知の上ですね。それどころか第3条では、教育長は委任された事務であっても、重要かつ異例の事態が生じたときは委員会に付議しなければならないとまで言っているのです。あずかってもいい事務を勝手に進めるということはあってもいいのかということですよ。

また、教育委員会事務専決規定では、教育長の権限に属する事務の専決についても必要な事項が定められています。ここで教育長以外の部長などの専決も特例の網がかけられており、いいですか、市議会に関係があるもの、疑義のあるもの、または将来紛議・紛争する、そういう論争のおそれのあるものは除かれているのですよ。だから、教育長に委任されているものでも、これだけの網がかけられているのですよ。そうしたら、こういう精神は、当然教育長が委任されていない、教育委員会の集団議決の審議しなければならないことにも当然適用されている精神だと私は思うのですよ。「教育基本法」の精神から流れてきているわけですから。だから、そういうことに照らして、教育委員会の議決前になぜ事前の了解があれば、法令の根拠がなくても教育長の名前で公文書を出しても構わないのか、再度お答えください。

教育委員会への2つ目、先ほどの教育長の答弁を聞いていたら、「教育委員会に随時お諮りし、了承を得ながら

進めていたのであり、その都度、市長部局とも協議を重ねて推進してきた」と言っているのですよ。私はここに8月31日の学校特別委員会の議事録のテープを持ってきました。これを聞きましたけれども、教育長以下は私が聞いたことに対して、「教育委員会の事前の了解をもらっているから何でもないのだ」と答えているのですよ。今、本会議であなたが先ほど答弁したような答弁ではないのですよ。何で特別委員会のときと今の本会議の答弁が微妙に違っているのか。同じ質問に対して答弁が微妙に違うということは、何か魂胆があるのではないかというふうに私に疑問を抱かせているのですよ。抱かせたのですから。なぜこういう答弁、事実上修正を図るのですか。

私は、けき担当者に31日の答弁を確認して、「今日の答弁もそういうことか」と言ったら、「そうです」と言うのですよ。そのこととも違うのです。だから、議会の準備で議員がいろいろ事前に聞くことあるでしょう。そういうことと答弁が異なるというのは失礼な話ですよ。お答えください。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） ダイオキシンの関係については、環境部長からお答えいたします。

初めに、「キティホーク」の関係で何点か御質問がありましたけれども、港湾施設の使用を認めるなど、こういう御質問でございますが、先ほどからお答えしてありますとおり、港湾活動への影響の問題、入出港の安全の問題、核の問題、その他関係業界等の意見の問題、こういったものを十分整理した上で慎重に判断をしてみたいと思います。

それから、どんな装備を持っているか、艦載機の関係でございますけれども、この艦載機がどんな装備を持っているかについても、もちろん承知をしておりますので、核問題についての照会のときにあわせて照会をしていきたいと思いますが、当然核の問題については、非核三原則ですから、積んでいないと思いますけれども、一応は確認をしたいと思います。

次に、シースパローについてでありますけれども、これも劣化ウラン弾を使用するか否かについても、これは把握をしております。

また、一連の「キティホーク」の事故の問題でございますけれども、この問題と今回の寄港問題とは直接的には関係はないだろうと、こういうふうに思っています。

それから、艦載機の装備がはっきりしないうちは認めるべきでないという御指摘でございますけれども、先ほどから申し上げておるとおりでございますので、そういった状況をいろいろ調査の上で慎重に判断したいと、こう思っております。

それから、広域連合の規約の関係でございますけれども、もちろん地域住民との問題、あるいはまた「関係市町村協議会」の中での議論がありますので、場合によっては4定では間に合わない、こういうことも当然あり得ることだと、こういうふうに思っております。

それから、介護保険の関係でございますけれども、これは小樽ばかりの問題ではないのですけれども、全国的にこういった問題が生じておりましたので、そのことによって介護事業者が非常に苦勞していると、こういう実態でもございます。したがって、まだレセプトが5月分までしか来ていないと、間もなく6月分が来るのでしょ

ども、そういった利用状況というものを十分把握した上でいろいろな対策を考えなければならないと、こういうことでもございますので、1つは国に対して要望することは要望してまいりますし、市としてどうしていくかということについては、今後いろいろな状況、調査等を含めて、その中で判断をしてみたいと思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 環境部長。

環境部長(大津寅彦) 北野議員の再質問にお答えをいたします。

1つ目のダイオキシンの関係ですけれども、ダイオキシンが分解をして排出をされた物質についてですけれども、現在の知見では先ほど申しましたように、再合成したり他の化合物になることはないというふうにされているということでの知見だということで承知をしておりますけれども、極めて専門技術的なことでございますので、改めて専門機関等に確かめてみたいというふうに思っております。

それからもう1点、広域連合の設置時期の関係についての再質問ですけれども、これを含めたこれらの一連の日程につきましては、桃内の最終処分場の埋め立て計画との関係で平成14年に何とか着工したいと、そういうことの中での日程というふうに御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

(「広域連合関係ないの」と呼ぶ者あり)

再度申し上げますけれども、事業主体が広域連合ということで想定をしておりますので、その事業主体でもって平成14年度に着工するために一連の日程を一応目標として定めたということでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 再質問にお答えいたします。

教育長名で文書を出した、そのことについてでございますが、いろいろと各学校の御意見を聞いている中で教職員の不足が懸念されまして、中学校長会、教職員団体よりその増員について要請をしてほしいという依頼が私のところにまいりました。5月中旬までにそういうお話が何回かございましたので、5月19日に教育委員会とは別に教育委員会協議会をお願いいたしまして、そこで経過についていろいろとお話をしたのですが、その機会に、校長会から要望書が出た場合に、その取り扱いについてこのようにしたいとお話を申し上げました。

その増員要請というのは、委員会でもお話しいたしましたが、標準法からいきますと、3学年2学級になりますと校長を含めて6名ということになりまして、それが標準法の内容でございます。しかし、要望というのは標準法以外に道の負担で増員をしてくれということですので、そのことについては教育委員会の議決ということにはなじまないの、私の名前でもって要望させていただきたいということで御了解を得ました。その後、5月30日に中学校長会から要望書が出ましたので、6月15日に教育局に要望に伺い、6月21日の教育委員会では議案でなくして、その他の項目でこういう要望書についてお願いをしてきたということを経験したということが経過でございます。

ですから、私としましては、教育委員会のいわゆる仕事について介入したという、そういうことは全く考えてお

りませんし、教育委員会規則の第4条にあります、突然の場合に第2条の規定で教育長の職務権限でないことも、それについては職務を執行できると。ただし、その場合は直後に教育委員会を開いて了解をとるようにという、そういう規定がございますが、そのことにも触れないものと考えております。

第2点の了解ということにつきましては、委員会というのは1対1でとっさに話をしていきますので、その中で御了解をいただきながらとって、今回は了承という、あるいは支持という答弁をいたしましたわけですが、当然、私は教育委員会のたびごとに今後の見通しと今後の内容、特別委員会でこういうことがお話しされるというようなことについてはお話をし、協議をしていただいておりますので、そのことで御理解をいただきたいと思っております。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

24番(北野義紀議員) 再々質問します。

まず、市長にお尋ねしますが、「キティホーク」に関してですが、再質問で要望されて、これから「キティホーク」あるいは艦載機のそういう装備等についても検討するというふうに理解してよろしいですね。

それで、そういう答弁をなさるなら、なぜ質問通告して時間があるときにジェーン年鑑なりアメリカ軍のホームページをめぐって、私が再質問で1回目に指摘した、そういうことぐらいを調べておかないのですか。だから、そういうことを答弁聞いていると、結局歴代市長と同じように、小樽の港に入港する核兵器搭載可能艦について、つぶさに検討して市民の納得のいく、そういう判断をするということをしていないということになるのですよ。私がこの質問をしなかったら、「キティホーク」にどういう種類の艦載機が積まれているか、「キティホーク」の主要装備について何も検討していないということになったではありませんか。こういうことで重大な疑惑が持たれている米空母「キティホーク」の入港を審議するというのは甚だ不可解だと思うのです。

それで、先ほどの市長答弁では、外務省に聞いたら事前協議がないということだから、そういう判断をします。これは今回のことに関してですよ。そうすると、地方自治体の長として、みずからの判断で行うという自主性が何も無いということになるではありませんか。装備については情報を持っていないと。外務省に聞いたら事前協議がないから核兵器積んでいないと。答弁の中心はこの2つなのです。何も自主性ないということになる。こういうことについて自主的に判断することが地方自治体の長として大変大事でありますから、先ほどの再答弁のとおり、きちっと調べて、それを議会に報告するように強く要望し、答弁を求めます。

次に、教育委員会への質問です。

先ほどの教育長の答弁は、経過はそうでしょう。私は経過を聞いていたり、あるいは教育長のできる権限でやったとか、そういうことを聞いているのではないのです。学校の廃校を決めるのは、これは教育委員会の議決事項なのです。議決しないうちに、なぜ我々に教育委員会から配られた配置計画実施計画、これは8月26日の資料、8月31日の特別委員会で配られた資料ですよ。この中の資料の7ページ、ここで教育長の名前で後志教育局に要望書を出して、石山、東山、住吉3校の廃校が決まったかのように、教員を増やしてくださいと言っているのですよ。私はこういうことが越権行為だと言っているのですよ。議論している最中に何で教育長の権限で、教育委員会が議決もしていないにもかかわらずやったのかということを知っているのです。

そして、事前了解とかそういうことを、私は「事前」という言葉を使って聞いたのですよ。このテープに入って

いるのは、「事前に了解をいただいたから」と言っているのですよ。ところが、その事前了解ではなくて、何とかという表現がある。その「事前」を抜かせば、その後の表現どうでもいいのですよ。事前に了解もらったということと違いますよ。教育長がちらっと逃げ道つくったのですよ。

教育委員会の定例会議の議事録、これは情報公開をやってもらえる資料なのです。この中の3月の議会と4月26日、5月31日、6月21日、7月は休んで8月2日、定例の会議がやられているのです。それで、その都度報告した。何か了解をもらっているような話しているけれども、そんなことはないですよ。

4月26日の議事録には報告したとしか書いていないのですよ。審議してどういう議決をしたとか、どういう了解をもらったなんて議事録なんか何もない。5月31日も同じ。適正配置について報告しているだけ。審議したとは書いていないし、どういう結論が出たとも書いていないのです。適正配置について具体的に展開されたのは6月21日。教育長が6月15日付で道教委に文書を出しているのですよ。6月21日の教育委員会の議事録の中に、さっき教育長が言ったように、議案でもない、報告でもない、その他の項目ですよ。ここで何て書かれているか。「川原主幹から後志教育局に対する学校適正配置計画実施に伴う道費負担教職員の加配方についての報告があった」と、これだけしかないのだから、事務報告でしょう、これは。事前に道教委に教育長の名前でやりますよなんていうことを何も言っていないでしょう。

だから、いくらあなたがそうやって答弁しても、8月31日の学校特別委員会で事前に了解をもらったからいいのだと答えていたことは、これはうそですよ。事実と違うことを私たちに説明していたということですよ。こんなことで一番子供の教育にかかわる大事な審議ができますか。審議を踏みにじっているのではないですか、教育長自身が。私は絶対これは納得できないと。うそをついていたということですから、これは納得できません。わかるように教えてください。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 初めに、艦載機の関係ですけれども、艦載機は何機積んでいるかという問題ではなくて、艦載機に核があるのかないのかというのを全体として確認するわけでございますから、そのことをもって、どうしてもそのものを聞けというのであれば、あわせてお聞きすることについてはやぶさかではないというようなことで申し上げたのですけれども。

それから、事前協議の問題につきましては、事前協議がないので、事前協議を盾に市長は核兵器の持ち込みはないと判断するかというので、今までは事前協議がないので核持ち込みはないものと判断してきたと、こういうふう

に答えたわけでして、今回の件でなくて従来はそういう見解で来たと、こういうことでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 教育長。

教育長（石田昌敏） お答えいたします。

北野議員お話しになりました4月、5月、そして8月の教育委員会は、定例会はそうなのですが、5月19日に教育委員会協議会というのを午後5時から7時半ぐらいまでの間、開きました。その中で経過についていろいろ、適正配置の経過についてお話をし、その中でいわゆる教職員の増員要望が出ているので、そのことについては標準法

との関係がないので、教育長が要望書を出すので了解をしてくださいと、そういうふうにお話をしたのは事実でございます。

ただ、要望書の中に決まっていなかった3校の名前が載っていたというのは確かに不手際であったと、そういうふうに思います。しかし、今回8月2日に議決をいただいたのは、条例案を提出することと予算案を提出すること、市長部局と協議をいたしまして、長と協議をして教育委員会が意見を言う必要がありましたので、それまでの案をとりまして計画としたことでございますので、御理解をいただきたい。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

24番(北野義紀議員) 市長と教育長から答弁をいただきましたけれども、納得できるものではありません。特に教育長の答弁は、私が指摘していることに、基本問題に答えていません。8月31日の私への答弁は、事実と異なることを答弁しているということになる。こういうことをそのままにして、今議会で議案として提案されている石山、東山、住吉の廃校の問題、あるいは廃校を前提にした関連の予算、こういうのを審議しろということは甚だ失礼に当たることだと思います。この問題をきちっと決着つけていただくように、議会の運営のベテランである議長に強くお願いしておきます。

議長(松田日出男) 北野議員の質問に対して教育長の方では答弁しているわけですから。ですから、議員がかみ合うか、かみ合わないという問題ですけれども、そのことについては、これが付託されている予算委員会でも議論していただきたいと。本会議で今答弁をしているわけですから、それが違うということだけで、ということではないというふうに議長は思います。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

26番(高階孝次議員) 理事者と我々が意見違うというのは、これはもうしょっちゅうですから、それはいいのですけれども、ただ今、北野議員が事前に了解をもらったということと教育長の答弁が、その事前に了解をもらうところが31日の教育長の答弁と違うということを指摘しているわけだから、その食い違いをちゃんと整理しなさいと、こういうことでないでしょうか。単なる意見が違うのではないのですよ。テープにとってあるというから、それをちゃんと起こして聞いてもらえばいいのですよ。

議長(松田日出男) 教育長は委員会で答弁したことを、今、北野議員からテープにとってあるということを知って今答えているというふうに思いますので、ですから、そこで教育長が委員会で答弁したことと今言うことと全然違うのだと。しかし、答弁していることは、こういう事情でそうなったというふうに答弁しているというふうに思いますので、それ以上のことは付託されている予算委員会で行ってください。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

24番(北野義紀議員) 議長はそういうふうにおっしゃいますけれども、付託されている予算委員会でもやれということになったら、この問題をまずやらなければならないのです。時間がかかって、議案そのものの審議ができないではないですか。

だから、私は教育長の答弁を聞いていても、注意深く聞いていましたけれども、今の本会議の答弁は重大なこと

を答弁しているのですよ。何か連絡協議会でお断りして道に文書を出したと。その文書の中に、3校の廃校を前提にして、決まったかのようにして道教委に教員の増員を要求しているのですよ。そんなこと、あなたの権限でできないと言っているでしょう、私は。学校廃校の事務は教育委員会の議決事項なのですから、教育長に事務委任している中には入っていないのですよ。

（「そんなこと、再質問の再質問みたいなことやめてや」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください。大事だから言っているのです。

教育委員会事務委任等規則、この中でちゃんと書いてあるのですから。教育長にそんなこと委任していませんよ。委任していないのに、連絡協議会を開いて道教委に出すから、そこで了解もらって出したのだから何でもないと。なおさら重大な問題ですよ。こういう問題についてあいまいにして、予算委員会でやってくれというようなことでは、私は納得できません。見解を求めます。

議長（松田日出男） 教育長は、この件に関して補足発言するということはございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 教育長。

教育長（石田昌敏） 私は、31日の特別委員会のいろいろな議事について、明確に現在記憶しておりませんので、そのこととの食い違いと言われましても、また混乱すると思いますので、答弁はちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（松田日出男） 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時49分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 前田清貴

議員 古沢勝則

平成12年 第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成12年9月13日

出席議員（34名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員（2名）

20番	佐久間潤子	27番	岡本一美
-----	-------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	小坂康平	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	須貝芳雄
総務部長	藤島豊	企画部長	高橋康彦
財政部長	鈴木忠昭	経済部長	木谷洋司
市民部長	藤田喜勝	福祉部長	田中昭雄
保健所長	山本稔	環境部長	大津寅彦

土木部長 松村光男
港湾部長 兵藤公雄
消防長 多賀俊春
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 磯谷揚一
財政部財政課長 貞原正夫

建築都市部長 山下勝広
小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村誠
監査委員
事務局長 内藤洋
総務部秘書課長 長川修三

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 片岡義一
調査係長 渡辺章
書記 丸田健太郎
書記 斉藤繁幸
書記 大門義雄

事務局次長 須貝則彦
議事係長 佐藤誠一
書記 木谷久美子
書記 牧野優子
書記 中崎岳史

開議 午後 2時15分

議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に松本聖議員、中島麗子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号」を一括議題といたします。

この際、教育長から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 教育長。

教育長（石田昌敏） 昨日の北野議員に対する中学校適正配置計画に係る代表質問の答弁について、改めて答弁をいたします。

教育委員会との職務権限の関係につきましては、御指摘のとおり、学校の廃止に関する事項は教育委員会の職務権限に属することであります。

要望書の提出については、保護者、学校からの要望や議会の御論議を踏まえ、教職員の加配について速やかな対応が求められておりましたので、議決前ではありますが、教育委員会の了承を得て教育長名で道教委に要望書を提出したものであります。要望内容にかかわらず、教育委員会が廃止を決めたと受け取られかねないようなことになったことは残念であり、十分注意をしまいたいと考えております。

なお、教育委員会会議録のあり方については、強い御指摘がありましたので、教育委員会で協議し、善処方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長、24番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

24番（北野義紀議員） ただいまの教育長の改めての答弁を、それでよしとするものではありません。

教育委員会の権限に属することを、教育委員会が決めてもいないのに、道教委に提出する文書に載せたということは重大な問題です。誤解を招いたという程度で済まされるものではありません。このことは、父母や子供の意見を尊重せず、どんどんと原案を進め、学校統廃合を進める市教委のおごりから生じたものと考えます。

また、教育委員会会議録についても答弁がありました。教育委員会の会議録のあり方について、条例で定められている規則に照らして適切かどうかの疑問もあります。会議録を公開情報に基づいて取り寄せ、それを読んだ市民が市教委の解説を一々聞かなければ、教育委員会の討議のあり方を正確に理解できないような会議録は、会議録とは言えるものではありません。

これらの問題を含めて、今後とも学校適正配置の問題については指摘していくことを表明しておきます。

以上です。

議長（松田日出男） これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）(拍手)

11番(新谷とし議員) 一般質問をいたします。

初めに、教育・青少年問題についてお尋ねします。

相次ぐ衝撃的な少年事件から、だれもが心を痛めています。日本の将来を担う子供たちが希望を持って生きていけるよう、真剣な取り組みが求められています。

子供たちの心を荒廃させている原因の1つに、受験中心の学校教育があります。今、学校は校内暴力、不登校、高校中退のどれもが戦後最悪の数字になっています。「国連子供の権利委員会」は日本政府に対し、「極度の競争的な教育制度によるストレスのため、子供の発達がゆがみにさらされている」と、異例の改善勧告を出しています。

まず第1に、学校教育を受験中心から子供の成長と発達を中心にしたものにつくりかえることが必要ではないでしょうか。物事の道理を理解し、体を鍛え、市民道徳を身につけられるような学校教育、人間づくりを本格的にやる学校教育にどう取り組むのか、お答えください。

第2は、少人数学級の取り組みです。1人1人に目が行き届き、よくわかる授業が大切です。全国各地で少人数学級を求める運動が高まり、独自予算で教員を採用する自治体が増えています。北海道はチーム・ティーチングなどの臨時講師配置事業を進めていますが、小樽市はどのように活用しているのか。また、その評価はどうか伺います。また、小樽市独自に少人数学級に取り組む予定はあるのか、お答えください。

次に、いじめについて伺います。

5,000万円恐喝事件やバスジャック事件でも、背景にいじめがあったと言われています。1998年、総務庁行政監察局のアンケートでは、小学生の42.5%が「いじめられたとき、だれにも相談しないで我慢した」と答え、それに対し保護者は、「自分の子供がいじめに遭った」と答えているのは15%でした。いじめの実態が親にも知らされていないのです。いじめを早くキャッチし、大きな問題に至らないようにしなければなりません。青少年女性室、保健所、学校などで把握しているいじめの実態をお知らせください。

いじめは実際には潜在化しているものと思われませんが、相談も決心の要ることですから、気軽に、しかもわかりやすい「いじめ110番」などの開設が求められているのではないのでしょうか。また、学校でのいじめに対しては、教師が察知し、解決に当たるのはもちろんですが、スクールカウンセラーの役割がとて大きいと思います。増員の計画についてお尋ねします。

青少年の問題は、相談内容によりそれぞれの所管に分かれており、打ち合わせは年1~2回と聞きますが、これで間に合うのか。連携強化が必要ではないでしょうか。

家庭、学校、地域のネットワークづくりが今こそ求められていると思います。この点で、昨年11月の「青少年問題審議会」の答申では、「青少年は地域社会からはぐくむという視点で、新たな地域コミュニティを基盤とした多様な活動、取り組みの促進が重要である」と提言し、「行政はその環境を整備していくべきである」と述べています。どのように進めるのか伺います。

青少年の失業の問題も深刻です。今年6月時点で管内19歳以下の求職者237人に対し、パートを含めた求人は129人分しかありません。平成10年度、青少年の補導では、有職1に対し無職32になっています。働きたくても仕事があれば、青少年は希望を持って生きてはいけません。青少年の雇用対策を伺います。

次は、市立図書館、学校図書館について伺います。

今年は「図書館法」が公布されて50周年を迎えたこと、今年を「子ども読書年」としたことなどで、図書館事業にとって意義のある年だと思います。より身近に大人にも子供にも喜ばれる図書館の存在がますます重要になっています。

市立図書館の利用は最近5年間減少していますが、利用を高める改善が求められていると思います。市民からさまざまな声を聞いておりますが、その1つに「借りたい本が少ない」というものがあります。「北海道図書館振興協議会」の資料によると、1人当たりの貸し出し冊数は、全道10万人以上の都市の平均3.62冊に対し、小樽市では1.98冊と最低です。1人当たりの予算は平均174円に対し、わずか100円。ちなみに、全国平均は274円です。利用を高めるためには、まず購入のための予算を増やすことですが、目標と計画をお伺いします。

2つ目に、閉館時間延長の要望ですが、アンケート調査の結果がしらかば第157号で報告され、利用者の37%が「閉館時間が早い」と答えています。新聞報道では来年4月に試行の意向と伝えられていますが、試行に終わることのないよう市民要望にこたえるべきですが、いかがですか。

次に、インターネットについてです。資料、情報を提供する方法としてインターネットの活用は、図書館機能の広がりを実現する上で有効です。市立図書館に導入する計画はありますか。その場合、経費負担が問題ですが、「図書館法」における無料の原則を適用すべきですが、いかがですか。

次に、「子ども読書年」の取り組みについてです。5月から多彩な取り組みをしていますが、特に5月7日はボランティアの方々の協力も得、入館者1,148名と大変な盛況だったと伺っております。その後の企画も含め、経過報告と評価をお知らせください。また、この取り組みを単年度で終わらせず、今後も持続してはいかがでしょうか。

次は、学校図書館についてです。幾つかの学校訪問で驚いたことは、学校図書の貧困さです。本が少ない、古い、とても子供たちが利用する気にはなれないような本もありました。本来なら学校司書が配置され、楽しく喜びのある学校図書館であるべきです。岡山市では全校に司書を配置し、学校図書館を活発にし、授業にも大いに役立っています。小樽市では「学校図書館法」第15条附則第2項の特例を理由に司書教諭を配置しておりませんが、平成15年を待たず配置計画を立てるべきではないでしょうか。

また、平成8年策定の学校図書館整備5カ年計画では、図書整備率100%を超える学校は小中で4校のみです。今後の整備計画はいかがされますか。

次に、泊原発3号機増設計画にかかわってお尋ねします。

堀知事が行った「道民の意見を聴く会」では、6割から7割の反対、また慎重意見があるにもかかわらず増設を容認し、地元4町村長も容認しました。この間、泊原発内での相次ぐ死亡事故で道民の不安が増す中、建設へ近づいたわけではありますが、チェルノブイリ原発事故や東海村臨界事故などもあり、泊から半径35.6キロメートルしか離れていない小樽市民にとっては大きな不安があります。

今、世界の原発は、1996年の434基を頂点に減り続けています。欧米では原発ゼロを目指す国が次々と出ています。スイス、スウェーデン、イタリア、オーストリアなどは、国民投票により全廃の方向が示されています。サミット、G7の中のイタリアは原発を1基も持っていません。ドイツでも2020年代に全廃することを電力会社と政府が合意し、風力発電や天然ガスなどの代替エネルギーや省エネに取り組むことにしています。そんな中、日本は10年で13基も増やす計画で、まさに世界の流れに逆行しているものと言えるでしょう。しかも、安全神話はないと

いうことは、過去の事故で立証済みです。3号機増設に対しての見解をお示してください。

原子力災害で最も重要なのは、正確な情報の把握と迅速な伝達です。3号機にかかわらず市民の不安を取り除くため、小樽市として危機管理体制を策定する必要があるのではないのでしょうか。また、現在小樽市には他町村救援の体制がありますが、医師や看護婦、消防署員など関係者への周知、安全教育はされていますか。

3号機増設は新たな90万キロワットの電力の必要性を理由にしていますが、「総合エネルギー調査会」はじめ関係省庁の検討が進行中であり、これは認められないものです。安全性未確立で危険な原発に依存するのではなく、省エネ、新エネルギーへ努力すべきです。エネルギー大量浪費の生産・消費構造と社会のあり方を見直し、エネルギーの効率的利用を進め、新エネルギーの開発、利用を促進することが21世紀にやるべきことではないのでしょうか。見解をお示してください。

次は、国幹道、新幹線についてです。

初めに、小樽都市計画道路1・3・1小樽山手通についてですが、昨年8月、「小樽都市計画審議会」では、我が党の北野委員の指摘に、幾つかの重要問題で十分に審議されないまま審議を終結させてしまいました。これから建設大臣のもとで工事に着手するということになりますが、工事着工のめどは立っているのでしょうか。小樽開建では完成まで10年はかかるとしています。その上、たった24キロメートルの事業に1,440億円もつぎ込む予算ですが、工事着工後はさらに事業費がはね上がることは必至です。

今や、このような公共事業をやっても景気回復につながらず、借金を増やすだけということがわかってきています。大型公共事業中心型経済が国民負担を大きくし、消費市場を縮小する悪循環に入り、こんな政治があと5年間も続けば、この国は破綻すると警告するジャーナリストもいます。政府もようやく無駄な公共事業の見直しをせざるを得なくなってきました。このようなときだからこそ、1・3・1山手通建設は見直すべきではないのでしょうか。見解を求めます。

しかも、1・3・1小樽山手通道路の50%はトンネルと50メートルの橋梁です。コンクリートの安全性に問題はないのか。万一トンネル内の大事故にはどのように対処するのか、お答えください。

この計画に対し、反対のあった新光5丁目の住民や札幌道拡幅による移転対象となっている住民とは合意が得られているのですか。

小樽市にとっては、国道5号など幹線道路の整備が一刻も早く実現になることが、市民生活や地域経済にとっても有益になるのではないのでしょうか。幹線道路の整備で急がれるのは、塩谷文庫歌から忍路間の4車線化の都市計画決定とその実施です。特に有珠山噴火の影響で国道5号線の重要性がクローズアップされ、このことは8月に開かれた「小樽・余市間国道新設改修期成会」で小樽開発建設部みずから述べているところです。しかし、国道5号線の改良に先に手をつけても、高速道路の方が先にできるのではないかと、あくまで1・3・1小樽山手通優先の姿勢です。これでは災害時に備えても住民は不安です。住民の命と安全を守る立場から国道5号線の整備を急ぐべきではないのでしょうか。お答えください。

また、1・3・1小樽山手通で交通渋滞緩和を図るとしていますが、長橋バイパス、国道5号の4車線化の推進で基本的に解消されつつあることは衆目の一致するところです。さらに、余市町市街部は夏は特に混雑するが、交通量を分散させるためのバイパスについてアセス中であり、着手に向けて努力したいということをお小樽開建が8月の「国道期成会」で述べています。交通渋滞はこれらによってかなり緩和されるのではないですか。お答えください。

い。

建設省が知事に送った環境影響評価に対する意見について、「工事に伴う発生土については、北海道地方建設リサイクル推進計画等に基づき可能な限り有効利用を図るなど、処分所要量の削減のための対策を講じるとともに、環境保全の問題が生じることがないよう、当該事業にかかわる利用及び処分に関する定量的な計画を策定するとともに事後調査を行うこと」とありますが、一体どれぐらいの発生土になり、その利用処分はどのようにするのか、お答えください。

次に、新幹線についてお尋ねします。

総事業費1兆5,500億円の3分の1を道と関係市町村で負担させようとしています。小樽市の財政負担の予想はどれほどですか。また、天神の駅前広場に伴う工事費はどれぐらいになりますか。

小樽市においては大部分がトンネルですが、工事による発生土はどうするのですか。さらに、絶滅危惧種で天然記念物に指定されているオジロワシなどの生息に影響はないのでしょうか。

新幹線建設で心配されることは、在来線の廃止や縮小です。地域住民の足となっている在来線の廃止は、死活問題にもなると思います。小樽市として在来線確保のために積極姿勢を示していくべきですが、いかがですか。

次に、まちづくりについてお尋ねします。

平成10年策定の小樽都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画変更計画書では、人口の見通しを平成17年15万7,000人、10年後の27年もほぼ同じに想定しています。この間、1985年（昭和60年）に決定された人口想定では平成2年の計画人口は22万人、しかし、実際の人口は平成2年12月で16万4,320人です。計画を見直した平成4年以降も実際の人口は減り続けてきました。

これまで想定値と実際の人口には大きな差がありながら、望洋台、新光、星野町など郊外に開発を進め、中心街の空洞化という問題を引き起し、さらに5,000人定住を目玉とした築港再開発に巨額の税金をつぎ込んでも人口は減るばかりです。目標人口と実際人口の整合性はなく、過大な計画だったのではないのでしょうか。今後、平成17年度までの目標に対し、どのように人口増を図るのか伺います。

また、市長は第2回定例会で、「星野ニュータウン開発では、市外からの定住人口の増加を期待し、計画の推進に向けて早急に開発行為が行えるよう協議中である」と答弁しておりましたが、どれほどの人口増を見込んでいるのか伺います。

次に、今後の開発について伺います。都市計画の指針である「整備、開発または保全の方針」で計画されたもののほかに開発の計画はありますか。

現在、新光地区ではベイビュータウンが造成中です。雨水、雪解け水は現在貯水池に集められ、小さな榎里川に排出されております。将来は下水管を通し排水される計画ですが、この川は雪解けの時期は水量が増します。安全面で問題はないのか、お伺いします。

また、星野町は開発により人口が増え続けた地域ですが、住環境整備がおくれています。その1つに、星野町に公的避難所設置の陳情が出されています。開発を許可した以上は、住民の安全を守る上でも建設を進めるべきですが、いかがですか。

次に、今後の開発のあり方についてお尋ねします。

今、日本の都市計画は大きな転換点に立っているとされます。20世紀は都市拡張の時代でした。新都市、郊外

地域、臨海部などのフロンティア開発整備に力を集中してきましたが、21世紀は大都市でも地方都市でも、さらに市街地を拡大しつつ整備するという発想は許されないでしょう。そうはいても、これまでのように既存建物を壊しては新しいビルをつくるタイプの再開発を進めれば、壊した建物の廃材や建設残土を最終処分する場所に困り、環境破壊を引き起こしかねません。これらの点から、今後の都市づくりの基本理念をお尋ねします。

次は、自然環境保全についてです。開発行為そのものが自然を一たん壊すものですが、開発に当たっては自然環境保全をどのように行っているのでしょうか。これまでも星野町においては、貴重なミズバショウの群生地を開発したため、そこに建築した家が地盤沈下し、窓ガラスが割れる、壁がひび割れるなどのトラブルが発生している例があります。このような場所を開発許可したこと自体考えられないことですが、自然保護団体など市民意見は取り入れるべきだったと思います。

この時点では既に小樽市総合計画の中で、まちづくりを推進するために市民参加の拡充ということを織り込んでいました。今後の都市計画は行政主導を改め、住民参加型で進めるべきです。小樽市もようやく市民参加型で都市計画マスタープランを作成することになりましたが、住民参加をどのように進めますか。同時に、緑の基本計画も作成すると聞いておりますが、どんな形で住民参加を図るのか伺います。

次に、都市開発によって失われた緑はどこまで回復していますか。イギリスやドイツでは土地利用に対して厳しい規制があり、個人利用についてまで樹木の保存や刈り込み方まで規制されています。自然を壊し、後から緑地確保をするのではなく、自然との調和から出発すべきではないでしょうか。

次に、住民の命と安全を守る立場からお尋ねします。開発から一定年数を経た地域の安全総点検をする必要はありませんか。一例として、「旧住宅地造成事業に関する法律」で開発された桂岡地区では、雪解け時期、擁壁から水が噴き出て、付近の住民からは不安が出されています。このような箇所はほかにないのか、お尋ねします。

最後に、小樽市緑花推進運動について伺います。町内会やまちづくりの会では緑化運動が盛んです。花や緑は心を和ませるものです。今後の緑花運動をどのように推進するのか、お伺いします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 新谷議員の御質問にお答えします。

初めに、いじめの問題についてであります。学校以外で把握しているいじめの実態については、青少年女性室では昨年度、いじめの要素なども含んだ本人の相談が7件、保健所では心の相談の中で、いじめが影響して対人不安となったと思われるものが2件であります。

次に、青少年問題について、関係部局との連携を強化すべきとのことですが、青少年問題全体にかかわる事項については「小樽市青少年問題協議会」で審議しておりますし、個々の相談で内容が複雑なものについては、必要に応じ、教育委員会、福祉部、保健所など関係部局との連絡会議を開いております。今後とも庁内の連絡会議などを通じ情報交換を行うなど、連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、家庭、学校、地域のネットワークづくりのための環境整備についてであります。青少年の非行防止や健

全育成のため、現在、社会を明るくする運動の一環として、それぞれの地域で懇談会やミニ集会を開催しております。また、市内の5つの中学校区域で、PTA、民生児童委員、町会などが一体となって「青少年を健全にはぐくむ会」が組織され、地域単位で運動を展開しております。今後も地域において自主的に活動する組織の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、青少年の雇用対策についてであります。これまでも若年者の地元定着事業として、企業見学会や就職ガイダンスをはじめとした雇用・就業対策を本市の重要施策の1つと位置づけて取り組みを進めてまいりましたが、残念ながら全国的な雇用環境の悪化の中で、本市におきましても厳しい状況が続いております。将来を担う青少年が生き生きと働くことが街の活性化にも大きく寄与するものと認識いたしており、今後、新規高卒者を含めた若年者の雇用の確保につきましては、直接企業訪問し、求人要請を行うとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、働く場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、泊原発3号機の増設計画についてであります。エネルギーの安定的かつ効率的な供給は社会生活や経済の発展に必要なことであり、一方で近年の地球温暖化問題など、将来にわたって人類の生存に直接かかわる問題であり、適切な対応が求められるところであります。国のエネルギー政策においても、長期的見通しの中で原子力発電も必要不可欠なエネルギーと位置づけられておりますが、省エネルギー対策や新たなエネルギーの積極的な導入も重要とされております。このような情勢の中で、地域の活性化や将来のエネルギー需要、また地元の意向なども考慮した上で知事の判断がなされたものと考えております。

次に、危機管理体制の策定についてであります。原子力防災対策については、国の安全委員会において半径10キロメートル以内の地域を重点的に対応すべき範囲としており、これに基づいて道において地域防災計画が策定されており、泊発電所周辺4カ町村においても、「泊発電所原子力防災会議協議会」による防災計画が定められております。このことにより、道が実施している周辺4カ町村の原子力防災訓練に、近隣市町村への応援要請があった場合に編成される市内の医療チームも参加していると聞いており、また定期的に行われる研修会にも参加いたしております。

原子力防災対策につきましては、他の防災対策と違って特殊性や専門的知識が必要であります。本市においてもどのような対応が可能なのか、今後検討してみたいと考えております。

次に、省エネルギーや新エネルギーに対する考え方ですが、我が国は現在エネルギー資源の約8割を輸入に頼っており、また先ほども申し上げましたように、世界的な地球環境問題にも直面しております。一方では、アジア諸国をはじめとする国々では、エネルギー需要の増大が考えられております。このような状況において、エネルギー消費を抑え、環境負荷の小さいクリーンなエネルギーの開発や導入などは極めて重要であると考えております。

次に、小樽都市計画道路小樽山手通についてであります。北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）のうち、余市町と小樽市を結ぶ自動車専用道路として平成11年12月10日付で都市計画決定され、本市の都市施設に位置づけられたことから、平成11年12月24日開催の「第32回国土開発幹線自動車道建設審議会」において整備計画路線に昇格されております。現在、日本道路公団北海道支社において施工に必要な技術的調査と環境調査を行い、その調査が完了した後、建設大臣から日本道路公団に対して施行命令が出されることになると聞いておりますが、工事着工の時期についてはまだ未定であります。

次に、小樽山手通建設の見通しについてであります。本路線は道央圏と後志圏を結ぶ高速交通ネットワークの確立、物流の円滑化、コスト低減による地場産業の発展、後志広域観光の促進、高次医療機会や災害時におけるネットワークの確保を目的として整備されるものであります。また、本市におきましても、本路線が将来交通ネットワークの骨格的路線と位置づけられることから、将来交通需要による市内の交通混雑が緩和され、産業や観光の振興が図られるとともに、小樽西インターチェンジが設置されることにより、塩谷地区などの北西部地域から札幌道への利便性が高まり、道央圏との連絡が一層強化されるなどの効果が期待されております。したがって、早期整備におきまして現在、「北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設期成会」や「後志総合開発期成会」としても、関係機関に対し、早期着工について強く要望しているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、コンクリートの安全性とトンネル内事故の対応についてであります。トンネルや橋梁等のコンクリート構造物の築造に当たりましては、適正な設計施工及び品質管理を行うとともに、使用後においても十分な維持管理をしていただけると聞いております。

また、トンネル内の事故に対する安全対策におきましては、「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づく所定の安全施設の設置とともに、事故時の対応についても関係機関と協議がなされるよう、事業者に要請してまいりたいと考えております。

建設に伴う周辺住民との合意についてであります。当該道路の都市計画決定に際しては、地域住民や権利者の皆様に当計画についての説明会を開催しております。この説明会において出された意見等については北海道の「都市計画審議会」に報告され、慎重な審議の上、都市計画決定されております。今後、事業実施に当たりましては、地域住民や権利者に対して事業者による事業説明会が開催され、事業に対する理解と協力をお願いしていくことになると聞いております。

次に、道路の整備についてであります。都市計画道路の整備につきましては、土地利用の促進状況や都市化の進展に伴う市内交通の円滑化などを図るために整備を進めているところであります。御指摘のとおり、国道5号の塩谷・忍路間の整備につきましては、地形的・技術的に難しい区間であります。国においては、現在の塩谷拡幅の終了後の交通状況等を見ながら今後検討していきたいとの考えであると聞いております。

なお、市といたしましては、ルート等の計画が確定した段階で都市計画の手続を進めていきたいと考えております。

次に、道路整備に伴う交通渋滞の緩和についてであります。市の道路網につきましては、国幹道や国道、道道など、それぞれの特性に応じ、また土地利用計画などとの整合を図りながら、道路交通ネットワークを形成されております。長橋バイパスの完成、国道5号の4車線化の推進で現状の交通渋滞は相当程度緩和されるものと考えております。高速交通ネットワークの確立、後志広域観光の促進、高次医療機会などのネットワークの確保や将来予測される交通量を考えますと、国幹道などの整備を進めていかなければならないものと考えております。

次に、発生土の利用、処分についてであります。まだ道路の構造等の詳細が決定していないことから、発生土の量は明確になっておりません。今後、地質調査や現地測量に基づいた詳細設計において、土工バランスをとりながら可能な限り残土量を抑制し、残土が発生した場合は他の事業へ流用等を含めた適正な処理をするよう、事業者

に要請してまいりたいと考えております。

次に、新幹線についてであります。新幹線整備に係る建設費用の負担につきましては、「全国新幹線鉄道整備法」により、鉄道施設の貸付料等を除いた額を国と都道府県が負担することとし、都道府県は新幹線建設により、その利益を受ける市町村に都道府県の負担金の一部を負担させることができると規定しております。現段階では北海道、青森県の負担や利益を受ける市町村の特定、その負担がどうなるのかが不明であり、具体的な話には至っておりません。

また、(仮称)新小樽駅周辺の整備費については、現時点では計画そのものが未定であり、工事費を見積もる段階には至っておりません。

次に、発生土の処分についてであります。環境影響評価準備書によりますと、可能な限り事業内での再利用を図るとともに、他の公共事業への有効利用、リサイクル化に努めるとともに、残土の適正処理を徹底するとなっております。有効利用後の土砂受け入れ場所の確保が明確になっていないことから、事業者自身による処分地など、発生土の処分計画等について検討を求めていくことになるものと考えております。

次に、生態系への影響についてであります。環境影響評価準備書によると、小樽市域では御指摘のオジロワシやクマゲラなど11種類の重要な鳥類が確認されております。準備書の評価結果では、鉄道施設による動物への影響を低減するため土地の改変を最小限とし、工事による動物への影響については、車両進入の制限、低騒音・低振動機械の採用等の配慮事項を徹底することにより、生息地の保存が図られるとされております。さらに、オジロワシなどの希少猛禽類及びクマゲラ等について、繁殖地やその可能性のある場所で行動圏調査を行う計画になっており、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものと理解しております。

次に、在来線の確保についてであります。新幹線の整備は並行在来線の経営分離が条件となっておりますが、まだ具体的内容などは明示されておりません。在来線の確保は今後の大きな課題と受け止めておりますので、今後の推移を見ながら関係町村などと協議してまいりたいと考えております。

次に、まちづくりについて何点かお尋ねがありました。

まず、目標人口と実際人口の整合性についてであります。小樽都市計画市街化区域及び市街化調整区域は、昭和45年に北海道知事が決定を行い、市街地の土地利用や住宅地の開発状況などを勘案し、これまで4回の変更を経てきました。現在の計画は平成10年に変更を行ったものであり、目標年次を平成17年とし、目標とする人口を平成7年に実施された国勢調査における実際人口である15万7,000人と想定したものであります。

次に、平成17年における目標人口の確保についてであります。人口対策につきましては、平成6年度から人口対策関連事業を体系的に位置づけし、子育て支援や若年者の雇用定着を促進するような施策を推進してきております。定住人口の確保につきましては、これまでも新市街地の計画的な開発を推進するなど取り組んできたところであります。今後も総合計画や都市計画の基本方針に基づき、市街地内に残存する未整備未利用地を活用した住環境整備や、開発住宅地の良好な市街地形成を図っていきたいと考えております。また、これまでの人口対策関連事業の見直しをする中で新たな施策の展開についても検討し、幅広い角度からの対策を着実に進めていく必要があると考えております。

次に、星野ニュータウンにおける計画人口についてであります。星野ニュータウンは平成10年の第4回線引き見直しにより市街化区域に編入した地域であり、民間開発事業者による住宅地開発が計画されております。この地

区は位置的に市外からの定住が期待される地域として、自然を生かした緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地を目指しており、計画人口は約500人と想定しております。

次に、今後の開発計画についてであります。都市計画の基本方針であります「整備、開発または保全の方針」に基づくまちづくりは、これまでも都市基盤の整備や自然環境と調和した良好な民間開発の誘導などを積極的に進めてきたところであり、現在、中心市街地活性化計画を推進しているところであります。

また、民間開発については、一定規模以上の具体的な宅地開発の計画は現在のところ承知しておりません。

次に、新光のベイビータウン造成に伴う枉里川の安全性についてであります。開発行為に当たっては、「都市計画法」に基づく技術基準により開発後の雨水流出量を算出し、その流量によって放流河川に影響があるかどうか検討を行っております。新光の開発につきましては、同様の検討を行った結果、枉里川の規定の流下能力を満たしており、安全性は確保されているものと考えております。

次に、星野町の公的避難所設置についてであります。現在この地域における公的施設の計画はありませんが、今後の人口動態や開発の動向を見ながら検討していくこととなるものと考えております。

次に、今後の都市づくりの基本理念であります。小樽の地形的な特徴や社会環境及び歴史や自然環境を考慮し、総合計画や都市計画の基本方針であります「整備、開発または保全の方針」に基づき、歴史と調和した安全、快適で活力ある市街地の再生と、豊かな自然環境のもとでのゆとりある住環境整備をバランスよく実現していくことを基本理念としております。

次に、自然環境の保全についてであります。自然環境の保護による良好な都市環境の確保を目的に、可能な限り樹木を保存するとともに、張り芝等の植栽を講ずるよう、緑化の推進に向けて指導しているところであります。

次に、都市計画マスタープランと緑の基本計画の策定における住民参加についてであります。都市計画マスタープランは、まちづくりにおける都市計画の目標や理念を明らかにするとともに、地域特性を踏まえた土地利用や都市施設などの基本方針を策定するものであります。また、緑の基本計画は、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本方針を策定するものであります。これらの策定に当たりましては、幅広い年齢層によるアンケート調査や地域の代表の方々による懇談会の開催、さらに緑の基本計画におきましては、関係団体などの意見を聞き、住民のまちづくりへの理解と参加を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、緑の回復についてであります。都市の開発は従前の土地の形質が改変されることから、もとの姿の緑に復元することは難しいものと考えますが、市といたしましては開発事業者へのり面の緑化や公園用地の確保について指導するとともに、景観条例に基づく緑化の推進を要請し、緑の回復に努めているところであります。

次に、自然との調和についてであります。まちづくりに当たっては、安全で便利、快適であるとともに、心の豊かさや潤いを求める意識がますます高まり、緑の保全が一層求められているものと認識しております。そのようなことから、市としては開発事業者に対し、地域森林計画対象民有林などを可能な限り保全するよう指導しているところであります。

次に、安全総点検の必要性についてであります。開発行為が完了した宅地につきましては、それぞれの宅地の所有者による適切な維持保全が基本であると考えております。市といたしましては、市民の生命と財産を確保するため、広報などを活用して危険擁壁の対応についての啓発活動を行うとともに、危険擁壁に関する市民からの相談

に対応し、改善に向けた指導助言を行っているところであります。

次に、危険擁壁についてであります。開発行為にかかわらず、危険擁壁の相談は何件か市に寄せられております。相談の内容は、老朽化による擁壁の亀裂や傾斜、さらには崩壊などがありまして、市といたしましては、ケースに応じた対応を行っているところであります。

次に、今後の小樽市緑花推進運動についてであります。昨今のガーデニングブームなどに見られるように、市民の間で緑花に対する意識が高まってきており、緑花運動も地域環境整備の手法の1つとして市民が容易に参加できることから、年々盛んになってきております。市といたしましては、以前から手宮緑化植物園等を活用し、身近に緑を育て、潤いのあるまちづくりを促進するための園芸教室やツツジまつりの開催、地域緑化の推進を促進するため、フラワーマスターの協力を得ながら、小樽市花と緑のまちづくり事業への助成などを行ってきております。今後ともこれらについてPRをするとともに、地域住民の連携、また、まちづくりの一環としての緑化運動の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の受験中心の学校教育についてですが、過度の受験競争が子供たちの心のゆとりを奪う大きな要因となっており、その改善が課題とされてまいりました。このことから国においては、中高一貫校の取り組みなど、受験競争緩和となる制度について改善が図られております。また、全国的には個人調査書、内申書のみ、あるいは学力検査のみで選抜する方法の検討や一部実施が見られ、本道においても同様な改善が図られております。市教委としては、過度の受験競争の緩和につき、今後とも道教委に要望してまいります。

また、学校の教育活動においては、知識を詰め込むことに偏りがちであったこれまでの教育の反省に立ち、新しい学習指導要領では、生活体験や社会体験、自然体験を通して自分で課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、問題を解決できる資質や能力と、これらを支える健康や体力を培うことを基調とする教育へと、その移行が図られております。教育委員会といたしましては、新しい学習指導要領の趣旨が周知されるよう、研修資料等の配布や講演会を開催したほか、「総合的な学習の時間」にかかわる予算措置をし、体験的学習の充実を図っております。

次に、チーム・ティーチングに係る教員配置についてですが、本市におきましては第6次の教職員定数改善計画に基づき、チーム・ティーチングのための教員加配は、今年度は小学校8名、中学校11名、計19名となっております。また、北海道の緊急地域雇用特別交付金事業によるチーム・ティーチングの臨時講師配置につきましては、現在、小学校4名、中学校3名、計7名の臨時講師が配置されております。各配置校におきましては、学力差の生じやすい教科や単元でチームを組んで指導計画を作成し、指導に当たっております。また、月ごとに担当する学年を決め、指導に当たっていることが報告されております。

次に、少人数学級についてであります。さきに国が発表した「今後の教職員定数の改善に関する基本的な考え方について」の中で、学級のあり方の見直し、学級と異なる少人数の学習集団を設定して指導を進めることが必要であり、きめ細かな指導を行うことが児童・生徒の個性をはぐくんでいく上でも効果的であることとしております。

また、平成13年度から5年間で予定している教員2万数千人分の増員を活用することによって、例えば2学級を3つのグループに分け、20人程度の少人数で授業を行うことも可能とされています。したがって、これらの改善計画の早期実施とあわせて、引き続き、国において30人学級が実施されるよう、関係機関を通じて国に要請してまいります。

次に、いじめの実態についてですが、小樽市内におけるいじめは平成11年度、小学校11件、中学校19件となっております。平成10年度と比較しますと、中学校では減少いたしましたが、小学校では3件の増加となっており、深刻な状態が続いていると受け止めております。

いじめ防止対策としては、年度初めに生徒、保護者、教師向けの啓発資料を配布し、指導の徹底を図ってまいります。

いじめ相談窓口についてですが、啓発資料「今、家庭に求められるもの、いじめによる悲しい事故を防ぐために」により、小樽市教育研究所、スクールカウンセラー、教育研究所夜間留守番電話、青少年センター、家庭児童相談室ほか、道立研究所などの専用フリーダイヤル、警察本部の「いじめホットライン」など、合計11の相談窓口を掲載して周知を図っており、「いじめ110番」にかわるものと考えております。さらに、中学校全生徒と小学校4年生を対象に電話相談カードを配布し、いじめ等の悩みを相談できる窓口の周知に努めているところであります。

次に、スクールカウンセラーについてですが、平成11年度から文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業により1名配置しております。児童・生徒や保護者の心の悩みや人間関係の不安、学校生活上の悩みに専門的な知識を有する臨床心理士がカウンセリングを行うことにより、いじめ・不登校の解消に努めております。今年度でこのスクールカウンセラー活用調査研究委託事業による配置は終了となります。しかし、本市でのこれまでの調査研究では、児童・生徒や保護者の心の悩みや不安の解消に効果を上げておりますことから、来年度以降もスクールカウンセラーの増員を図り、配置を継続してまいりたいと考えております。

次に、図書購入予算の目標と計画ですが、現在策定中の総合計画第2次実施計画において検討を進めており、今後とも蔵書の充実を図ってまいります。また、市民が希望する図書の傾向など、その把握に努め、道内各図書館での図書購入状況についても調査研究しているところであります。

次に、閉館時間の延長ですが、アンケート調査の結果に基づき内部での協議を進めており、「図書館協議会」等に諮りながら検討してまいります。

次に、インターネットの設置計画につきましては、総合計画「21世紀プラン」に業務のO A化が明記されており、策定中の第2次実施計画に向けて検討中でございます。当面、業務のO A化で貸し出し、返却、レファレンス機能の充実化を盛り込んでいます。

御指摘のインターネット導入は、将来的な課題と考えており、経費負担などの面も含め研究してまいります。

次に、「子ども読書年」の取り組みですが、小樽図書館では「子供図書館まつり」と題しまして5月7日に開催しております。主な行事といたしまして読み聞かせの会を午前・午後の2回開催して、95名の子供たちが参加し、「楽しかった」「また参加したい」の声が寄せられております。また、寄贈図書を無料配布するブックフェアでは、230人の大人と子供が参加し、好評のうちに1,000冊以上の図書を提供しております。今後として、10月29日に親と子を対象とした読み聞かせ講座を予定しています。全体を通して、これまでの行事のほか、新たな行事の企画に

より、参加者から好評をいただいております。今後とも利用者の意見を聞きながら、幅広い視野に立った企画を進めてまいります。

最後に、学校図書館についてであります。平成12年4月1日現在の図書整備率は小学校81.9%、中学校86.2%となっており、特に今年度は「国際子ども読書年」ということから、学校図書費の増額を図ったところであります。

また、司書教諭の配置についてであります。「学校図書館法」の一部改正により、平成15年4月1日から12学級以上の規模の学校に司書教諭の配置が義務づけられたところであります。しかしながら、道内に有資格者が少ないため、道教委では毎年、司書教諭の確保に向けて長期休業期間中に講習会を実施するなど、有資格者の養成に努めております。教育委員会としては、司書教諭の定数化と配置校学級規模の引き下げについて道教委に要望するとともに、今後の動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

以上であります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

11番(新谷とし議員) ティーム・ティーチングなのですけれども、1人1校の配置です。配置を希望している学校は数校あったけれども、配置されなかったというふうに聞いています。98年に行った文部省の学校教育に関する意識調査では、「授業が半分わかる」や「ほとんどわからない」という子供が小学校の3年生で29.6%、小学校5年生で34.2%、中学2年で55.8%と、学年が上がるごとに増えています。

また、和歌山県国民教育研究所で行った子供アンケート調査結果が今注目されておりますけれども、それによりますと、「学校が楽しくない」「余り楽しくない」という子供が小学校3年生で6.5%、中学3年生では19.7%もいます。理由は「授業がわからない」がトップで、小学校3年生で6割にもなっています。このことは大変問題だと思えます。

低学年のうちに基礎をしっかり身につけ、わからないことをなくすることが大事だと思えます。授業がわかる、おもしろいと感じたら、みずから学ぶ意欲も出てくると思えます。ティーム・ティーチングでその効果があらわれているなら、どの子供たちにも等しく与えられるべきだと思えます。国や道の制度を利用するだけでなく、市独自に採用して配置するべきだと思えます。いかがですか。

しかし、こういう制度はよいけれども、本来であれば30人学級など少人数学級を実現することが行き届いた教育を進めることです。今、国民の世論となっている少人数学級に対して努力はされていると思えますけれども、さらに一層努力をお願いいたします。

次に、いじめについてですけれども、いじめの件数は減っているけれども、質が問題です。外国に比べて、年齢が高くなると、いじめが長引いているという研究も発表されています。高等学校教職員組合が行った小樽の公立高校在学中の生徒、父母対象のいじめに関するアンケートでは、「過去にいじめたことがある」「いじめられたことがある」「いじめたことも、いじめられたこともある」と答えている人が49%、半分もいます。

このアンケートでは、現在高校生で4%がいじめに遭っているのに、市の統計というが、数字に出ておりません。相談窓口の存在をわかっているのでしょうか。だれにでも覚えやすく安心してかけられる、一本で対応できる相談窓口が要るのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

次に、図書館の時間延長についてです。残業、サービス残業、これ自体は大変問題ですけれども、労働条件の悪化、それから部活や塾で帰りが遅くなるという、そういう人たちに対して、それでも本が借りたい、その意欲や要望をぜひ取り入れていただきたいと思います。

それから、学校司書教諭ですけれども、さきに挙げた岡山市では教師が司書と連携し、さまざまな資料を使って活発な授業に取り組み、学校図書館の可能性を最大限に生かしているということが報告されています。また、とかくテレビゲームなど問題になっている今日、本を通して豊かな人間性を形成する上でも、司書教諭を置き、読書に親しんだり、あるいは勉強に活用するなど、夢を与えることができるのではないのでしょうか。一度に無理であれば、年次計画で置くということをぜひ検討すべきだと思いますが、いかがですか。

次に、泊原発3号機増設についてです。

知事の諮問機関である「北海道エネルギー問題委員会」が、「本委員会として意見の一致を見ることができなかった」と、答申を提出しています。また、放射能廃棄物の処理・処分技術が未確立で、その見通しが全くない中で原発の増設が続けられていることも大変な問題です。しかも、北海道地域防災計画の見直しが終わっていないにもかかわらず、堀知事が5日、計画を容認したことは、原発に対する安全問題の著しい軽視だと思います。市長は市民の命と安全を守る立場から、3号機増設は認めないという姿勢をとっていいのではないのでしょうか。

また、原発事故は絶対起きないという保障は何もありません。防災計画は過酷事故を想定したものでなければならぬと思います。そうしたときに、市民を守る危機管理体制が何もないというのは、自治体の役割を放棄したのと同じです。市独自で対策を考えるべきです。

次に、国幹道1・3・1小樽山手通についてですが、総務庁が98年に行いました社会資本整備に関する世論調査では、地方道路の整備が3番目で、それに対して高速道路整備が10番目と下位になっています。この世論調査で裏づけられているように、住民の日常生活に必要な国道5号線整備を先にすべきではないのでしょうか。

また、新幹線についてですが、99年度当初予算の国費ですけれども、整備新幹線の建設事業費は317億円、2000年度予算は352億円で、11%増えています。自治体の予算も521億円から3.3%増の538億円と大変な額です。このように、一たん工事が始まりますと、予算が増えていくのは明らかです。こういう財政負担を自治体に押しつけるのは問題だと思います。

また、新幹線の開業の条件として、先ほどおっしゃいました並行在来線について、JRから経営分離することを昨年5月17日にJR北海道が表明しているわけですけれども、これは結局、在来線の廃止に道を開くことになると思います。仮に地元が在来線を守ろうとすれば、第三セクターとして自治体が抱えなければならぬという問題も起きると思いますけれども、過大な財政負担を強いられることになるのではないのでしょうか。これでは余りに無責任な計画と言わざるを得ません。過大な財政負担、在来線の確保をどうするのか、今から市としての態度を明確にすべきだと思います。

それから、まちづくりについてです。これまでは目標人口に対し、達成しないまま開発を進めてきたことは、都市計画目標の修正で明らかになっているのではないのでしょうか。開発に伴う市の財政負担も大きくなっています。築港再開発や中央通再開発に多大な税金をつぎ込んでも人口は増えない。また、一面で小樽らしさが消えていっています。今後は過大な開発はやめるべきです。

また、郊外開発に対しても、森林保全など自然をどう生かし、調和させるのかが問われると思います。林野庁は「森林の国民の暮らしに対する貢献度・応益機能」を6日に発表しました。地表に降った雨をためるため水源涵養、土砂の流出など災害防止、レクリエーションの場としての価値や酸素の供給など大変効果があり、その価値は年75兆円にも上ると試算しています。こういう自然をどう活用するのか。積極的に取り入れていくべきだと思いますが、いかがですか。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたします。

初めに、泊原発の関係でお話がありましたけれども、市民の安全を守ると、こういうことでございますが、現在の国の考え方は10キロということで、関係4カ町村の防災計画をつくっているわけでございますけれども、今、管内でいろいろと協議しておりますけれども、10キロではなくて、何とか後志管内全市町村の防災計画もその見直しの中に入れてもらえないかと、こういうことで現在、これから関係市町村で協議をしよう。そして、まとまれば道の方に申し入れしようという動きが今ありますので、もうちょっと時間をかしていただきたいと思います。

それから、国幹道の関係ですけれども、先ほどもほぼお答えしましたので御理解いただいたと思いますけれども、「後志総合期成会」、いわゆる後志管内の全市町村で一致団結をしてこれはお願いしている道路であります。特に管内の町村の皆さん方は、管内の産業の振興、それから広域観光、救急医療の問題、こんなことでぜひこの道路は必要だということで強い熱意を持っていますので、引き続きこの期成会でもって要請をしまいたいと思っていますし、国道の方は、これは先ほどお答えしたとおりでございます。塩谷拡幅が終わり次第、交通量を見て検討したいと、開発建設部がそう言っているわけですから、それについて御理解をいただきたいと思います。

それから、民間開発の問題でございますけれども、これにつきましては、自然と調和した良好な住環境、これをつくっていくということは大事なことでございますし、それから未利用地などを活用した住環境の整備と、こういうことを進めた中で定住人口の増も図れるだろうと、こういうことでございますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

新幹線の問題でございますけれども、新幹線の問題につきましても先ほど申し上げましたが、確かに相当な建設費がかかりますが、これについてはまだ、道が3分の1を持つということの基本方針はありますけれども、では地元に残ら負担させるかという問題については、まだ全然議論をしている段階にはございませんので、その点は十分御理解願いたいと思いますし、問題は在来線の問題でございますけれども、これについては先ほどもお答えしましたけれども、これも重要な課題でありますから、管内の町村と協議しながら今後進めてまいりたいと、こう思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 教育長。

教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

チーム・ティーチングが有効ということですが、従来、七五三教育と言われておりまして、小学校では7割、中学校では5割、高校では3割の児童・生徒しか理解できないということが言われておりまして、そのことを解消するためにチーム・ティーチングが提唱され、国立教育研究所の研究成果が今年発表されて、有効性が言われております。

ただ、第7次改善計画の中で私どもは30人学級の要望をしているわけですが、国の方ではチーム・ティーチングなど加配して、主たる教科についての授業を充実させようといった、どちらを選択するかということで大変迷っているようですので、私どもはチーム・ティーチングの有効性も大切ですし、さらに国・道の負担における30人学級の実施も大事だと。その両面で要望しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

2つ目、いじめで、4%の高校生徒がいじめに遭っていて、その窓口を知らないのではないかとということですが、私どもの教育研究所あるいは指導室の方に高校生からの相談の電話も寄せられておりますので、高校長の会議などでもそのことについてお知らせをいたしたいと思っております。

3つ目、必要図書を購入ということですが、それについては先ほどもお答えいたしましたように、利用者の御希望を聞いて、それによって適切に、希望者が多い場合は積極的に購入しているという状況もございますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、閉館時間の延長につきましては、現在検討中でございますが、37%のアンケートを寄せられた方の状況ということも十分理解しております。若干お待ちいただきたいと思っております。

最後に、司書教諭ですが、国の計画によりますと、平成15年度に12学級以上のところに司書教諭を配置するというごことです。大変恐縮なのですが、小樽市内で12学級以上といいますと、中学校が1校、それから小学校が3校と、4校しかございません。45校のうち4校しかないということは大変困るわけですので、私どもは司書教諭の配置とともに、その配置学級基準の引き下げということ。6学級や5学級でも司書教諭を配置してくれということを要望しております。

また、司書教諭の有資格者がいないということが難点でございますが、小樽市独自で採用することも大変難しいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

11番（新谷とし議員） 少人数学級の取り組みですが、30人学級はなかなか国がやると言わないという点では難しさもあると思うのですが、せめてチーム・ティーチングについて効果が出ているのであれば、欲しいという学校には配置できるように、市独自で努力して配置の計画を立てるべきではないかと思っておりますが、その点だけ伺います。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 教育長。

教育長（石田昌敏） 再々質問にお答えいたします。

チーム・ティーチングの主要な先生については、第7次改善計画というのは新たな5カ年計画で要請しているのですが、そのほかに13年から5年間で2万3,000人の教師を全国に配置したいと。その中で有効的にチーム・ティーチングに活用したいということを知っておりますので、その辺が例えば自治体の裁量に任せて配置というようなことも聞いておりますので、小樽市にたくさん希望があるというようなことについても伝えてまいりたいというふうに考えますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（松田日出男） 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 9番、大畠護議員。

（9番 大畠 護議員登壇）（拍手）

9番（大畠 護議員） 平成12年第3回定例議会に当たり、一般質問をいたします。

質問に当たっては、前の質問者と重なる部分があると思いますが、通告をしておりますので、通告どおり質問いたします。

初めに、ごみ埋め立て処分の有料化についてであります。

昭和52年に塩谷4丁目に開設されたごみ最終処分場は、本年6月をもって23年間使用し、その役目を終えました。また、新たに桃内2丁目に、埋立計画期間が15年の新埋立処分場を総事業費67億円の巨額を投資して建設。7月1日から埋め立てが開始されたことは御承知のとおりであります。この新しい処分場をいかに長い期間使用することができるかが、市民1人1人に与えられた大きな課題であります。

私たち消費者は、毎日の暮らしの中から出る雑排水やごみの処理方法をめぐって、これは生活を守る身近な環境問題として、お互いに戒め合って、その意識を高めながら、ごみの減量化、自然環境保護に努めなければなりません。市は市民に対して、これらの啓蒙活動をさらに推し進めなければならないと思うのでありますが、今後の取り組み方についてお尋ねいたします。

次に、ごみ事業の概要についてお尋ねいたします。

ごみを大きく分けると家庭系と事業系の2つに大別され、ここ数年、事業系の増加が著しく、その処理に要する費用が増大しているというが、過去10年間の廃棄物処理場埋め立て実績はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

また、平成11年決算による清掃事業原価計算による、ごみ関係部門の収集に関する直営と委託業者とを比較してみると、管理部門配賦額、部門総原価は委託業者のそれぞれ約3.3倍、また部門直接原価や部門原価はトン当たり約2.4倍となっております。議会や委員会などでも委託業者と直営とのこの格差がたびたび指摘され、改善を求められているのでありますが、いまだ解決されておられません。

市長にお尋ねいたしますが、この格差をどう受け止めておりますか。行政も経費節減のために積極的に取り組まなければ、市民からの理解は得られないと思っております。ごみの収集の直営事業を見直し、民間に委託すべきと思いますが、いかがですか。あわせて市長のお考えをお聞かせください。

次に、新処分場の埋め立て開始について、住民からの訴えでございます。

去る9月1日、桃内に住む1人の住民の方が市民クラブの控室を訪ねてきました。その方の話によりますと、埋め立てが開始されてまだ2カ月も経過していない処分場に関する内容でありました。8月27日の朝に写したという

埋め立て現場の写真を持ち、地元町会と小樽市が取り交わした協定書の環境保全対策第4条、4悪臭対策のごみ埋め立て処分後の即日覆土の実施に関する事項の違反行為ではないのかとのことであります。また、新焼却場の建設には同意をしたが、それはあくまでも小樽市のごみの焼却場であり、広域処理の焼却場は認められないとのことであります。さらに、桃内川の水を利用している農家や同河口付近での磯まわり漁の異変などであり、行政に対する不信感や怒りの訴えでもありました。

市長にお尋ねいたしますが、迷惑施設の建設に同意をいただいた地元町会、住民の皆さんとは、市はこれからも長年にわたっておつき合いをしていかなければなりません。新聞の報道によると、環境部は市が取り交わした協定書の確認事項の内容についても、市と住民の認識の違いを強調し、協定書を取り交わした際には説明不足だったといえ、そうかもしれないとも報道されているが、これらの内容がもし事実とすれば、余りにも市民や住民を愚弄した市の対応ではないのか。市は桃内町会、地域住民に対して、改めて協定書の内容について誠意のある説明をする必要があると思いますが、いかがですか。市長の御所見をお聞かせください。

また、桃内川流域の農・漁業関係者から、汚水処理水との因果関係について問題があるのではと疑われております。徹底した調査・分析が必要であり、結果を関係者に対して説明する必要があると思いますが、いかがですか。お答え願います。

汚水処理については、将来にわたって厳重な水質管理と設備管理が必要であります。市長はこれらについてどのような考えをされておられるのか、お答えください。

8月30日に開かれた厚生常任委員会において、北後志ごみ広域処理場の建設に当たり、事務的なタイムスケジュールの報告がなされました。建設に当たって、初めに「桃内ありき」で物事が進められているのではないのか。協定書の第2条第2項に「甲は、センターに新たに廃棄物処理施設を設置しようとするときは、あらかじめ乙に協議するものとする」と記されているが、地元住民の理解は得られているのかもお尋ねいたします。

次に、事業系ごみ有料化についてお尋ねいたします。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物について。人間は便利なものをどんどん工夫、開発するが、同時に、要らないものまで残して公害問題まで発生しています。経済が高度成長を遂げ、社会資本が充実すればするほど、産廃が増大する悪環境を繰り返すのであります。今では、人間はごみとかかわらないで生きていくのは、できない時代と言ってもいいのではないのでしょうか。

とりわけ人間生活から出るごみ、汚水は、みんなの負担で処理しなければならないことは承知のところであり、これと同様に産廃についても、国民の生活や文化の向上に貢献した残骸として発生し、その処理のために巨額の事業費をかけて山を切り崩して処分場や焼却場などを建設し、処理をしているのが現状であります。

また、本年7月1日より実施された事業系のごみの有料化は、市民や事業関係者に大きな戸惑いを与えたことは、6月の議会でも論議されたところであり、その後も寄せられる苦情や怒りは、ごみの排出量の大小にかかわらず、その声は絶えることがありません。

収集業界の関係者の話によると、今までは業界内で料金のダンピング競争があったために、規定の料金を大幅に値下げを強いられていたのが現状であり、経営も苦しかった。有料化を契機に業界として適正な料金に戻し、お客さんとは十分協議をして理解を得、料金設定をし、契約を結んでいるなどであり、また、ごみを大量に排出している事業者からは、このままではごみ料金のために会社経営に多大な影響を及ぼすという危機感から、ごみの減

量化に積極的に取り組んでいるという話も聞くところであります。

一方、市内には7,000件とも8,000件とも言われる事業所のうち、4,500から4,600は従業員数3人以下の少量排出業者であります。その業者は小樽市指定ごみ袋、事業所別に色分けされた袋を購入し、それを利用しているのですが、余り利用されていないように見受けられますが、これらはどのような状況にあるのか。さらに、少量排出事業者に対する市の指導はどのようになっていますか。あわせてお尋ねいたします。

次に、ごみ埋め立て処分手数料及び焼却処分手数料についてであります。本年第1回定例議会において、ごみ処分手数料などに関する条例改正案が議会で提出され、可決されたことは承知をしております。今年6月に関係者に配布された、ごみの有料化を知らせるパンフレットに記載されている料金一覧表の処分費用は何を基準にして設定されたのか、お尋ねいたします。

7月から実施された有料化、わずか2年数カ月で手数料が約2倍に値上げを予定しておりますが、公共料金がこんな短期間に値上げされた例があるのか、お尋ねいたします。

先ほども申しましたように、ごみを排出する業者も、「有料化は時代の流れで認めるが、今、減量のため努力を始めたばかり。値上げしても、もうしばらくの期間的余裕を与えてほしい」との切実な声が寄せられているのであります。市長はこれらの多くの声をどのように受け止め対処するお考えか、御所見をお聞かせください。

次に、祝津漁港副港についてお尋ねいたします。

祝津漁港に接する副港は、昭和51年、漁港の整備によって支障物件になった祝津マリーナ、市立ヨットハウスなどの代替港として建設されたことは御承知のとおりであります。この地域、水域は全国・全道に先駆けて海上レジャー発信地でもあり、設備も整い、その後の各地のマリーナ建設のモデルケースとして、多数の関係者の視察が相次ぎました。また、市立ヨットハウスにおいては、青少年の健全な育成の場として現在も利用されております。

しかし、漁港の整備が進むに伴い、海流の変化によって、ここ数年来、2月から3月の大しけによって副港内、(通称)マリーナに大量の岩石が流入し、港内が使用できない状態が毎年続いております。道に対して、しゅんせつを依頼しているのですが、しゅんせつ状況はどのようであったのか、お尋ねいたします。

また、毎年のごとくですが、4月のマリーナやハーバーのオープンにしゅんせつが間に合わず、不便を来しているのが現状であります。一方、観光シーズンが始まると、小樽港から祝津漁港まで観光遊覧船が就航しますが、祝津港の発着場が一定せず、遠いなどの理由から、利用客から不評を買っております。

市長にお尋ねしますが、祝津地域の観光振興の立場からも、副港整備には観光船の発着場も含めた防波堤の抜本的な整備方を道に対して提案をしていただきたいと思うのでありますが、いかがですか。市長の御所見をお聞かせください。

質問の最後に、祝津前浜の整備についてお尋ねいたします。

初めに、旧小樽水族館の残骸。昭和33年、北海道博覧会が札幌を主会場に開催され、第二会場として小樽港と祝津前浜に新たに市立小樽水族館を建設し、多くの人々で両会場がにぎわっていたことがまだ記憶に残っております。その後、水族館は昭和49年に現在地に移転し、同時に社名を株式会社小樽水族館公社に変更し、小樽市は資本金の51%を出資したのであります。

しかし、移転をした跡地の整備は小樽市の責任で整備をしなければならないのに、26年を経過した現在も、いま

だ当時の構築物や残骸が放置され、今年の夏には悪臭を発生する藻が大量に発生し、地域住民の方から市に苦情が寄せられております。この跡地整備の責任は経済部の所管であります。市長は、かつて経済部次長としてかかわった時期もございます。市長、一度現地の状況を御自分の目で確認してください。いかがですか。そして、これらの後始末をどのようにするつもりか、市長のお考えをお聞かせください。

また、この地域は昭和38年に国定公園小樽海岸に指定された地域でもあり、関連の法律によって開発や環境、景観の保護などが厳しく規制されていることは今さら言うまでもありません。また、当時の施設の一部を生けずとして利用し、長年地先で営業を続けてこられた方が今年廃業されました。この施設もまた荒れ放題であります。行政がみずから手本を示さなければ、民間の協力は得られないのではありませんか。いかがですか。

国定公園にふさわしい海岸公園地域に整備を願うものであります。市長のお考えをお示し願います。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 大畠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ごみ処分有料化に関連して御質問がありました。

ごみの減量についての市民啓発についてであります。今年度から新規に実施しました資源物収集の全市実施などの施策の推進には、何よりも市民の理解と協力が必要であるということで、地域住民説明会の開催、それから、ごみゼロ広報の発行、さらには市民ニュースによる広報活動、各種リーフレット等を利用して市民への周知に努めてまいりました。今後もこれらの手法の積み重ねのほか、インターネットの活用、環境にやさしい市民ルールなどの方法を駆使して、市民啓発、周知の徹底に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、事業系廃棄物排出量の推移についてであります。平成2年度において約3万7,000トンであったものが平成11年度には約6万トン、約1.6倍強となっております。この間、平成5年度は3万9,000トン、8年度は5万1,000トンとなっております。とりわけ平成7年度においては前年度より7,000トンの大幅増加の4万7,000トンとなっております。

なお、今年度かなりの量の減少傾向が見られることから、今後の動向に注目してまいりたいと考えております。

次に、路線ごみの直営収集と委託収集の経費の格差についてであります。これは主に収集人員の体制の差によるものであります。直営人員体制については、これまでも逐次見直しを行って、その経費の節減に努力してきており、今年度も6名を減員しております。路線収集ごみの運搬先が桃内最終処分場へ移行したことによる運搬時間延長ということもあり、路線収集運搬体制全般について見直しを行う中で、直営と委託の体制についても今後検討してまいりたいと考えております。

次に、桃内の最終処分場に関連しての御質問であります。最初に桃内町会との協定についてであります。この協定書は、桃内町会から提示された原案について、市と町会の検討委員が協議して集約したもので、締結後に町会全世帯に写しを配布しております。より十分な理解を得るため、今後説明会の開催について町会と協議してまいりたいと考えております。

次に、汚水処理水との因果関係についてであります。住民説明会の折の発言等により概要を承知しておりますが、一部は既に専門家等に調査を依頼しているほか、その状況と原因の調査の方法等について照会等を行っております。速やかに専門家等による調査を実施し、その結果について町会関係者にお知らせするとともに、対策が必要な場合は、その対応策について町会と協議を行い、地域住民の疑問の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、汚水処理水の水質管理についてであります。最終処分場の浸出水処理は長期にわたり高水準の水質管理が必要なことから、高度・最新の処理機能を有する設備を導入したものであり、これを万全に維持管理していくことにより、法定の維持管理基準はもとより、町会などと協定している基準を満たすことができるものと考えております。

次に、新焼却処理施設建設の地元住民の理解についてであります。桃内に施設建設を決定したのではなく、建設第一候補地として地元住民の方々に対し、これまでの経緯や広域処理という新しい要素の説明等を町会役員会の了解のもとで行っているものであります。今後も説明会の開催や協議を重ねて、地元の皆さんの理解が得られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、ごみの少量排出事業者の指定ごみの使用状況についてであります。この袋による収集・運搬を行う一般廃棄物収集・運搬許可事業者の業務体制が、現状では大口排出者の対応に追われていることや、店舗併用住宅では生活系ごみと業務用ごみとの分別が難しい状況や、環境部の指導も、制度のスタートに当たって、中心市街地の事業者を重点的に指導したこと等から、必ずしも当初予想した利用とはなっていない状況にあります。今後、許可事業者の対応も徐々に増大することが期待できますので、生活系ごみとの分別の徹底と指定ごみ袋の使用について、商店街や業界団体の協力を得て説明会を開催し、また事業所訪問などのきめ細かな対応により、その普及に努め、公平な負担を目指してまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理手数料等の算定基準についてであります。これはそれぞれの処理経費について原価計算を行い、その処理原価に基づき、大型粗大ごみ等の生活系ごみについては処理原価の2分の1の額を、事業系一般廃棄物については事業者処理責任の観点から生活系ごみの1.5倍の額を、産業廃棄物については全面排出事業者処理責任の観点で処理原価額をもって、それぞれの処理手数料等の算定根拠としたものであり、道央主要都市の同種の手数料額と比較しても、かなり低い金額となっております。

また、この手数料額等を即時適用した場合の負担を軽減する趣旨で、平成12年度から14年度の3段階実施としたもので、短期間で大幅値上げをいたしたものではありません。

段階的実施期間の延長については、有料化を開始してまだ2カ月余りでありますので、現在のところ考えておりません。

次に、祝津漁港の副港についてであります。ここ2年ほど連続して、冬期間のしけにより、港の出入り口付近に岩石が堆積し、漁港管理者である北海道がしゅんせつしたところがあります。

なお、しゅんせつにつきましては、昭和58年度から必要に応じ実施しておりますが、平成11年度は660立米、12年度には366立米の堆積土砂を処分したものであります。今後とも状況の把握に努め、適宜北海道に対し、しゅんせつを要請してまいりたいと考えております。

次に、防波堤の改修についてであります。手法としては防波堤の延長やかさ上げなどが考えられます。しかし、

これらの実施に当たっては、漁場への影響などが懸念されますので、今後地元業者や漁協など漁港利用者の意向を聞き、北海道と協議してまいりたいと考えております。

次に、祝津前浜の整備についてであります。この地域の環境整備につきましては、これまでも不法投棄された廃棄物の撤去や転落防止さくの設置などの整備を進めてきたところであります。

御指摘の旧水族館の工作物等につきましては、景観上好ましい状況ではありません。先日、私も現地を視察しましたが、今後とも地権者と協議をしながら整理をしてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 9番、大島護議員。

9番(大島護議員) 2～3点再質問いたします。

まず、ただいま答弁をいただきました処分場の埋め立てに関して、住民の訴え。お話を聞いていますと、塩谷のごみ処分場と全くダブって聞いたのです、私は。といいますのは、過去に塩谷において住民と協定を結んで、行政みずからその協定書を破っている経過がございます。

例えば、その1つに汚水の問題がございました。この方のお話を聞きますと、農家の方が桃内川の水を利用して、イチゴに水をかけた。株数も言っておりました。全部枯れてしまった。場所を変えてまたやったけれども、同じだった。今まではこういうことはなかった、そのようなことでございました。

もう一つ、桃内川の河口で今年のウニの漁が突入りが非常に悪い、河口付近。これも漁師さんのお話でございます。ということをお話をしておりました。

そうしますと、工事の関係も長かったし、あるいはまた、特に5月から小樽の場合はウニ漁が始まっております。もしかして、これらとも何か因果関係があるのかどうなのか、この点を私も心配をしております。そのようなことから、この住民の方も大変心配をされております。疑っております。それらのことから、水質管理についても十分管理をし、そしてまた疑いを持っている方々には、関係のある方々には十分な説明をしていただきたいと、そのように思っております。塩谷の二の舞は絶対避けていただきたい、このことだけは市長にも私の方からも強く要望するところでございます。

特に汚水については、隠しパイプをつくり、夜間、タイマーをつけて塩谷川に放流をしていた経緯がございます。これは記録を見ますと、昭和54年には当時の塩谷のガス会社に - ガス会社は沢水を利用して工場の中で使っていたと。その補償金を支払っております。二度とこのようなことのないようお願いをしたい。しないだろうと思いますが、お願いをいたします。

また、ごみの飛散の話もしておりました。これは覆土に関することなのですが、このことについては、ごみの飛散については、伍助の農家の方が本当に苦労しておりました。キツネの発生、ネズミ、カラス。歌の文句ではないけれども、何とかが種まきやカラスがほじくると、あのとおりだったそうです。そのようなことから、平成6年か7年ですか、新たにまた飛散防止のネットを張った経緯がございます。

あるいは、この桃内については、市街地からかなり山の中に入っております。それだけに目につくことも少ないだろうと思えますけれども、くれぐれも塩谷の件を参考にして安全対策をお願いしたいと強く望むところでございます。

それから次に、祝津漁港についてでございますが、ただいま市長の答弁では平成11年、12年それぞれ、11年は660立米、12年は360立米のしゅんせつをしたと。このしゅんせつの場所が問題なのです、市長。しゅんせつの量ではないのです。確かに毎年、防波堤の外のテトラが漁港付近の入り口に波で流されて、それはしゅんせつをしております。

ここに私が調査をしました1992年、平成11年です、2月27日の状況でございます。これは本来なら2メートル以上あるところの港の中が、ひざまで立つのですよ、ひざ下なのですよ。ひざまで立つのです。だから、今までとはこの2年間は違いますよ。

これはなぜかといえば、防波堤を保護している消波ブロック、これが全部目詰まりしてしまったのです。そのために、2月、3月の大しけで防波堤を乗り越えて港内の中に入っているのです。入り口ではないのです。これは当時の原課の課長さん、同じ私の調査資料を、海の中も陸上も写真をつけて渡しております。だから、入り口付近というのは違うのですよ、市長。だから、問題があるよということなのです。

そしてまた、大型のヨットにおいては、おもりが随分長いのです。約2メートル近くある、長い船では。底を突っかえて壊した船もあるのです。そのような状況ですから、この際、観光船の発着場も含めて抜本的な改修をできないだろうかと。そのことを道に提案をしていただきたいと。これはもっともっとすごくなるだろうと予想しております。そんなことで、この点についてももう一度お願いいたします。

それから最後に、祝津浜の前浜の整備。これはもう、またかと皆さんもお思いでしょう。しかし、これもひどいですよ。本当にひどい。地権者と相談をして。これは、がけは国ですよ。ここのトイレについては、一度直しているのです。直したというのは、修復をしているのです。私は取り壊したらどうだと言っているのです。ところが、当時の担当の次長さんは、いろいろ言っておりましたが、これはブロックを積んだだけです。ブロックを積んで、そのブロックにがけと同じような色を塗ったのですよ。結果どうなっていますか、今。崩れているのですよ、市長。市長さん先ほどの答弁で現地を見たということで、おわかりだと思います。シロクマのこのがけは、まだこのとおりですよ。がけに白い屋根がついているのですよ。地権者は国ですよ。トドのダイビング、このとおりです、まだ。

当時、ガヤやヒラメや、底ものを蓄養して見せていた船入り場がございます。ここに堤防を築いているのですよ。これもそのまま。その後、地主さんがヒラメの養殖のためにということで、ある市内の業者にお貸ししました。それは、かさ上げしているのですよ。その結果どうですか。その業者の方は、もう商売をやめております。今年は20センチ以上を超える藻が、悪臭を発生する藻が発生しているのです。それは環境部の方で整理をしております。

一方、ここに天望閣、水族館、もう一つお店の名前がございます。ここの看板を立てるに、これは同じ、目と鼻の先ですよ。デザイン課の指導を受けて、これは別件でございます。そして、こういうふうにしたらいいのではないかと。慎重に協議を重ねてつくった看板ですよ、これ。同じ敷地内ですよ。そして、このたび水族館の駐車場の看板が見えないということで、一番下に下げました。これもデザイン課と協議をして、デザイン課の指導のもとでやっているのですよ。同じ地先ですよ、市長。片や26年間放置ですよ。国定公園ですよ。その辺のことを十分協議をしていただきたい。

地権者と協議をするというのは、これは生けすの問題でしょう。去年まで使っていた生けすの問題が、今、放置

されておりますから。地権者というのは、あとそこだけでないですか。あとは、がけは国ですよ。

そして、せっかくあれだけの6,000平米、約1,800坪の新たに岩石が寄って、市民の憩いの場所ができました。大変、人が集まっております。これらも整備されれば、もっともっと景観を生かした本当にすばらしい、名実ともにすばらしい国定公園の一角を担うものではないかと大変期待をしているところでございます。市長の答弁をお願いいたします。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 汚水処理水との因果関係につきましては環境部長からお答えしますが、汚水処理の関係、水質管理につきましては、これは大事な問題ですから、御指摘のとおり、これは十分注意して万全を期していきたいと思っています。

それから、漁港の関係は、ちょっと場所の問題といいますが、よく質問の趣旨が理解できていなかったものから、よく原課と原部の方と相談して対応したいと思います。

それから、祝津前浜の問題につきましては、何もやらないというのではなくて、整理をしていきたいと、こういうふうに申し上げました。それで、今お話あったように、トイレの問題、シロクマのがけの問題、これは何か屋根を取れば、がけ崩れが起きるのではないかという現地の人のお話もありまして、そんな話も聞いてきました。それから、地権者が違う部分もありますので、そういう方々とも協議しながら整理をしていきたいということでお話し上げておりますので、御理解願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 環境部長。

環境部長（大津寅彦） 大畠議員の桃内の最終処分場の水処理に関連しての再質問にお答えを申し上げます。

1点目の浸出水処理施設の管理のことについてですけれども、今のお話の中にありましたように、伍助沢での経験が、ああいったような一種のトラブル、事故を起こしたことが、その後の処分場の運営に非常な面で支障状況になったということを肝に命じておりますので、今お話ありましたように、管理には万全を期していきたいというふうに思っております。

具体的にあった野菜の水かけのお話ですとか海の状況が変化しているという話は、既に私どもも承知をしております、一部はもう既に調査を依頼している部分ありますし、先日も定期的浸出水処理施設の放流にあわせて河川で採水をして、水質検査にもう既に手をつけておりますので、そういった状況について結果が判明次第、関係の方にお話しをして、よくお話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目のごみ飛散の問題でありますけれども、幸いなことに埋立処分場で今処分をしているのは、埋め立て処分が一番低い部分でございますので、比較的あそこの網が有効に働いていまして、かつての伍助沢であるような形でのごみの飛散というのは基本的にないというふうに、地元の方からもそういったことの指摘は受けておりません。

なお、これから徐々にごみの埋立処分場が上部の方へなるとなると、網を超えるような状況、あるいは風の状況というのもございますので、十分気をつけて、これは委託業者も含めて我々も含めてですけれども、管理には十

分配慮して、そういった環境汚染になることのないようにしてやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（松田日出男） 大島議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、33番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 33番、斉藤陽一良議員。

（33番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

33番（斉藤陽一良議員） 平成12年第3回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず、東小樽地区の循環バス路線開設の要望についてお伺いをいたします。

昨年の第4回定例会において全会派一致で採択をされました「桜・望洋台・新光・朝里地区への循環バス路線の開設を求める陳情」は、望洋台と新光という隣接していながら、これまで直接結ぶバス路線がなく、望洋台から一たん国道5号線の東小樽十字街まで出て、新光町十字街行きに乗りかえて行き来をしていたこの地域に、病院、金融機関、公共施設の利用などのための庶民の足を走らせてほしいとの切実な市民要望から出たものであります。また、この地域は小樽市東部の新興住宅地として今後もさらなる開発が予定されており、人口増、世帯増が見込まれる地域でもあります。

議会での採択を受けた小樽市の要請によって、この7月から8月にかけての1カ月間、バス事業者による実験運行が行われました。もとより、この実験運行路線は陳情で求めている路線のごく一部分であり、おのずからその利用にも限界があるものと考えますが、今回の実験運行の結果についてお示しください。あわせて、陳情で求めているこの路線の必要性に対する小樽市の認識をお聞かせください。

また、この問題は付近の宅地開発や住宅の張りつき状況、商店や公共施設の立地、道路の整備状況等と密接にかかわっており、小樽市としても単にバス事業者ひとりの問題として傍観視すべきではないと考えますが、市長の見解を求めます。

さらに、この項の最後に、都市交通の今後の1つのあり方として、住宅や商店などの張りつきがまだらな状態ではあっても、都市計画上で重要と考えられる大規模な宅地開発の初期の段階においては、先発的にその地域に居住する住民に対して、その生活上の利便を高めるために、特に公共性の高い施設や公共交通機関などについては、民間事業者がその時点では採算上困難な事業について、将来の都市機能全体を見渡して必要と認められるときは、公共団体が先導的にシャトルバスの運行などを行ったり民間事業者に対して助成を行うことが、民間事業者の営業の自由や競争を妨げない限りにおいて許されるのではないかと考えますが、市長の見解を求めます。

次に、図書館についてお伺いをいたします。

すべての市民にみずから学ぶ機会を提供するという社会教育の役割からして、その根幹となるべき施設としての図書館の重要性は言うまでもありません。しかし、市立小樽図書館の蔵書については、従来からいわゆるベストセラーや新刊書が少ない、パソコンやインターネットなど市民の関心の高い実用書がそろっていない、スポーツ、音楽、美術など趣味的な分野の蔵書が不十分、児童書や乳幼児向けの読み聞かせに適する絵本が少ないなどの指摘がありました。現在、図書館に求められているのは、単に蔵書の量ではなく、その質が問われているのではないのでしょうか。平成11年度における蔵書総数に占める児童書の割合及び新刊図書の占める割合をお示しください。

次に、利用について伺います。まず、市立小樽図書館におけるここ数年の貸し出し冊数の実績の傾向をお示しく
ださい。さらに、道内他都市との比較ではどうか、お示しく下さい。

次に、新規購入図書の選定方法とその基準について伺いをいたします。平成11年度の新規購入図書は5,521冊
とのことですが、同規模他都市と比べてどうか。また、この数量で十分と考えておられるのどうか、見解を求めま
す。

購入図書の選定については、毎月定例の5名の司書、事務長、館長で構成をされる選定委員会での検討や、利用
者の購入希望を参考に選定をされるとのことですが、選定委員会での判断基準として一般的にどのような基準が設
けられているのか。また、書店におけるベストセラーなども考慮に入れられているのか、伺いをいたします。

次に、図書館の設備についてですが、利用者サービスとして夏期の冷房は図書の閲覧や学習に良好な環境を整え
るために必要なのではないのでしょうか。また、蔵書管理や検索へのコンピュータの導入については、最終的に利用
者サービスにつながると思います。どのようにお考えでしょうか。

次に、読書会、講演会、展示会などの図書館におけるイクステンション・ワークについて伺いをいたします。
これらについては、さらに強化すべきだと考えますが、平成11年度実施の各種講座にはどのようなものがあつたか、
お示しく下さい。

最後に、開館時間の延長について伺いをいたします。

私は、一般勤労者の終業後利用の観点から、従前より社会教育施設の平日夜間開館時間の延長を主張してまいり
ましたが、「社会教育法」、「図書館法」に基づき、市民の教育と文化の発展に寄与するという市立小樽図書館の設
置の目的に照らして、市立図書館は一般勤労者の終業時間である午後5時または午後5時30分以降、少なくとも2
時間程度開館すべきであると主張をいたします。

平日夜間開館時間の延長は一般閲覧時間の延長というにとどまらず、前に述べたイクステンション・ワークへの
一般勤労者の終業後参加への道が開かれ、とかく平日日中参加が可能な女性、高齢者に偏りがちだったイクステ
ンション・ワークが広く一般勤労者に開放されることとなり、図書館機能の質的・飛躍的な充実が図られると見え
ますが、平日夜間開館時間の延長について見解を求めます。

以上、再質問は行いませんので、誠意ある御答弁を求めます。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

市長(山田勝磨) 斉藤陽一良議員の御質問にお答えします。

初めに、東小樽地区の循環バスの実験運行結果についてであります。現在、中央バスにおいて実験運行中の利
用状況について分析中ではありますが、利用者は予想以上に少なかったと聞いております。今後、本格運行するかど
うかは市内バス路線全体の中で考えていかなければならず、結論を出すには、いましばらく時間を要すると聞いて
おります。

次に、この路線の必要性についてであります。バス路線の新設は地域住民にとっては利便性が高まるものであ

りまして、実現を望んでいることは十分承知しておりますので、中央バスに引き続き要請をしまいたいと考えております。

次に、大規模な宅地開発に際してのシャトルバスの運行についてであります。これまでも望洋パークタウンなど大規模な宅地開発に際しては、地域住民の生活の利便性の観点から、開発事業者に対して、バス事業者と協議しながらバス運行を行うことについて要請をしまいました。

望洋パークタウンにつきましては、小樽都市開発公社がバスを購入しまして、このバスを中央バスに運行を委託して、昭和56年から昭和61年まで桜町ロータリーからタウンセンターまで運行した経緯があります。

今後、この大規模開発の計画が生じた場合におきましては、開発事業者みずからが先導的に交通アクセスを検討していただくことを基本と考えておりますことから、今まで同様の要請をしまいたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 斉藤陽一良議員の御質問にお答えします。

初めに、図書館の平成11年度の蔵書についてですが、蔵書総数の中で児童書の占める割合は21.5%となっております。また、新刊図書の割合でございますが、5年以内に購入した図書は13.8%となります。

次に、利用状況でございますが、市民1人当たりの貸し出し冊数で申し上げますと、1人年2.1冊から2.2冊で推移しており、道内他都市の室蘭で2.3冊、帯広2.5冊となっております。今後とも市民の貸し出しの伸長が図られるよう、利用しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、新規購入図書についてですが、室蘭の購入図書数は5,250冊、帯広では1万264冊となっております。小樽市の場合、購入冊数は5,221冊ですが、近隣の道立図書館をはじめ札幌市など最寄りの図書館のほか、商大図書館、短大図書館との相互貸借制度を活用し、利用者ニーズにこたえております。

次に、図書の選定方法ですが、利用者の希望のほか、選定委員会において審議し、「業務処理の手引」を作成しており、各分野別ごとの収集基準を定めております。

図書館設備についてですが、図書館の冷房については設置されておきませんが、立地が公園地内ということで緑に囲まれたよい環境であり、また真夏日が比較的短い期間であることから、利用者到我慢をしていただき、他の緊急性のある設備を優先しているところですので、御理解いただきたいと存じます。

コンピュータ導入は、業務のOA化を図るため、小樽市総合計画「21世紀プラン」に明記されており、現在策定中の第2次実施計画に向けて検討中でございます。

次に、平成11年度の主な講座、行事ですが、古典文学講座、文化講演会、郷土史講演会など一般市民を対象にした行事と、お話会、人形劇の会、工作会など児童・生徒を対象とした行事を開催しており、今後とも利用者に喜ばれる企画を進めてまいりたいと考えております。

最後に、平日の夜間開館延長ですが、アンケート調査が実施され集約されましたので、現在内部で協議を進めており、今後、「図書館協議会」に諮りながら、一般閲覧、貸し出し、各種講座の開館時間の設定など、夜間開館延長について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（松田日出男） 齊藤陽一良議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 5時00分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

（22番 渡部 智議員登壇）（拍手）

22番（渡部 智議員） 港湾問題全般について一般質問いたします。

まず、変わる産業構造と21世紀に向けた港湾政策です。

海上コンテナ輸送の進展は、社会主義国や途上国の海運企業の参入と船社間の集荷競争の激化を引き起こし、国内では、内陸地での集荷デポの促進と、6大港から50数港へのコンテナ扱い港の拡大や、船社の本船就航の変化をもたらしています。

世界経済のグローバル化問題が港湾から見て最も直接的であったのが、外航船社のアライアンス再編でありました。コンテナ定期航路を中心にした船社の競争は、当初のスペースチャーター方式から、P&OCLとネドロイドの合併、NOLによるAPLやマースクによるシーランドの買収というように、海運企業の国際的規模での大型合併やコンソーシアムが進んでいます。

日本の船社でも、日本郵船と昭和海運、商船三井とナビックスの合併によって、従来の5社体制が3社体制へ再編されています。この船社の再編は、海運同盟による伝統的な航路秩序維持の後退、84年「米海運法」の制定と98年の同法改正による競争原理の徹底、荷主・船社間の契約関係の変化による船社の生き残り競争の激化によるものであります。現状、小樽港では直接的に影響はないものの、再編を含めてさらに競争激化は必至の海運情勢にあり、これらどう認識され、その他の動静を含めてお聞かせください。

産業構造の変化と規制緩和が進む中で、大手港運業者や陸運事業者では、荷主、メーカー側の求める在庫圧縮、物流の合理化、インターネットの普及と情報技術革命を取り組み、物流業者の生き残りをかけた競争を繰り広げています。99年11月に日立物流と福山通運、2000年1月に山九と西濃運輸、同年3月に上組とトナミ運輸がそれぞれ業務提携を行うことを発表しています。その一方では、企業内グループの総合力で国際・国内輸送の一元管理や荷主ニーズに対応する総合化システムづくりに乗り出している大手企業もあります。また、2000年5月に成立した会社分割法制によって、大手企業では経営の分割による効率化を図ろうとする動きが強まってくることも予測されています。

かつて物流は、荷主から見て「最後の合理化分野」と位置づけられ、機械化の導入等、ハード面の合理化が促進され、今日の物流合理化は、業態業種を超えた総合的な物流の戦略提携の動きが、競争社会の中で生き残りをかけて進められようとしています。

小樽港の利用促進の戦略として、相当以前から物流調査について問題提起を行ってきました。理事者はその必要性を認め、体制を含めて調査を進めているようですが、現状どこまで調査が進んでいるのか、お聞かせください。さらに、海運動静及び物流業界の動向の中で、ポートセールスへの意気込みと具体的戦略について改めてお伺い

たします。

中央省庁の再編によって、2001年から運輸省は国土交通省となります。行政当局は21世紀に向けて新たな物流政策の検討を行っていますが、当面、次のような行政施策を進めようとしています。運輸省港湾局は2000年5月に21世紀の港湾政策ビジョンの策定に向けて有識者懇談会を立ち上げ、年内にその取りまとめを行うとしています。この懇談会は港湾のIT装備、国際競争力の強化策、環境対策を討議し、港湾整備の基本となる計画制度や事業制度の見直しを検討しようとしています。また、港湾局は2002年をめどに高度情報通信技術を活用した陸海一貫物流情報システムを開発することを発表しています。

「港湾法」が四半世紀ぶりに改正されました。同法の改正によって従来の重要港湾と特定重要港湾の定義が変わり、直轄工事の国の負担率が引き上げられました。ターミナル運営も、従来の公社方式が岸壁部分と背後ヤードに分けて、岸壁部分に公的資金が投入され、ユーザーの利用コストの引き下げが行われます。また、「PFI推進法」によって民間主導の港湾整備運営方式も導入されます。

改正法は、効率的・重点的な港湾整備による国際競争力の強化を目指したもので、港湾相互間の広域的な連携と機能分担の確保や、ハード・ソフト面を一体にとらえていくことを打ち出したことは、一部主張することに合致しますが、しかし、依然として港湾全体の整合性を欠き、整備中心の域を出ていません。

そのほか、2000年6月8日に「運輸政策審議会」は、21世紀初頭における総合的な交通政策の基本的方向について中間報告を取りまとめ、この秋に答申を行うことになっていますし、また通産、運輸省など関係14省庁で構成する「総物流施策推進会議」は、今年4月に3回目の物流大綱のフローアップを行い、電子取引、地球環境問題に対応した物流システムのさらなる効率化・高度化に向けて、2000年度以降の大綱の見直し作業に着手してきています。

中央省庁の再編が目前に迫り、再編体制と同時に21世紀に向けた新たな政策づくりを進めていますが、地方港への対応・対策が見えてこないのが実感です。市長はこの省庁再編と地方港湾についてどうあるべきかの基本的なお考えと、21世紀を展望した小樽港のあり方について政策的にどうお考えか、お聞かせください。

次は、以前から問題提起してきました事項についてです。

1つは、小樽港港湾計画に基づいて再開発並びに港湾整備計画を明示し、当面、中央地区の計画と既存業者との秩序ある企業運営について明らかにすることについてですが、これは第一埠頭北側に位置し、企業活動を行っているサイロ・倉庫群、また第二埠頭南側の倉庫及びバナナ倉庫も今後再開発の対象となります。再開発計画の年次と既存企業者との説明及び対応、また今後の配置はどのようになるのか、お聞かせください。

2つは、港湾地区臨港道路の混雑・混乱から円滑な港湾貨物の輸送を図るため、札幌バイパス料金の無料化への働きかけ及び助成等、大胆な施策を講ずることについてであります。小樽港縦貫線平磯岬ルートが議論に上り、一部着手しながら現状、再検討ルートで着工態勢にあるわけですが、これで問題解決に至らない要素は多分にあり、物流の効率化、安全上、ひいては小樽港の地理的条件の解消等々から、検討された事項について改めてお伺いいたします。

3つは、港湾の安全性と秩序の件についてですが、ロシア船の入港ほか、便宣置籍船による日本では考えられない老朽船舶が入港しており、万が一のことも考慮に入れて、船舶保険等を完備していない船舶の指導上とルールについて指摘してきました。この件は日々代理店を通じて取り組んでいるようですが、行政として調査指導マニュアル

ル、ルールといった具体的対策についてまとめ上げたのかどうか、具体的にお聞かせください。

また、ロシア船対策の1つとして車両積みがあり、港湾ではいまだに迷惑の1つであり、課題であります。無秩序に港湾内に車両が走り、公表されない事故も相当ありました。関連的には別の秩序につながりかねない問題も含んでおります。こうしたことから新潟港では早くからモータープールを確保し、秩序維持に取り組み、成果を上げているようです。港湾部職員も昨年視察に行っており、内部検討も十分に行われていることと思います。小樽港での実施の可能性あるいは今後の対策について、具体的にお聞かせください。

また、そのほか、ロシア船対策があるわけですが、港湾秩序の上からどう対策を講じていかれるのか、お聞きいたします。

4つは、港湾地区における防災対策の件ですが、市の防災対策全般については承知しておりますが、港湾という特殊な環境から、エリアごとの防災対策等についてお聞きしてきました。答弁では、「種々関連した協議会等があり、それらと連動した形で検討したい」ということでしたが、どう検討されたのか。対策についても具体的にお聞かせください。

次は、当面する港湾問題についてです。

さきの経済常任委員会で議論のありました石狩湾新港の外貿コンテナ荷役に必要なガントリークレーン設置に向けた花畔1号岸壁の改良事業について若干お伺いします。

この事業は、有珠山噴火に伴う交通寸断の影響が大きかったことから、「北海道活性化懇談会」からの提言を踏まえ、小樽港、石狩湾新港など日本海側の港湾機能を早急に強化することが重要であると国や北海道において認識されたことにより、石狩湾新港の物流強化を目的として平成12年度公共事業等予備費により実施されるものと報告を受けています。

受け止めとしては、災害対策上、物資・物流への障害、北海道経済・地域経済の停滞等、大きな面で見ると至極当然のことと思いますが、しかし、今日までの議論経過から、石狩湾新港における問題提起及び課題等から見て、すんなりと理解できない面、多々あります。

まず、十分に議論する時間的猶予がなく、提案と即判断とはどういうことなのか理解できませんが、手順及び手続はどのようになっていたのでしょうか。

次に、港湾計画では花畔地区埠頭用地の次の整備があります。この計画は、貨物動向需要において整備着手ということで、点枠となっておりますが、この用地は多目的で、しかもコンテナ主流と伺っており、将来的に見て、同じ投資するならば港湾計画に基づいて整備着手すべきと思いますが、現状、二重投資にならないか疑問です。この用地の整備は当分の間、手をかけないという担保は明確にされているのでしょうか、お伺いします。

次に、以前から議論のあります母体負担についてですが、平成2年度以降は3億5,000万円を超え、平成12年度は約4億5,000万円に達している状況にあり、今後においても負担金の増が予想されるようです。今回の整備及びガントリークレーンの購入となった場合、目に見えて増になることは必至ですが、これら母体負担については今日までどのような協議、対策を講じてこられたのか。また、今回の整備等による負担金へのはね返しについてどう担保しているのか、お聞かせください。

最後に、米空母「キティホーク」にかかわってです。

港湾情勢で述べるように、今、日本の海運、港湾は国際競争、規制緩和と相まって大きく変革しようとしており、

地方港湾にとってもその波及と影響は必至であり、ますます厳しさが予測されます。小樽港の大事な使命は、平和な商港として港湾産業の発展に資することが第一義であり、そのために安全で利用しやすい、使いやすい、秩序とともに行き届いたサービスが重要です。そのために、今日までのプロセスを大事にして港づくりに徹してきたところですし、今後においても事のほか重要であります。

港湾は港湾運送事業者の業域であり、港湾労働者の職域、仕事場です。その商港にふさわしくない米空母や軍艦は不要なものと言わざるを得ませんし、持ち込んではいけません。ひいては、各種障害及び小樽港のイメージダウンから、信頼を失ってはなりません。大事なことは、小樽港本来の港湾産業の振興、活力を見出すことに全力を上げるとともに、「インディペンデンス」の教訓に立ち、さらに何よりも市長の最大の任務である市民の生命と財産、安全を貫くことが基本原則であり、米空母「キティホーク」の入港は勇断をもって拒否すべきであります。市長の確固たる決断を求めるものです。

以上、再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 渡部議員の御質問にお答えいたします。

まず、港湾動静に対する認識についてであります。グローバル化の進展、経済のボーダーレス化など国際環境の大きな変化の中で、港湾の分野におきましても厳しい企業間の国際競争が行われ、より安く、よりよいサービスを求め、外航海運業の再編やアジア近隣諸港と国内各港とのコンテナ航路開設、拡充といった動きが大きくなってきていると認識しております。

道内港湾でもこうした動きの影響が及んでおり、コンテナ航路の太平洋側偏重から一部日本海側にシフトしつつあります。こうした状況のもと、港湾行政の推進に当たりましては、グローバルな視点、さらには全国的・広域的な視点での対応、海運のユニットロード化への対応、物流コスト削減要請への対応など、一層重要となってくるものと考えております。

次に、小樽港における物流調査についてであります。海と陸の物流の結節点としての役割を担う重要港湾として、港湾取扱貨物の流れを広域的視点、また総合物流体系の視点に立って調査し、把握することは、港湾計画の策定やポートセールス戦略に当たりまして大変重要なことであると認識しております。

平成10年3月、「小樽港利用促進協議会」の下部組織であります「航路貨物誘致対策プロジェクトチーム」が小樽港外貿定期コンテナ航路検討報告書をまとめたほか、平成11年12月、経済部が物流関係企業経営動向調査報告書を作成しております。また、平成12年3月、小樽開発建設部が小樽港港町埠頭整備資料作成業務報告書をまとめ、港湾貨物の流動状況を把握し、物流ルート及びその形成要因の分析をしております。こうした調査報告書の分析をもとに小樽港の背後圏の荷主などを訪問し、生きた情報収集を行うとともに、既存貨物の維持・拡大、新規貨物の開拓、またフェリー貨物、日ロ定期フェリー貨物の増大や、中国など対岸諸国との定期コンテナ航路の開設を目指し、関係業界と一体となってポートセールスに取り組んでいるところであります。

次に、省庁再編と地方港湾対策についてであります。省庁再編によりまして総合物流施策大綱でうたわれてお

ります港湾と道路、鉄道による複合一貫輸送の問題、港湾と河川の問題、あるいは港湾空間とまちづくりの問題などにおきまして、従来の省庁の枠組みにとらわれない総合的な展開が講じられるものと考えております。

また、地方港湾対策についてであります。国において昨年12月、経済社会の変化に対応した港湾の整備、管理のあり方について「港湾審議会」から答申を受けて、21世紀の港湾行政の進むべき方向が示されております。重要港湾については、「低廉で効率的な物流のための海上輸送網の拠点」、「必需物資を取り扱う海上輸送網の拠点」、「国土の均衡ある発展を支える海上輸送網の拠点」などの役割を担っていくものとされております。

21世紀におきましても、小樽港は環日本海経済圏の重要な港として、また北部日本海における国際・国内海上交通ネットワークの拠点として、地方港の特性を生かした役割を果たしていくとともに、今回示された港湾の整備、管理のあり方に即し、利用しやすい港湾づくりに努めていくことが必要であると考えております。

次に、中央地区再開発の2期計画についてであります。中央地区再開発につきましては、物流システムの効率化に伴う輸送船舶の大型化やユニットロード化の進展など、海上物流の変化に対応する小樽港の近代化を図るため、平成2年に港湾計画に位置づけし、現在、第1期計画を進めております。第2期計画の整備年次や配置計画につきましては、今後の社会経済情勢や港湾貨物量の動向、さらには関係業界の事業展開の意向等も踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、バイパス料金の無料化への働きかけ及び助成等についてであります。小樽港の貨物輸送手段の1つとして札幌自動車道が利用されておりますが、企業ヒアリングやポートセールスを行う中で小樽港へのアクセスが話題となっていることは認識しております。国道5号の4車線化や小樽港縦貫線等の幹線道路の整備も進んできていることから、札幌自動車道などの交通需要動向を見きわめながら、円滑な港湾貨物輸送を図るための方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、老朽船舶に対する安全指導等についてであります。海難事故防止、船舶の安全航行の面から、国が外国船舶監督官を配置し、訪船調査及び指導を行っております。市といたしましては、国の関係機関や船舶代理店と連携を図り、海難防止等に関する啓蒙、普及活動を行ってきておりますが、今後とも連携を強化するとともに、指導マニュアル等についても素案ができておりますので、関係機関等と協議し、作成に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、埠頭内の中古車対策等についてであります。新潟港では港湾管理者と税関等の関係機関が協議し、中古車販売業者に組合を組織させ、日本貨物検数協会で管理運営を行っていることは承知しております。小樽港についても中古車販売の実態調査を行い、新潟港の取り組みも参考にしながら臨港地区内の適地への集約化を図るほか、盗難や日用品等の物品販売など、その他の対策についてもマニュアルを作成し、関係機関と連携を図りながら対策を講じ、小樽港全体の秩序向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、港湾地区内における防災対策についてであります。港湾地区内は小樽市地域防災計画において重要警戒区域に指定されており、それぞれのエリアにおいて防災に対する課題も異なっております。このため、各エリアを念頭に置いた初期災害時における情報の収集・伝達、通報体制の確立や日常のチェック体制が重要であり、今後、港湾地区内の企業や施設利用者などの意見を伺いながら、関係機関とも協議し、素案作成に着手してまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港の関係でございますけれども、まず花畔1号岸壁の改良工事に係る手順及び手続についてであ

りますが、当該改良工事につきましては、新港管理組合から「平成13年度港湾関係事業予算要求案」として事前協議があり、例年であれば第2回定例会で予算要求案の概要説明をし、その後、小樽港湾振興会と小樽商工会議所への意見照会、回答を得た後、第3回定例会での審議を踏まえて、新港管理組合へ市としての回答をしているところであります。

このたびの平成13年度予算要求案につきましては、前年度と比較して総額では減額となっておりますが、管理者負担分が大幅に増額となっていたことなどから、新港管理組合と協議に時間を要し、第2回定例会に報告できませんでした。

御質問のありました改良工事につきましては、有珠山対策として平成12年度公共事業等予備費により整備されることとなったため、新港管理組合としましては第2回新港管理組合議会に提案する必要が生じたところであります。市といたしましては、小樽港湾振興会と小樽商工会議所へ意見照会、回答を得て、8月4日の経済常任委員会へ報告し、審議をお願いしたところであります。

次に、中央水路掘り込み部の奥の部分の花畔地区の整備についてであります。港湾計画ではコンテナなどの内貿貨物を取り扱う公共埠頭の整備が計画されております。当該地区については、取扱貨物量の動向により所要の措置を講ずる区域として、樽川、花畔地区の既存岸壁などの今後の利用状況を十分見きわめた上で、適切な取扱量となった段階で事業化を図ることになっており、今後の貨物動向や施設の必要性、優先度なども勘案し、新港管理組合と十分協議しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、新港管理組合の母体負担金についてであります。年々母体負担金が増加していることから、これまでも機会あるごとに北海道や新港管理組合に対し、港湾建設事業費、管理経費などの見直しや施設使用料の増収に努めるなど、母体負担の軽減を要請しております。今回の整備に伴う負担金につきましては、入港料、岸壁使用料等を含めた施設使用料の増収をはじめ、諸経費の削減などにより抑制を図っていくほか、母体負担の軽減について、今後、母体間において協議することとしております。

最後に、「キティホーク」の入港についてであります。前回の「インディペンデンス」の入港以降、臨港地区の大型複合商業施設が建設されるなど、小樽港を取り巻く状況は大きく変わっており、これらの状況の変化も踏まえ、港湾機能への影響や入出港時の安全性の確保について調査するとともに、港湾関係業界の意見を聞きながら十分検討し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 22番、渡部智議員。

22番(渡部 智議員) 各動静については、委員会に入りましてから質問してまいりたいというふうに思っています。以前から問題提起してきました件について何点かお伺いいたしますし、また、「キティホーク」にかかわった面でも再質問させていただきます。

中央地区2期計画でありますけれども、「今後の社会経済情勢や港湾貨物量の動向、さらには関係業界の事業展開の意向も踏まえて検討したい」。計画上からしまして、この港湾計画は目途平成17年であったと思います。当初掲げた貨物量あるいは港湾需要をどのように見ておられるか。また、目途とのかかわりですれ込んでいくことは、港湾計画そのものに無理があったのではないかと。この点、お伺いいたします。

それから、ロシア船を含めた船舶の入港から出港までのいわばルールづくりであります。これは平成10年3定の代表質問では、「マニュアルについては、たたき台ができており、さらに精査し、まとめ次第お示ししたいと考えています」という答弁であります。しかし、今回お話を聞きますと、「指導マニュアル等についても素案ができておりますので、関係機関と協議し、作成に向けて努力をしてみたい。つまり、もう2年経過している、そういう実態にあるわけです。港湾秩序にかかわる面は、これだけの時間を置いてどうなのかなという。

関連して、また中古車の件なんかでも、「実態把握に努め、指導を行っているほか、関係機関あるいは関係団体と協議し、対策を講じております」というのも、これ前回こういう答弁をいただいているわけです。実態調査を行い、新潟港等を参考にしながら、今回答弁では「マニュアル作成等もしていきながら取り組んでいきたい」。これも実は平成10年3定の答弁であります。同じく2年を経過している。

それからもう一つは、防災と安全対策についてであります。この点については、「港湾における災害などに対処するためには、速やかに関係機関と連携し、対応できるような独自の体制も必要と考えており、他の港湾の状況なども調査し、さらに万全を期したい」ということでの答弁でございます。今回は「素案作成に着手してまいりたい」という、これも実は平成10年3定に答弁としていただいて、今日まで至っている。これだけの時間の中で調査をしたり、その体制をとるといふのは、それぞれ大変なことであつたろうと思えますけれども、港湾秩序にかかわる面については、やはり速やかに対応していくということが大事であろうというふうに思います。

とりわけ防災安全対策にかかわっては、「他の港湾の状況なども調査し」という、このことがございましたので、それでは他の港湾はどのような対策を講じてきておられるのか、その点の調査を含めてお聞かせください。何度も言うようですが、安全で秩序ある港湾が求められ、このことがまた各ユーザーから信頼を得るものであります。御答弁をお願いいたします。

それから、米空母「キティホーク」についてであります。答弁のかかわりから、基本事項について、従来の質疑から再確認をきちっとしておきたいというふうに思います。

平成11年4定の12月17日、予算特別委員会では、米艦船及び「インディペンデンス」にかかわって、前新谷市長の考え方について確認できるかという質問をさせていただきました。山田市長は、「前市長と同じことで今後も進めていきたい」、こう答弁されております。これは今後においてもそのとおりですか。

それから2つ目は、平成9年の4定で前市長は、「入港艦船の核兵器搭載の有無については、電話などの口頭により照会をしてきておりましたが、今後また仮にそのような問題が発生した場合にありましては、文書で回答をもらいたいと思っております。道、領事館と協議し、了承を得ているという状況です」、こう答弁されております。このことについても、しっかりと守っていただきます。

また、同じく平成9年4定で前市長は、「港湾関係者及び団体との事前の協議については、当初から港湾機能や活動に支障を及ぼすことが予想されるものを受け入れる考え方はないが、仮に港湾活動との調整が必要な船舶が入港するといった場合には、今後とも事前に可能な限り港湾関係者などとの意見を伺いながら判断をしてみたい」、このように答えております。これらについて確実に守っていただきたいと思えますし、再確認を求めるものでございます。いかがでしょうか。

再質問です。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

市長(山田勝麿) 「キティホーク」の関係は私からお答えしまして、その他の部分は港湾部長からお答えします。

3点ほど御質問がありましたけれども、再確認ということでございますが、1点目の平成11年4定での答弁でございますけれども、そのことについては、そのとおりでございます。

それから、平成9年4定の前市長の答弁でございますけれども、核兵器搭載の有無についての文書照会、文書回答、これは文書で回答いただくと、これは守っていきたいと思っています。

それから、平成9年4定での同じく前市長の答弁でございますけれども、これにつきましても港湾業界とは十分意見を伺いながら対応していききたいと。これは答弁でもお答えしておりますけれども、そのとおりであります。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 港湾部長。

港湾部長(兵藤公雄) 渡部議員の再質問にお答えいたします。

まず一番先に、港湾計画の貨物量でございますけれども、計画に無理があったのではないかと御指摘でございますけれども、私どもといたしましては、港湾計画の貨物量の予想につきましては、過去の実績、そしてまた経済社会動向を踏まえながら、将来の可能性を探りながら設定してきてございます。

そうした中、現状、長引く景気の低迷によりまして、貨物量は現実厳しい状況にございますけれども、小樽港におきましても、新たに設置いたしました港湾振興室などによりまして、ポートセールスの一層の強化を図りながら貨物の増加に努めていききたいと。ともに、港湾整備なども行いながら貨物目標を達成していききたいと、このように考えているところでございます。

次の中古車その他のロシア船対策ということでございますけれども、過去にも埠頭内における中古車販売業者または物品販売業者の把握調査を行ってきてございますけれども、そのたびに注意文書等で指導してきてございます。一方、各関係機関とも協議をしているわけですが、守秘義務というところの1つの大きな壁もございまして、データ収集には一部限界があるということもございます。こんなことから、今回、新潟県をちょっと見てきてございますので、こういったものを参考にしながら、個々の課題について再度また関係機関と協議をしながら、マニュアルの作成に向けて私どもとしては関係業界とも話をしていきたいと、こんなようなことを考えているところでございます。

それから、3点目の防災対策でございますけれども、独自の防災対策、計画でございますけれども、今御指摘ありました市の防災計画の中には位置づけはされておるわけですが、私どもといたしましても道内各港湾の防災対策について調査をいたしておるわけですが、石狩湾新港なり管理組合という、それぞれ港だけをお持ちになっているところについては、具体的内容は書かれておりませんが、私どもの市の防災計画と同様な趣旨で1つは持っております。

また、その他の港でございますけれども、港湾独自の具体的な防災計画についてはお持ちになっておられないというところもございまして、私どもとしても、先ほど御指摘のありましたように、エリアごとによりまして今後やはり

そういった防災対策を考えていかなければならないと思っておりますので、そういった素案づくりに手をかけていきたいなど、こんなふうに思っております。

以上でございます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 22番、渡部智議員。

22番(渡部 智議員) 再々質問いたします。

市長、港湾関係者及び団体と事前に協議をし、そして最終的に判断ということで、市長、守っていくということで答えられましたけれども、港湾業界と対応してという。「団体」がどうもいつの場合も抜けているようであります。1つの確認事項という面、あるいは議会でいただいている答弁では、「港湾関係者並びに団体」ということもきちっと明記されていることありますから、ちょっと市長はこのたび一連の中では「港湾業界、関係業界」ということでありましたので、そこは「関係業界並びに団体」ということで、きちっと対応のための御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、大事で重要な問題でありますので、念を押して恐縮でありますけれども、確認いただきましたことのかかりからして、これまで代表質問の質疑を伺って、市長答弁では、核搭載の有無について、核は積んでいないと思う。あるいは事前協議について、ないことが積んでいないものとの判断といった内容で実は受け止めておりますけれども、このことについては、いささかなりとも納得できません。

お話ししましたように、市長は市民にかかわって重大な任務と使命を持っており、そのことから確証を持って答えていくことが重要と思います。そのあかしを明らかに示すことと同時に、その他、港湾管理者の長としての立場で毅然たる態度が市民にこたえることであり、市長の任務であると思いますが、いかがでしょうか。責任ある態度で御答弁を求めて、再々質問いたします。

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

市長(山田勝麿) 1点目の港湾業界等との話し合いといいますが、対応でございますけれども、前市長も港湾関係業界や関係団体との合意形成というか、こういうふうに答弁しておりますので、そのことについては、十分このことを念頭に置いて対応してまいりたいと思います。

それから、核の問題でございますけれども、これは今年の2月の「モービルベイ」のときのことでございますけれども、外務省から文書をいただいております、「米軍艦船が我が国に寄港する場合においても、米国より核持ち込みについて事前協議が行われぬ以上、米国による核持ち込みがないことについて、政府として疑いを有しておりません」と、こう言っているわけですから、そのことを信じる以外にはないだろうと、こう思っております。

議長(松田日出男) 渡部議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 16番、久末恵子議員。

(16番 久末恵子議員登壇)(拍手)

16番(久末恵子議員) 一般質問をいたします。

質問も最後であり、重複するものもありますけれども、私なりに何点か質問いたしたいと思います。

初めに、学校教育についてお聞きいたします。

文部省は1999年6月、新しい教育内容を盛り込んだ小・中・高校の学習指導要領と幼稚園教育要領を告示いたしました。新要領に基づく教育は、小中学校では学校週5日制が完全実施される2002年度、高校では2003年度、幼稚園では今年度からスタートいたしました。新要領は、学習内容を絞り込み、現行の3割減を打ち出したのが大きな柱であります。さらに、新タイプの授業「総合的な学習の時間」を設け、ゆとりの中でみずから考える力を育てることを目指しております。

小学校では今、学級崩壊が全国で問題になっております。その最大の原因が授業がわからないからで、そこには一斉授業の限界もあります。新指導要領では、「1人1人の子供たちに応じた指導で全員にわからせる」とあり、そのため個別指導やグループ指導などの指導方法の工夫も強調されております。

現在、各地の学校では、新指導要領を視野に入れた学習活動や地域との連携が試みられていると聞いております。本市での取り組みがありましたら、お聞かせください。

次に、家庭教育についてであります。

教育の原点である家庭教育が、はんらんする情報と少子化の波の中で、伝統や習慣、制度などによって支えられてきた秩序が崩れ、集団と個人、男性と女性、親と子の区別、そして自分自身さえわからなくなるというボーダーレス化が進んでいます。

この激しい社会的変化を受けて、今、子供たちは必死で自分の居場所を探しています。本来は、そうした子供の迷いの心をいやし、新しい生活や人生への旅立ちを支援してくれたのが家庭であり家族だったのですが、その家庭や家族も揺らぎ、いやしのはずの家庭がむしろ逆に子供を傷つけ、将来への夢と希望の羅針盤さえも壊すという現実さえ見えております。

青少年の凶悪犯罪が多発し、深刻な問題となっておりますが、大きな原因は家庭にあると思います。平和も明るい社会も、1人1人の人間によって築き上げられるものであります。その人づくりの時期は、ゼロ歳から始まっているのです。ですから、母親は子供が生まれたとき、既に育児教育が始まっているのです。母と子のスキンシップが親子の愛情と信頼を深め、これが真の子育て教育の第一歩なのであります。

人格形成は、この時点から始まっております。どんなに優秀な保母さんであっても、母親にまさるものはないのです。親子の心と心のふれあい、肌と肌のふれあいの、そのぬくもりの中で体も心も成長し、心の豊かな、そして心の優しい子供に成長し、人格が備わっていくものであります。

このように、母と子が深い愛情と信頼のきずなで結ばれ、充実した乳時期を過ごし、そして幼児期を迎えたとき、基本的に生きる能力の上に、さらに人間としての日常生活に必要な諸能力がつくときであります。すなわち、言葉の習得、排せつ、食事、清潔の習慣、基礎的運動能力、さらに、原則的な社会的ルールに立った対人関係などの諸行動能力が育つ時期であります。

しかし、まだ論理的判断や推理の力は弱く、その力は日常生活行動の中で周囲の模倣を通して習得されていくものであります。この時期、幼児の模倣の対象となる周囲の人たちの言動が大変重要になってきます。家の中で幼児と一番接触が多いのは母親であり、母親の言動が最も模倣の対象となるのであります。

幼児の生活範囲は、ほとんど母親中心に限られますことから、家庭生活のあり方、営み方がそのまま幼児の生活になるのです。「子供は親の背を見て育つ」と言われます。言葉の意味がわからなくても、子供は母親のまねをします。母親が正しい判断で家庭教育が行われたとき、子供は立派に成長し、常識ある子供に育つのです。次代を担う子供たちが正しい判断力を持って心豊かに、そして健やかに成長してほしいと心から願うものであります。御見をお伺いをいたします。

次に、児童虐待についてお尋ねいたします。

世帯の核家族化が進んだ影響もあって、幼児虐待が増加し、深刻な社会問題となっております。警察庁の調査では、昨年1月から10月までだけでも虐待で児童40人が死亡、母親47人が検挙されております。

最近、子育てに悩む母親が増えておりますが、児童虐待が社会問題となり始めたのは1970年代以降と言われております。核家族化の中で、子育ての知識は育児書から得るものが多く、書物から得た知識どおりにはなかなかいかないのが子育ての難しさであり、親の悩みなのであります。

多くの調査から、親に虐待された子供は、大人になってから自分の子供を虐待するケースが多いことがわかっております。児童虐待の連鎖を断ち切るためにも、両親が一体となって子供と向き合うことが求められております。

本市では、児童虐待の実態はどうなっているのでしょうか。また、市としてどのように取り組まれるのか、お聞かせください。

次は、中教審の心の教育についてお尋ねいたします。

1998年6月、文部省の諮問機関であります「中央教育審議会」は、幼児期からの心の教育についての答申を当時の町村文部大臣に提出いたしました。これは神戸の児童連続殺傷事件をきっかけに、97年8月に諮問されたものであります。98年3月の中間報告に新たに加えられたのは、家族一緒にの食事を大切にすることや、子供の悩みに答える24時間電話相談の充実などであります。これまで家庭内のことには慎重な姿勢を続けてきた中教審が、あえて家庭のしつけにまで言及したのであります。

「もう一度家庭を見直そう」の項目では、悪いことは悪いとしっかりしかり、思いやりのある子供を育てることの大切さを指摘し、さらに家事の分担やあいさつ、物の与え方など、家庭で守るべきルールをつくり、遊びの重要性などを挙げ、平素の温かい愛情のきずなと信頼関係をもとに、幼少から善悪をわきまえさせるしつけを強調しております。

学校教育については、問題行動には温かく、かつ毅然として対応しようとして、よい子のいきなり型非行の前にあるサインを見逃さないよう指摘し、校内暴力については出席停止も含めて対応し、度を越した暴力行為には警察との連携もためらわないよう求めております。また、地域の大人には他人の子供にも気をかけることや、テレビ局には良質な子供番組の提供を呼びかけております。

このように「中央教育審議会」は、あらゆる分野において教育改革をスタートしました。本市においても、この答申を踏まえて具体的にどのような取り組みをされたのか、お聞かせください。

次に、戦後社会の見直しについてであります。

今、20世紀を振り返ってみますと、洋の東西を問わず、人類は長い歴史の中で狩猟、遊牧、農耕など、それぞれの地形や気象に応じた生活手段を通じ、とうとばれるべき伝統や文化、社会規範を築いてきました。

もちろん、日本にも独自の歴史、伝統、文化があります。私たち日本人は、日本の風土や日本人の精神風土にかなった伝統、文化をつくり上げ、それを親から子へ、仲間から仲間へと伝えてきました。こうした日本の心は長い間、日本人の精神や暮らし、人間関係のよりどころとして機能してきました。

しかしながら、戦後の日本は経済成長に一生懸命になる余り、日本の心の伝承を怠ってきたのではないのでしょうか。また、怠るのみならず、教育や言論の場では、こうした日本の心を否定するような風潮があったのではないのでしょうか。そして、戦後50年以上たった今、日本の社会はどうでしょう。オウム真理教による数々の犯罪、神戸の小学生殺人事件、新潟の少女監禁事件といった、今まで考えられなかったような凶悪、残忍な事件が発生し、ちまたではストーカー犯罪が続発。また、東海村臨界事故や一連の警察不祥事のような職業倫理、責任感を欠いた出来事が起こりまして、教育現場ではまた学校崩壊やいじめ、不登校、家庭では児童虐待、家庭内暴力など。さらには、権利のみを主張し、義務や責任を軽んずるような世の中の風潮。なぜ日本の国がこのような国に変わってしまったのでしょうか。

これらの現象にはさまざまな原因や背景があるでしょうが、その根本には、家族や地域社会のつながりが薄れ、日本人が今まで培ってきた社会規範、道徳観、価値観がもはや力を失いつつあるという現状があるように思えます。日本の心を失った日本人の姿が、今の社会に投影されているのです。今、日本の心を取り戻さなければ、ますます深みに陥り、立ち上がる力を失ってしまいます。

家庭崩壊、教育の荒廃、社会のモラルの低下は、政治、経済以上に深刻な問題であります。ビジョンを持って大胆な改革を進めていかなければ、21世紀への展望は開かれれないと思います。教育は国家百年の大計と言われますが、21世紀を展望した学校教育のあり方について、教育長の御見解をお聞かせください。

次に、少子・高齢化社会と女性の生き方についてであります。

子育てに夢があり、老後が楽しい社会を築くには、そこで女性が自由に働き、幸せに暮らせることが大切なことでもあります。その意味で、少子化問題も高齢化問題も、ともに女性の問題であると思います。

日本の少子・高齢化問題を女性の視点から見ますと、21世紀、日本は人口が減少し、高齢化が進み、既に65歳以上の高齢者は総人口の16%であり、過疎地では既に30%を超えたところもあります。このように人口構造の変化は先進国に共通しておりますが、日本の特徴は、他の先進国に例を見ない急激な速さで進んでおります。

高齢者人口の割合は、1970年に7%であったのが、95年には15%で、わずか25年間に2倍となっております。フランスは110年、スウェーデンは82年、イギリスは46年、ドイツは42年に比べますと、日本のスピードがいかに速いかがわかります。

高齢化が進むと、介護を必要とする高齢者が急激に増えることが予想されます。現在、寝たきりや痴呆、虚弱などのため介護を必要とする高齢者は約280万人に上っており、2025年には520万人に達すると予測されております。日本の老人介護の大きな問題は寝たきり老人が多いことで、ケアシステムやリハビリが進んでいて、寝たきりが極めて少ない北欧とは対照的であります。

高齢化は日本の女性にどのような問題をもたらすでしょうか。現在、日本の平均寿命は女性が84歳、男性が77歳で、女性は7年長生きしています。そのため、高齢者の6割を女性が占めており、ひとり暮らしの高齢者になりますと、その8割が女性であります。寝たきりの高齢者を介護している85%は女性であります。当市も高齢者率が非常に高いのですが、新ゴールドプランの目標量も満たしていると聞いておりますが、まだまだ待機者がおります。

現在の待機者数と施設の今後の見通しをお聞かせください。

少子化は、女性の視点に立って問題解決を考えることが必要であると思います。近年、女性のライフスタイルと価値観が大きく変化してきています。高学歴化によって多くの女性が職業につくようになり、充実した人生を自分で設計するようになりました。それが晩婚につながっている原因の1つでもあるわけです。

晩婚に加えて、仕事を持っている女性が子供を産み育てるのには、いろいろな問題があります。そのため国政レベルでは、平成11年度に自民党、自由党、公明党の3党合意による緊急少子化対策の基本方針を定め、市町村少子化対策臨時特例交付金事業を創設し、国の11年度予算で約2,000億円の少子化対策臨時特例交付金が計上されたところでもあります。

これについては、小樽市にも1億5,500万円ほどが交付され、少子化対策事業として昨年度より実施されていると思います。この少子化対策事業は、子供を産み育てる環境整備に有益なものと思っておりますが、その成果はどうなったでしょうか。この対策だけで少子化に歯止めがかかるとは思いませんが、保育所の待機児童解消など一定の成果を見込んでおり、女性の社会進出のために寄与するものと思っております。今後も継続して少子化対策事業は必要なものと考えておりますが、御所見をお伺いいたします。

男女共生社会の実現についてであります。

高齢社会をマイナスとするのではなく、豊かな果実にするために、女性みずからの力を信じ、その力を発揮していくことが大切であります。男女がともに生きることをエンジョイできる社会、それがいわゆるクオリティ・オブ・ライフの実現であります。

そこで、日本人が日本国民として、世界の人たちと価値観を共有することも求められています。島国根性から脱皮し、外国人に開かれた日本、人種偏見から自由な日本に変わっていかねばなりません。

これからの少子・高齢化社会へ対応していくためには、男性中心社会から男女共生社会へと社会を変えていく必要があると思います。戦いや生産に重きを置く男性原理ではなく、生命や福祉、環境を重視する女性原理が社会をリードする、そういう社会がこれからは求められていると思います。

基本的に女性が喜んで結婚し、安心して子供を産める条件が整備されたとき、出生率は回復できるのではないかなと思います。そのために、男性、女性がともに働き、家庭の責任を果たし合う男女共生社会の実現が望ましいと思います。御所見をお伺いいたします。

最後に、市立小樽病院統廃合における小児専門の医療充実についてお尋ねいたします。

21世紀を迎えるに当たり、現在、少子・高齢社会について議論が盛んに行われております。世界的には年々人口は増加し、60億人を超えております。一方、先進国は人口減少の一途をたどっており、日本の合計特殊出生率は1999年には1.34となり、減少傾向が続いております。21世紀の日本の存立にかかわる社会問題となっている少子化について、さまざまな対応が検討されているところであります。

このような現況の中、他都市ではありますが、小児科が病院から消えるという新聞記事が載っておりました。これは小児科が減る前提に、当然少子化があることだと思います。

調べたところによりますと、15歳未満の小児患者数は、ピーク時の1973年の183万人から1996年には79万人と半分以上となっており、小児科医師の数自体も現在は横ばいに推移していますが、将来は減っていくものと見られております。また、病院全体の経営が厳しく、特に子供の治療費は大人の医療費に比べて低く、赤字の診療科は切り

捨てるという雰囲気ますます強くなってきているものと思われます。

厚生省は今年4月から診療報酬の改定を行い、その中に子供の入院医療や夜間・休日診療に対する診療報酬の改定、本年度から子供の急患や入院に対する体制づくりを始めようとしていることを承知しております。

今、少子化の時代、子供は日本の次代を担う大切な宝であります。子供が少ないからこそ、その命を守るため充実した医療が必要なのではないでしょうか。核家族化の進んでいる現状の中で、小さな命を守るため、ちょっとした症状でも不安になって病院に駆けつけるのが親の気持ちではないでしょうか。特に休日や夜間でも受診できる病院を望んでおります。

現在、市立小樽病院の統廃合に向け、議会などでも論議しているところでありますが、市立小樽病院新築方針を決断されたときは、ぜひ新病院に小児科医療の充実について検討いただきたいと思います。御所見をお伺いしたいと思います。

以上をもって質問を終わります。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

市長(山田勝磨) 久末議員の御質問にお答えします。

初めに、小樽市における児童虐待の実態等についてであります。虐待の疑いも含め、各関係機関において対応した事例が平成11年度で5件、12年度では既に4件となっております。これら9件の処理経過であります。児童相談所と協議し、施設で保護したものの3件、里親に預けたもの1件、継続して監視等を行うこととしたもの4件、状況調査中のものが1件となっております。

また、市としての虐待問題に対する取り組みであります。去る8月25日に福祉部や教育委員会等、関係する部局による「児童虐待防止連絡会議」を設置し、関係する職員の虐待問題に対する研修会の開催や、市民への広報活動等を実施したいと考えているところであります。今後は市内だけでなく、関係機関や団体との情報交換や連携、協力、また市民への啓発活動を推進するため、広く市民各階層にわたる「虐待防止連絡協議会」を設置し、早期発見・早期対応システムの整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、少子・高齢化社会についての御質問の中の施設入所の待機者数についてであります。7月末現在の特別養護老人ホームが387人、養護老人ホームが198人、軽費老人ホームが95人、老人保健施設が21人となっております。

また、今後の施設整備についてであります。現在、社会福祉法人小樽北勉会が軽費老人ホーム「ケアハウス朝里温泉」50人分と、老人保健施設「ラポール朝里温泉」50床を本年11月にオープンする予定であります。

なお、特別養護老人ホームについては、高齢者保健福祉計画に基づき、民間の動向も見ながら、平成16年度までの設置に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、少子化対策臨時特例交付金事業についてであります。小樽市においては11年度、12年度の2カ年にわたる事業として予算づけし、実施しているところであります。この事業は、保育所待機児童の解消を主な目的としているところから、本市においてもこの趣旨に沿って、中央保育所ほか4カ所で待機児童解消のための施設整備を行

っているところであります。さらには、来年度開設を予定している子育て支援センターの建設や、幼稚園、保育所の環境整備を図ることとしており、これらの事業完了後においては、待機児童解消などの少子化対策に効果があるものと思っております。

次に、男女共生社会についてであります。少子・高齢化の急速な進展の中で豊かで活力ある社会を築いていくためには、職場や家庭、地域社会などにおいて男女がともに支え合い、それぞれの個性と能力を發揮して生き生きと活躍でき、そして責任を分かち合う男女共生社会の実現を図ることが大切であると考えております。そのためには、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実や、職場における育児や介護を支援するための環境整備などを図ることにより、職場や家庭、地域における生活がともに成り立つような仕組みについて、社会全体で総合的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、市立病院新築時における小児専門医療の充実についてであります。小児医療につきましては、少子化による患者の減少や、診療報酬上、大人に比べ単価が低くなること、入院患者の季節変動が激しいことなど、いわゆる採算性の問題から、全国的に見て小児科開設病院の減少や小児科医師の減少が大きな問題とされております。

しかしながら、御指摘がありましたように、少子化が進行するにつれて、子供さんをお持ちの家庭では、育児上の不安などから、身近なところで小児医療を受けたいとの要望がますます強まるものと考えます。市としても小児医療の特殊性を踏まえ、医療体制の充実は市立病院の使命の1つと考えますので、今後、懇話会の意見なども参考に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 久末議員の御質問にお答えします。

まず、新学習指導要領を視野に入れた学習活動についてですが、平成14年度から全面实施されます新学習指導要領では、これまでの学校教育に見られる教師主導による知識獲得型の教育を改め、各学校が完全週5日制のもと、ゆとりの中で特色ある教育を展開しながら、みずから学び、みずから考える力などの「生きる力」を培うことが、その基本的なねらいとされております。

教科の指導に当たりましても、児童・生徒の実態に応じて個別指導やグループ指導、繰り返し指導など、個に応じた指導の充実に努めることを求めていますし、教科等の枠を超え、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育活動を展開することを中心とする「総合的な学習の時間」の創設も行われております。

既に本市におきましても、すぐれた技術をお持ちの職人の方々から伝統的な技術を体験的に学び、小樽の工芸品について学習を深めたり、子供たちがテーマを持って市内を歩き、産業や環境について調べ、発表するなどの取り組みが行われております。また、ボランティア活動として福祉施設を訪問し、お年寄りや障害のある方たちとの交流を深める取り組みも進めております。

教育委員会としましても、そのような取り組みに対し、今年度より予算面で援助を行っており、「総合的な学習の時間」でその活用が期待されているコンピュータ整備につきましても、全中学校にデジタル回線を導入しまして、インターネット等の活用を見越した対応を急いでいるところであります。

次に、家庭教育についてですが、少子・核家族化や都市化が進展する中で、若い母親がお年寄りや近所のお母さん方と子育てについて相談したり、悩みを打ち明けたりすることが難しくなっています。このような状況の中で、1人だれとも相談できないまま子育てに追われ、不安を感じている母親が増えている状況にあります。

我が国が男女共同参画社会の形成を目指し、女性の社会参加が進む中で、こうした母親の育児不安を解消するためには、父親が子育てを分担するとともに、地域全体で子供を育てるという考え方に立つことも必要であると思います。しかしながら、母と子が愛情と信頼を深め、子供の幸せを願う母親になるための研さんは大切なことと考えますので、関係部局とも連携をとりながら、家庭教育講座の開設や家庭教育ノートの活用を図るなど、若いお母さん方の子育てを支援してまいりたいと考えております。

次に、「中央教育審議会」の心の教育についてですが、この答申は御指摘のように、学校教育から、さらに家庭教育の教育のあり方にまで踏み込んだもので、注目すべき内容を含んでおります。この答申を受け、文部省では「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」を作成し、全国の小中学生を持つ親に配布をいたしております。その中で、「子供が家で身につけることは生涯ずっと生き続ける」とか、「一緒に食事をするって本当にすごく大切なのかも」と語りかけております。

学校における問題行動、校内暴力については、警察との連携や出席停止、出校停止も必要としておりますが、本市においては、校内外の暴力事故については警察に届け出する事例があります。また、出席停止、出校停止については、そのまま実施いたしますと、当該生徒が家に1人きりになり、指導監督がされにくい状況もあることから、学校において生徒、保護者に対し指導するケースが普通であり、場合によっては被害、加害の両者との面談を用意するなど対応しております。

教育委員会としては、心の教育答申の具体化に向け、「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」の活用について努めるほか、これまでの座学中心から、自然体験や社会体験、ボランティアなどの体験を取り入れた学習を一層充実させていかなければならないと考えております。

最後に、21世紀を展望した学校教育のあり方についてですが、21世紀の学校教育は、教師主導の教育から、児童・生徒が自分で課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、よりよく問題を解決しようとする、「生きる力」を学ぶ教育へと教育の基調の転換が図られるものと考えています。このことについて、平成14年度から新学習指導要領に基づき完全実施となりますが、既に今年度からその趣旨を踏まえた学習活動へと移行措置がとられております。具体的な内容については、新学習指導要領を視野に入れた学習活動にかかわる御質問で答弁させていただきました。

また、現在、非行の低年齢化など、青少年の正義感や倫理観の低下が大きな問題になっております。この点についても、これまでの座学中心の学習から、自然体験、社会体験、ボランティア体験などを取り入れた学習の内容の充実を図り、自然の美しさや偉大さに感動する心などのやわらかな感性や、生命を尊重し、他人を思いやる心など、豊かな人間性をはぐくむ教育をより一層充実していく必要があると考えます。

このような考えに立って、21世紀の学校教育においては、児童・生徒1人1人に、みずからがかけがえのない人間として大切な存在であることをしっかりと認識させ、将来の夢や目標に向かって努力し、よりよい社会を築いていこうとする心をはぐくむことが大切であると考えており、その実現のための教育を推進しなければいけないと考えております。

以上であります。

議長（松田日出男） 以上をもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第6号、第30号、第31号及び第33号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第7号ないし第24号につきましては、同じく議長指名による12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、それぞれこれらに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、まず予算特別委員を御指名いたします。

前田清貴議員	成田晃司議員	松本聖議員
見楚谷登志議員	久末恵子議員	小林栄治議員
佐々木勝利議員	渡部智議員	北野義紀議員
西脇清議員	高橋克幸議員	佐野治男議員

以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。

横田久俊議員	松本光世議員	中村岩雄議員
大嶋護議員	中島麗子議員	古沢勝則議員
新野紘巳議員	次木督雄議員	佐藤利次議員
武井義恵議員	斉藤陽一良議員	秋山京子議員

以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は所属会派において補充することといたします。

次に、議案第34号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する「米空母キティホーク入港に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、米空母キティホーク入港に関する調査特別委員を御指名いたします。

中村岩雄議員	斉藤裕敬議員	古沢勝則議員
見楚谷登志議員	新野紘巳議員	次木督雄議員
小林栄治議員	佐々木勝利議員	渡部智議員
北野義紀議員	斉藤陽一良議員	佐野治男議員

以上であります。

次に、議案第27号及び第28号は総務常任委員会に、議案第29号は経済常任委員会に、議案第25号及び第26号は厚生常任委員会に、議案第32号は建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。請願第17号ないし第38号及び陳情第45号につきましては「米空母キティホーク入港に関する調査特別委員会」に、陳情第42号及び第44号につきましては予算特別委員会にそれぞれ付託いたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ付託いたします。日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。委員会審査のため、明9月14日から9月24日まで11日間休会いたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 6時29分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 松本 聖

議員 中島 麗子

平成12年 第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成12年9月25日

出席議員（34名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員（2名）

20番	佐久間潤子	27番	岡本一美
-----	-------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	小坂康平	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	須貝芳雄
総務部長	藤島豊	企画部長	高橋康彦
財政部長	鈴木忠昭	経済部長	木谷洋司
市民部長	藤田喜勝	福祉部長	田中昭雄
保健所長	山本稔	環境部長	大津寅彦

土木部長 松村光男
港湾部長 兵藤公雄
消防長 多賀俊春
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 磯谷揚一
財政部財政課長 貞原正夫

建築都市部長 山下勝広
小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村誠
監査委員
事務局長 内藤洋
総務部秘書課長 長川修三

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 片岡義一
調査係長 渡辺章
書記 丸田健太郎
書記 斉藤繁幸
書記 大門義雄

事務局次長 須貝則彦
議事係長 佐藤誠一
書記 木谷久美子
書記 牧野優子
書記 中崎岳史

開議 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に成田晃司議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議員の辞職」を議題といたします。

去る9月19日、佐久間潤子議員から、一身上の理由により議員を辞職したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。佐久間潤子議員の「議員の辞職」を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「市立病院調査特別委員の選任」を議題といたします。

ただいま許可されました「議員の辞職」に伴い、市立病院調査特別委員会の委員が欠員となりましたので、その補充員として横田久俊議員を議長において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、市立病院調査特別委員に横田久俊議員を選任することに決しました。

日程第3「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり付託いたします。

日程第4「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を9月27日までの2日間延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第5「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。明9月26日、1日間休会したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時02分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議 員 成 田 晃 司

議 員 新 谷 と し

平成12年 第3回定例会会議録 第6日目
小樽市議会

平成12年9月27日

出席議員（35名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	27番	岡本一美
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員（なし）

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	小坂康平	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	須貝芳雄
総務部長	藤島豊	企画部長	高橋康彦
財政部長	鈴木忠昭	経済部長	木谷洋司
市民部長	藤田喜勝	福祉部長	田中昭雄
保健所長	山本稔	環境部長	大津寅彦

土木部長 松村光男
港湾部長 兵藤公雄
消防長 多賀俊春
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 磯谷揚一
財政部財政課長 貞原正夫

建築都市部長 山下勝広
小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村誠
監査委員
事務局長 内藤洋
総務部秘書課長 長川修三

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 片岡義一
調査係長 渡辺章
書記 牧野優子
書記 中崎岳史

事務局次長 須貝則彦
議事係長 佐藤誠一
書記 木谷久美子
書記 斉藤繁幸
書記 大門義雄

開議 午後 4時30分

議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に見楚谷登志議員、北野義紀議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第34号及び請願、陳情、調査」を一括議題とし、順次、委員長の報告を求めます。
まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 25番、西脇清議員。

（25番 西脇 清議員登壇）（拍手）

25番（西脇 清議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

本年5月に締結された桃内の廃棄物最終処分場埋立業務委託契約書の特記仕様書において、「埋め立てごみの厚さ5メートルに対し30センチメートルの覆土」とした記載があったが、これは廃掃法施行令に定める基準に抵触する明らかに違法な数値である。これは「埋め立てごみの厚さ3メートルに対し50センチメートルの覆土」とすべきところを誤記したものであり、実際の埋め立て処分は業務開始当初から2メートル50センチメートルに対し50センチメートルの覆土で行わせているというが、それをもって直ちに適法とは言いがたい。

また、契約発注時点の搬入廃棄物の見込み量も、資源ごみの分別収集等が進んだことで全体で40%程度減量される見込みというが、契約当初とは大幅に作業量が変わっていることからすれば、再度積算し、入札をやり直すべきでないのか。

同処分場の水処理施設業務委託においては、特定の業者しか持ち得ない下水道処理施設管理技師の資格が入札条件となっていたが、これは実務上全く必要のない資格といえるのではないか。市が意図的に入札業者を特定のグループに絞り込もうとするための条件との疑念を抱くがどうか。

以前、同施設建設の入札に当たり談合疑惑が浮上していたが、結局は疑わしいままに事業が進められた経緯がある。今後、北後志広域連合により巨大な焼却施設の建設が予定されているが、地域内の約8割のごみを排出し、中心的役割を果たすべき小樽市としては、入札に際しては公平性・透明性の確保を図るべきである。したがって、以前に公正取引委員会の警告や勧告を受けたことのある業者は入札対象から外すよう検討すべきではないか。

寅吉沢処分場の埋め立て業務については、例年随意契約の方法により同じ業者に委託されているが、桃内処分場の契約が公募型一般競争入札で行われている以上、一廃と産廃との違いこそあれ同様の入札方法に切り替えることが当然と思うがどうか。

教育長が道教委に対して行った職員配置の要請は、あたかも3校の廃止が前提ともとれる内容であり、教育委員会の議決を経ずに行われたことは明白である。教育委員会規則に委任事務として定めのない事項を教育長が行ったものであり、明らかに越権行為と思うがどうか。道教委の職員配置に関する調査に間に合わせるべく、事前に各委員の了承を得たとのことだが、正規の手続を経ず事を進めるという態度は教育委員会の形骸化を招くばかりでなく、みずから適正配置計画のスケジュールに無理があることを示す結果になったのではないか。また、必ずしも市民合意が得られているとは言いがたい現状にかんがみ、少なくとも1年間は延期すべきと思うがどうか。

教育条件の改善を名目として学校適正配置計画実施計画に基づき市内3中学校を廃校にするとすれば、必然的に市内全体での教職員や養護教員、用務員数などは減ることとなる。教育環境はますます悪化するのではないか。また、対象校生徒のアンケートにおいて適正配置に反対する意見も多い中、同計画を推し進めるというのでは、結果として子供の権利条約に基づく意思表明権をも認めないことになるのではないか。市教委は「理解は得られている」としているが、保護者、関係者の反対意見は後を絶たない。同計画は白紙撤回すべきと思うがどうか。

学校適正配置計画実施計画により、市内3中学校が廃校になるとのことであるが、形式的な手順をとっているものの、保護者や関係者の意見・要望を十分に聞き、反映させてきたかは疑問である。今後とも鋭意話し合いや協議を継続すべきと思うがどうか。

市教委は教育環境の整備が目的というが、学校適正配置だけですべての教育問題の解決は図れない。あくまで適正配置は環境整備のステップの一つにすぎず、今後とも必要な部分には十分に予算をかけて整備に努めるべきと思うがどうか。

学校適正配置に当たっては、友人がいるからこちらの学校に行きたいなどといった子供の切なる希望を十分に聞き入れ、実施することが望まれる。今後、通学区域の弾力的な取り扱いを強く望むがどうか。

小樽市における入学式、卒業式の国旗掲揚率、国歌斉唱率は、全国平均と比較して著しく低い。国旗・国歌の歴史的経過に対する教師の思いが強いことが理由というが、学習指導要領でも「指導するものとする」となっており、教師個人の考えを教育現場に持ち込むことは問題と思うがどうか。また、札幌市教委が卒業式や入学式での国旗掲揚、国歌斉唱の完全実施を求める職務命令として通達を発したが、本市においても同様の職務命令を出す考えはあるのか。

札幌市教委による職務命令の通達は、教職員や児童・生徒はもちろんのこと、保護者にまで日の丸・君が代を強制するものである。教育現場で強権的な方法をとること自体、個性を育て、伸び伸びとした教育の実現に反する行為ではないのか。

市はこれまで、原爆被爆の写真展や映画上映等の平和事業を行ってきたが、参加者は年々減少する傾向にある。より多くの人参加しやすい開催場所を検討するとともに、例年同様に写真展や映画だけというのではなく、戦争体験を語り継ぐなど、参加を一層喚起できるような創意・工夫に努めるべきと思うがどうか。

また、戦没者追悼式は、式典の中で階段の昇降が前提となっているが、遺族参加者の高齢化が進む中、市内小中学校の体育館を利用して対面方式にするなど、高齢者に配慮した式典方式に変更すべきと思うがどうか。

現在、学校トイレに関してアンケート調査を実施中とのことだが、児童・生徒の意見を十分に反映させた内容で、順次トイレ改修工事を進めてほしいがどうか。

学校給食におけるPC食器や、学校、病院、保健所等で使用されていた塩ビの手袋等、環境ホルモンの溶出やダイオキシン発生の可能性が指摘されているものについては、それら危険性が完全に明らかになるまで待つという姿勢ではなく、市民の安全を守る立場から、英断をもって使用を中止する態度が重要と思うがどうか。

道教委が取りまとめた「公立高校適正配置計画(案)」では、桜陽高校が1間口削減となっているが、これは数の論理に基づき機械的に行われるものである。むしろ今後の教育をどうするかという視点が重要であり、機械的な間口削減に歯どめをかける何らかの施策を道教委に求めていく必要があると思うがどうか。

昨今、IT革命が国の重点的な施策としてうたわれる中、本市においても職員のOA研修を積極的に推進してき

ているところであるが、その講師は市職員であり、限界もある。高度な内容にも対応できるよう、外部講師の招聘や講師となる職員の研修等も検討すべきではないのか。また、庁内LANを全庁的に構築し、職員間で情報の共有、発信ができる体制づくりを行うことは、事務の執行上極めて有効である。実施計画等を作成し、順次進めていくべきと思うがどうか。

これから新たに事業を展開したいという起業家に対する融資制度は通産省や道にあると聞くが、本市への若年層の定着という面からも、独自の制度を確立し、積極的に若者の事業参入に向けた意欲を後押ししていくべきと思うがどうか。

市が行った海水浴場対策委員会への貸付金については、ドリームビーチの駐車場収入から償還が行われているが、現在までの償還状況は決して良好とはいえず、また職員による不祥事で1,500万円に上る着服が生じたこともあり、7年後の償還期限での完済はほとんど難しいと言わざるを得ないがどうか。

小樽水族館はこの10年間に入場者が激減しているが、同館が位置する祝津地区は国定公園に指定されている風光明媚な土地柄と、日和山灯台や鯨御殿などが集中する市内有数の観光スポットである。しかしながら、旧水族館時代の残骸が26年間も放置され、美観を損ねている。至急撤去すべきと思うがどうか。また、それら施設間の回遊性が高まれば、水族館のみならず地区全体の活性化につながるものと考えますが、海岸沿いからの導線を確保するため、現在、金網で閉ざされている日和山灯台へ通ずる道に出口を新設すべきではないか。

一方、祝津漁港内の観光船の発着場については、現在、港内の漁民の作業を優先させるため定まっていないが、乗降客からは不便を感じるとの声も多い。祝津前浜の整備を積極的に行い、発着場の移設を検討してみてもどうか。

都市に住む住民が自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を兼ね備えたグリーン・ツーリズムについては、働く意欲と能力を持つ高齢者の生きがいづくりにもなることであり、市も積極的に支援する観点から、農業者に対して遊休農地の利用を前向きにお願いすることはできないか。

港町埠頭3番バースは、水深マイナス14メートルの計画であるが、航路や泊地に問題があり、パナマックス級の船舶が接岸できない状況にある。これらの整備は平成15年度以降に策定される第10次小樽港港湾計画で検討されると聞くが、現在、石狩湾新港でも小樽港の倍近い巨費を投じて、同水深の岸壁工事が進められているため、先に供用開始となることは必至である。本港優先とは名ばかりで、常に後手になっているのが実態ではないのか。

平成8年に策定されたごみ処理基本計画では、市独自で焼却施設を建設する予定であったが、国からは平成11年に閣議決定されたダイオキシン対策推進基本方針等に基づく広域処理による計画でなければ国庫補助がない旨の通知があり、道との協議でも同様の趣旨が示されたという。しかしながら、国の方針が示される以前の計画でもあり、また、ごみ処理が公共団体の自治事務であることを考えれば、補助金交付を盾に変更させるというのは、まさしく地方自治法に規定する国等の関与に当たると思うがどうか。

北後志6市町村広域連合による焼却施設の建設が予定されているが、ごみ質分析やカロリー計算をした上で、生ごみの固形化等、全体の熱効率が下がらない方法を研究し、費用の軽減に努めるべきと思うがどうか。また、桃内が重要な建設候補地の一つとされていることから、市は地域の安全確保に主眼を置くべきである。専門家による説明会を実施するなど、住民の不安を払拭する必要があると思うがどうか。

クリーンパトロール車は平成11年度をもって廃止されているとのことだが、市街地から離れた場所では、依然と

してごみはらんし、目に余るような状態も散見される。また、来年から「家電リサイクル法」が施行されることに伴い処分費用が有料化されると聞かすが、これは結果としてさらなるごみの不法投棄につながるのではないかと危惧がある。庁内関係部局との連携を図るとともに関係行政機関との協力体制を密にし、パトロールの強化や市民への地道な啓発活動を行っていくことが必要と思うがどうか。

環境に対する配慮から、全国の自治体においてISO 14000シリーズの取得が相次いでいる中、本市の取り組み状況はどうなっているのか。環境部として業務が山積している現状は十分に理解するが、この問題を後回しにすることなく、日常業務と並行して研究に入ってもらえないか。

本年4月からの介護保険実施とともに、全国的に種々の問題点を指摘する声が上がるとともに、国や各自治体も問題解決に向けた見直しが必然的に迫られているところだが、市は現状把握に努めるためにも在宅サービス事業者や介護保険施設で働く職員など、現場の声を聞くことが大切と思うがどうか。また、10月からの1号被保険者の保険料徴収に向けて、市は制度に対する一層の理解を求めため「はつらつ長寿シルバー情報」を全戸配布するということだが、単に配布したらそれで理解が得られるとする態度ではなく、きちんとアンケートなどの追跡調査を行い、検証していくことが必要ではないか。

10月から65歳以上の介護保険料の徴収が開始となり、被保険者のうち年金月額が1万5,000円以上であれば年金から天引きを余儀なくされ、1万5,000円未満であれば納入通知書で納めることとなる。現状でも、介護保険サービスの利用料が高いため各種介護サービスの利用を我慢している方も多いにもかかわらず、その上保険料が徴収されれば、さらに高齢者の生活を圧迫する事態を招くのではないか。このほど、留萌市、稚内市などが低所得者の保険料全額免除を打ち出しているが、本市も同様の制度を早急に策定すべきと思うがどうか。

本年4月から社会福祉協議会が実施する訪問介護事業に対して、市は年度内に予定される赤字分の補てんとして年度当初に3,100万円の補助金を交付している。その際、それ以上は収支不足を生じさせないように指導し、社協からは経営努力をするとの返答であったが、実施当初から損失が続く現状から見て、市の指導不足は否定できない。また、社協みずからが人件費の抑制など抜本的な見直しを行わなければ、来年度以降も恒常的に市が補助していくことが予想される。そうであれば極めて問題と思うがどうか。

21世紀プランでは、東南地区におけるコミュニティセンター設置がうたわれているが、例えば旧朝里共同住宅跡地や新光大橋付近が設置場所として適当と思うがどうか。現在、望洋台・朝里間に公的交通機関はないが、コミュニティセンター開設時には、利用者の利便を図る視点から、仮に民間バスで採算が合わなければ、市が助成するコミュニティバスの導入も考慮すべきでないか。また、さらなるサービスの充実を図られるよう、図書館の併設も検討してほしいがどうか。

青少年の犯罪が多発しているが、この解決には幼児期からの心の教育が非常に重要である。子供の人格形成は基本的には家庭教育にあると思うが、保健所や病院の小児科・産婦人科で実施する乳幼児健診などのさまざまな機会を有効に活用し、関係機関との連携を図りながら、親の子育て教育に取り組むべきと思うがどうか。

公営住宅の特定目的住宅では、足腰が不自由な身障者が2階以上に住んでいる例が見受けられる。階段の段差を少なくするとかスロープにするといった構造上の変更を行う考えはないか。また、1階に入居してもらうなど、何らかの配慮を検討すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、中島委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第33号及び陳情第44号につきましては、採決の結果、議案は否決、陳情は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第42号につきましては、継続審査と採択と不採択とに意見が分かれ、採決の結果、不採択と決定いたしました。

次に、議案第4号、第5号、第30号、第31号につきましては、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、いずれも可決と全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 次に、議案第1号に対し、中島議員ほか5名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、我が党提案の「小樽市介護サービス利用奨励手当支給条例案」に関連する予算修正案について提案説明を行います。

介護保険制度は、これまで家族に任されていた介護を社会全体で対応するとし、高齢者の自立とよりよい生活を目指して適切な介護サービスを提供するものです。これまでの措置制度から、社会保険方式の導入で、高齢者自身にもある程度の負担をしてもらい、そのかわりにサービスを選べるとされています。しかし、始まってから6カ月、介護現場の実態は、1割の利用料が重い負担になり、受けられるサービスも受けず、これまで利用してきたサービスすら減らすなど、介護の必要性ではなくお金の有無で受けるサービスが決まる状況です。ケアプランを立てるケアマネジャーの皆さんは、「私たちはケアマネジャーではなくマネーマネジャーだね」と言っています。

高齢者の自立促進どころか、週2回楽しみにしていたデイ・サービスを1回に減らして元気をなくしてしまったお年寄りがいます。介護の家族負担の軽減どころか、寝たきり状態の介護料の負担が大きいために、サービスを減らし、家族間で見ることになった例があります。サービスを選べるところか、申し込んだら満員で待たされる事態です。介護保険になってから介護サービスが受けにくくなったということでは、制度の根幹にかかわる問題です。また、介護保険のサービス提供はほぼ民間業者任せのため、コムスの撤退に見られるように、事業として成り立たないときはサービス提供ができなくなります。介護サービスの利用拡大を図ることは今後の介護保険制度の安定化のためにも重要な課題です。

東京の武蔵野市では、サービスの利用料金を3%に軽減して、ヘルパーの利用が1.9倍と増加し、大きな成果を上げています。道内の栗山町では、本条例案同様に介護サービス利用奨励手当金を支給してサービス利用を拡大しています。我が党の修正案は、介護サービスを受ける要介護3以上の利用者に対し、月1万円の奨励手当金を給付し、利用料の負担軽減を図り、介護サービスの利用促進を進めるものです。

介護保険が新しい制度として、すべての高齢者のよりどころになるように、すべての皆さんの賛成をお願いして

提案とさせていただきます。(拍手)

議長(松田日出男) これより修正案を含め一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、我が党提案の修正案に賛成、原案反対、以下、議案第4号、第5号、第30号、第31号に反対、第33号の我が党提案の「在宅介護サービス利用奨励手当支給条例」は賛成、陳情第42号、第43号は採択の討論を行います。

主な点のみ申し上げます。

第1号議案のうち、学校適正配置に関連する補正予算に反対です。

我が党が早くから指摘してきたように、来年4月実施は無理があることが議会を通じて一層明らかになりました。市教委は、来年4月から石山、東山、住吉の各中学校を廃止し、3年生のみ母校で卒業としたため、各中学校とも2クラスとなり、教員が足りず、道教委に教職員の加配を要望することになりました。説明会で多くの父母や校長から強く要望されたからと説明しています。これは要望されなくても、アンケートの第3案を実施すれば当然解決しなければならない課題です。だからといって、市教委が3つの中学校の廃校を議決しないうちに、事前の了解をとったからといって、6月19日に道教委に教育長の名前で要望書を提出するという違法行為を行っていいということにはなりません。

そもそも市教委が議決もしていないのに、学校の廃校という重大な問題で教育長に事前の了解を与えること自体間違っています。一体何のために市教委は関係者の意見に耳を傾けながら慎重に協議をしていたかわかりません。例年の教職員の配置に関連して、道教委は5月末に各教育委員会から事前に状況を聞き取るのとことですが、これに間に合わせるため、違法なことをやらなければ来年4月から中学校の廃校が行えなくなる。これが本音です。このことをはじめ、多くの父母が来年実施に納得がいけないと言っているのに強引に進めること自体大きな間違いです。

この間の経過に照らせば、来年4月実施自体が無理なことです。賛成の立場からしても、少なくとも実施を1年延期して、この期間に父母や教職員、地域の関係者の合意をとることが最小限の義務です。関連の予算、議案の撤回を強く求めるものです。小樽の子供たちにかかわる重大な問題を、こんな乱暴なやり方で進めることには断じて反対です。こんなやり方でも結構ですと議会が認めるなら、今度は小学校の統廃合も同じことを繰り返すでしょう。我が党として、こんなやり方で小中学校の適正配置を進めることは絶対に認められないことを申し添えておきます。

次は、介護保険です。補正予算にこの10月から65歳以上の方からの保険料の徴収の予算が計上されていますが、我が党は反対です。

代表質問や予算特別委員会の質疑で明らかになったように、4月から始まった介護保険の最大の問題点で直ちに改善しなければならないのは、利用料の1割本人負担の軽減です。当初、在宅介護サービス利用者を3,450人程度と想定していましたが、現に利用されている方々は1,400人程度です。予想よりも2,000人も落ち込んでいます。しかも、サービスを受けている方々の利用料の平均は5,000円余りで、支給限度額の30%台です。この事実一つと

っても、利用料金の1割負担がどんなに重圧になっているか明白です。この改善に一切手をつけず、この10月から何の断りもなく年金から保険料を天引きする、年収18万円以下の人からは、職員を直接出向かせて取り立てる。こんなむごいことをやるというのが補正予算です。こんなことに賛成できないのは当たり前ではありませんか。

政府は、自治体が保険料の軽減を独自に行うことの妨害を始めました。重ね重ね許しがたいことで、自治体への干渉をやめることを要求します。我が党は介護保険を国民の願いにこたえたものとするために、緊急に利用料の本人負担の限度額を3%以下に抑えること、住民税非課税の方を免除する減額・免除制度をつくること。特に10月からの保険料の徴収は延期することはどうしても必要です。先ほど指摘したことがその理由です。これをそのままにして10月からの徴収は認められません。

これらの実現に向けて、我が党は市民の皆さんと力を合わせていくものです。差し当たり我が党提案の議案第33号の可決で、要介護3以上の方々の負担軽減を図ろうではありませんか。ぜひ賛成していただきますようお願いする次第です。

最後に、今議会で再三問題となり、会期の延長まで引き起こした法令、条例などを無視する市政執行について一言申し上げておきます。

山田市政になってから職員の不祥事が相次いで明らかとなり、前任者時代のこととはいえ市民の強い批判を浴びました。これがきっかけとなり、職員倫理規程の素案が定められました。この倫理規程素案の発表と時を同じくして、今議会で法令、条例違反が、大観覧車の建築や桃内ごみ最終処分場の契約など、議会側によって指摘をされました。間違いはあり得ることです。問題は、これが明らかになったときにどう解決し、二度と起きないようにするかです。市民から見て、なるほどと思われる、理にかなった解決策でなければなりません。

ところが理事者側は、大観覧車のときは条例違反のミスを認め、謝罪するから工事は続けさせてくれ、ごみ処理場のときは法令違反、これを認めつつも、単なる数字の書き間違いと、聞きようによっては事実上の開き直りです。こういう態度では、また起きるのではないかと心配です。今後、倫理規程にうたわれているように、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないとの基本に立って、関係法令に規定する服務上の義務を遵守し、公務員としての信用を損なうことのないよう指摘をし、討論といたします。(拍手)

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 2番、前田清貴議員。

(2番 前田清貴議員登壇)(拍手)

2番(前田清貴議員) 自由民主党を代表して、当委員会に付託されております市長提案の議案はいずれも可決、共産党から提出の議案第33号及び、これに関連して提出された議案第1号に対する修正案は否決、陳情は両件とも不採択と決することを主張し、委員長報告に賛成の討論をいたします。

とりわけ陳情第42号、第44号につきましては、中学校適正配置計画実施計画の延期、白紙撤回を求めるものがありますが、同実施計画につきましては、当市議会としても、学校適正配置の重要性にかんがみ、改選後直ちに学校適正配置等調査特別委員会を設置の上、これまでも慎重なる審議、検討がなされました。そうした中で、教育委員会から実施計画案が示され、去る8月2日に同委員会において実施計画として承認、決定されたものであります。この間、教育委員会は、地元町内会をはじめPTA、学校関係者などに対してたび重なる説明会を開催し、その中

で十分に話し合いが行われ、結果として多くの方々の御理解が得られたものと承知しております。

よって、自由民主党としては、平成13年春の中学校適正配置の実施に向け、市教委が積極的に取り組まれるよう強く望むものであります。したがって、議案第30号「小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案」には賛成の態度を表明するものであり、適正配置の延期、白紙撤回を求める陳情第42号、第44号には不採択を主張します。

また、共産党提出の議案第33号は、介護度により一律に月額1万円を支給する内容であり、議案第1号修正案はそれを受けた形で提案されておりますが、介護制度を十分理解したとは言いがたく、弱者対策に名をかりたばらまきの姿勢のあらわれとしか言いようがありません。

以上をもって討論といたします。(拍手)

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 32番、高橋克幸議員。

(32番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

32番(高橋克幸議員) 公明党を代表し、委員長報告に賛成の討論を行います。

議案第1号ないし第6号、第30号、第31号については賛成、議案第33号は反対、陳情第42号及び第44号については不採択といたします。

まず、今回策定された小樽市中学校適正配置計画実施計画について、その策定経過を振り返って再検討してみますと、小樽市小中学校適正配置計画基本方針が平成11年3月に決定され、同年8月に実施方針、そして同年11月に中学校適正配置計画実施計画策定の考え方が策定され、平成12年1月、小樽市中学校適正配置計画実施計画案、同年6月、実施計画案についての考え方が出され、その間、保護者、地域、また教育関係の諸団体からの意見を取り入れながら、またアンケート調査も踏まえた上で今回実施計画が策定されたわけであります。一部、意見の集約について不手際が見られましたが、おおむね生徒、保護者の要望・意見に沿った形で柔軟に修正をされ策定されたことについては、評価されるものと思っております。

生徒、保護者の意見や要望がまだ十分に取り入れられていない、あるいは、実施期日や方法について不満が残っているとの指摘については、権利主張という点では、個人の権利を主張することは当然ですが、逆にほかの第三者の権利主張をも平等にを前提としており、それら主張相互のぶつかり合いの中で、必ずしも自己の主張をすべて実現できるとは限らないと思います。

小中学校の適正配置計画については、長い時間をかけた特別委員会の議論の中で繰り返し確認をされているとおり、議論の出発点を教育条件の向上に据えて、そのための方途を探る中で選択肢の一つとして、少子化時代を乗り越えるため、よりよい方向へと考えられたのが適正配置計画であり、それは冒頭に確認した議論経過を見れば明らかであります。

以上の理由により、我が党は小樽市中学校適正配置計画実施計画のスムーズな実施を求め、委員長報告に賛成の討論といたします。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

(21番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

21番（佐々木勝利議員） 民主党・市民連合を代表し、委員長報告のうち、付託案件、議案第1号ないし第6号、議案第30号ないし第31号は賛成、議案第1号の修正案、議案第33号、共産党提案の「小樽市在宅介護サービス利用奨励手当支給条例案」については反対の態度を表明し、陳情第42号「小樽市中学校適正配置計画実施計画」延期方については継続審査を、陳情第44号「小樽市中学校適正配置計画実施計画」白紙撤回方については不採択の討論を行います。

特に平成12年度一般会計補正予算の中の学校予算についてであります。

校舎等施設整備、中学校校舎一部改修事業工事 2,300万円、菁園中学校新校舎建築費、平成12年度分 2,000万円、学校給食単独校給食室整備費 650万円と、いずれも中学校適正配置実施計画の関連予算が提案されています。私も民主党・市民連合は、これまでも小樽市の教育環境の充実を図ることの重要性について強く訴えてまいりました。地方分権の流れの中で、すべての子供たちに豊かでゆとりある教育を保障するため、市教委の責任において、中学校の施設設備の充実を含めた教育諸条件の整備・充実を図ることが急務であることを主張してまいりました。

今回の学校配置の見直しについては、あくまでも教育諸条件の改善、向上を目的とし、安易な統廃合はすべきでないことを強く指摘してきてまいりました。そのため、私も民主党・市民連合は、適正配置計画を進めるに当たっては、いろいろな面から調査研究し検討を重ねていくことを、それから、短兵急な開催回数だけでなく、審議を十分行うこと、また、教育問題等も絡むことから、慎重審議が必要であることを考え、今日まで審議を進めてきました。さらに引き続き審議が必要であると考えています。

しかし、予算、条例議案の可否が求められている現状に立ち、これまでの質疑の中で、市教委の主体性に基づく対応など一定程度明らかになった点や、さらに、教育条件整備につながる道筋が見えてきたことなどを考慮し、議案については賛成いたします。今後においてまだまだ多くの課題がありますが、これまで以上に保護者、教職員、子供たちの意見に耳を傾け、市民合意を求めて誠意ある対応を望みます。

次に、今回付託された陳情2本についてであります。

陳情第44号は、「小樽市中学校配置計画実施計画」白紙撤回方についてであります。この陳情趣旨の中に書かれている、今置かれた教育の現状認識については一致するところです。さらに、安易な学校統合は避けるべき、この点についても同感であります。この点を避けるために昨年6月から小樽市小中学校適正配置調査等特別委員会を設置し、その責任において、これまでも審議し、これからも教育条件の改善に向かって知恵を出し合い審議していかなければならない時点に来ている。そのことからして、白紙撤回、すなわちゼロに戻すことについては現実的に無理であり、受け入れがたいことを表明いたします。

ここで、広報おたる9月号に寄せられた子供の声を紹介し、考えてみたいと思います。題は「伝統の灯を受け継いで」、石山中学校2年男子、菅原彰紘君の声であります。

「僕が通う石山中学校は、山の上にある珍しい円形校舎で、晴れた日には小樽港を見おろせます。この景色を目に焼きつけて数多くの卒業生が巣立った石中ですが、適正配置の計画により、2年後にはなくなる予定です。そのため、全学年で過ごす時間は今年が最後となりました。僕が3年生になるとき、石山中は3年生だけの学校になります。しかし、寂しく静かな学校にだけは絶対にしません。石中の取り柄でもある明るさをモットーに、活発な学校にしていきます。そして、先生や先輩、数多くの人たちから学んだ大切なことを生かして、石中の伝統を僕たち

の手で守り抜いていきます。僕は今、この石山中学校の生徒であることを誇りに思っています。たくさんの思い出をつくり、これからの中学校生活を送っていきたいです。この菅原君の子供の声をどんな思いで受けとめましたか。子供たちの意見、願いや期待に、まじめにしっかりこたえていかなければならないと思います。

陳情第42号は、「小樽市中学校適正配置計画実施計画」延期方についてであります。この陳情の趣旨は、実施時期については問題が残りますが、今後のこの計画のあり方、進め方など、現実的対応を求めたものであり、強い要望と受けとめ、改めて継続審査を主張します。

なお、継続審査が否決され、賛否の態度が問われた場合は自席にて棄権とさせていただきます。

以上、討論を終わります。(拍手)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 7番、松本聖議員。

(7番 松本 聖議員登壇)(拍手)

7番(松本 聖議員) 市民クラブを代表して、ただいまの委員長報告につき、陳情第42号「小樽市中学校適正配置計画」延期方について、委員長報告に反対して、継続を主張する討論をいたします。

私たちは、適正配置計画そのものに肯定の考えでありますので、あわせて提出されております陳情第44号については、委員長報告に賛成して不採択といたします。

陳情第42号については、平成13年度実施の延期は問題の先送りとなり、本質的解決になるかどうかは疑問であります。また、議案第30号「小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案」に賛成することは、当然実質的に計画容認の一面を持つことは否めませんが、反面、本陳情により、すなわち陳情第42号であります。子供、保護者の不安がまだ払拭されていないということを強く感じました。

よって、適正配置により特別な環境に置かれる子供たちのことを考えるとき、ぎりぎりまで対話を重ねるべきという意味で、陳情第42号については改めて継続を主張し、討論といたします。

なお、継続が否決され、賛否を問われた場合には自席にて棄権とさせていただきます。

以上です。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第33号、陳情第44号について一括採決いたします。

委員長報告は、議案は否決、陳情は不採択でありますので、原案について採決いたします。

議案は可決、陳情は採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、議案第33号は否決、陳情第44号は不採択と決しました。

次に、陳情第42号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、継続審査は否決されましたので、次にお諮りいたします。採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、陳情第42号は不採択と決しました。

次に、議案第4号、第5号、第30号、第31号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

23番(武井義恵議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されております議案第7号ないし第24号につきましては、去る9月13日に開催されました当委員会におきまして、採決の結果、いずれも継続審査と全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより議案第7号ないし第24号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、米空母キティホーク入港に関する調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 17番、小林栄治議員。

(17番 小林栄治議員登壇)(拍手)

17番(小林栄治議員) 米空母キティホーク入港に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

市長は、日米地位協定を根拠に米空母の入港要請を全面的に拒否できないとしている。しかしながら、神戸市議会では、地位協定に左右されることなく、外国艦船の入港に際し非核証明書の提出を義務づける内容の決議を可決し、それに基づき自治体独自の判断が行われている。同協定は安保条約に基づく日米政府間の取り決めであり、港湾管理者の長である市長がその内容に拘束される必然性は全くなく、当然に外国船舶に対しても市の港湾施設管理使用条例等が適用されるものである。市民が安心して暮らしたいという切実な要望にこたえるべきであり、地方自治体の長として、毅然とした態度が求められていると思うがどうか。

60年安保改定時の国会における政府答弁は、緊急時の民間港への入港は認めるものの、いつでも自由に使用できるものではないとしているが、現在、政府みずからがこの立場を無視している状況にある。また、インディペンデンス入港に際して、市は日米地位協定において米政府が支払い免除されている入港料、係船料を日本政府との取り決めで徴収している。そうであれば、協定に拘束されるべきは日米両政府であり、このことから、市は協定とは関係なしに独自に判断できるのではないか。米艦船入港の判断に当たっては、地位協定が市長に網をかけているものではないことを自覚すべきであり、あえて日本政府と同じ立場に立つ必要はないと思うがどうか。

市長はこれまで、「事前協議がないため核の持ち込みはない」とした外務省見解に全幅の信頼を寄せ、米艦船の入港を認めてきたが、先般、情報公開された国務省文書により、「核積載艦船の入港は事前協議の対象外」とする核密約の存在が明らかとなっている。従前同様の外務省回答文書だけでは、全く非核の証明となるものではない。早急に非核港湾条例を制定し、入港時に非核証明書の提出を義務づけるべきではないのか。

キティホークと艦載機の装備に関するアメリカ領事館からの回答には、核兵器の有無については明言されていない。しかしながら、1955年以降、米高官が第7艦隊を含む外国駐留艦船は核武装していると繰り返していることからすれば、疑惑を抱かざるを得ないがどうか。また、キティホーク及び艦載機に装備される20ミリ機関砲等は湾岸戦争などで使用された劣化ウラン弾を発射できる装備である。日本では劣化ウランは原子力基本法に基づき平和利用が義務づけられる核燃料物質であることから、仮に積載されていれば極めて問題であると言わざるを得ないがどうか。

小樽港は、多い年では4隻、平均でも2隻程度の米艦船が入港するなど、その数は全国の民間港の中でも群を抜いている。これでは事実上の軍港と言わざるを得ないのではないか。小樽の平和と安全を守ろうとする世論の高まりは当然のことであり、これら願意にこたえるべき責務は市長にある。入港を認めるか否かの判断に当たっては、港湾関連業者のみならず、広範な市民の意見に耳を傾けるべきと思うがどうか。

9月4日付で海上保安庁からパス手配方の依頼があったと聞くが、港湾施設管理者として港内の安全確保を図

るべき見地から、逆に港則をつかさどる海上保安庁に対し、港則法等の関係法令に基づく範囲内での核兵器搭載の有無に関する照会についても検討すべきと思うがどうか。

米空母キティホークと同時期に外国船籍の大型貨物船が入港予定というが、船の規模からして、いずれも勝納埠頭1番バースへの接岸が予想される。仮に日程的にバッチングする場合には、商業港である以上は当然に貨物船を優先すべきと思うが、何よりも米艦船には港湾施設は利用させないという態度を表明すべきではないか。

米空母の入港を許可するとすれば、港湾貨物の荷役作業のおくれや交通渋滞は言うに及ばず、不慮の事故が起こった際の消防体制や病院の受け入れ体制の確立、あるいは見物客や米艦自体から出されるごみの分別回収等、さまざまな問題が懸念される。また、沖縄では米兵による犯罪が後を絶たず、今回も乗組員による事件・事故の発生が懸念されている。市民の生命・財産を守り、平和な商業港としての発展を期する立場を明確に表明し、市長は勇断をもって入港を拒否すべきと思うがどうか。

前回のインディペンデンス入港に際して、実際に対応に当たった各部局での検証の結果はどうであったのか。小樽港は道内でも米艦船の入港数が突出しているが、ポートセールスの観点からすればイメージダウンであり、商業港としての信頼を大きく失いかねないと思うがどうか。

港湾機能に障害を来すときには、当然に受け入れを拒否すべきである。これは単にバースの競合といった問題だけではなく、本来、関係者以外立ち入りが禁じられている埠頭では、搬入、搬出作業をはじめとした港湾機能の支障となることを第一義的に考えていくべきではないのか。仮に受け入れとなった場合でも、一般公開は行わないよう強く申し入れるべきと思うがどうか。

核兵器搭載の有無に関する外務省や防衛庁の見解は、あくまでも外交レベルでの判断である。市長は市民の生命と財産を守る立場から、単に文書による回答をうのみにすべきではない。確証が得られるまで取り組むといった主体性を打ち出すことが、今市長に求められていると思うがどうか。

現在、学校現場においてさまざまな平和教育が進められる中、再度、動く基地と称される米空母の入港を認めていくのでは、教育的配慮に欠ける態度と思うがどうか。市長はあくまで平和な商業港としての発展を期すると言うのであれば、この際良識的な判断を行うべきではないのか。

米空母の入港については、港湾機能への影響、入出港時の安全性、核搭載の有無を確認の上判断するというが、それだけでは市長の政治姿勢が見えてこない。日米安全保障条約の考え方を踏まえ、この問題については当然に容認すべきであり、確固たる基本姿勢を表明すべきと思うがどうか。

米空母入港は、直ちに軍港化や戦争につながると危惧する声もあるが、日米安全保障条約やそれに基づく日米地位協定は、アジアの安定や経済発展にも寄与する一方で、平和を脅かすものへの一定の抑止力となっている。今回の入港は友好親善や乗組員の休養を目的としたものであれば、何ら問題がないと思うがどうか。

外国船籍の大型貨物船と岸壁使用の時期がバッチングする可能性もあると聞くが、そうであれば、単に片方を断るという態度ではなく、事前にどちらかの入港日を変更してもらうなど、積極的な調整に乗り出すべきではないのか。

米空母の入港を許可する場合には、予想される交通渋滞の解消や港湾荷役作業への影響、とりわけ港湾施設全体への安全確保等について、最大限の努力を傾注すべきと思うがどうか。

小樽港の軍港化、準軍港化を懸念する声も多いが、港湾管理者である市長が商業港としての発展を期すと発言し

ている以上、早計な考えと言わざるを得ないがどうか。

インディペンデンスの入港にあっては、マイナス面ばかり取りざたされるが、市としてはJRやバスといった各種交通機関の利用増による経済波及効果など、プラス要因として積極的に評価すべきではないのか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

議案第34号、請願第17号ないし第38号、陳情第45号につきましては、議案は継続審査と否決に、請願、陳情は継続審査と不採択に意見が分かれ、採決の結果、賛成少数により、議案は否決と、請願、陳情はいずれも不採択と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 13番、見楚谷登志議員。

(13番 見楚谷登志議員登壇)(拍手)

13番(見楚谷登志議員) 自由民主党を代表して、委員長報告どおり、共産党提案の議案第34号「小樽市非核港湾条例案」は否決、請願、陳情はいずれも不採択と決することに賛成の討論をいたします。

米空母キティホーク入港の問題につきましては、これら空母をはじめとした米艦船の入港をもって、直ちに小樽港の軍港化につながるのではないかと指摘や、核兵器搭載の疑いに強い懸念を表明する方々もおりますが、日米安全保障条約に基づき締結された日米地位協定や非核三原則に照らし検討してみても、我が党としては同艦の入港は特段問題なしとの見解を表明するものであります。

既に今定例会でも市長が再三にわたりキティホーク入港については答弁されておりますが、我が党としても市長の基本的な考え方、慎重な姿勢については賛同するものであります。つまりは、米空母キティホークのみならず、米艦船等、核兵器搭載可能艦船の小樽入港に際しては、外務省またはその国の大使館、領事館を通じ、核兵器搭載の有無の確認、入出港時に危惧される既存港湾施設へのダメージ、時を同じくして勝納埠頭へ入港を予定する民間商業船の港湾荷さばき作業への影響等、種々これらを総体的にしんしゃくし判断していくことが、現に入港を容認するための大前提であり、かつ絶対条件であると認識をしております。

地方自治体は、その重要な使命の一つに住民の生命・財産を守る義務がありますが、これは自明の理であり、改めてここで申し述べるまでもありません。また、小樽港に対する考え方についても、日々商業港としての健全なる発展、さらなる飛躍を願うものであり、長年にわたり我が党は、市に対し機会あるごとに本港の近代化に向けた重点的な整備に取り組むよう声を大にして要請してまいりました。我が党は、これらの基本理念は将来にわたり不変のものであると認識しており、変更する考えはありません。今回のキティホーク入港につきましても、目的が乗務員の休養や観光などという、まさに友好親善そのものに根差すことをかんがみれば、過去のインディペンデンス同様に入港を容認すべきものと考えております。

したがって、付託された共産党提出の議案第34号「小樽市非核港湾条例」につきましては、非核三原則が国是として存在する以上、いわゆる非核証明書の提示は必要ないとの判断から否決と、請願、陳情の内容は、現状確認に妥当性を欠くとの結論に至り、いずれも不採択と決することを主張して、自由民主党を代表して討論といたします。

(拍手)

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第34号は可決、請願第17号ないし第38号、陳情第45号については、いずれも願意妥当、採択を求めます。以下、その理由を述べます。議案第34号「小樽市非核港湾条例案」についてであります。

1975年3月、神戸市議会は「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を全会一致で採択、この決議を受けた港湾管理者神戸市長は、非核証明書のない艦船の神戸港入港を認めない、いわゆる非核神戸方式を実現させました。以後25年間、神戸の港には非核証明書を提出しているフランス、インドなどの外国艦船は入港しているものの、核搭載の有無を明らかにしない米軍艦船はただの1隻も入港していません。しかし、この同じ時期、小樽港にはオーストラリアの軽駆逐艦1隻以外、3年前の空母インディペンデンスを含めた米軍艦船が、民間港としては異常に多く43隻も相次いで入港しています。

当市は全道他都市に先んじて核兵器廃絶・平和都市を宣言した街であります。核搭載艦の入港は認めない、核の疑惑艦船の入港も認めない、これが神戸市の港湾管理者市長にできて当市で実現できないはずがありません。平和安全商業港小樽の発展、この願いは15万市民の総意であります。提出されている「小樽市非核港湾条例案」の可決、制定によってこそ、こうした市民の願いが実現される道、神戸のように実現できる道だと確信するものであります。

次に、特別委員会に付託された請願22件並びに陳情1件についてであります。請願、陳情事項は、いずれも米空母キティホークの小樽港入港を認めないとし、その願意もまた同趣旨であります。

さて、21日に開会した臨時国会で、森首相はその所信の演説において「21世紀をアジアの世紀とするため、その関係を拡大と進化させていく」と述べました。しかし、アジア・太平洋地域全体の平和と安定に寄与するものとして真っ先に強調したのは日米安保体制の信頼性の向上でありました。そのためにも、アジア・太平洋地域をはじめ世界への殴り込み部隊である在日米軍への思いやり予算の存続、米海兵隊の沖縄新基地の早期実現、自衛隊の軍拡計画である中期防衛力整備計画の策定、これを殊さらに強調し、米軍とともに日本が軍事干渉に乗り出すためのガイドライン関連法の具体化、有事法制定化の検討についても強く表明しています。

こうした森首相の演説は、アジア・朝鮮半島で強まる平和への流れに逆行するものでありますし、軍事同盟中心、軍事一本やりの対応は、アジアとの関係を拡大させていくどころか、その逆にアジア諸国の警戒心を一層高めるだけでしかありません。今回明らかにされた米空母の小樽港寄港が、こうした日米安保体制の信頼性の向上、有事法制定化の検討の中でこそ計画されてきたものであること、そして、その地ならしこそ隠された最大の目的として、既にキティホークは横須賀を出港しているのであります。

以下は特別委員会審議を通して明らかにされた主な点であります。

第1に、安保条約、地位協定の問題。日米地位協定からいうと拒否できないとした市長の態度の問題であります。第2に、核兵器搭載疑惑と核密約存在の問題。第3に、大型貨物船入港と港湾機能などの問題。そして第4は、何よりも市民の安全の問題などでありました。いずれも港湾管理者市長に毅然とした対応を求めるものであります。

今朝の情報では、大型貨物船フェニックス号は今月の24日パナマ運河を通過、小樽港入港予定は10月17日早朝に変わったそうであります。どうやら周辺事態法の先取り、予行訓練としてのシナリオが見えてきます。7月25日付政府の周辺事態法解説によれば、米軍艦船と民間船舶が競合した場合、国、港湾管理者及び民間船舶の3者間でそれぞれの意向を踏まえつつ調整を行うことはあり得るとしました。昨年の解説案では、こうした競合の場合は自治体の長が調整するとしていたものであります。今度は国が直接乗り出すことに改悪したわけであります。しかもこの場合、つまり競合した場合調整するとは、周辺事態法で言うところの周辺事態、つまり戦時の場合であります。フェニックス号は、戦時を想定したもとの米空母キティホークが優先、後回しにされた。これが見えてくるシナリオであります。

核疑惑、核密約の問題についてはどうか。日本国内の港、飛行場を米軍艦船や戦闘機が一時立ち寄り通過する場合、核兵器の搭載はこれまで同様積んだままでよろしい。これが1960年安保改定時の密約であります。我が党不破哲三委員長が、米政府の公開された外交文書によってその存在を明らかにした問題であります。続いて8月30日付朝日新聞が密約の存在を報道、さらには、米国内においても民間の国家安全問題研究機関に所属するロバート・ワンプラー氏などによって、60年の米國務省文書、議会用説明資料などで追認されているものであります。

一方、日本政府・外務省も、50年代から60年代を中心とする外交文書の一般公開を始めていますが、しかし、極めて遺憾なことに、日米安保条約の改定交渉などの文書は非公開、隠されたままであります。その上、国会における我が党の追及に対しても、政府・外務省は核の密約はないと強弁し、その調査すらしようとしません。一方が公開し、一方が隠ぺいしている。市民が最も不安に思い、疑惑の解明を求めていることは核兵器搭載の有無であります。政府に事実の公表を迫ることもせず、その隠ぺいしている側から事前協議がないという回答を得てよしとする態度は到底認めることのできないものであります。

提出されている請願、陳情の願意に、市民の安全・平和を第一とする議会が積極的にこたえるべきであります。議員各位の賛同を重ねてお願いして討論いたします。(拍手)

(「議長、33番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 33番、斉藤陽一良議員。

(33番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

33番(斉藤陽一良議員) 公明党を代表し、委員長報告に賛成の討論を行います。

議案第34号は否決、請願第17号ないし第38号、陳情第45号については不採択いたします。

外交、防衛は国の専管事項であり、我が国政府は非核三原則を堅持しています。さらに、小樽市は核兵器廃絶・平和都市宣言を行っております。米国艦船の来港については、核の持ち込みは当然に事前協議の対象であり、非核三原則を堅持する我が国に対して、日米安全保障条約による事前協議の申し出がない以上、当該艦船について個々にその証明書の提出を求めるまでもなく、核の搭載はないと考えるべきであります。さらに、本特別委員会をはじめ今定例会での熱心かつ時間をかけた審議経過にかんがみ、我が党は、入出港時における港湾関係者及び一般市民への安全確保、一般の荷役作業やトラック輸送の定時性の確保など、陸上交通をも含めた港湾機能への支障がないなど、基本的な条件が担保される限り、その入港を拒否すべき理由はないと考えます。

我が党は、日米安保体制は我が国の安全と平和にとって死活的な重要性を持ち、アジア・太平洋地域の平和と安定の重要な基盤であると同時に、我が国の平和と安全を脅かす事態の発生等を抑止することに資するものであると考えます。公明党は、平和憲法を持つ我が国として、国際社会の平和構築のために、アジア・太平洋地域における対話による予防外交、信頼醸成の推進、また、貧困、人権、環境、難民問題など、地球規模で発生する国境を越えた人道の危機に対し、人間の安全保障としての国際人道援助分野での取り組みを強化するなど、積極的に平和な環境を醸成するための効果的なシステムづくりなどに総力を挙げて取り組んでおります。

以上の理由により、議案第34号は否決、請願第17号ないし第38号、陳情第45号については不採択の態度を表明し、討論を終わります。(拍手)

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 22番、渡部智議員。

(22番 渡部 智議員登壇)(拍手)

22番(渡部 智議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告に反対し、議案第34号は可決、請願第17号ないし第38号、陳情第45号については、いずれも採択を主張する討論を行います。

アメリカ海軍空母キティホークが10月13日にも小樽港に寄港する計画が持ち上がり、市民、マスコミの大きな関心と注目の中で、市長の英断とその可否をめぐって具体的協議が進められています。この計画に対し、小樽市民をはじめとして港湾関係者は、なぜ小樽港なのか、民間港で続けて二度目であり、その背景は何か、最新鋭空母であり安全性は、このままでは軍港化につながりかねないといった声があり、さきの調査特別委員会において活発な質疑の中でも明確とならないまま終了しており、憤りの声と不安を抱いております。

小樽港は、商工都市として国内外の流通拠点港の大きな役割を果たしており、今日までの実績は高く評価されています。また、その役割として、港湾関係事業者並びに港湾関係労働者が発展に寄与してきたことは御承知のとおりです。当然のごとく、港湾は港湾関係事業者の業域であり労働者の職域、仕事場です。したがって、生活の糧としている職場に商船以外の物議を醸し出すものは一切不要であり、加えて、空母、軍艦によって危険にさらされ、また港湾機能に障害を起こすことがあってはなりません。

小樽市は1982年、昭和57年、市議会において、核兵器廃絶・平和都市宣言を行い、内外に非核三原則を誓ったところです。しかし、核搭載の有無についての確証は現状不明確であり、あいまいにすることは実質非核三原則について空洞化するものとなり、厳しい対応が求められるところです。また、インディペンデンス入港時のあらゆる面での検証並びに前市長の発言については、しっかりと受けとめ、対応することも、あわせて求められるものです。

今日の海運・港湾情勢は、国際競争、規制緩和と相まって大きく変革しようとしており、地方港湾にとってもその波及と影響は必至であり、ますます厳しさが予測されます。小樽港の大事な使命は、平和な商港として港湾産業の発展に資することが何よりも優先され、そのために、安全で利用しやすい、使いやすい、秩序ある環境とともに行き届いたサービスが重要であります。これらから、今日までの港湾活動の積み重ねを大事にして、さらに発展を期すことが望まれます。商港への軍艦の寄港は、必然的に港湾機能に障害が発生し、また、何よりも小樽港のイメージダウンにつながり、各ユーザーの信頼を失うとともに、ひいては小樽港の敬遠に目が向けられます。商業港本来の港湾産業の振興、活力を見出すことに全力を挙げるべきであって、小樽港にとって空母、軍艦は不要きわまりないものと言わざるを得ません。

市長はじめ私たちの任務として、市民の生命と財産、暮らしと安全を貫くことが基本事項の一つであると思います。そのことから、何事においても市民には確証をもって答えることが大切で、そのあかしを明らかに示すのと同時に、いつの場合も市民の立場、活動する港湾の立場に立っての判断が重要なことです。このことから、疑惑及び危惧を抱くもの、あいまいなものは、一切の排除が必要であり、また、内外含めての緊張は英断をもって対応することが求められます。小樽市民の平和を願う気持ちと、小樽市、小樽港本来の発展を期すため、米空母キティホークの小樽港寄港は強く反対するものであります。

以上のことから、議案、請願、陳情はいずれも願意妥当であり、各党派皆さんの賛同をお願いし、討論とします。
(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブを代表し、ただいまの委員長報告に賛成、議案第34号は否決、請願、陳情はいずれも不採択の討論をいたします。

前回インディペンデンス入港問題の際にも申し上げましたが、私たちは、批准されている日米安全保障条約がある限り、日本が国際的な姿勢と安全保障の位置づけを明確にする立場からも、これを遵守し履行すべきという考え方であります。

湾岸戦争に対する日本の膨大な経済支出にもかかわらず、必ずしも国際社会で評価を得られなかったという事実は、世界秩序の維持や平和に対する日本の態度が諸外国から見るとあいまいに映るということが一因であると強く感じます。市長は、今議会開会中におけるキティホーク入港の是非については明言を避けられましたが、委員会答弁の中で、一國平和主義に否定的なお考えを示されたことから見ると、その心中は私たちと同根であると存じます。

多国的制裁、または多国籍制裁といえ、いささか物騒に聞こえますが、非人道的行為に対する国際的対抗手段の最たるものとしての経済制裁はまさに多国的制裁であり、国際的には既に認知されていると判断いたしますし、安全保障はこの延長線上にあるものと解します。共産党提案の「小樽市非核港湾条例案」につきましては、当然私たちといたしましては非核三原則も承知しておりますし、賛否両論さまざまな主張も拝聴してまいりました。しかしながら、私たちは戦略的抑止力の効果を肯定する立場にあり、今回の条例による性急な方向転換には賛成する根拠を持ち合わせておりません。よって、国会はもちろんのこと、広く議論の深まりを見守りたいと存じます。

最後に市長に申し上げますが、今回の米空母問題はインディペンデンスに続き2回目であります。ちまたでは何度も米空母の小樽入港のうわさも流れました。つまり十分予見できたのではないかと、また予見すべきではなかったのかと、こう思うわけです。小樽市長として考えをまとめる時間も十二分にあったわけであり、前新谷市長は、入港容認の考えをはっきり示した上で議会、調査特別委員会に挑みました。山田市長も勇気を持って、政治家としてまず基本的見解をお示し願いたかったものであります。このことはぜひとも心にとめていただきたいと、その旨申し上げ、討論といたします。(拍手)

議長（松田日出男） 討論を終結し、これより一括採決いたします。

まず、議案第34号、請願第17号ないし第38号、陳情第45号について一括採決いたします。

委員長報告は、議案は否決、請願、陳情は不採択でありますので、原案について採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松田日出男） 起立少数。

よって、継続審査は否決されましたので、次にお諮りいたします。議案は可決、請願、陳情はいずれも採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松田日出男） 起立少数。

よって、議案第34号は否決、請願第17号ないし第38号、陳情第45号は不採択と決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 15番、次木督雄議員。

（15番 次木督雄議員登壇）（拍手）

15番（次木督雄議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は次のとおりであります。

米空母キティホークは、9月26日に横須賀港を出港し10月13日に小樽港に入港する予定と聞かすが、その間の空母の行動については、米総領事館に問い合わせ、議会に示すべきではないか。もし軍事演習後に入港するとすれば、小樽港は事実上の軍港となるのではないか。また、市長から入港許可について態度表明もないうちに、米海軍が勝手に市や海上保安本部との事前打ち合わせを進めてしまうことのないようにすべきと思うがどうか。

市長は入港予定日の2週間前までに態度を表明するというが、今議会中に間に合わないのであれば臨時会を開いて議会に報告すべきではないか。

このたび新たに制定する職員倫理規程の中に、事務処理内部牽制体制の確立がうたわれているが、同僚の不祥事等につながるような事項を知った職員が上司に報告する際、密告のような暗いイメージを与えるようであっては報告にちゅうちょすることが考えられる。きちんと制度化し、報告がスムーズになされるように検討すべきと思うがどうか。また、例えば事業を円滑に進めるためにある程度有効な手段であった会食等も金額を問わず禁止されている。職員が萎縮し過ぎず、かつ市民に疑惑や不信を抱かせないように、今後とも細部の検討が必要と思うがどうか。

札幌市教委は、卒業式や入学式での国旗掲揚、国歌斉唱の完全実施を求め、職務命令として通達を発したが、これは憲法で定める思想及び良心の自由をないがしろにするものである。国旗・国歌法を制定されても、教育現場に強制しないとしていた政府見解にも矛盾するのではないか。

札幌市の職務命令は国旗・国歌の実施率を上げることと処分することが目的となっているが、学習指導要領に基づく指導の範囲を超えるべきではないと思うがどうか。

国旗・国歌について、「学習指導要領に基づいて教育課程が編成されるよう適切に指導・助言する」とのことで

あるが、内容や方法、手段も含め、職務命令で強制すべきではないと思うがどうか。

教師は学習指導要領に基づき指導する義務があり、気に入らないからといってこれに従わないのは教師としての職務に違反するものである。これを確実に履行させるということは全く強制に当たらないと思うがどうか。また、国旗・国歌について教育を望む教師や保護者、児童・生徒も当然いると思うが、そのような声にはどうこたえているのか。

松ヶ枝中学校の通学路について、冬期間の安全対策を求める陳情が出されているが、同中学校は学校適正配置計画の受け入れ校でもあり、より一層の教育環境整備が求められている。市教委は土木部等の関係部局と連携をとりながら現状把握に努め、ロードヒーティング等も含めて適切な対応を検討すべきと思うがどうか。

近年、子供たちが本に接する機会は非常に少なくなっている。テレビやテレビゲームの影響による青少年の犯罪も多発する中、時には大きな感動を与え、青少年犯罪を防ぐ効果を期待される読書に親しむ機会を子供たちにより多く提供すべきと思うがどうか。また、平成15年から12学級以上の学校に司書教諭の配置が義務づけられるが、基準の変更や増員について道教委に要望すべきと思うがどうか。

「2000年子ども読書年」の取り組みの中で、一般市民から寄贈された古本をリサイクルする「ブックフェア」は非常に好評であるが、今後とも継続していく考えはあるか。また、図書館本館、分館や他の郊外地域数カ所で行われている「子ども映画会」も好評を博しているが、実施地域の拡大や回数増を図るとともに、さらなる市民周知に努めてほしいがどうか。

市立図書館は、読書のみならず学生受験勉強の場としても大いに活用されている。夏場でもだれもが快適に利用できるよう、冷房の設置を検討すべきと思うがどうか。また、現在図書館の開館時間延長について検討しているとのことであるが、職員の勤務体制に無理がかかるとう図書館業務に何らかの支障を来すおそれがある。ただ単に時間を無理やり延ばすというのではなく、業務内容の充実・向上につながる形で検討してほしいがどうか。

現在の博物館は、ただ展示物を見せるだけでなく、学校の授業で得られない参加体験や機能を求められている。実物やレプリカ等を見て、さわって、試して、考える、いわゆるハンズ・オンやコンピュータグラフィック等も活用した疑似体験、実際に外に出て山や川で観察をするいわゆるアウト・リーチなど、博物館機能の充実・向上に向けての取り組みを検討すべきと思うがどうか。

市教委は夏休みの特別事業として、子供たちが3日間、旧日本郵船について講習を受けた後、ファミリーバスで解説員を務める「こども解説員」の事業を行ったが、これは社会教育の一環として非常に有意義である。1回限りで終わらせることなく、継続的に事業を進めるとともに、市民周知を徹底し、より多くの子供が参加できるようにすべきと思うがどうか。

市の社会体育施設は、障害者用トイレがほとんど設置されていない現状にある。特に桜ヶ丘球場については、総合体育館まで行かなければならないが、一塁側スタンド最上部などに障害者用トイレの設置は可能と思うがどうか。また、からまつ公園において、冬期間は運営ハウスのトイレしか利用できないために非常に不便との声が多い。歩くスキーやノルディックなどさまざまな形で活用される中、冬期間も利用できる屋外トイレを設置すべきと思うがどうか。

消防力の基準が改正となり、人員数は旧基準403人から新基準299人となったが、小樽市の現有人員は282人である。小樽市周辺部に住宅が広がっていることから見ても、職員数をふやすべきと思うがどうか。また、はしご車

については旧基準3台に対し新基準2台となっているが、中高層住宅がふえる現状をかながみても、最低限、現状台数を維持すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号、第30号、第41号につきましては、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第27号、第28号、請願第7号につきましては、議案は可決、請願は採択と、いずれも全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第41号並びに継続中の陳情第1号、第2号及び第30号については、願意妥当、採択を主張します。

陳情第41号は、「松ヶ枝中学校通学路整備による安全確保方等について」です。

小樽工業高校体育館入り口から松ヶ枝中学校校門に至る道路は、通学路のみでなく付近の市民の生活道路にもなっています。学校へ出入りする業者など車の往来もかなりの頻度になり、冬期間は路面凍結と積雪、道幅の狭さのため非常に危険な状態となり、通学中の生徒がスリップした車に巻き込まれた事故や、車が民家に飛び込んだ事故など多くの事故が発生していることから、PTAでは、児童・生徒が安心して通学できるよう、10数年来関係機関に環境整備を要望しているところです。大事故に至らないよう、一日も早く父母の要望にこたえるべきです。

次に、継続中の陳情第1号についてです。

「星野町における公的避難所設置方について」は、陳情者が実際に水害に遭った経験から、公的建物をアドバンテスト社跡地の高台地に設置を求めているもので、願意は認められます。また、星野ニュータウン地区の開発を進める以上は、住民の安全を考慮し設置すべきです。

陳情第2号は、「銭函地区における教育環境の整備方について」です。

銭函地区は人口がふえ続けている地域です。小樽市は星野町の開発によりさらに人口増を図る計画ですが、遠い銭函小中学校に通学するのは時間もかかる上、安全面から見ても、この地域に学校建設の要望は妥当と考えます。また、それまでの間、通学に係る定期代の全面助成は多くの父母が要望していることから、陳情の願意は妥当と考えます。

陳情第30号は、「人種差別撤廃のための条例制定方について」です。

外国人の入浴お断り問題に対し、外務省の報道局長は「ニューヨークタイムズ」編集長へ、日本の憲法は在日外国人の基本的な人権を保障し、外国人に対する差別を禁じますと回答していることは、国際社会の一員として当然なことです。現在小樽市には314人の外国人が居住し、年間多くの外国人も観光に訪れます。狭い殻に閉じこもらず、真の友好関係をつくっていく上でも人種差別はあってはならないことです。陳情の願意は妥当です。

以上、全会派の賛成をお願いして討論いたします。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、陳情第2号、第30号、第41号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時26分

再開 午後 8時45分

副議長(佐藤利次) 議長の体調がすぐれないため、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

副議長(佐藤利次) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

35番(佐野治男議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

妙見市場活性化のため中小企業診断士による診断が行われたと聞くと、今後の方向性をどう考えているのか。市場協同組合と協議の上、意向を確認し、集約化などについて早急に取り組むべきと思うがどうか。また、市内の市場は後継者不足などさまざまな問題を抱えており、全体の約2割が空き小間となっている。そのような状況下で、本年3月に市場連合会が結成されたが、市は今後どういった立場から支援していく考えなのか。

「商店いきいき資金」は、制度開始から半年を経過しているが、多少の相談はあるものの、依然として利用には

結びついていない。これでは制度そのものに問題があると言わざるを得ないのではないか。金融機関任せの従来型の融資制度の枠を超え、市が積極的に融資を認めていかなければ、どんなに利子を下げたとしても実効性は上がっていかないと思うがどうか。

洞爺山水ホテルへの湯鹿里荘売却問題については、第2回定例会において撤回された議案の内容から、売り払い価格が6,518万円であることが明らかになっており、この程度の額であれば、他に購入を希望する業者がいることも十分に考えられる。先の見通しがないうまま放置することなく、同ホテルと仮契約を締結するなど、売却に向け積極的な措置を講じるべきと思うがどうか。

昨年8月に地場産業振興会議が発足し、現在ワーキンググループによる具体的な検討がなされていると聞く。協議事項の中で熟度が高いと判断されたものについては、来年度に向けて積極的に予算措置を講じるべきと思うがどうか。

また、景気動向については、日本全体では回復の兆しといわれているが、市内では、日銀小樽支店や北海道通産局の発表にもあるとおり、特に個人消費の低迷が続いており、まだまだ明るさが見えない。行政として企業の実態を見きわめることが重要であり、若者の本市定着を図るなど、実効性のある雇用対策を講じていく必要があるのではないか。

IT革命は政府が示した日本新生プランに位置づけられているが、現在の取り組み状況や今後の方向性についてどう考えているのか。地方の時代がうたわれて久しい中、本年4月、地方分権一括法が施行され、本市としても、情報技術分野について、他地域との差異化を図った特色ある施策を打ち出す必要があるのではないか。国の予算を先取りする意味でも、早急に検討を進めるべき課題と思うがどうか。

小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案が提案されているが、市が道内に保有する山林の取得経過、現況及び管理経費についてはどのようになっているのか。また、今後はどのようにして取り扱っていく考えなのか。

米空母キティホークと入港時期が重なるのではないかとされている貨物船の現在位置は把握しているのか。あくまで米空母の入港は拒否すべきと思うが、仮に入港となった場合には一般公開しないようにとの申し入れをすることや、港湾部が管理する小樽港縦貫線の一般車両通行規制など、港湾作業への影響を最小限に食い止める努力をすべきではないか。

また、神奈川新聞によれば、同艦は今月26日に横須賀港を出港予定という。艦の性能からすれば数日で本港へ到着するはずだが、あえて来月13日の入港予定としている。目的も乗組員の休養ということから、途中、海上で戦闘訓練を行ってこることが十分に予想されるが、この点は確認をとっているのか。

港湾部では、前回の米空母インディペンデンスの入港に関する検証を当然に行っていると思うが、その結果をしっかりと受けとめ、小樽独自のルールを確立していくべきと思うがどうか。

穀物取扱量が昨年同月累計との比較では40数%減となっている。さらには、フェリーが減便された状況の中で、本港と石狩湾新港との商業港としての役割分担についてどうとらえているのか。国との調整を図りながら方向転換することも必要である。マリナーの第2期計画などを含め、観光港としての新たな活路を見出す道を模索してはどうか。

運河公園の遊具の一部にボルトの緩みがあった。小さな子供が使用することを考え、頻繁に点検すべきと思うがどうか。また、一方で、子供を遊ばせたまま読書に夢中になっている親の姿も見受けられるが、非常に危険である。

施設使用上の注意看板の中に「子供から目を離さないように」との一文を加えるなど、事故防止に向けた何らかの措置を講じるべきと思うがどうか。また、北運河に係留されるはしけと岸壁とのすき間は広く、子供が転落する危険性が高い。早急に注意を促す看板の設置を検討すべきではないか。などであります。

なお、閉会中の8月4日に開催されました当委員会におきましては、平成13年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求管理者案、平成12年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、陳情第17号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第29号、陳情第48号、所管事項の調査につきましては、議案は可決と、陳情及び所管事項の調査はいずれも継続審査と全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

副議長(佐藤利次) これより一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

副議長(佐藤利次) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

25番(西脇 清議員) 委員長報告に反対の討論を行います。

陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求めるものであり、採択をすべきです。

7月の小樽職安管内の雇用状況は依然として深刻です。有効求人倍率は前年同期を下回り0.73倍、全道・全国平均を大きく下回っています。その最大の原因は野放しの大企業のリストラ、首切りです。今や失業・雇用問題の解決は緊急の国民的課題です。陳情は、1つには自治体の公的就労事業の拡大、2つにはリストラ・人減らしの規制などを求めており、願意は至極妥当であります。採択とすべきです。

以上で討論を終わります。(拍手)

副議長(佐藤利次) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第17号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(佐藤利次) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(佐藤利次) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

副議長(佐藤利次) 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

26番(高階孝次議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は次のとおりであります。

在宅サービスの3本柱の一つである訪問介護事業については、当初、市が見込んだ利用率にはほど遠い状態である。介護現場で働くヘルパーやケアマネジャーからは、利用者の1割負担が重くのしかかっていることが要因との指摘があり、せめて利用料を3%程度に軽減してもらいたいとの要望は強い。自己負担の重圧がサービス利用率の減少につながっているのは明らかであり、このまま推移するとなれば、民間業者の倒産や撤退といった事態を招くおそれもある。結果、そうなった場合に、介護保険が公的制度である以上、どの機関が事業存続に対して責任を持たなければならないのか。まずサービス利用を高める努力を行うことは当然であり、介護保険制度が利用者に根づくよう、市としても早急に独自の対策を講じるべきと思うがどうか。

国民健康保険料の滞納者対策として、9月の保険証更新から有効期間3カ月の短期被保険者証を発行することになったが、単に未納との理由だけで被保険者証の期限を短縮することは、制度の趣旨から納得できない。短期被保険者証の交付イコール収納率向上につながるはずもなく、ましてや滞納者に対する抜本的な解決策とならないのではないか。

来年4月から国の滞納者対策として被保険者証にかえて資格証明書の発行が義務づけられた問題についても、国民健康保険制度の社会保障としての位置づけにかんがみ、個別に話し合う機会を増やすなど、慎重な取り組みを望むものであるがどうか。このことから、市民の健康を守るためという観点に立ち、この際短期被保険者証の発行は取りやめるべきと思うがどうか。

一方、短期被保険者証を発行した場合には、有効期限が年末と重なるため、年始にかけて被保険者証を交付できない事態となる。当然に職員の当番体制における対応や被保険者証の有効期限延長の措置を講じるべきと思うがどうか。

中央バスが運行する天狗山ロープウェイ線の洗心橋から工業高校に至るまでの路線には、過去にバス停はあったものの現在停留所はない。その後、付近には大型マンションが建設され、また近年の老人世帯の増加が著しい地域であることから、住民を取り巻く環境は変化している。バス停留所設置の切実な声が多いことは、短期間に集まった陳情第46号の署名数を見ても明らかである。市はこれらの願意にこたえるためにも、中央バスに粘り強く交渉を続けるとともに、冬期間の安全な運行を視野に入れ、ロードヒーティングの敷設を含めた対応を前向きに検討することが、停留所新設の実現への大前提と思うがどうか。

市立病院の新築に当たっては、単年度収支の改善を図ることが努力すべき最大の目標であると言いつけてきたが、平成11年度の決算数字を見ると、逆に遠のいているとの印象さえ受けるがどうか。

現行の2つの病院で診療を継続しながら、並行して新病院の建設を行うということだが、その間、どのように医療収益を高め、赤字を最小限に食い止めていくのが最大の課題である。不良債務解消に向けた一般会計からの繰出金の問題とのかかわりもあるが、何よりも入院患者をふやす努力、工夫を行い、少しでも赤字をふやさないことが先決と思うがどうか。

今年度から市立小樽病院では看護婦の白衣をリース方式に変更したということだが、それに伴い、従前、小樽市職員被服貸与規則により年に2枚となっていたものが、4年で5枚と貸与数を減らされている。年間約200万円の

経費節減が図られるというが、わずかこの程度の額を節約するために、看護婦が以前にも増して汚れた白衣を身につけざるを得ないということは、患者はもちろんのこと、現場で働く者にとって非常に屈辱であり、仕事の低下やミスにもつながるおそれを懸念するがどうか。さらには、現場で働く看護婦の二次感染といった安全性の観点からも憂慮するものである。今後、現場の声や実態に合わせた対応を強く望むがどうか。

全国的に食中毒や食品への異物混入等が社会問題となっているが、保健所としては、食品衛生法で義務づけられている営業施設等への監視・指導については政令で定める基準どおり実施しているのか。食品衛生監視員が監視・指導を行うということだが、電話相談や苦情処理などといった日常業務に追われ、また、監視対象施設の大型化の理由もあり、実施率は法令に基づく回数の2割にも満たず、特に市内に2カ所あるHACCP施設においても同様であり、極めて問題と言わざるを得ない。深刻な事態が発生してからでは遅過ぎる。直ちに監視員の増員により保健所の機能強化を図るのは当然であり、市として市民の食に対する安全性を確保すべきと思うがどうか。

先般、市長は、原発で汚染された患者が市内に運ばれたときには、「汚染されている患者は受け入れられない」との答弁であったが、実際に重症患者を目の当たりにしたとき、果たして医療倫理的な見地からそのような対応ができるのかどうか。この種の事故に遭遇した場合に、市の現体制において何ができるのか、何ができないのか、明確に表明すべきと思うがどうか。

「地球にやさしい小樽市民ルール」の策定に向けたスケジュール等の報告があったが、奈良市では地球温暖化に対する取り組みとして、いち早く「アイドリングストップ都市宣言」を行っているところである。本市においても同様に、温暖化対策についてはできるところから着手していくべきと思うがどうか。

事業系一般廃棄物のごみの埋め立て処分料の有料化に伴い、花園町の飲食店から出てくるごみについては、制度開始前から、結局は自宅に持ち帰り、家庭系ごみと一緒に処分するようになると予想していたが、指摘したとおり、このような取り扱いが多くのお店で行われている。これは事業者に対する制度への周知徹底が不十分であったことに起因すると思うがどうか。市は今後ともごみの適正な分別処理や減量化についての理解と協力のもと、ごみ行政を推進する必要があると思うがどうか。

今年7月から粗大ごみ等の処分については、これまでの収集運搬料に加え、別途埋め立て処分料が必要となっており、この部分でも市民負担がふえる結果となっている。このため、以前にも増して家庭から排出される大型ごみの不法投棄が危惧されるがどうか。

先般、奥沢水源地の林道において、大型車両で搬入したと見られる家電や寝具などといった生活系ごみの大量投棄が見つかった。市としては確認しているのか。今後、同じ場所での不法投棄が日常化するおそれもあり、市は再発防止に向けて不法投棄者の発見に最大限努力するとともに、最終的に市が責任を持って処分するかどうかの検討も早急に行うべきと思うがどうか。

従前、事業系ごみについては、許可業者が一般廃棄物と産業廃棄物を混在の上、搬送廃棄していた場合もあったが、7月からのごみ質分類による異なった費用負担が導入されたことに伴い、業者は一般廃棄物、産業廃棄物、資源物を混在することなく、それぞれ処分先等へ搬入することが義務づけられた。施行後3カ月が経過しようとしているが、いまだ意図的に混載し最終処分場に搬入するといったケースが見受けられ、良識ある業者の間では、これでは不公平との声が上がっている。市は悪質な業者に対し、車両別の混載が完全に解消されるよう強く指導する

とともに、必要があれば搬入時において適宜調査を行うなどの措置を講じるべきと思うがどうか。

桃内川の河口付近の前浜でウニ漁を営む漁民からは、例年と比較して極端に身入りが悪いとの声が聞かれるほか、河口の前後で海藻等が枯れたり、また海岸ではカモメの大量死が見られるなど、地域住民は不安を募らせている。同河川の水質悪化によるものと思うが、現状をどうとらえているか。

一たん桃内最終処分場埋立地から調整池にため込まれた浸出水は、水処理施設で一定の割合で無害化され、河川へ放流される仕組みというが、7月中旬に発生した降雨量の影響で一時的に池の容量を超えオーバーフローしたのではとの懸念を抱く住民も多い。現在、桃内に計画予定のごみ焼却施設建設に向け住民説明会が開催されているが、毎回、地域住民の参加は少ない。過去の伍助沢の例もあり、市に対する不信感も不参加の要因ではないか。これら住民の不安を払拭するためにも、説明会には外部から専門家を招くなどして、焼却場建設に当たっての住民の理解と合意が十分得られるよう、さらなる努力を傾注すべきと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の8月30日に開催された当委員会におきましては、「ごみ広域化処理について」、「国民健康保険短期被保険者証の発行について」の報告がなされ、質疑が交わされました。

また、その後の理事会において、短期被保険者証の発行にかかる理事者の対応について、誠意に欠ける点が明らかになり、今後このようなことが繰り返されることのないよう、委員長から申し渡すよう全会一致決定いたしました。当委員会の冒頭で、委員長から理事者に対し申し入れております。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、議案第25号、請願第5号、第12号、第14号、陳情第23号、第46号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決、請願、陳情は継続審査と決定いたしました。

次に、議案第26号につきましては、全会一致により可決と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

副議長(佐藤利次) これより一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

副議長(佐藤利次) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第25号に反対、陳情第46号と継続審査中の請願第5号、請願第12号、請願第14号、陳情第23号の採択を主張して討論します。

議案第25号は、10月から始まる介護保険料第1号被保険者の普通徴収事務を市民部の所管とするものです。

10月からの保険料徴収通知に対して、各市町村に問い合わせや苦情が殺到しました。東京杉並区では、8月31日と翌日9月1日、続けて1日1,000件以上、札幌市や川崎市には5,000件、小樽市では9月1日までに788件です。その内容は、収入がないのにどうして払うのか、本人の承諾なしになぜ年金から天引きするのか、サービスを利用しないのに払うのかなど、制度周知の不徹底が明らかになると同時に制度自体への不満が噴き出しています。今求められていることは、低所得者に対する利用料の軽減、高齢者の実態に即した介護認定の改善、介護基盤整備の充実であり、これらの問題を放置したままの保険料徴収は、一層大きな矛盾をつくり出すこととなります。よって、保険料徴収にかかわる議案第25号には反対です。

陳情第46号は、バス路線天狗山ロープウェイ線の洗心橋と工業高校前の停留所の間の新設の停留所設置を求める

ものです。この場所には大型マンションが2カ所あり、高校、そして付近の住民の高齢化が進み、これまでもバス停留所設置希望が出されています。ここは8%勾配の坂道であるためロードヒーティング計画がされないと無理と、各会派の皆さんは継続としていますが、住民希望にこたえて、議会意思として採択し、ロードヒーティング計画に入れるよう主張いたします。

請願第5号「朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について」は、予算委員会で公明党も質問し、早期の実現を求めているとおり、これは党派を超えて地域の皆さんの願いです。人口増加地域でもあり、地域活動の積極的推進の拠点となるものであります。速やかに計画を実施するよう採択を求めます。公明党の皆さんは、早期設置を目指して、ともに採択されるようお願いいたします。

請願第12号は、介護保険における移送サービス実施についてです。

厚生省は介護予防として、高齢者の生活支援事業の推進を計画しています。請願内容は、この中の移送サービスとして、高齢者の通院、外出などを公的な車の利用で保障するものです。請願は同時に透析患者の通院介助事業の実施を希望しています。既に移送サービスを実施している自治体もあり、国の補助金交付対象事業ですから、小樽市においても積極的に実施する希望は願意妥当、採択を求めます。

請願第14号、陳情第23号は、ともに子育てにかかわるよりよい保育行政の推進を図るためのものであります。

昨年の合計特殊出生率は1.34、毎年低下し続けて、政府の少子化対策の効果が見えてきません。子育てしながら働くためには欠かせない保育園ですが、99年10月厚生省調査でも、待機児童数は5万2,500人、5年前より9,000人近くふえています。本市においても、少子化対策臨時特例交付金の活用で、待機児童解消のための取り組みや延長保育の検討、子育て支援センターの設置など計画しています。子育てを応援するならば、無認可保育所の補助金増額、保育士の基準引き上げなど当然であり、願意妥当、採択を主張し、皆さんの賛成を訴えるものであります。

以上、討論を終わります。(拍手)

副議長(佐藤利次) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(佐藤利次) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第25号、請願第5号、第12号、陳情第23号、第46号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(佐藤利次) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長（佐藤利次） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

副議長（佐藤利次） 16番、久末恵子議員。

（16番 久末恵子議員登壇）（拍手）

16番（久末恵子議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

祝津山手線の高島小学校前バス停については、以前の常任委員会でも指摘したように、冬期間は安全にバスを待つことができるスペースがなく、除雪によってできた雪山の上でバス待ちをしている状況が続いている。また、近隣には運送業者の店舗があり、大型車の往来が頻繁に行われており極めて危険である。間もなく冬期シーズンになるため、早急にバスの待合客のたまり場の確保が望まれると思うがどうか。もし今年度での設置が無理ならば、せめてこの地区の冬期間の除排雪を十分に行い、来シーズンに向けて早急に対策を検討すべきと考えるがどうか。

上赤岩道線の工事現場においては、去る7月と9月の大雨の際、現場内の仮排水施設が不十分であったため、大量の土砂を含む汚濁水が既設雨水渠に流れ込む事態が発生したところである。この地区においては、市及び受注業者による地域住民への工事説明会で、住民から雨水対策に慎重を期すよう意見が出されたにもかかわらず、状況判断と現場管理の甘さから、二度にわたって同様の事態を起こしてしまった。市はもっと住民の声を重く受けとめ、請負業者の指導に当たるべきであったと思うがどうか。

銭函新通、礼文塚通、和宇尻中央通、歌棄通については、平成4年6月に4線そろって都市計画決定を受けたが、歌棄通はいまだに事業認可を受けず、他の3線も平成6年度以降認可を受け事業着手しているが、いまだ用地取得、測量等の段階で工事着手には至っていない状態である。市は道路整備の基本的な考え方として、今後は既存市街地における狭隘道路の解消に重点を置いた事業展開を図るとのことだが、この4線のような郊外の都市計画道路についても、早期に整備するなど重点的に進めるべきと考えるがどうか。

公園整備については、21世紀プランにおいて、市民が緑豊かに快適な生活環境を享受できるよう、街区公園などの整備を重点的に推進するとしている。しかし、街区公園における現実、1年に1カ所の整備と少なく、それもすべて郊外における開発行為に合わせたもので、市街地での整備は全くなされていない。道内他都市と比較しても、市民1人当たり公園面積は最下位に甘んじ、著しく低い水準にあることから、市長への手紙でも明らかなように、身近な公園や緑地を求める切実な要望が非常に多い。特に市街地においては子供たちの遊び場にも事欠く状況にあることから、市街地における用地確保の困難性はあるにせよ、計画的な街区公園の整備を急ぐべきではないかと思うがどうか。

平成12年度の臨時市道整備事業は、現在、進捗率85%で、残りの15%の15路線についても12月上旬までに整備を終了する予定である。しかし、当該事業の対象としては、年度当初に整備計画路線に指定されても全く整備に着手しないケースもあったり、また、地域住民の感情としては、地区内で1カ所道路整備が終わると隣接する道路の整備も期待するが、すぐ工事に取りかかるとは限らない状況もある。市には予算的な制約、道路設計に当たる人員の不足という事情があることは理解できるが、臨時市道整備計画にのった路線は迅速に整備を進めていくべきと考え

るがどうか。

市道塩谷線側溝改良事業での石垣崩落事故発生後に、市は今年度予定している臨時市道整備路線における危険箇所調査を実施した。その結果、8カ所で安全が確認できなかったことから、当該石垣の所有者の費用負担によりその安全性が確保されるまで同箇所の整備をしないこととしたが、事業着手を希求する周辺住民からは、速やかな全区間の整備の声が強くなってきている。一方、人命にかかわる事故の再発防止、さらには、そのための石垣所有者の相当な負担捻出の問題もあることから、市はこれら課題解消に向けた具体的な対応策を講じるべきではないか。

冬期間の雪捨て場については、現在、中央埠頭基部、豊井、銭函の3カ所であるが、このうち一番街中にある中央埠頭での海上処理現場では、付近道路に新たに信号機が設置されたことと相まって、埠頭基部に向かう車両で小樽港縦貫線の混雑にますます拍車をかけている状況である。市は海上処理について問題点もあることから、既存の雪捨て場のほかに埠頭の遊休地、望洋台の後背地、天狗山の山すそ等に新しい雪捨て場の可能性を模索して、海上処理される雪の量を減らそうとの努力は評価するものであるが、それにとどまらず、市から地域住民に対し、除排雪計画の情報提供やコンピュータを使った降雪情報の管理などにより、時代に即した対応を行い、市民の満足度がより向上するよう努力すべきと思うがどうか。

小樽駅前に続く中央通りは、小樽の顔であるシンボリストリートとして位置づけ、整備を急いでいるものであるが、この事業により、潤いとにぎわいのある街並みが創出され、市街地が活性化されることが期待されている。

しかし、この道路拡幅に伴い、道路を挟んで札幌側と余市側とに単に交通が分断され、人の流れが偏ることがあってはならないことから、市街地全体としての秩序あるまちづくりを進めるための検討をすべきと思うがどうか。

桂岡市営住宅については、現時点での入居率が52戸、44%で、空き状態となっている住宅が半数を超えている。オタモイ、塩谷、最上といった桂岡より建築年度の古い市営住宅があるために、当該住宅は平成25年になって初めて改修を検討することになっていることは理解するが、桂岡も既に老朽化が目立ち始めているほか、あいた家屋に対する除雪、除草の経費もかさんでいる状況である。桂岡市営住宅を効率的に運営するためには、点在する空き部屋の集約、そして集約でできた空き棟の撤去、それに伴い生み出される更地部分の有効利用について、市の事業再評価委員会でも全庁的に検討していくべきと考えるがどうか。

都市計画道路に決定されながら、全く事業に着手されず、中には昭和10年から現在に至るまで放置されたままの事業がある。このことから、後に決定された事業が先に事業化されている現状があり、待たされている地区住民には不平、不満が高まっている。都市計画道路の決定が既存道路を拡幅するだけの事業であるならば理解もできようが、道路新設をも期待している市民にとっては、一日も早い事業の着手が待たれている。事業実施するには、21世紀プラン第2次実施計画にその待機事業を位置づけるなどして、今後の都市計画決定道路に対する市の考え方を市民にきちんと提示するべきではないか。

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例による、築港地区に建設する観覧車の建設届け出において、届け出月日について条例違反が明らかとなったが、だれがこの行為の届け出人たり得るのかについても条例違反の疑義が生じている。市は、景観条例の趣旨から、届け出人は小樽ベイシティ開発でよしとするが、同条例第24条をその条文に則して解釈するならば、この事業の実施主体で法律上の責任を有する株式会社サノヤス・ヒサノ明昌が届

け出行為を行わなければならないことは明白であり、この件についても当該条例違反というべきではないか。

また、この観覧車建設計画に伴い、景観条例自体に内在する問題点についても明らかとなった。条例の前文に「主役は市民」と位置づけられているにもかかわらず、各条文には具体的に市民が登場する場が明示されておらず、加えて、協力を得るべき市民や事業者にわかりやすいものでもなく、そのあいまい性が指摘されている。このため、市民の意見を反映するシステムを明記するとともに、基準値や許容値を示すなど、市民合意のもとでこれらの是正について検討すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、陳情第47号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定しました。

次に、陳情第43号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定しました。

次に、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定しました。

次に、議案第32号につきましては、全会一致で可決と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

副議長(佐藤利次) これより一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

副議長(佐藤利次) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第43号、第47号並びに継続審査中の案件、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号については、いずれも願意妥当、採択を求めます。以下、その理由を述べます。

まず、陳情第47号「最上1丁目への公園建設方について」であります。

最上一丁目には、子供たちが安心して遊ぶことができる公園がないこと、当該地域に小樽商科大学管理の国有地が空き地としてあること、市がこの土地を購入もしくは借り上げをして公園の設置整備をしてほしいこと。これが本件の趣旨であります。

当市における都市公園の整備状況は、市民1人当たり8.3平米、道内10万人以上の他都市に比べて最も低い水準であります。当市と同程度の規模である帯広市、室蘭市、苫小牧市などと比較した場合には、約4分の1から6分の1にしかすぎません。しかも、近時における街区公園の整備状況に至っては、郊外の開発行為によるものでなく、既存住宅地や中心市街地においては皆無であります。21世紀プランにおいて公園の計画的整備を市民に約束しておきながら、中長期の計画立案もない。一向に公園整備が進まない。こうした中で提出されたのが本件陳情であります。

なお、私が議会に送り出させていただいて以来、昨年の第2回定例会以来、建設常任委員会に付託された市民からの陳情、請願案件については、我が党は、これまで全件が願意妥当、採択を求め続けてきました。しかし、継続審査を主張する他会派の態度によって、その大半の案件は今なお事実上の棚上げ状態にあります。加えて、本件陳情

案件に至っては、与党会派の皆さんは、委員会、本会議の場で討論に立つこともなく不採択であります。仮に用地問題などがあるにしても、あなた方は、これまでのように継続審査を主張するでもなく、あっさりと門前払いされた。陳情に添えられた500名以上の市民に対して、その中にはあなた方の多くも敬愛してやまない箕輪登先生もまた、不自由な体を押して賛同署名されている。こうした多くの市民を前にして、討論に立ち、みずからの態度を表明することは、あなた方が負っている最低限の責務であります。

次に、継続案件中、第25号「オタモイ3丁目陸橋通線の側溝整備方について」であります。

本陳情は、平成11年第4回定例会において提出され、以来、委員会において継続審査中のものであります。願意において妥当、行政においても早期整備方に向けて作業開始をしている案件であります。昨年4定では、雪解け期を待って用地処理等に入る、こうした努力表明がされ、本年2定でも、具体的な処理に向けて動きを開始する旨、所管部より明快な答弁を得ているものであります。にもかかわらず、議会側が継続審査として棚上げにしてきたものにほかなりません。本定例会の委員会審議においても、所管部答弁はさらに明快であります。すなわち、町内を回っている。地先の協力が必要であり、町会長に協力要請をしている。こうした答弁があっても、何ゆえ継続審査なのか、実に摩訶不思議な世界であります。

与党であれ野党であれ、議会として、議員として、よって立つべき位置は同じであります。市民の願い、願意から離れて存在するとすれば、それはもはや議会の自殺行為ではありませんか。議員各位、賢明なる判断を切にお願いして討論いたします。(拍手)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

副議長(佐藤利次) 9番、大島護議員。

(9番 大島 護議員登壇)(拍手)

9番(大島 護議員) 市民クラブを代表し、ただいまの委員長報告に反対、陳情第43号「花園銀座3丁目市道大通線の整備方について」、採択を主張いたします。

この陳情は、戦後長年にわたり町内会の努力により何とか維持してきた当該地区の環境も、厳しい経済状況の中、限界に達し、市に支援を求めたものであります。願意、陳情の中身も極めて妥当と判断いたします。また、第2回定例会建設常任委員会において採択された広告アーチの移設または撤去方については、まさしく今回提出された市道大通線にある広告アーチ4本の中の1本であり、前回採択、今回継続となると、4本のうち3本は継続、1本は採択ということと同じであり、理論矛盾いたします。よって、改めて採択を主張いたします。

以上で討論を終わります。(拍手)

副議長(佐藤利次) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第47号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(佐藤利次) 起立少数。

よって、陳情第47号は不採択と決しました。

次に、陳情第43号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(佐藤利次) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(佐藤利次) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(佐藤利次) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、日程第2「議案第35号及び第36号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(佐藤利次) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) ただいま上程されました議案第35号及び議案第36号について、提案理由の概要を説明申し上げます。

議案第35号 教育委員会委員の任命につきましては、城守氏、石田昌敏氏の任期が平成12年10月17日をもって満了いたしますので、引き続き両氏を任命するとともに、荒木孝一氏の辞職に伴う後任として山田純司氏を新たに任命するものであります。

議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、足立竹秀氏の任期が平成12年10月5日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を選任するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

副議長(佐藤利次) これより討論に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

副議長(佐藤利次) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表し、ただいま上程されました議案第35号「小樽市教育委員会委員の任命について」、城守氏と石田昌敏氏については不同意、山田純司氏については棄権の討論をいたします。

不同意の理由は、それぞれ個人としての評価は別として、石田氏は、まだまだ市民合意を得たとはいえない中学校の統廃合を、理解を得たとし、半ば強引に進めている上、中学校の後は小学校にかかるとしていること。城氏もそれを追認する姿勢をとっているからです。

教育委員会が策定した適正配置実施計画案には父母や地域住民が納得せず、説明会では不満が噴出し、廃校対象3校の現中2年生父母らを中心に、相次いで1年延期の陳情が出されたのは周知のとおりです。その後、対象校の児童・生徒、父母にアンケートを実施しましたが、これは統廃合を前提としたもので、この不備なアンケートに対してさえ、適正配置を中止してほしい、もっと時間をかけて実施すべきとの声が大きかったのです。今定例会にも、また新たに実施延期を求める陳情、白紙撤回を求める陳情が提出されたことは、まだまだ市民合意を得ていないとの証明でもあり、決して父母、地域住民の理解を得ているものではありません。

また、中学校適正配置実施計画の一部変更を教育委員会として正式に議決したのは8月2日であるのに、石田教育長は6月15日には既に公式文書で北海道教育局教育長、後志教育局長あてに、廃校対象の3校が3年生2学級のみ为学校となるので道費負担の教職員加配を要望していたのは、小樽市教育委員会事務委任等規則に照らしても拙速だと言わざるを得ません。

また、情報公開している市教委の会議録を見ると、8月2日までは適正配置問題は職員による説明の報告だけで済ませ、8月2日に至り、ようやく議案となるも、中身を見ると、主幹から小樽市中学校適正配置計画実施計画案について説明があり、全員一致により原案どおり決定することにしたと記載されているだけです。子供、父母、地域住民が心配していることすら真剣に議論されている形跡はありません。

今年中学校に入学した1年生のクラスの半分は、適正配置を実施してほしくないと言っています。別な学校では、他校に行きたくないと言っている子供たちもいます。教育委員として、これらの声を真摯に受けとめていらっしゃるのでしょうか。教育基本法や子供の権利条約を守って進めているとは思えません。

以上の点で、両氏の再任は不同意といたします。

また、山田純司氏については、個人的にどうこう言うことはありませんが、現在のような教育委員会では、党として責任を持たないというのが棄権の理由です。

小樽市中学校適正配置計画実施計画を、少なくとも1年延ばし、すべての子供に豊かな人間性を備えた一人の人間として大切に育てていく教育、人格の完成を目指す教育実現のため全力を尽くされますよう要望し、討論を終わります。(拍手)

副議長(佐藤利次) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第35号について採決いたします。

本件につきましては、教育委員会委員3名の同意案件であります。城守氏、石田昌敏氏の両名と山田純司氏とを分離して採決いたします。

最初に、城守氏、石田昌敏氏について一括採決いたします。

同意と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(佐藤利次) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、山田純司氏について採決いたします。

同意とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長（佐藤利次） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第36号について採決いたします。

同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（佐藤利次） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「請願」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧のとおり、厚生常任委員会に付託の上、閉会中継続して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（佐藤利次） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、議長と交代いたします。

（副議長、議長と交代）

議長（松田日出男） 日程第4「意見書案第1号ないし第9号及び決議案第1号」を一括議題といたします。意見書案第6号ないし第9号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第1号ないし第5号、決議案第1号について、提出者から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 25番、西脇清議員。

（25番 西脇 清議員登壇）（拍手）

25番（西脇 清議員） 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第5号、決議案第1号について、提案趣旨の説明を行います。

意見書案第1号は、消費税率の引き上げに反対するものです。

政府税調は、今年7月の答申で、税率引き上げのレールを敷こうとしています。景気回復後、消費税率を10%にするとか、将来的には15%への引き上げは避けられないと発言しています。仮に10%への引き上げになれば、4人家族で年間40万円、15%なら80万円の負担となり、国民に耐えがたい負担となります。税率引き上げをやめ、食料品非課税を直ちに実施し、暮らしを守り、景気回復を図るべきです。

意見書案第2号は、浪費型公共投資をやめ、国・地方の財政再建を求めるものです。

政府は景気対策として、2001年度予算でも大型ゼネコン向けの公共事業に多額の税金投入を計画しています。しかし、国債の大量発行を主な財源として大手ゼネコンへの予算を組むことそのものが国の財政危機の大きな原因です。また、国民の要求とかけ離れた大型公共事業が、雇用と景気対策の面から見て効果が小さく、その見直しが緊急の課題となっています。不要不急の大型公共事業は見直し、計画的に縮減し、そして公共事業を決定する仕組みを住民の要求や必要性から出発するものに変える。国民生活密着型の公共事業に重点を切り替えるべきです。

意見書案第3号は、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書の検定を認めないことを求めるものです。

つくる会では、今年4月に2002年4月から使用の中学校教科書歴史的分野をつくり、文部省に検定の申請を行い

ました。つくる会は、日本の侵略戦争の事実や従軍慰安婦問題、南京大虐殺など、旧日本軍の虐殺行為、戦争犯罪を教科書に記述するのは「自虐史観」だとし、歴史を改ざんする運動を強めてきました。

報道によりますと、申請本は、日本が引き起こした太平洋戦争を「大東亜戦争」と呼び、日本の初戦の勝利は東南アジアの人々などに独立への夢と勇気をはぐくんだとし、「戦争に善悪はつけられない」と記述しています。教科書は何よりも、真実、真理に忠実でなければなりません。歴史をゆがめる教科書の検定を認めるべきではありません。

意見書案第4号は、泊原発3号機の建設に反対するものです。

昨秋に起きた茨城県東海村のJCO臨界事故は、我が国の原子力災害史上最悪でありました。改めて原子力発電には十分な安全性の保証がないこと、未完成の危険なものであることが明確になりました。事故後の世論調査では、原発に不安を持つ人は90%に達しています。今後も原発を増設することに賛成と答えた人は10%程度にとどまっています。泊原発3号機に対する堀知事の建設容認態度は、こうした国内世論に真っ向から反対するだけでなく、原発廃止を目指す世界の流れにも逆らうものです。今こそ国民の不安や反対の意思を政治に生かすべきであり、原発推進政策を根本から見直し、安全性未確立の原発依存から抜け出して、代替エネルギーとしての風力や太陽、地熱などのクリーンな新エネルギーの開発を進めるべきです。

意見書案第5号は、高齢者の医療費負担の定率性導入に反対するものです。

国は、来年1月から70歳以上の医療費負担に原則1割の定率性を導入するとしています。案によると、病院窓口で支払う毎月の自己負担の上限を、外来で最高5,000円、入院で3万7,200円とした上で、1割定率負担とするものです。また、70歳未満についても、高額療養費の自己負担限度額を引き上げる。医療費の中の1%分を上限額に加算しているため、病気が重く、医療費がかかるほど窓口での負担が重くなる仕組みにするものです。10月から介護保険料の徴収も始まり二重の負担となり、こうした改悪の中止を求めるものであります。

決議案第1号は、公職選挙法違反の謀略選挙根絶を求めるものです。

さきの総選挙で、政党を誹謗中傷する出所不明の謀略ビラやパンフレットが小樽市内でも大量に配布されました。言うまでもなく、各種選挙は、政党や候補者が選挙法に基づいて、公約、政策を有権者に訴えその判断を仰ぐものです。違法な謀略ビラやパンフレットは、この有権者の判断を狂わせるものであり、国民主権、議会制民主主義を否定するものにつながります。根絶が求められているものであります。

皆さんの賛成をお願いし、提案説明いたします。(拍手)

議長(松田日出男) これより意見書案第1号ないし第5号、決議案第1号について一括討論に入ります。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

26番(高階孝次議員) 日本共産党を代表し、意見書案第1号ないし第5号、決議案第1号について、賛成の討論をします。

日本共産党は、去る19日、11月に開かれる党大会で論議される大会決議案を発表いたしました。マスコミでもいろいろと反響を呼んでいるところであります。

我が党は、自民党の悪政のもとで今国民が苦しんでいる問題を緊急に解決するとともに、市場万能主義に毒され

ているルールなき資本主義が永遠に続くものでなく、国民が主人公として大事にされる自由と民主主義が開く日本が必ず実現されるという確信のもとに、これからも、うまず、たゆまず努力奮闘する決意を冒頭に述べて、以下、討論を行います。

意見書案第1号、消費税引き上げに反対するものです。

今年7月の政府税調の中期答申を見ると、21世紀の税制のあり方について、消費税の引き上げ、所得税の課税最低限の引き下げ、法人事業税の全国共通の外形標準課税の導入を盛り込んでいます。特に所得税については、加藤寛前会長は、福祉目的税には反対だと、真っ正面から税率14%から15%に引き上げると言い、新しい石会長もこれを踏襲するようであります。消費税の増税は、低所得者に負担が重い逆進性を持つ福祉破壊税そのもの、さらに、中小企業の特例の縮小・廃止やインボイス方式の導入も取りざたされています。このような、低所得者、国民、中小企業を直撃する庶民増税は到底許されません。引き上げるどころか、消費税は引き下げて、当面は食料品の非課税を直ちに実施すべきです。

次は、意見書案第2号、大型ゼネコンへの公金投入を見直し、財政再建に取り組むというものであります。

今、日本の財政は645兆円の借金を抱え、実にGDPの130%に当たります。途方もない借金を抱えているのに、これまで景気対策の名をかりて大型ゼネコン奉仕の公共事業に借金を財源に公金をつぎ込んできました。その結果です。本市でも与党の皆さんはこぞってこれに賛成してきました。

去る総選挙で国民から大きな批判があり、見直しに重い腰を上げましたが、その中身は既に中断しているものが大半、どれだけの効果があるのか疑問視されています。今度の150臨時国会では、約10兆円規模の補正予算です。またぞろ中小企業が中心です。これでは財政再建はますます遠のきます。大型公共事業を抜本的に見直し、国民の生活・福祉重視に切り替えてこそ、真の財政再建、ひいては景気回復につながるものです。

意見書案第3号、新しい歴史教科書をつくる会の教科書を、検定においてこれを認めないことを求めるものであります。

今提案説明にもありましたとおり、新しい歴史教科書をつくる会は、今年の4月に中学校社会科の教科書、歴史分野、公民分野、この教科書をつくって文部省に検定を申請し、検定採択を求める運動を大々的に今広めております。また、『国民の油断』といわれる本を各教育委員会に送付したのもその一環です。これは教科書の事前宣伝、選採運動であり、独占禁止法にも触れるものであります。教科書の内容でも、今お話がありました南京の大虐殺や日本軍の従軍慰安婦など、日本の戦争犯罪を教科書に記述することは自虐的、これを削除する。こういうことで、とんでもない歴史の改ざんです。既に歴史の事実として認められているものまで、ゆがめ、削除する、つくる会の教科書は、自民党、公明党の日の丸・君が代の押しつけ、戦争のできる国づくりの国民意識の統合を図るものとして、許すわけにはいきません。過ちを再び繰り返すことはできません。

次は、意見書案第4号、泊原発3号機建設に反対のものです。

この8月、泊原発で作業員が死亡する事故がありました。医療体制、とりわけ放射能汚染体制の不備から、地元では大変な大混乱でした。北電の安全協定違反も重大です。自民党の皆さんは、いつも建設に賛成、責任持てるのでしょうか。既に原発の安全神話は崩れてしまいました。欧米では原発の建設を取りやめる。これが世界の流れになっております。ところが日本は、何回事故を起こしても建設に躍起となっております。甚だしい時代おくれです。おまけに、3号機はMOX燃料を使うといえますから、ますます危険であります。北海道知事は、住民安全を守る

責任を捨て、道民の反対を押し切って建設に同意いたしました。一方では、幌延の新地層研究所については反対のそぶりを見せております。大変わかりにくいです。

次は、意見書案第5号、70歳以上の高齢者の医療費の負担増に反対するものです。

政府は、2001年から70歳以上の高齢者の医療費を原則1割引き上げるなど、医療制度の改悪をねらっています。高齢者にとっては、10月に介護保険料の徴収が始まり、まさにダブルパンチであります。70歳以上の患者負担は、平均月額が通院現行1,540円が今度は2,340円で1.5倍、入院2万5,200円が3万7,200円とこれも1.5倍です。70歳未満でも、現行月6万3,600円の高額医療費の自己負担限度額が引き上げられます。患者の自己負担をふやし、コスト意識を喚起して医療費の抑制を図る。とんでもないことであります。すぐにも皆さん方にも降りかかる重大な問題です。

最後は、決議案第1号、公職選挙違反の謀略選挙根絶の決議案です。

去る総選挙では未曾有の謀略選挙でした。我が党攻撃の出所不明のピラが億を超えてばらまかれました。選挙を大きくゆがめ、汚すものになりました。私も物心ついてから、戦後50年をたっているわけですが、こんな謀略に満ちた、その規模においても汚れた選挙を見たことがありません。これを政府・自民党は何ら取り締まろうとしません。

我が党の攻撃については、それぞれについて去る78年党記念の講演で完膚なきまでに論破したところであります。来年は参議院選挙、次は一斉地方選挙、選挙のたびに繰返されてはかないません。この問題はひとり我が党だけの問題ではありません。議会制民主主義の根幹にかかわる問題です。主権者への冒涇でもあります。選挙が公明正大に行われなければ議会制民主主義が死んでしまいます。こんな大事なことを他党の皆さんが賛成できないというのは理解に苦みます。こんな不当なこと、不法なことにかかわりがないのであれば、なおさら我が党と一緒に賛成してはいかがですか。

以上、皆さんの賛成をお願いし、討論を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結いたします。

採決をいたす前に、自席でちょっと休憩をとります。

休憩 午後10時07分

再開 午後10時10分

議長(松田日出男) 休憩前に引き続き会議を再開し……

(「議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 高階議員。

26番(高階孝次議員) 私の発言中に、どういうことなんですか。今のようなミスがあったというのであれば、事務局は議長と連絡をとって、訂正するために休憩すべきでないですか。発言が終わってからでも。大変失礼な話ですよ、これは。立って歩いているじゃないか。失礼でないですか。

議長(松田日出男) これは気がつきましたのは、北野君がその辺からこちらに言ってくるまではこちらで気がつかなかったわけですね。ですから、採決の前に休憩をとって、皆さんの御了解を得るということで休憩をとったということです。

(「議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 高階議員。

26番(高階孝次議員) いや、これ配られたのは大分前ですよ。皆さん、目を通してのわけです。その誤りに気づいたときにはね、壇上で発言している最中にまことに失礼な話です。ここでそういうことを責めるつもりはないですけども、こういうことまあると思うんですね。ちゃんと議事運営上、発言者に迷惑かけないようにやってください。

議長(松田日出男) わかりました。

これより順次採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号ないし第5号、決議案第1号について一括採決いたします。

可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、お諮りいたします。米空母キティホーク入港の件について、北野義紀議員から緊急質問の通告があります。

北野義紀議員の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、発言を許すことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

よって、北野義紀議員の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、発言を許すことに決しました。

日程第5「緊急質問」を行います。

通告がありますので、発言を許します。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表して、キティホーク入港問題に関して緊急質問を行います。市長に伺いますが、今年の第2回定例会の私の一般質問に対し、市長は、核兵器搭載艦の小樽入港は認めないと

いう答弁をされていました。この基本的態度に変更はないか、改めてはっきりとお答えください。

マスコミの報道によれば、市長の米空母キティホークの入港条件はクリアされたとのこと。米艦の入港に当たって、市長は3つの点から入港の是非を検討するとしています。ところが、一部のマスコミでは、外務省や在札幌アメリカ総領事館から回答があったこと、貨物船の小樽への入港がおくれることなどを挙げて、米空母キティホークの小樽入港の市長の条件はクリアされたと報道しています。核兵器搭載の有無について、外務省やアメリカ総領事館から回答があったこと、キティホークとその艦載機に核兵器が搭載されているかどうかは別問題で、回答があったから核兵器がないと判断することにはなりません。当たり前のことですが、市長はこの区別をわきまえた上で判断なさるのですか。ここが大きなポイントですから、あえて伺います。お答えください。

次に、外務省の回答に関して伺います。回答が小樽市に着いたのは22日で、キティホーク特別委員会で核兵器の有無に関する私の質問が終わった後だったので、改めて伺います。

外務省の回答は、米軍艦船が我が国に寄港する場合においても、米国より核持ち込みについて事前協議が行われてない以上、米国による核持ち込みがないことについては、政府として疑いを有しておりませんと述べています。市長は、この回答をもってキティホークに核兵器は積んでいないと判断されるのかお答えください。

事前協議は、安保条約第6条の実施に関する交換公文に基づいているものです。交換公文は、合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに、日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とするとあります。これを根拠に、外務省は、事前協議がないから核兵器の持ち込みはないと一貫して主張しています。

ところが、今年の春の我が党の国会質問に続き、朝日新聞8月30日付は、「核寄港は事前協議の対象外」との大見出しで、アメリカ外交文書に明記していることを紹介しています。安保条約に関連して結ばれた非公開合意の要約で、事前協議の討論記録、マル秘とされている。この記録には次のように書かれています。

交換公文の形になった事前協議を、より正確に定義する秘密の解釈である。その趣旨は、米国が事前協議の義務を負う配置とは、核兵器と大型ミサイルの日本への持ち込みに限定するとした資料を紹介し、また、本文で、米軍機の日本への飛来、米海軍艦艇の日本領海並びに港湾への進入に関する現行の手に影響を与えるものとは解釈されないと明記していることも報道しています。難しく書いてますけれども、これは要するに、旧安保条約で核兵器を積んだ艦船の日本寄港は自由だったんです。これを1960年の安保改定のときに結ばれる条約でもそのまま認める。つまり、事前協議の対象外にするという秘密の取り決めなんです。これはアメリカ政府が公開した文書であります。

これに対する日本政府の態度はどうか。朝日新聞の問い合わせに、外務省北米局長は、日米安保条約に密約は一切存在しない。これが日本政府の一貫した立場である。こういう文書の一つ一つについて米政府に問い合わせたり、政府が調査したりすることはないとのこと。アメリカが外交文書の一切を公開しているのに、日本政府は肝心の文書は非公開です。外務省は、外交文書の公開は、作成後30年経過したものは原則公開すると言っています。ところが、今年の5月29日から、1950年代から60年代にかけての非公開の外交文書のうち752冊の一般公開を始めました。今回の文書公開は15回目ですが、今回もまた日米安保条約の改定交渉など、日本の進路、根幹にかかわる重要文書は公開されませんでした。

核兵器にかかわる問題でアメリカが日本政府との秘密の文書を公開している。もしこれがうそだと言うなら、アメリカに抗議すべき性質の外交上の重大な問題としなければなりません。ところが、日本政府は一言もアメリカ

に文句も言っていなければ抗議もしていない。一体どちらが歴史に対し正しい態度をとっているかは明白ではありませんか。この問題での市長の見解を求めます。

今年4月24日の衆議院予算特別委員会で、我が党の不破哲三委員長が河野外務大臣に、藤山・マッカーサー口頭了解の真偽をたどしました。この口頭了解は、核兵器の日本持ち込みは在日米軍の装備の変更にあたるとして、核兵器を日本に持ち込むときは事前協議を行うとの了解とされているものです。ところが、この口頭了解についての不破質問に、河野外務大臣は、日米関係の間で行われたものでないという重大な答弁をしたんです。重ねて不破委員長は、それなら口頭了解はあなたの方でうち上げではないか、こう追及したのに対し、政府側は何の反論もしませんでした。これは事実上、我が党の指摘を認めたものです。これは重大問題です。事前協議があるから核兵器が持ち込まれないという、これまでの外務省の見解は根拠が失われているのです。日本政府の外務大臣の答弁によっても失われている。アメリカが公開した日本とアメリカの秘密文書の公開によっても、これは裏づけられている。こういう問題です。

日本政府が、米艦入港に当たって核兵器を持ち込む決定的な証拠として持ち出す藤山・マッカーサー口頭了解は、国会と国民をだますために日本政府が作り上げた作文だということは明白ではありませんか。それでも市長は、外務省の事前協議がないから核兵器の持ち込みはないという回答をもって、核兵器の持ち込みはないとまたまた判断されるのかお答えください。

(発言する者あり)

自民党の席から不規則発言で、「だからどうしたんだ」と、こういう不規則発言がありました。この問題は、小樽が今、核兵器搭載可能艦を認めるかどうかの重大な瀬戸際に立っているし、市長も真剣に時間をかけて検討していると答えているんです。その市長の態度表明が、もう少しほんの後で行われるということは皆さん方も承知しているではありませんか。だから申し上げているんです。だからどうなんだというようなことは大変失礼な話です。

次は、在札幌アメリカ総領事館の回答についてです。

22日のキティホーク特別委員会終了後、アメリカ領事館から回答があり、各党に資料で配付されました。この中には、特定の艦船、潜水艦、航空機に関して、核兵器搭載の有無については論議しないと書かれています。これは、小樽市長の核兵器搭載の有無について問い合わせたのに対し、回答しないということと事実上同じことではありませんか。こんな扱いをするアメリカの回答をもって、核兵器は搭載されていないと判断することには絶対にならないと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

アメリカ総領事館の回答は、特定の艦船には核兵器が搭載されていることを事実上認めています。だからこそ米艦の入港のたびに、こうして核兵器搭載の有無を確認しなければならなくなるんです。この判断をめぐっていつも紛糾するわけですから、小樽市に非核港湾条例が制定されれば、こんなもめごと一切起こりません。

次は、貨物船との競合問題です。

キティホークと勝納埠頭1番バースが競合する貨物船フェニックスの小樽入港予定は、当初より大幅におくれるとの報道もありますが、現時点で、いつ小樽へ入港するのかお答えください。フェニックスがアメリカ・ニューオーリンズの港を出港したのは9月16日です。通常、このコースは小樽までの航海日数は28日から30日とい

われています。これは港湾部も認めています。我が党の調査によれば、フェニックスがパナマ運河を通過したのは9月24日です。通常より大幅におくれています。このままなら小樽港への入港は10月17日以降になります。なぜおくれたのか説明してください。

本日の道新の報道によれば、小樽への到着は10月18日か19日にずれ込む見通しとの報道です。この後よく聞いてください。自民党にかかわって質問しているんですから。このとおりとすれば、小樽までの航海に33日から34日もかかります。パナマ運河通過になぜ時間を要したのか、大変大きな疑問がわくんです。28日から30日と2日の幅があるのは、パナマ運河の通過に時間がかかったり、風向きによって2日くらいのおくれがあるからです。ところが、33日から34日要するというのは、これは到底納得がいきません。何らかの政治的動きがあったのではないかと疑うのは当然です。

この問題で市長にお尋ねしたいのは、22日のキティホークの特別委員会で、自民党の中村委員が、貨物船とのパッシングに関して、市長に対し、国に調整してもらいなさいと要求していました。みんな聞いてたでしょう。これを受けて市長が何らかの動きをしたのではないかという疑問を私は持ったんです。何せ与党最大会派の自民党の要求ですよ。むげに断るわけにはいかないではないですか。疑問を持つのは当たり前です。そうであれば、市長が商業優先と言いながら実際には軍事優先の態度をとっているとしか言いようがありません。本当のところをお聞かせください。

このほか、港湾荷役への影響は前回のときも相当出ました。今回も空母の一般公開を行うと米海軍は説明しているようですが、こうなれば港湾区域に大勢の人たちが押し寄せ、荷役に影響が出ることは避けられません。これらを含め、予想される事態をどのように検討されているか。荷役への影響について具体的に説明をしてください。

最後に、オーストラリア艦船の小樽入港についてです。

9月22日付で外務省から小樽市長あてに、オーストラリア海軍艦船の我が国親善訪問に便宜を図るよう要請がありました。これにどう対応されるかお聞かせください。通常は外国艦船の入港は海上保安が港則法に基づいてその是非を判断し、港湾管理者である市長にバースの手配を照会してくるのではないかと思います。今回なぜ外務省から直接要請が来たのか説明してください。

前回は指摘しておきましたが、核兵器の有無にかかわらず、これだけ頻繁に外国艦船の入港は事実上の軍港化です。オーストラリア艦船はアメリカと一体で軍事演習を行っていることもあり、港湾施設の使用は認めるべきではありません。お答えください。

再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 北野議員の質問にお答えいたします。

まず、核兵器搭載艦の小樽港入港を認めないとの点についてであります。この姿勢は我が国の国是であります。非核三原則からいっても当然であり、考えは変わっておりません。

次に、核搭載の照会についてであります。今回のキティホークの寄港計画におきましても、外務省及び在札幌米国総領事館に照会したものであり、その回答により核搭載の有無を判断しているものであり、これまで同様変わりありません。

次に、外務省からの回答についてであります。核の持ち込みにつきましては事前協議の対象となるものであり、外務省としては、米国より核持ち込みについて事前協議が行われない以上、核持ち込みがないことについて政府として疑いを有してないと言明しておりますので、核兵器の搭載はないものと考えております。

次に、新聞報道による外交文書の公開と核密約問題についてであります。ご指摘の新聞報道は承知しておりますし、また、その報道に対する外務省北米局長の発言も承知しております。ただ、外交、防衛につきましては国の専管事項でありまして、政府がいかなる密約もないと国会でも答弁しておりますので、私としてはそのことを尊重したいと考えております。

次に、米国総領事館からの回答についてであります。特定の艦船等については議論しないが、米国海軍の水上艦等には核兵器を搭載しないことが米国政府の一般的な方針であると言っておりますので、私としては外務省の回答と合わせて判断したいと考えております。

次に、貨物船エイシアン・フェニックスの入港予定についてであります。船舶代理店からは、今日現在の段階で、10月17日午後と伺っております。

次に、エイシアン・フェニックスの小樽入港についてであります。船舶代理店に確認したところによりますと、このたびの貨物船については、ニューオーリンズからパナマ運河まで4日間、パナマ運河通過に4日間程度を要していると伺っております。なぜ時間を要したかについては承知をいたしておりません。

次に、何らかの政治的動きがあったのではないかと、そういうご指摘でございますが、船舶代理店の話では、フェニックスがアメリカ・ニューオーリンズの港を出港した9月16日というのは、現地時間のことであり、時差が15時間ありますので、日本時間では9月17日に当たります。現段階における小樽港入港予定日は、先ほど申し上げました10月17日午後と聞いておりますので、30日ほどの航海日数を要することになり、当初の航海所要日数の範囲内におさまっているものと考えております。

次に、荷役への影響についてであります。キティホークの入港に伴う一般公開など、現時点では行事予定は示されておりません。仮に入港を認めることとした場合、港湾管理者としては一般公開を自粛していただくよう、在札幌総領事館に申し入れたいと考えております。また、仮に一般公開を行うということであれば、一般車両への規制や見学者用歩道の確保などを行い、荷役への影響がないよう、港湾業界や小樽警察署とも十分協議し、万全を期すべき課題であると認識しております。

次に、オーストラリア艦船の入港についてであります。米艦船の入港と同様、港湾機能への影響、入出港時の安全性とあわせて核兵器搭載の有無をオーストラリア大使館に照会するなど、対応してまいりたいと考えております。

次に、米国以外の国際親善による外国艦船の入港につきましては、大使館から外務省に親善訪問の許可を求めることとなり、これに同意した場合に外務省は入港に当たっての便宜供与の依頼を港湾管理者に出しており、今回はこれに従って依頼があったものと考えております。

次に、このたびのオーストラリア艦船の入港は国際親善を目的としていると伺っており、ただいま申し上げまし

た点3点について調査確認し、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

24番(北野義紀議員) 再質問いたします。

最初に、外務省の見解についてであります。外務省の見解は、事前協議がないから核兵器が持ち込まれてないと、従来から同じことを言ってるわけです。それを市長はそう判断するということなんです。私は、質問でも明らかにしてますけれども、市長は小樽市の市長なんですから、国言いなりでだめなんです。特に事前協議のまやかしについて、最近相次いで明らかになっているんです。だから、私は市長の判断のしやすいように、アメリカと日本政府の結んだ秘密文書、アメリカが一定の年数たったら全部公開しています。そして、日本政府はこれらの外交文書の問題についてどういう公開の態度をとっているか比較をする、そういう指摘までしているわけです。決定的には、今年4月29日の国会の質疑で、河野外務大臣が、日米間にそういうことは行われていないと答弁しているではありませんか。でっち上げでないかと言われても答弁しないんですよ。

だから、事前協議は最初から空洞化していたということはもう厳然たる事実なんです。その崩壊した事前協議にしがみついて、外務省がそう言ってるから核兵器は積んでないんだということになれば、キティホークの装備とか、あるいはその艦載機の装備その他で核兵器が積まれているのではないかとこの疑いについて、個別の審査をする、調査するということが一切しなくてもよいということになるんです。こんないいかげんなことでもいいのかどうか、外務省の見解どおりとするということは、小樽に事実上核兵器を積んだアメリカの艦船が入港しても、これを認めるということになるんです。そういうことでもいいのかどうか、これが第1点です。

第2点、ある筋から、アメリカの議会で日本に立ち寄る艦船に核兵器が積んでるかどうかが、こういうことが議論になっているのだろうか。そういう証拠があるのかという声も聞こえてまいります。

まず、この問題について指摘をしておきたいのは、6月の私の一般質問でも言いましたけれども、池田勇人総理大臣のときです。このときに、アメリカから原子力潜水艦を寄港させたいという内々の相談が日本政府に持ちかけられました。国会でこのことを聞かれて、池田総理大臣は、我が国は核の問題にいろいろあるから認められないという答弁をしたんです。アメリカ政府がびっくりしました。そこでケネディ大統領が主宰する日本への核持ち込みのための特別の会議まで設置されて、そこで議論されているんです。このことは6月に既に指摘をしているんです。

アメリカ政府の中で、日本に行く船には核兵器を積んでいると、このことは日本もちゃんと密約で認めてるではないか。なぜ今、原子力潜水艦が行くといったら断るんだといって、当時のライシャワー大使にケネディ大統領からの特命が下って、よく相談してこいということになったということは私が詳しく指摘をしているんです。だから、アメリカ政府は日本に入る艦船に核兵器が積まれているということは当たり前だということは、これはもう常識になっているんです。このことを指摘しておきます。

それで、今度はアメリカの領事館からの返答の問題です。市長の答弁は逆さまです。全文読みますから、アメリカ領事館から返事があったのはこういうことです。

「米国海軍の水上艦、攻撃潜水艦及び海軍航空機には、核兵器を搭載しないことが米国政府の一般的な方針で

す、ここからが大事なんですよ。「しかしながら、特定の艦船、潜水艦、航空機に関して、核兵器の搭載の有無については論議しない」、こう言ってるんですよ。だから、私たちが今問題にしているのは、アメリカ領事館自身の回答で認めているように、特定の艦船、潜水艦、航空機に関して、核兵器の搭載の疑いがあるからこういう回答をしているんです。このことを聞いてるんです。その前段の一般論については、これは当然の話なんですから。ですから、私は、後段の特にアメリカ領事館がこだわって回答していることについて答えなかったら、私の質問へのかみ合った答弁にはならないし、市民の皆さん方がアメリカがどういう回答を小樽市にするだろうかということで注目していることに対する回答にもなりません。改めてお答えください。

次に、オーストラリア艦船について答弁がありました。これもアメリカ艦船と同様、大使館から市長が照会した回答が来るまで返事をしない。港湾施設の使用の認可はしないということなんです。これは改めて確認しておきますので、お答えください。

それから、小樽港の港湾の安全を守る問題について、これは港湾施設管理使用条例の第16条、同じく同条例施行規則の第29条で、入出港届が義務づけられています。ところが、アメリカ艦船が入港届や出港届をするときに、大事な問題で記載がない。NILということで一蹴している。どういうことか書いてるかといえば、積載貨物の種類及び数量、非常に大事なポイントですよ。ここで何の記入ない。なしと、こんなことありますか。

だから、市長はこの問題については、弾薬は積み荷でない、装備だ。独創的な回答を行いました。私は、港則法あるいは港湾法に関連する法律や政令等に、規則に基づいて、武器・弾薬は危険物だというふうに法律でなってるんですから、こういうことをちゃんと記載をさせなさいということと言ったんですが、市長は、弾薬は船舶の装備だからと言って、逃げて返事をしない。国に回答を求めるといって問い合わせしてるけれども、1年以上たたって返事がないんです。

大砲だとか、いわゆるミサイルの発射する装置のランチャーだとか、そういうのが装備です。しかし、そこに積み込まれる武器・弾薬というのは、これは明らかに積み荷ではないですか。当たり前を聞いたって政府が返事するわけがない。だから1年以上たっても返事がないんです。ここでもうはっきりと、市長の独創的な見解は検討違いで、私の指摘する法律や政令に基づく、あるいは規則に基づく、そういう解釈に基づいて入出港届に明確に記載をさせる。空白になったら突き返して認めないということ、毅然とした態度をとっていただきたい。この入出港届については義務的条項ですから、これはアメリカといえども断るわけにはいきませんから、そういう態度をとるべきです。いかがでしょうか、お答えください。

(発言する者あり)

いや、そんなことないよ。

それから、貨物船との競合の問題について伺いますが、市長は私の聞いてることに答えてないんです。与党最大会派の自民党の議員から、貨物船とキティホークの入港がバッティングするから、国に頼んで調整してもらいなさいという要請をしたんですよ。そのことについて、市長がそれを受けて何らかの策動したのでないかと私は疑ってるんです。だけど、私はしてないとか、してるとか、そういう話は何もないんです。代理店に聞いた話だけを人ごとみたく答えてるから、これはかみ合っていないので、答えてください。

とりあえず、そういうことを質問しておきます。

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

市長(山田勝麿) 再質問にお答えをいたします。

入出港届については港湾部長から答えさせます。

1点目の、市長の判断として自主的に判断せいと、こういうようなことでございますけれども、先ほどちょっとお答えしましたけれども、いわゆる外交、安全保障の問題については国の専管事項でありますから、そういう観点で日本政府とアメリカの間で結びました条約、協定というのは、そのとおり履行されているものと私どもとしては考えておりますし、したがって、米国による核持ち込みがないと、こういうふうに政府が言っているわけですから、それはもう持ち込みがないと考えざるを得ないと、こう思います。

それから、アメリカ政府の関係はご指摘ですから、ご指摘として受けとめておきます。

それから、領事館の回答でございますけれども、領事館の方としては、特定艦船については議論しませんけれども、政府の一般方針として艦船には核を搭載しないということを言明しておりますし、米国政府は日本人の核兵器に対する特別な感情についても十分理解していると、安全保障条約に基づいて義務を忠実に履行していると、こういうふうに言っておりますし、政府の非核三原則の問題からいって、それはもう当然核は搭載していないものと思っております。

それから、オーストラリアの艦船につきましては、何回も申し上げましたとおり、3点の問題について、入出港の安全性、港湾荷役等の影響の問題、核兵器の問題等について確認をしたいと、こう思っております。

それから、最後に調整の問題ですけれども、これは私どもとして調整すべき問題ではないと、こう思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 港湾部長。

港湾部長(兵藤公雄) ただいまご指摘のありました入出港届の件についてでございますけれども、私ども、先ほどお話のございましたように、国にも貨物の取り扱いにつきまして照会しておるところでございますし、私どもとしましては、その回答を待って正式に認識したいと、このように思っております。

以上です。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

24番(北野義紀議員) 市長は、外務省その他の問題について、専管事項だからといって、再三そういうことをおっしゃって逃げています。しかし、これは国から要請されて小樽に核兵器搭載可能艦の港湾施設利用を認めるかどうか、市長が態度を問われている問題だから聞いているんです。私は国会議員でないから、国の根本方針についてあれこれ議論していいわけではありません。国から依頼されてパースの手配をどうするかということで態度が問われているんでしょう。だから聞いているんですよ。だから、それについて、いろいろ私が指摘した問題にかかわって、踏み込んでお答えをいただきたい。

特にですね、周辺事態安全確保法の第9条に基づくさまざまな自治体や民間の協力、これについて多くの自治体

から疑問が寄せられました。これに対して内閣危機管理室などが中心になってお答えをしてるわけなんです。ここでは明確にですね、国からそういう要請があっても、自治体が正当な理由があれば断っていいというふうに言ってるんです。これは何も国の専管事項で地方自治体が口出してはならないと、国の言ったことに外交にかかわる一切のことは全部従えと、自民党の皆さんは、安保条約があるから仕方がないとか、地位協定があるから仕方がないと言ってるけれども、政府自身の回答はそうになってないんですよ。これはよく承知しておいてください。だから、そういうことを踏まえて小樽市の対応が非常に大事なんだということを私は言ってるわけなんです。だから、前段でる説明した、そういう指摘に基づいて、市長自身がこの問題を小樽市長としてどう判断されるかということが問われてるわけですから、この問題についてお答えをいただきたい。

それから、2つ目は、全体として市長の答弁聞いてますと、明日なり明後日なり、どういう形で行うかわかりませんが、市長のこの問題での態度表明については危惧を一層持つわけです。結局、巨大空母キティホークを認めるのではないかという心配がますます強まっています。私が理を尽くして、そういうわけだから、核兵器積んでから入れてはならないということをキティホーク特別委員会以来一貫して言ってるわけなんです。それを無視してキティホークを入れるということになると、全国の民間港でインディペンデンス入った港は小樽だけ。今度キティホークが入れば、これも小樽だけなんです。こういう民間港で小樽が巨大空母の受け入れを二度にわたって認めるということは、どういう重大な意味を持つか。周辺事態安全確保法などで、いざというとき、日本有事のときですね、小樽が真っ先に協力依頼を求められるということになるではありませんか。だから、ここで毅然とした態度をとらないと取り返しのつかないことになるということです。

それと、この問題にかかわってもう1つは、キティホークは間もなく退役なんです。この後は巨大空母は原子力空母が今建造中です。原子力空母は今就航しているのはエンタープライズだけですが、これが後継艦となるのではないんです。新造船がなるといふふうにアメリカ政府は発表しているんです。今度は、こういう事態を二度も何だかんだいって認めるということになると、今度は同じ規模の原子力空母を認めるということにつながっていくんですよ。そういうことでいいのかということも問われているわけで、この問題についてもお答えをいただきたい。

それから、オーストラリア艦船の問題について、大使館から返事があるまで港湾施設の使用を認めないかどうかということについて明確な回答がなかったので、改めてお答えいただきたい。

それから、港湾部長にお尋ねしますが、入出港届の問題でありますけれども、これからよく聞いて対応するといふふうに答えられました。これは注目すべき答弁だと思うんです。従来と違う対応を港湾部としてとるのか、そういうことを私は期待するわけですが、この問題について踏み込んだ答弁をお答えいただきたい。

最後に、市長が答弁されたように、貨物船とキティホークのバッシングの問題について、国に調整を依頼する筋合いではないという趣旨のお答えがありました。幾ら最大与党、最大の会派である自民党からの要望でも、理に合わなければお断りするというのが山田市長の政治姿勢だと、そういう面もあるということを私は確認して終わります。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 大分演説がありましたので、どの部分が質問かちょっとわからない部分があるものですから、的外れるかもしれませんが、御理解願いたいと思います。

先ほど申し上げておりますけれども、やはり外交、安全保障の問題は、だれが何と言っても国の専管事項ですから、それはもうそのとおりで、この問題について市長の立場が問われているというようなお話でございますけれども、やはり私どもとしては、地方自治体の首長としてはですね、国がそういう国と国との約束をしているわけですから、そこで持ち込みがないというふうに言われている以上、それを信ずるよりほかにないだろうと、こう思います。

それから、周辺事態法の関係で話がありましたけれども、それに関連したお話だと思いますが、有事の際、小樽が標的になるのではないかなというようなお話がありました。有事の際、いつどんな事態が起きるかわかりませんが、多分ないと、ないことを期待しておりますけれども、友好親善ということでの入港でございますから、これはいわゆる平時の場合でございますから、それは、先ほどから申し上げているとおり何点かの確認をして、確認ができれば受け入れてもいいのではないかと、こういうふうに思っております。

それから、キティホークの問題で、次は原子力空母でないかと、これも何かかかわっておりますけれども、これは次のことについてはまだ何も申し上げられませんので、コメントは避けたいと思います。

それから、オーストラリア艦でございますけれども、オーストラリアにつきましては非核の国ですから、多分核はないと思いますけれども、一応念のためですね、相手に失礼にならないように一応照会はさせていただいております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 港湾部長。

港湾部長（兵藤公雄） 先ほどお答えいたしました入港届でございますけれども、私どもといたしましては、荷物の積みおろしが伴わなければ装備品という解釈はしておりますので、このことについて国の方の考え方がどうなのかということで照会しておりますので、この回答を待ってですね、先ほどお話ししたように、私どもの考え方が正しいというか、認識でいいのかどうかということを含めて、回答を待ってから私どもも再度認識していきたいと、このように思っております。

以上です。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

24番（北野義紀議員） ただいまの市長並びに港湾部長の答弁の多くについて納得がいきません。市長の近々発表する態度いかんによっては、臨時会で議会としても真剣に、さらに踏み込んで議論する必要があるのですが、私は市長の態度表明いかんによっては各党の皆さんに改めて臨時会の開会を呼びかけたいということを申し上げます。

議長（松田日出男） 北野議員の緊急質問を終結いたします。

以上をもって本定例会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

第3回定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後10時59分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

副議長 佐藤利次

議員 見楚谷登志

議員 北野義紀

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案 ・ 決議案

平成12年小樽市議会第3回定例会議決結果表

請願 ・ 陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配付分）

（１）木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成１２年５月～７月分の各会計例月出納検査について報告があった。

（２）平成１２年第２回定例会において採択と決定し、関係先に送付した請願、陳情の処理経過について次のとおり報告があった。

請願第１６号「認可外保育所「こどもの森 おひさま」への補助金支給方について」は、去る７月１９日（水）に市議会第２回定例会で請願が採択されたことを報告し、補助金の交付要件、支出基準、支給方法を説明し同時に施設側における規約の整備、補助金請求時の必要書類の整備方要請を行ってきたところであります。

陳情第４０号「広告アーチの移設又は撤去方について」は、所有者であります花園３丁目町会と撤去の方針で協議中であります。陳情者に対しても協議の結果を踏まえ対応する機会を予定しております。

今定例会に提出された意見書案

平成12年
小樽市議会

第3回定例会 意見書案第1号

消費税率の引き上げに反対する意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	中島麗子
	同	新谷とし
	同	古沢勝則
	同	北野義紀
	同	西脇清
	同	高階孝次

政府税制調査会は、この7月に答申を出し、消費税率引き上げのルールを敷こうとしています。加藤寛前税調会長は、「景気回復後消費税率を10%にする」とか、「将来的には、15%以上への引き上げは避けられない」と発言しています。

これを裏付けるかのように森首相は、「今後の検討課題」と税率引き上げを否定しておりません。

仮に10%への引き上げならば4人家族で年間40万円、15%なら80万円の負担で、国民生活の堪えがたい負担をかぶせるとともに、景気をさらに冷え込ませることになります。

税率引き上げをやめ、食料品非課税をただちに実施し、国民生活を守り、景気回復を図ることは緊急の課題です。

よって本市議会は、政府並びに関係省庁が、消費税率の引き上げを行わないよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年9月27日

小樽市議会

(議決結果 平成12年9月27日 否決)

平成12年
小樽市議会 第3回定例会 意見書案第2号

大型ゼネコンへの公金投入を見直し財政再建に取り組むことを求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 中 島 麗 子
同 新 谷 と し
同 古 沢 勝 則
同 北 野 義 紀
同 西 脇 清
同 高 階 孝 次

政権与党は景気対策として、2001年度予算でも大型ゼネコン向けの公共事業に多額の税金投入を計画しています。

しかし、国債の大量発行を大きな財源として、大手ゼネコンへの予算を組むことそのものが、国の財政難の大きな原因です。また、大型ゼネコン向け公共事業が、雇用や経済性の面でもその効果が減少しており、「公共事業の見直し」が政治課題になっています。

北海道の日高横断道路は1980年代に計画された全長103キロの計画ですが、20年たっても4キロしか進まず、当初総事業費297億円の予算が既に国と道あわせて420億円を消化しています。今後、少なくとも道と国で1,275億円の投入が計画されていますが、現在では周辺国道の存在で必要性が疑問視され、自然保護、環境保護の点からも建設中止を求める声が上がっています。

このような採算も環境も、必要性や国民の意見を無視した大型ゼネコン事業を、がむしゃらに遂行しようとする背景には、アメリカの要求を受けた630兆円にのぼる「公共投資基本計画」があります。まず、公共事業総額が決められ、そこへ事業をあてはめて消化していきだけの公共事業決定の仕組みが、大型プロジェクト中心のムダと浪費を生みだし、国と地方の財政状況を悪化させる原因となっています。

財政再建のためには、こうした計画は廃止し、大型公共事業を全体的に見直し、計画的に縮減していく必要があります。そして、公共事業を決定するしくみを住民の要求や必要性から出発するものにかえ、国民生活密着型の公共事業に重点を移していくよう国に求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年9月27日
小 樽 市 議 会

(議決結果 平成12年9月27日 否決)

平成12年
小樽市議会 第3回定例会 意見書案第3号

「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書の検定を認めない意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	中島麗子
	同	新谷とし
	同	古沢勝則
	同	北野義紀
	同	西脇清
	同	高階孝次

「新しい歴史教科書をつくる会」では、今年4月に2002年4月から使用の中学校教科書歴史的分野を作り、文部省に検定の申請を行いました。

「つくる会」では、日本の侵略戦争の事実や従軍慰安婦問題・南京大虐殺など旧日本軍の残虐行為、戦争犯罪を教科書に記述するのは「自虐史観」だとし、歴史を改ざんする運動を強めてきました。

マスコミ報道によると、申請本は、日本が引き起こした太平洋戦争を「大東亜戦争」と呼び、「日本の緒戦の勝利」は東南アジアの人々などに「独立への夢と勇気を育んだ」とし、「戦争に善悪はつけがたい」と記述しています。「つくる会」は、この教科書の検定と採択のために「国民運動」と称し、各地で運動を強め、教育委員会などに干渉しています。

教科書は何より真理、真実に依拠したものでなければなりません。歴史の真実を歪める教科書の検定を認めないよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年9月27日
小樽市議会

(議決結果 平成12年9月27日 否決)

平成12年
小樽市議会 第3回定例会 意見書案第4号

泊原発3号機の建設に反対する意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	中島麗子
	同	新谷とし
	同	古沢勝則
	同	佐々木勝利
	同	北野義紀
	同	西脇清
	同	高階孝次

昨年秋に起きた茨城県東海村のJCO臨界事故は、我が国の原子力災害史上最悪のもので、改めて原子力発電には十分な安全性の保障がないこと、「未完成」の技術としての欠陥や危険性を明らかにしました。

事故後の世論調査では、原発に不安を感じる人は9割にのぼり、今後も原発を増設すべきと答えた人は1割程度にしか過ぎません。

泊原発3号機に対する北海道知事の建設容認態度は、こうした国内世論に真っ向から反するだけでなく、原発廃止をめざす世界の流れにも逆らうものです。

ドイツでは、政府と電力会社が2020年を目処に原発全廃で基本合意、オーストリアは原発廃止を憲法に明記、スウェーデンのように原発廃止の手続きを定めた法律が制定されるなど、原子力発電からの離脱は欧米を始めとして世界の大きな流れとなっています。

いまこそ国民の不安や反対の意思を政治に生かすべきです。原発推進政策を根本から見直し、原発依存から抜け出すために、代替エネルギーとしての風力・太陽熱・太陽光・地熱・バイオマス(生物資源)・小規模水力など、クリーンな新エネルギーの開発を進めるべきです。

よって、泊原発3号機の建設については強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年9月27日
小樽市議会

(議決結果 平成12年9月27日 否決)

平成12年
小樽市議会 第3回定例会 意見書案第5号

70歳以上の高齢者の医療費負担の定率制導入に反対する意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	中島麗子
	同	新谷とし
	同	古沢勝則
	同	渡部智
	同	北野義紀
	同	西脇清
	同	高階孝次

政府は2001年1月から70歳以上の高齢者の医療費負担に原則1割の定率制を導入し、患者負担を引き上げる方針を明らかにしました。

当初、今年7月から実施する予定でしたが、総選挙で国民の批判を避けるために半年遅れにしたものです。

政府案によると、病院窓口で支払う毎月の自己負担の上限を、外来で最高5,000円、入院で37,200円とした上で、1割定率負担とする内容です。

また、70歳未満についても、高額療養費の自己負担限度額を引き上げ、医療費の中の1%分を上限額に加算していくため、病気が重く医療費がかかるほど、窓口での負担が重くなる仕組みになります。

高齢者にとっては10月に介護保険料の徴収が始まるため、医療保険の負担増は二重の負担を強いるものになります。

改悪案は、患者の自己負担額の増額により、コスト意識を喚起し、医療費の抑制を図ろうとするものであり、到底認められるものではありません。

政府は、高齢者の医療・福祉の後退につながる70歳以上の高齢者の医療費負担の定率制導入の制定は、ただちにやめることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年9月27日
小樽市議会

(議決結果 平成12年9月27日 否決)

平成12年
小樽市議会 第3回定例会 意見書案第6号

道路整備の促進と財源確保等に関する意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 大 島 護
同 古 沢 勝 則
同 新 野 紘 巳
同 武 井 義 恵
同 高 橋 克 幸

道路は、国民生活の向上と経済発展を図る上で最も基本となる社会資本であり、特に広域分散型社会を形成する北海道において、地域間交流の推進と地域の活性化を図るためには、根幹となる幹線道路から市民生活に密着した市町村道にいたる道路網を、なお一層促進する必要があります。

また、これまで円滑な交通の確保に向けて道路整備を実施してきましたが、交通事故削減対策の充実や、高齢化社会を迎え多様化する市民ニーズに応えるため、人に優しいみちづくりを進めていかなければなりません。

よって、政府においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 道路整備計画の達成に必要な財源の確保が図られるよう配慮すること。
- 2 安全で快適な道路環境づくりのため、市道等の重点整備を促進すること。
- 3 本道の冬期交通の安全を確保するため、新たな積雪寒冷特別地域道路交通確保計画を策定し、その実施に必要な予算額の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年9月27日
小 樽 市 議 会

(議決結果 平成12年9月27日 全会一致可決)

平成12年
小樽市議会 第3回定例会 意見書案第7号

北海道の地域性や様々な困難を抱えた生徒の実態をふまえ、地域の高校を守り
発展させていくために「公立高等学校配置の基本指針と見直し」を見直すこと
を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松本 聖
同 見楚谷 登志
同 佐々木 勝利
同 北野 義紀
同 斉藤 陽一良

今日の教育をめぐる困難の克服のために、文部省が策定する第7次（高校6次）教職員定数の改善計画に30人
学級が盛り込まれるかどうか、大変重要な状況になっています。

そのようなときに、北海道教育委員会が発表した「公立高等学校配置の基本指針と見直し」は、生徒が減少して
いるという理由で経済効率を優先し、文部省の計画策定の前に、北海道独自で高校をリストラしようとするもので
す。これは、30人学級が実現すれば、全く状況が変わることがはっきりしています。

へき地が多く小規模の学校・学級が多い北海道の地域性と、様々な困難を抱えた生徒達の実態をふまえ、地域
の高校を存続させる方向で行政は責任を果たすべきです。

北海道教育委員会は、「公立高等学校配置の基本指針と見直し」を見直し、北海道独自の取り組みを行い、教育
条件整備、教職員の定数増に努めてくださるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年9月27日
小樽市議会

（議決結果 平成12年9月27日 全会一致可決）

平成12年
小樽市議会 第3回定例会 意見書案第8号

自然エネルギー発電の促進を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 大竹 秀文
同 齊藤 裕敬
同 渡部 智
同 西脇 清
同 齊藤 陽一良

人類と地球環境の持続的発展を目指して、平成9年12月に京都で開催された国連気候変動枠組み条約締約国会議で交わされた京都議定書において、我が国は、国際的公約として、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減目標を決定したところであります。我が国は、この削減目標を達成するために、効果的な地球温暖化対策を実施するなど、最大限の努力をしなければならないことは言うまでもありません。

原発ではなく、風力、太陽光・熱、バイオマス、小水力、波力、潮力などのいわゆる環境負荷が小さい自然エネルギーによる発電を積極的に開発し、その普及を図ることは、いまや喫緊の課題となっています。

欧米においては、再生可能な自然エネルギー等による発電の開発を促進するため、電力の買い取り制度などを法制化するなど、国による必要な支援策を講じているものです。

一方、我が国では電力会社が自然エネルギーによる電力を自主的に購入しているものの、自然エネルギーによる発電の開発促進に向けての国の財政支援などを定めた法制度が確立されていないのが現状であります。自然エネルギーの開発促進のためには、国の助成と支援が不可欠であり、そのための法制度を一刻も早く確立すべきであります。

よって、政府におかれましては地球温暖化防止の趣旨を踏まえ、地域活性化にも貢献する自然エネルギー発電の促進を積極的に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年9月27日

小樽市議会

(議決結果 平成12年9月27日 全会一致可決)

平成12年
小樽市議会 第3回定例会 意見書案第9号

「あっせん利得罪法」の実効ある制定を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 横田久俊
同 大畠護
同 新谷とし
同 佐々木勝利
同 秋山京子

国民の政治に対する信頼の回復のために、現在ほど政治や行政に関して公正さや透明化が求められているときはありません。そうした中で、先に、中尾栄一元建設大臣が「受託収賄罪」の容疑で逮捕されるとともに、金融機関を監督する立場にある金融再生委員会の長が特定金融機関との不正な関係から、相次いで更迭に追い込まれるなど、極めて遺憾な事態が続いています。

こうした政治腐敗の起きる背景として、「口利き等のあっせん行為の見返りに報酬を求めることは当然」とする政界における長年の悪しき風潮があることが指摘されており、政治家と企業等の関係のあり方において、一層厳しい問い直しが求められています。

政治家の口利き等のあっせん行為そのものは、通常政治活動の範疇に属するものであるがその見返りとして報酬を受け取ることは、賄賂というべきであり、決して許容されるべきではありません。既に政治家等が自分の地位を利用して、他の公務員に不正をするようあっせんし、その見返りに賄賂を受け取った場合に処罰する「あっせん収賄罪」が刑法において定められています。他の公務員に不正行為をさせる旨の請託を受けてあっせんをしたことが犯罪成立の要件となっていることから、実際、密室でなされる請託そのものを証明することは極めて困難であり、その限界が指摘されています。

政府においては、私設秘書など第三者供与を含めた規定を設け、政治家の範囲や犯罪構成要件の明確化等を図ったうえで、請託や職務権限の制限をはずし、あっせん報酬に非財上の利益を含め、口利き等のあっせん行為による不当な利得を受け取った者を処罰する(仮称)「あっせん利得罪法」を早期に実効ある制定をするよう、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年9月27日
小樽市議会

(議決結果 平成12年9月27日 全会一致可決)

平成12年
小樽市議会

第3回定例会 決議案第1号

公職選挙法違反の謀略選挙根絶に関する決議案

提出者	小樽市議会議員	中島麗子
	同	新谷とし
	同	古沢勝則
	同	北野義紀
	同	西脇清
	同	高階孝次

先の総選挙で、政党を誹謗中傷する出所不明の謀略ビラ・パンフレットが、小樽市内の各所に大量に配布されました。

このビラ・パンフレットは、「公職選挙法違反の疑いがある」と小樽市選挙管理委員長も議会で答弁しています。

言うまでもなく、各種選挙は政党や候補者が、公約・政策を選挙法に基づいて、正々堂々と有権者に訴え、投票という形で判断を仰ぐものです。この判断に従って国政や地方政治が行われなければなりません。ところが謀略ビラ・パンフレットは、この有権者の判断を狂わせ、憲法の基本原則である国民主権をゆがめる暴挙です。

よって本市議会は、国民主権、議会制民主主義を守るため、謀略選挙を根絶し公職選挙法に基づく、公正で民主的な選挙運動を行うことを宣言し、決議するものです。

平成12年9月27日

小樽市議会

(議決結果 平成12年9月27日 否決)

平成12年小樽市議会第3回定例会議決結果表

会期 平成12年9月6日～平成12年9月27日(22日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
第1号	平成12年度小樽市一般会計補正予算	12.9.6	市長	12.9.13	予算	12.9.21	可決	12.9.27	可決
修正案第1号	平成12年度小樽市一般会計補正予算修正案	12.9.21	議員	(12.9.21)	(予算)	(12.9.21)	(否決)	12.9.27	否決
第2号	平成12年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	12.9.6	市長	12.9.13	予算	12.9.21	可決	12.9.27	可決
第3号	平成12年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算	12.9.6	市長	12.9.13	予算	12.9.21	可決	12.9.27	可決
第4号	平成12年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計補正予算	12.9.6	市長	12.9.13	予算	12.9.21	可決	12.9.27	可決
第5号	平成12年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	12.9.6	市長	12.9.13	予算	12.9.21	可決	12.9.27	可決
第6号	平成12年度小樽市下水道事業会計補正予算	12.9.6	市長	12.9.13	予算	12.9.21	可決	12.9.27	可決
第7号	平成11年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第8号	平成11年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第9号	平成11年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第10号	平成11年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第11号	平成11年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第12号	平成11年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第13号	平成11年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第14号	平成11年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
第15号	平成11年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第16号	平成11年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第17号	平成11年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第18号	平成11年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第19号	平成11年度小樽市小樽築港駅前地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第20号	平成11年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第21号	平成11年度小樽市病院事業決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第22号	平成11年度小樽市水道事業決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第23号	平成11年度小樽市下水道事業決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第24号	平成11年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	12.9.6	市長	12.9.13	決算	12.9.13	継続審査	12.9.27	継続審査
第25号	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案	12.9.6	市長	12.9.13	厚生	12.9.25	可決	12.9.27	可決
第26号	小樽市職員定数条例等の一部を改正する条例案	12.9.6	市長	12.9.13	厚生	12.9.25	可決	12.9.27	可決
第27号	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	12.9.6	市長	12.9.13	総務	12.9.25	可決	12.9.27	可決
第28号	小樽市旅費条例の一部を改正する条例案	12.9.6	市長	12.9.13	総務	12.9.25	可決	12.9.27	可決
第29号	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案	12.9.6	市長	12.9.13	経済	12.9.25	可決	12.9.27	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
第30号	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	12.9.6	市長	12.9.13	予算	12.9.21	可決	12.9.27	可決
第31号	住民訴訟に係る弁護士費用の公費負担について	12.9.6	市長	12.9.13	予算	12.9.21	可決	12.9.27	可決
第32号	市道路線の認定について(明峰高校向通線)	12.9.6	市長	12.9.13	建設	12.9.25	可決	12.9.27	可決
第33号	小樽市在宅介護サービス利用奨励手当支給条例案	12.9.6	議員	12.9.13	予算	12.9.21	否決	12.9.27	否決
第34号	小樽市非核港湾条例案	12.9.6	議員	12.9.13	米空母キティホーク入港に関する調査特別委	12.9.22	否決	12.9.27	否決
第35号	小樽市教育委員会委員の任命について	12.9.27	市長	——	——	——	——	12.9.27	同意
第36号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12.9.27	市長	——	——	——	——	12.9.27	同意
報告第1号	専決処分報告(破損事故に係る損害賠償額)	12.9.6	市長	——	——	——	——	——	——
報告第2号	専決処分報告(介助事故に係る損害賠償額)	12.9.6	市長	——	——	——	——	——	——
報告第3号	専決処分報告(破損事故に係る損害賠償額)	12.9.6	市長	——	——	——	——	——	——
報告第4号	専決処分報告(交通事故に係る損害賠償額)	12.9.6	市長	——	——	——	——	——	——
意見書案第1号	消費税率の引き上げに反対する意見書(案)	12.9.27	議員	——	——	——	——	12.9.27	否決
意見書案第2号	大型ゼネコンへの公金投入を見直し財政再建に取り組むことを求める意見書(案)	12.9.27	議員	——	——	——	——	12.9.27	否決

議案 番号	件名	提出 年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
意見書案 第3号	「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書の検定を認めない意見書(案)	12. 9. 27	議員	——	——	——	——	12. 9. 27	否決
意見書案 第4号	泊原発3号機の建設に反対する意見書(案)	12. 9. 27	議員	——	——	——	——	12. 9. 27	否決
意見書案 第5号	70歳以上の高齢者の医療費負担の定率制導入に反対する意見書(案)	12. 9. 27	議員	——	——	——	——	12. 9. 27	否決
意見書案 第6号	道路整備の促進と財源確保等に関する意見書(案)	12. 9. 27	議員	——	——	——	——	12. 9. 27	可決
意見書案 第7号	北海道の地域性や様々な困難を抱えた生徒の実態をふまえ、地域の高校を守り発展させていくために「公立高等学校配置の基本指針と見直し」を見直すことを求める意見書(案)	12. 9. 27	議員	——	——	——	——	12. 9. 27	可決
意見書案 第8号	自然エネルギー発電の促進を求める意見書(案)	12. 9. 27	議員	——	——	——	——	12. 9. 27	可決
意見書案 第9号	「あっせん利得罪法」の実効ある制定を求める意見書(案)	12. 9. 27	議員	——	——	——	——	12. 9. 27	可決
決議案 第1号	公職選挙法違反の謀略選挙根絶に関する決議案	12. 9. 27	議員	——	——	——	——	12. 9. 27	否決
その他 会議に 付した 事件	経済の活性化について(経常任委員会所管事項)	——	——	——	経済	12. 9. 25	継続 審査	12. 9. 27	継続 審査

()にある修正案第1号は、平成12年9月21日に予算特別委員会へ提出され否決されたものである。

請願 ・ 陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委員会		本会議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
7	30人学級の早期実現を求める意見書提出方について	11.9.9	12.9.25	採 択	12.9.27	採 択

陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委員会		本会議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
1	星野町における公的避難所設置方について	11.5.19	12.9.25	不採択	12.9.27	不採択
2	銭函地区における教育環境の整備方について	11.5.19	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	12.1.13	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
41	松ヶ枝中学校通学路整備による安全確保方等について	12.8.25	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査

経済常任委員会

陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委員会		本会議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	11.9.8	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
48	「じん肺被災者の救済とじん肺根絶に関する意見書」提出方について	12.9.19	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査

厚生常任委員会

請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	11.6.30	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
12	介護保険における「移送サービス」実施方等について	12.2.21	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
14	認可外保育所の補助金増額方等について	12.3.2	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
39	重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反对方について	12.9.26	——	——	12.9.27	継続審査

陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
23	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	11.12.9	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
46	天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について	12.9.12	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査

建設常任委員会

請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
11	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	11.12.13	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
13	市道桜1号線及び2号線のロードヒーティング敷設方について	12.2.23	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
15	市道堺学校下通線のロードヒーティング敷設方等について	12.3.7	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査

陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	11.5.19	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	11.5.28	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	11.6.1	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	11.6.23	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	11.6.23	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	11.6.24	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	11.6.25	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	11.6.29	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
13	長橋3丁目21番・22番付近道路の整備方等について	11.6.29	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
21	JR函館本線柁里沢踏切の拡幅改良要請方等について	11.12.7	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	11.12.10	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
25	オタモイ3丁目陸橋通線の側溝整備方について	11.12.10	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
29	市道桜17号線の除排雪方について	12.1.11	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
43	花園銀座3丁目市道大通線の整備方について	12.9.4	12.9.25	継続審査	12.9.27	継続審査
47	最上1丁目への公園建設方について	12.9.13	12.9.25	不採択	12.9.27	不採択

予算特別委員会

陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
4 2	「小樽市中学校適正配置計画実施計画」延期方について	12 . 8 . 29	12 . 9 . 21	不採択	12 . 9 . 27	不採択
4 4	「小樽市中学校適正配置計画実施計画」白紙撤回方について	12 . 9 . 6	12 . 9 . 21	不採択	12 . 9 . 27	不採択

米空母キティホーク入港に関する調査特別委員会

請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1 7	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
1 8	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
1 9	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
2 0	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
2 1	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
2 2	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
2 3	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
2 4	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
2 5	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
2 6	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
2 7	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
2 8	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
2 9	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
3 0	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
3 1	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
3 2	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
3 3	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択
3 4	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12 . 9 . 12	12 . 9 . 22	不採択	12 . 9 . 27	不採択

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
35	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12.9.12	12.9.22	不採択	12.9.27	不採択
36	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12.9.12	12.9.22	不採択	12.9.27	不採択
37	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12.9.12	12.9.22	不採択	12.9.27	不採択
38	米空母キティホークの小樽港寄港を容認しないことを求める請願について	12.9.12	12.9.22	不採択	12.9.27	不採択

陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
45	米空母「キティホーク」小樽港入港反対方について	12.9.12	12.9.22	不採択	12.9.27	不採択